

令和6年11月定例会

総務委員会

予算決算委員会（総務分科会）

会議録

長崎県議会

目 次

(11月26日〔委員間討議〕)

1、開催日時・場所	1
2、出席者	1
3、経過	
《委員会》	
審査内容等に関する委員間討議（協議）	1

(第1日目)

1、開催日時・場所	2
2、出席者	2
3、審査事件	3
4、付託事件	3
5、経過	

(警察本部)

《分科会》

警務部長予算議案説明	4
予算議案に対する質疑	4
予算議案に対する討論	4

《委員会》

警務部長総括説明	5
議案に対する質疑	7
議案に対する討論	9
決議に基づく提出資料の説明	9
議案外所管事項に対する質問	9

(出納局・各種委員会事務局)

《分科会》

会計管理者予算議案説明	23
監査事務局長予算議案説明	23
労働委員会事務局長予算議案説明	24
議会事務局長予算議案説明	24
予算議案に対する質疑	24
予算議案に対する討論	24

《委員会》

会計管理者所管事項説明	25
人事委員会事務局長所管事項説明	25
決議に基づく提出資料の説明	26
議案外所管事項に対する質問	26

(第2日目)

1、開催日時・場所	29
2、出席者	29
3、経過	
(企画部)	
《分科会》	
企画部長予算議案説明	29
予算議案に対する質疑	29
予算議案に対する討論	30
《委員会》	
企画部長所管事項説明	30
決議に基づく提出資料の説明	32
陳情審査	33
議案外所管事項に対する質問	33

(第3日目)

1、開催日時・場所	55
2、出席者	55
3、経過	
(地域振興部)	
《分科会》	
地域振興部長予算議案及び報告議案説明	55
予算議案及び報告議案に対する質疑	56
予算議案及び報告議案に対する討論	56
《委員会》	
地域振興部長総括説明	57
決議に基づく提出資料の説明	61
県庁舎跡地活用室長補足説明	61
陳情審査	63
議案外所管事項に対する質問	63

(第4日目)

1、開催日時・場所	100
2、出席者	100
3、経過	
(秘書・広報戦略部、総務部、危機管理部)	
《分科会》	
秘書・広報戦略部長予算議案説明	101
総務部長予算議案説明	101
危機管理部長予算議案説明	101
予算議案に対する質疑	101
予算議案に対する討論	101
《委員会》	
総務部長総括説明	102
秘書・広報戦略部長所管事項説明	105
危機管理部長所管事項説明	106

債権管理室長補足説明	1 0 8
議案に対する質疑	1 0 9
議案に対する討論	1 1 0
決議に基づく提出資料の説明	1 1 0
ながさきPR戦略課長補足説明	1 1 1
防災企画課長補足説明	1 1 4
陳情審査	1 1 5
議案外所管事項に対する質問	1 1 5
委員間討議	1 5 2
閉会あいさつ	1 5 2

(12月19日〔追加上程予算議案審査〕)

1、開催日時・場所	1 5 5
2、出席者	1 5 5
3、経過	

(企画部、危機管理部、地域振興部)

《分科会》

企画部長予算議案説明	1 5 6
危機管理部長予算議案説明	1 5 6
地域振興部長予算議案説明	1 5 7
消防保安室長補足説明	1 5 7
土地対策室長補足説明	1 5 8
次長兼交通政策課長補足説明	1 5 8
追加予算議案に対する質疑	1 5 9
追加予算議案に対する討論	1 7 0

(総務部)

《分科会》

総務部長予算議案説明	1 7 1
追加予算議案に対する質疑	1 7 1
追加予算議案に対する討論	1 7 1

・審査結果報告書	1 7 2
----------------	-------

(配付資料)

- ・分科会関係議案説明資料
- ・委員会関係議案説明資料
- ・追加上程予算議案説明資料

1 1 月 2 6 日
(委員間討議)

1、開催年月日時刻及び場所

令和6年11月26日

自 午後 1時30分
至 午後 1時33分
於 委員会室 1

2、出席委員の氏名

委 員 長	石本 政弘 君
副 委 員 長	富岡 孝介 君
委 員	小林 克敏 君
〃	浅田ますみ 君
〃	松本 洋介 君
〃	吉村 洋 君
〃	坂本 浩 君
〃	大場 博文 君
〃	宮本 法広 君
〃	まきやま大和 君
〃	湊 亮太 君

3、委員外出席議員の氏名

な し

4、審査の経過次のとおり

— 午後 1時30分 開会 —

【石本委員長】 ただいまから、総務委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。

まず会議録署名委員を、慣例によりまして、私から指名させていただきます。

会議録署名委員は、小林委員、吉村委員の、ご両人をお願いいたします。

次に、審査の方法について、お諮りいたします。

本日の委員会は、令和6年11月定例会にお

ける本委員会の審査内容等を決定するための委員間討議であります。

それでは、審査方法等について、お諮りいたします。

審査の方法については、委員会を協議会に切り替えて行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議ないようですので、そのように進めることにいたします。

それでは、ただいまから、委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩いたします。

— 午後 1時31分 休憩 —

— 午後 1時33分 再開 —

【石本委員長】 委員会を再開いたします。

それでは、本日協議いたしました委員会の審査内容については、原案のとおり決定されましたので、この後、理事者へ正式に通知することといたします。

ほかに、ご意見等はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかにご意見等がないようですので、これをもちまして、本日の総務委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

— 午後 1時33分 散会 —

第 1 目 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和6年12月 9日

自 午前10時 1分
至 午後 1時56分
於 委員会室 1

装 備 施 設 課 長	岡山 英紀 君
監 察 課 長	古川 豊久 君
厚 生 課 長	浅海 洋 君
留 置 管 理 課 長	吉住 秀寿 君
首 席 参 事 官	門脇 隆仁 君
生活安全企画課長	西尾 洋 君
生活安全捜査課長	濱田 次則 君
サイバー犯罪対策課長	堀 耕基 君
地 域 部 長	杉本 正彦 君
地 域 課 長	緒方良一郎 君
刑 事 部 長	平井 隆史 君
刑 事 総 務 課 長	船津 博之 君
捜 査 第 一 課 長	岡田 和重 君
捜 査 第 二 課 長	田川 誠一 君
組織犯罪対策課長	岩木 浩 君
交 通 部 長	田川 佳幸 君
交 通 企 画 課 長	永尾 俊之 君
交 通 指 導 課 長	橋元 庄司 君
交 通 規 制 課 長	山口 秀和 君
運転免許管理課長	俵屋 義雄 君
警 備 部 長	川本 浩二 君
公 安 課 長	林田 智治 君
警 備 課 長	村山 隆信 君
外 事 課 長	山口 秀寿 君
警 衛 対 策 課 長	細川 誠 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	石本 政弘 君
副委員長(副会長)	富岡 孝介 君
委 員	小林 克敏 君
〃	浅田ますみ 君
〃	松本 洋介 君
〃	吉村 洋 君
〃	坂本 浩 君
〃	大場 博文 君
〃	宮本 法広 君
〃	まきやま大和 君
〃	湊 亮太 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

警 務 部 長	中川 正則 君
首 席 監 察 官	尾塚 政一 君
警 務 課 長	山田 恭市 君
総 務 課 長	古賀 新一 君
広報相談課長	金子龍太郎 君
会 計 課 長	曾我 将男 君

会 計 管 理 者	井手美都子 君
会 計 課 長	山道 繁 君
物 品 管 理 室 長	元村真粧美 君
監 査 事 務 局 長	桑宮 直彦 君
監 査 課 長	重井 健次 君

人事委員会事務局長 田中紀久美 君
職員課長 田邑 聡子 君

労働委員会事務局長(併任) 田中紀久美 君
調整審査課長 西平 能成 君

議会事務局長 中尾美恵子 君
次長兼総務課長 濱口 孝 君
議事課長 佐藤 隆幸 君
政務調査課長 大宮 巖浩 君

6、審査事件の件名

○予算決算委員会（総務分科会）

第93号議案

令和6年度長崎県一般会計補正予算（第4号）（関係分）

報告第17号

知事専決事項報告令和6年度長崎県一般会計補正予算（第3号）

7、付託事件の件名

○総務委員会

(1) 議案

第96号議案

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理当に関する条例（関係分）

第97号議案

長崎県手数料条例の一部を改正する条例

第98号議案

長崎県税条例の一部を改正する条例

第99号議案

長崎県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

第102号議案

当せん金付証票の発売について

第103号議案

契約の締結について

第104号議案

契約の締結について

第105号議案

契約の締結について

第106号議案

権利の放棄について

第107号議案

権利の放棄について

第108号議案

和解及び損害賠償の額の決定について

(2) 請願

なし

(3) 陳情

- ・ 市政に関する要望について
- ・ 令和7年離島・過疎地域の振興施策に対する要望書
- ・ 令和7年度簡易水道の整備促進に関する要望書
- ・ 要望書（島原半島関係4期成会等）
- ・ 指定管理者及び開発道路の疑義解明を求める陳情
- ・ 要望書（壱岐市）
- ・ 要望書（対馬市）
- ・ 長崎奉行所西役所等遺跡群の調査・保存・活用・公開・整備に関する陳情書XX

8、審査の経過次のとおり

— 午前10時 1分 開会 —

【石本委員長】 おはようございます。

ただいまから、総務委員会及び予算決算委員会総務分科会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、第96号議案「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例」のうち関係部分外10件であります。

ほか、陳情8件の送付を受けております。

なお、予算議案につきましては、予算決算委員会に付託されました予算議案の関係部分を総務分科会において審査することになっておりますので、本分科会として審査いたします案件は、第93号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分外1件であります。

次に、審査方法についてお諮りいたします。

審査は、従来どおり分科会審査、委員会審査の順に行うこととし、部局ごとに、掲載しております審査順序のとおり行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】 ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

また、議案外の質問につきましては、各部局の審査における委員一回当たりの質問時間を、理事者の答弁を含め20分を限度とし、一巡した後、審査時間が残っている場合に限り再度の質問ができることといたしますので、よろしくお願いします。

それでは、これより警察本部関係の審査を行います。

【石本分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

警務部長より、予算議案の説明を求めます。

【中川警務部長】 おはようございます。警察本部関係の議案についてご説明をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資

料、警察本部の2ページでございます。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第93号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分でございます。

補正予算額は、歳出予算、警察管理費3億4,003万3,000円の減でございます。この減につきましては、職員給与費につきまして、既定予算の過不足調整に要する経費でございます。

以上をもちまして、警察本部関係の説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【石本分科会長】 以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はあまませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本分科会長】 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

報告議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第93号議案のうち関係部分については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【石本分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、第93号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決すべきものと決定をされました。

【石本委員長】 次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

警務部長より総括説明を求めます。

【中川警務部長】 それでは、引き続きまして警察本部関係の総括説明をさせていただきます。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、条例議案2件でございます。横長の総務委員会説明資料、警察本部の3ページとなっております。

第96号議案「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例」のうち関係部分でございます。

この条例は、刑法等の一部改正により、条例の規定に掲げる「懲役」及び「禁錮」が廃止されまして、これらに代わりまして「拘禁刑」が創設されることとなりました。これに合わせた改正を行おうとするものでございます。

続きまして、同資料4ページでございます。第99号議案「長崎県警察関係手数料条例の一部を改正する条例」でございます。

この条例は、道路交通法の一部改正に伴い、関連する手数料の標準額を定めた「道路交通法施行令の一部を改正する政令」が公布されたことに伴い、また、「自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、自動車の保管場所標章が廃止されることなどから、これに合わせた改正をしようとするものでございます。

今回の手数料改正における新旧の対照表につきましては、総務委員会補足説明資料、「第99号議案 手数料改正項目一覧」のとおりでございます。

続きまして、議案外の報告事項でございます。同資料6ページでございます。

公用車による交通事故のうち、和解が成立いたしました4件の合計77万6,815円を支払うため、10月29日付で専決処分をさせていただいたものでございまして、これらの損害賠償金は、

全額保険から支払われることとなっております。

公用車の交通事故の防止でございますが、引き続き職員に対する具体的な事故防止教養のほか、若手職員など運転技能がまだまだ未熟な職員に対しましては、安全運転指導員が車両に同乗しての技能指導、重点的な運転訓練を実施しております。事故を起こした職員に対しましては、公用免許の再検定の実施など運転技能向上のための取組を行っているところでございます。引き続き全職員への安全運転意識向上のための事故発生時の情報発信、教養資料の発出などの取組も行っております。公用車交通事故の絶無に向けまして、各種取組を一層推進してまいりたいと思っております。

次に、所管事項の説明をいたします。

犯罪の一般概況でございます。令和6年1月から9月末までの県内の刑法犯認知件数は3,025件となっております。前年同期と比較いたしますと234件、8.4%の増加となっております。罪種別では知能犯が153件増加しており、主な増加要因となっているところでございます。

続きまして、人身安全関連事案の取組状況は記載のとおりでございます。

お手元の資料4ページ、ニセ電話詐欺（特殊詐欺）等被害防止対策でございますが、「SNS型投資詐欺」、「SNS型ロマンス詐欺」が、昨年下半年から全国で急増しています。本県におきましても、本年1月から9月末までの間、SNS型投資・ロマンス詐欺を124件認知しており、被害総額は約7億5,324万円に上るなど、極めて憂慮すべき状況でございます。官民一体となった被害防止対策を推進してまいります。

続きまして暴力団対策、また薬物対策、少年非行の概況、生活経済事犯の取締り状況について

ては、資料に記載のとおりでございます。

資料7ページ、サイバー犯罪の取締り及び被害防止対策状況についてでございます。

社会のデジタル化の進展に伴いまして、サイバー空間の脅威は極めて深刻な情勢でございます。本県警察では、悪質・巧妙化するサイバー犯罪に的確に対応するため、全国の警察と連携したサイバー犯罪の取締り、社会全体のサイバーセキュリティの向上を図る諸対策に取り組んでまいりたいと考えております。

交通死亡事故抑止対策についてでございます。令和6年1月から9月末までの交通事故死者数につきましては17人となっておりまして、前年同期と比較しますと9人減少しております。本県の交通死亡事故数の特徴は、死者数に占める高齢者の割合と歩行者の割合が高い傾向にあると分析しております。引き続き、交通死亡事故の分析結果を踏まえ、総合的な交通死亡事故抑止対策に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」の進捗状況でございます。令和3年度から令和7年度の5年間を計画期間とする「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」に掲げる令和5年度末における施策の進捗状況につきまして評価・分析を行ったところでございまして、警察本部関係の部分につきましては、配付しております資料のとおりでございます。

次に、事務事業評価の実施についてでございます。本年度の事業評価におきまして事務事業評価を実施いたしましたところ、警察本部関係の部分につきましては、配付している資料のとおりでございます。

続きまして、令和7年度の主要施策でございます。お手数ではございますが、縦長の総務委

員会関係議案説明資料（追加1）の2ページをご覧ください。

令和7年度の予算編成に向けまして、「令和7年度長崎県の主要施策（素案）」を策定しているところでございます。これは、「新しい長崎県づくり」のビジョンの実現や長崎県総合計画の推進に向けまして、令和7年度に重点的に取り組もうとする施策につきまして、新規事業を中心にお示ししたものでございます。

このうち警察本部における主要事業といたしましては、先ほど申し上げましたSNS型投資・ロマンス詐欺等防止対策、サイバー犯罪対策、交通死亡事故・重傷事故抑止対策、来年秋に開催予定の「ながさきピース文化祭2025」の開催に伴う総合対策などを推進してまいります。

なお、令和7年度当初予算における予算要求状況につきましても、併せて公表を行ったところでございます。これらの事業につきましては、県議会からのご意見などを十分に踏まえながら、予算編成の中でさらに検討を加えてまいりたいと考えております。

最後に、先般発生いたしました警察職員の逮捕事案につきまして、ご報告をさせていただきます。

本事案は、本年11月21日、生活安全部人身安全少年課の67歳になる男性の会計年度任用職員が、奥様に対しまして暴行を加え、けがを負わせた疑いで、12月4日に通常逮捕となったものでございます。

このような事案が発生しましたことは、県警察として大変重く受け止めているところでございます。改めて、被害者の方、関係者、県民の皆様には深くお詫び申し上げます。

これまでも非違事案防止のための様々な取組を実施してまいりました。今後、幹部一同、こ

れまで以上に危機感を持って各種取組を一層推進し、県民の皆様の信頼の回復に努めてまいります。

本件は現在も捜査中ですが、捜査、調査の結果を踏まえまして、厳正な対処を考える所存でございます。

以上をもちまして、警察本部関係の総括説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

【石本委員長】 以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【坂本委員】 第99号議案「長崎県警察関係手数料条例の一部を改正する条例」は、先ほど説明がありましたように、運転免許証とマイナンバーカードの一体化が可能となるということで、関係手数料の標準額を定めた道路交通法の施行令の一部改正に伴っての所要の改正ということであります。この中で、免許証の交付とか免許証の更新手数料が、従来の免許証の交付、新たにマイナカードと一体となった部分、それから両方持つということで、それぞれ改正概要が示されております。今回、来年3月からマイナンバーカードとの一体化が可能となって、手数料についてはここに記載のとおりです。

更新時に講習があるんですが、オンラインでの受講が可能となっております。このオンラインでの更新時講習の内容を、詳細教えていただければと思います。

【俵屋運転免許管理課長】 今回の改正により、更新時講習がオンライン化されるということで、その内容について答弁させていただきます。

これまで運転免許証の更新の際には、試験場や運転免許センター、あるいは警察署で受講していた更新時講習につきまして、スマートフォ

ンやパソコン等から専用のサイトにアクセスして、オンラインで事前に講習用の動画による講習を受講していただくことによりまして、時間や場所の制約を受けることなく受講できると、こういったものがオンライン講習でございます。

このオンライン講習につきましては、これまで警察署のモデル事業ということで、令和4年2月から北海道など4道府県において実施しておりましたところ、来年3月24日から、本県を含む全都道府県で実施される予定となっているものでございます。

【坂本委員】 今、モデル事業で北海道ほかで令和4年からということでした。

これは、方法としてはマイナンバーカードと一体となった免許更新時ということになっているようですけれども、北海道等でのモデル事業については、従来の免許証でそれができたという理解でよろしいでしょうか。

【俵屋運転免許管理課長】 モデル事業の場合は、マイナポータルを利用しまして、マイナンバーカードを使用してログインして実施するという内容でございます。

【坂本委員】 そうしたら、免許証と一体とはなっていないけれども、自分が持っているマイナカードで、マイナポータルを利用して講習を受けることができたという理解ですね。分かりました。

それで、マイナンバーカードと一体化ということで、従来の免許証も引き続き使えると。12月2日から始まっている、いわゆるマイナ保険証は、従来の保険証が更新されないと、新たに資格確認書ということになって、資格確認書じゃなくて従来の保険証も使えるということではないんじゃないかと私は思っているものですか

ら、免許証は両方ということで、それはそれで理解をします。

紙ベースの免許証の手数料については、紙ベースの免許証を発行するわけですから、その分で、ここに書かれていますように、従来の免許証の手数料と、マイナカードと一体となった手数料、今回新たにマイナと一体化で新設ということで手数料が随分違うなど、これはこれで、発行にかかる物件費とか人件費で理解できなくもないんです。

更新時にオンラインで講習を受けることができると。マイナカードはもちろんマイナポータルを使えますから、本人確認、特定できますし、できるのかなと思うんですけれども、マイナカードがなくても最近ではオンラインで結構いろんなことができていますから、本人確認等々を含めてできるんじゃないかなという感じがしているんですよ。

マイナカードについては、報道で見たんですが、10月末時点で全国民の75%ぐらいが持っているということです。これは数年にわたって国が、マイナポイントの取得だとか、あるいは県の方でも18歳以下のマイナカードを持つに当たっての様々な特典があって、そういうので国と地方自治体挙げて促進をした結果、そこまで伸びたんだろうと理解しているんですけれども、少なくともマイナカードを持てない、あるいは持たない方が一定数いると思うんですよ。同じ国税、県税を払いながら、マイナカードを持っている、持たないで、免許更新時にこういう差があるというのが、ちょっとどうなのかなと思ったものですから、今日あえて質問させていただいているんです。

今回は、マイナカードを使ってマイナポータルで本人確認できて、スマホで更新時の講習が

受けられるということですが、マイナカードを持たない人も、一定本人確認を工夫をした上で、同じような感じで講習を受けることができる、そういうことが検討に値するのか、しないのか、ぜひ検討してもらいたいと思うんです。そこら辺の格差についての認識を聞かせてください。

【俵屋運転免許管理課長】オンライン講習の実施の運用方法につきましては、道路交通法施行規則の規定によりまして、国家公安委員会規則に定めた基準に従って行うことが決められております。

その基準の一つとして、マイナポータルを利用して受講者の本人確認をすることが定められております。したがって、オンライン講習を受講する際には、マイナンバーカードを利用してマイナポータルにログインすることが前提となっておりまして、この運用につきましては全国統一になっている次第でございます。

また、先ほどご指摘がございました手数料につきましては、オンライン講習をはじめとする免許関係の手数料につきましては、道路交通法施行令に定められた額を徴収することを標準として県の条例で定めると道路交通法で規定されておりまして、その額については事務に要する実費を勘案して積算しているものと承知しているところでございます。

このオンライン講習の積算に当たりまして、事前に作成した講習用の動画を用いて講習を行うために、通常、今行っているような対面の講習で必要となるような講師の人件費、あるいは講習の会場の借上げ費とか、こういったものがオンラインの場合は不要になることから、手数料に差額が出たものであると承知をしている次第でございます。

【坂本委員】全国で道交法の施行令で決められ

ていると、だから、手数料に格差がつくのはやむを得ないかなと思うんですよ。今言われたような講師の人件費もあるでしょうし、免許証については紙ベースで発行しますから、その物件費だとか、それは理解するんです。通常の免許証と、マイナと一体になったことで手数料に格差がつくのはわかるんですけども、オンラインでの更新時の講習は、マイナカードを持たない人はできないわけですね。実際に今までどおり行くことしかできないわけですので、そこはどうかかなと。

今はこういう時代ですから、マイナカードがなくても本人を特定して、そういったオンラインでの講習が技術的にはできるんじゃないかなと。私はあまり詳しくはないですけども、できるんじゃないかなと思いますので、少なくとも、その機会は平等にしてもらいたいと。手数料はやむを得ないと私は思っていますので、ぜひそういう意見があったことを踏まえて、これは全国、道交法の施行令で定めるものでありますので、長崎県だけどうのこうのということにはならないとは思いますが、そういう県民の声があったことを踏まえて、今後、全国的な運用がされていくだろうと思いますので、その時にぜひ反映していただければということを要望として最後に申し上げさせていただきます。以上です。

【石本委員長】 ほかにご質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】 ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】 討論がないようですので、これ

をもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第96号議案のうち関係部分及び第99号議案については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、議案は原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定されました。

次に、提出のあった政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、説明を求めます。

【中川警務部長】 続きまして、「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づく資料について、ご説明をさせていただきます。

横長の総務委員会提出資料、警察本部の2ページとなっていますが、1,000万円以上の契約状況につきましては、令和6年9月から10月までの実績が、資料に記載のとおり13件となっています。

以上、警察本部のご説明でございます。よろしくお願い申し上げます。

【石本委員長】 次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】 質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般について、ご質問はありませんか。

【宮本委員】 連日の任務、大変お疲れさまでございます。

それでは、議案外について質問をいたします。

まず、匿名・流動型犯罪グループ、いわゆる「匿流」対策についてお尋ねをいたします。

今、全国的に報道等でも非常に問題視されていますが、県内における「匿流」による事件の検挙、摘発についてお尋ねをいたします。

【岩木組織犯罪対策課長】 本年、検挙実績はございます。件数としましては、全国統計に合わせまして4月から11月末までの間で、特殊詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺、また不正に口座を譲渡するなどの犯罪収益移転防止法違反などで検挙件数21件でございます。

なお、全国では匿名・流動型犯罪グループによる資金獲得犯罪などとして、詐欺、窃盗、強盗、薬物事犯、風営適正化法違反、犯罪収益移転防止法違反、組織犯罪処罰法違反、賭博、恐喝、入管法違反などについて統計を出しております。この数字につきましては、匿名・流動型犯罪グループの特性から随時、点検、見直しを行っていることから、あくまでも暫定値となります。

【宮本委員】 あるということであります。「匿流」というのも大きく捉えていくことが大事で、あくまでも暫定値ということで確認をいたしました。

首都圏においては「匿流」、特に闇バイトに応募した者による強盗事件が多発しています。この「匿流」に関連した闇バイトに応募した者による強盗事件が本県でも起きているのかどうか、お尋ねをいたします。

【岡田捜査第一課長】 関東地方を中心に全国で連続発生をしております、いわゆる闇バイトで募集をいたしました被疑者らによる強盗事件などにつきましては、本県では、今のところ類似事件も含めて発生を認知してはおりません。

今後、同種事件が発生した際には、早期に検挙をいたし、県民の負託に応えてまいりたいと思っております。

【宮本委員】 一応確認をさせていただきました。この事件があれば恐らく報道があつていたと考えていたので、ないということですね。ちょっと確認をいたしました。認知していないということです。

次に、これを事前に防止するという観点から質問したいんですが、強盗事件はないものの、県内でSNSを通して闇バイトに応募した者がいるのかどうか、また、実際にそれによって犯行に加担した事例があるのかどうか、お尋ねいたします。

【岩木組織犯罪対策課長】 県内においても、闇バイトに応募した者を複数名把握しております。その中で実際に犯行に加担した者がいることも把握しております。

なお、具体的な人数や事件の概要等につきましては、今後の実態解明や取締りに支障を生じますことから、お答えは差し控えさせていただきます。

【宮本委員】 やはり長崎でもいると確認いたしました。県警でも把握している、しかしながら、支障を来たすので詳細はお答えできないという回答をいただきました。

非常に恐ろしいことですね。これがいつ事件に発展するかわかりませんし、闇バイトによって被害を受ける、若者を中心に出てくる可能性もあるので、早期対応が必要かと感じております。

それに関連いたしまして、闇バイトはSNSを介して事件に発展しています。県警におかれましてはサイバー犯罪対策課といったサイバー、SNSに特化した対策課ができています。事前に

事件を防止する観点から、サイバー犯罪対策課で闇バイトに対応できないかと考えておりますが、これについての見解をお尋ねいたします。

【堀サイバー犯罪対策課長】 闇バイトとは、一般的には報酬を受け取る代わりに犯罪行為を行うこととされております。このように仕事の内容を明らかにせず、著しく高額な報酬を支払うことを示唆して犯罪の実行者を募集する情報を、警察におきましては「犯罪実行者募集情報」と言っております。

この犯罪実行者募集情報につきましては、まず情報収集を行い、事件化すべきものは捜査を行い、事件捜査に至らないものにつきましては、当該情報の削除依頼や、リプライと呼ばれる投稿への返信による個別の警告を行っております。

また、県民の方がこのような犯罪実行者募集情報から犯罪に加担することがないように、各種講話や情報発信媒体を活用した注意喚起を行っているところでございます。

【宮本委員】 これに関しては、たしかつい先日、名前を忘れましたが、警察庁による全国的な動きが出ていると捉えておりますので、県警におかれてもサイバー犯罪対策課で引き続き対応していただきたいと考えております。

先般、一般紙におきまして「匿流」対策を強化という記事が載っておりました。これについて深くお聞きしたいんですが、県警を挙げて取り組んでいくという趣旨のものでございました。プロジェクトチームについて、改めてお聞きをいたします。

【岩木組織犯罪対策課長】 匿名・流動型犯罪グループ対策のプロジェクトチームについて、回答をいたします。

県警におきましては、匿名・流動型犯罪グル

ープの動向や関連する犯罪の情勢を注視し、繁華街・歓楽街対策、特殊詐欺対策、侵入強盗対策、暴走族対策、非行少年対策など関係部門における連携を強化し、組織犯罪対策全般に関する情報の集約や情報の共有を行ってまいりましたが、本年4月には組織犯罪対策課内に匿名・流動型犯罪グループ対策特捜係及び実態解明係が新設され、同係を中心に「匿流」犯罪の取締り、実態解明、マネーロンダリング事犯の摘発などを推進してきたところであります。

そして、その後の全国的な治安情勢の変化を踏まえ、11月5日付けで匿名・流動型犯罪グループ対策に特化したプロジェクトチームとしまして「長崎県警察本部重点治安対策プロジェクトチーム」を発足させております。

このプロジェクトチームは、警務部首席参事官を司令塔とした5部門13課にわたる部門横断的な体制でありまして、具体的な任務としましては、部門横断的な情報共有と実態解明の推進、また、ターゲットを選定した戦略的な取締りの推進、そして犯罪収益のはく奪に向けた捜査等の推進であります。

このプロジェクトチームにより、部門間の垣根を超えた実態解明や検挙、犯罪収益のはく奪、抑止対策の体制がスムーズに構築され、効果的かつ戦略的な対策が可能となっておりますので、これを有効に運用し、各警察署、警察庁とも連携して各種対策を強力に推進してまいります。

【宮本委員】 一部報道には出ていたものの、非常に大事な案件だったので、改めてお聞きをさせていただきました。こういったものはもっともっと周知すべきであり、闇バイト防止対策については、県民に対して周知する必要があるかと思います。特に若い世代、大学生を中心に

していただきたいという希望があります。この県民周知対策について、改めてお聞きをいたします。

【西尾生活安全企画課長】県民が闇バイトに応募しないような対策ということで、まず、犯罪に加担させられる犯罪実行者募集情報、いわゆる闇バイトの情報の危険性につきましては、県警察の公式SNSや当課の発行する広報紙、または各警察署が発行しております生活安全ニュースなど、あらゆるツールを利用しまして各事業者の方、関係機関・団体、そして県や市・町の自治体に広く広報をしております。

広報の内容としましては、SNSでの仕事の内容を明らかにせず高額報酬を示す募集情報の危険性や、犯罪実行者募集情報の具体的事例の紹介、犯罪実行者募集情報の特徴などを分かりやすく紹介をしております。今後も継続して広報してまいりたいと考えております。

若い世代に対する取組としましては、大学生に対する広報も実施しております。具体例を申し上げますと、11月中、県内の6大学の構内におきまして、大学生のボランティアと連携した防犯キャンペーンを行い、注意を呼びかけております。今後も、犯罪実行者募集情報の危険性について、あらゆる機会を通じて広報をしてまいりたいと考えております。

【宮本委員】私も大学1年の子どもがおりまして、先日、「お父さん、闇バイトはいっぱいあるよ」と言うわけです。簡単にスマートフォンで出てくるんだなと思って、ちょっとびっくりした次第です。「絶対に手を出すなよ」と、もちろん言います。どうやって探したのかわかりませんが、行きつくんでしょうね。よって、特に大学生に対しては強化していただきたいという思いがあったので、改めてお聞きさせていた

だきました。

「匿流」対策につきましては、もっともっと周知を図っていただきたいと考えておりますし、報道機関におかれても、こういったものはもっともっと発信すべきであると考えておりますから、ご対応のほど、よろしくお願ひしたいと思ひます。

もう3点ありますが、1点お尋ねいたします。

長崎県警における検視、死体調査の現状について、死因究明等推進基本法についてお尋ねいたします。

まず、死因究明は非常に大事であり、安心・安全な社会実現のためには、警察としては非常に重要な任務であると認識しております。

死因究明等推進基本法は平成30年に施行されましたが、本県警本部が行っている死因究明に関する取組について、できれば直近の数値、死体取扱い現状であったりとか、司法解剖数などについてもお聞きできればと思ひます。取組をお尋ねいたします。

【岡田捜査第一課長】まず、死体取扱数と解剖数についてご説明いたしますと、令和3年の死体取扱数が1,543体、解剖数が173体、令和4年になりますと死体取扱数が1,567体、解剖数が171体、令和5年につきましては取扱数は1,752体、解剖数が184体となっております。令和6年につきましては、9月末現在で取扱数は1,367体、解剖数が122体となっております。

また、死因究明等推進基本法に基づく本県警察が行っている取組についてご説明をいたします。警察では、まず、事件性の有無を念頭に置いて捜査を行っておりまして、その捜査については、所定の研修を終えました検視官が、県内全域を24時間態勢でカバーする体制を構築しております。休日及び昼夜間の区別なく、ほと

んどの事案に臨場をし、現場やご遺体を綿密に観察するとともに、様々な調査や検査を行い、その結果を踏まえまして、ご遺体の検案をお願いする搬送先の医療機関や長崎大学法医学教室、各警察署の嘱託医の先生方のご協力を得まして、死因の特定を行っております。

また、身元が判明しないご遺体の場合は、長崎大学法医学教室や長崎県歯科医師会及び各警察署の嘱託歯科医の先生方のご協力を得て、身元を特定している状況でございます。

死因究明を行う過程で事件性が払拭できない場合は、裁判所の許可を得まして司法解剖を行うこととなります。一見して事件性がない場合であっても、死因が判然としないなど解剖が必要な場合には、「警察が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」を根拠に解剖を行っておりまして、本県の解剖率は毎年10%前後を維持するなど、ご遺体の死因究明の取組が進んでいるものと考えております。

【宮本委員】これは非常に大事なところで、長崎大学の法医学教室との連携は、全国的に見ても非常に重要な視点であろうかと思ひますし、全国的にも高いレベルで、死因究明については本県警としても行っている現状を確認いたしました。

ご遺体のご遺族に寄り添うという観点は非常に大事かと思いますが、県警本部としてはどんなふうに対応されているのか、お聞きいたします。

【岡田捜査第一課長】警察といたしましては、犯罪死の見逃し防止は当然でありますけれども、取扱いのほとんどの場合は、突然のご病気とか事故など様々なケースで亡くなった方がほとんどでございますので、ご遺族にとりましては突然の家族の訃報に接し、家族を失われた悲

しみを抱える方がほとんどでございますので、警察といたしましては、亡くなった方の死因や原因、それから最後の経過などをつぶさに確認をし、いまだ現実を受け入れられないご遺族にできるだけ寄り添い、故人の死因などとともに最後の経過をできるだけお伝えをし、ご遺族の不安や悲しみを少しでも解消して、支えることができるよう心掛けて対応をしております。

【宮本委員】そのようなお気持ちで今後に対応していただきたいと考えております。

先ほども申しましたが、長崎大学の法医学教室、法医学の専門との連携は非常に重要であり、これによって死因の究明が確実になってくると考えており、まさしく死因究明推進基本法の最たるものであると考えております。

県警本部と長大の法医学教室の協力関係について、もう少し具体的にお聞かせください。

【岡田捜査第一課長】本県警察の死体を取扱う業務におきまして、長崎大学法医学教室には、その高い法医学的知見により、本県警察で行う解剖、各種検査、捜査員に対する教養など幅広い支援とご協力を長年いただいております。

平成30年には、同大学と本県警察との間で「死因究明及び身元確認等に係る相互協力に関する協定」を締結いたしまして、この協定に基づき死亡時画像診断、いわゆる死後のCT検査、高度な法医学的知見を要するご遺体の検案、薬・毒物の検査、歯形による身元確認などの協力をしていただいております。

また、法医学教室で撮影をいたします死後のCTに関しましては、本県の検視担当の警察官を同大学の研究協力員として指定をしていただきまして、休日や夜間を問わず大学への遺体の随時搬送とともに、CT撮影ができる体制を構築しておりまして、本県警察の検視業務の高度化に

大きく寄与していただいているところでございます。

結果といたしまして警察の業務がスムーズにいきまして、故人の方々を早期にご遺族にお引渡しできている状況でございます。

【宮本委員】これは非常に大事、重要でありますので、引き続き連携を取っていただきたいことと、県警本部の職員の皆様方におかれまして24時間対応をしている現状も確認いたしましたので、改めて敬意を表したいと思います。

紀州のドンファン事件では、死因究明において、解剖で薬・毒物が原因であったことが究明できたとお聞きしておりますし、先般、俳優であり歌手の方が亡くなった時も、やっぱり死体の解剖で判明したことも明らかになっております。そういった観点から、やはり死因究明は非常に大事でありますから、長崎県警の死因究明の実情におきましては、24時間対応で業務としては非常に大変でありましょうけれども、引き続き各関係機関と連携を取って死因究明に取り組んでいただきたいと要望させていただきます。一旦終わります。

【石本委員長】ほかに質問はありませんか。

【まきやま委員】宮本委員の質問に関連しまして、ネット犯罪に対しての取組について伺います。

本年11月末ぐらいから、YouTubeのインストリーム広告を活用した対策をされていると思いますが、詳細を教えてください。

【西尾生活安全企画課長】11月末から、広報啓発活動ということで、インストリーム広告をYouTubeで始めました。インストリーム広告というのは、YouTubeを見られている方はご存じと思いますが、YouTubeの番組を見る時に最初に広告が流れると思います。見たくない時には

スキップをしたいと思います、その広告でございます。30秒の広告ですので、見ていただきたいと思って流しているところでございまして、今日現在で約7万7,000回の視聴がっております。約7万7,000人の方が見ていらっしゃるんですけども、どれだけ啓発しているかが非常に興味深いところでございまして、これが結果に結びつけばいいなと考えているところでございます。

【まきやま委員】この広告に関しましては、性別とか年代層を指定して広告が打てるので、より効果的な啓蒙になると思いますので、ぜひ続けてもらって、しっかりとその後の分析を行うようお願いいたします。

次の質問に移ります。現在、第一種特定病原体を保持するということで、長崎大学がその指定を受けるというパブリックコメントが、14日締め切りで行われています。

12月の頭には、アメリカの下院で、委員会の2年間にわたる調査結果が出まして、今回の新型コロナウイルスが武漢の施設から漏れたという結果の信頼性が高いと結論づけられました。つまり、今回の新型コロナウイルスは人工のものということです。

今後、長崎大学がエボラウイルスを保持して機能獲得実験をしていくわけですが、実際に漏れたり、漏らされたり、テロの脅威にさらされる危険性があります。今現在、長崎大学は安全管理規則をつくっておりまして、長崎市は、BSL-4施設に係る事故災害等対策計画を追加しています。

県としましては、長崎大学、市、長崎県及び関係機関等が密接に連携して対応することにより市民の不安を減じるとともに、安全・安心を確保するとなっております。

この関係機関等というところに警察も入ると思うんですけれども、今後どのような連携をしていくか、教えてください。

【村山警備課長】先ほど委員から、新型コロナウイルスの武漢での発生が人工的なもの、人為的なものというお話がありました。それがテロに使用される恐れがあるということを危惧されているものと思っております。

警察としましては、そういったウィルステロとか生物化学剤を使用したテロにつきましては、県警でNBC対策部隊というものを設置しておりまして、平素からNBCテロを想定した各種訓練を実施しております。

なお、NBCテロが発生するなどの有事の際には、速やかに同部隊を現場に投入いたしまして、消防、保健、医療機関等関係機関と緊密に連携をしながら、被害者の救出、救助、あるいは立入り禁止区域の設定とか、散布をされた生物化学剤の検知・回収、付近住民への避難誘導等を実施して被害の拡大防止に努めてまいりたいと考えております。今後もこうした対応訓練を反復・継続して実施いたしまして、その練度向上を図っていくこととしております。

併せまして、長崎大学で関係省庁、厚生労働省等といろいろ連携しながら対策しているところと思いますが、それに関しても、大学側から要請があれば、セキュリティ上の様々なアドバイス等は適宜実施して、安全管理に尽力していきたいと思っております。

【まきやま委員】今回、コロナが漏れただけで世界的な大騒ぎになっております。ですので、今、近隣の住民の方々がとても心配されていますので、しっかりとした連携をお願いいたします。

【石本委員長】ほかにご質疑はございません

か。

【小林委員】宮本委員からも発言がありました闇バイトであります。大変世の中を騒がせ、不安にならしめているという意味においては、大変罪の重い所業ではないかと思います。これが少なくなるどころか、大いに拡散しているところに大変な問題だと感じますし、また最近は国会において石破総理から、これはゆゆしき問題と、警察官を増員して今後の対策を徹底的にやっていきたいと、しかもこの問題は非常に悪質な犯罪と発言をしているということであります。これは、国民として、また我々としても大変力強い発言ではないかと、このように思っております。

そこで注目することは、警察官を増員して今後の対策を行っていくということですね。言葉だけではなくして現実に警察官の方々を増員することは、口で言うことは簡単だけでも、そんなに生易しいことではないのではないかと思います。その辺についての受け止め方がどうなのかなという感じとね。

また、警察庁の露木長官が、いわゆる闇バイトとかに関連するところの本人と、その家族について125件ぐらいを保護したと、非常にこれまた力強い発言が行われております。

そこでお尋ねしますが、125件の中に長崎県も入っているのか、入っていないのか、この辺はいかがでございますか。

【平井刑事部長】125に入っているかどうかは別といたしまして、長崎県で確かに、組織犯罪対策課長からもありましたとおり、闇バイトを募集している人間がおり、応じた者の情報の提供と、これらの者に対しては防犯指導、あるいはテレビなどで家族に対する被害防止とかと言われておりますので、そういった防止の指導は

しているところであります。

【小林委員】刑事部長がわざわざ答弁をしてくださったので、これまた大変気合が入っているという感じで受け止めているわけですが、県警としても認知していると、そういう件数がやっぱりあるんだと、長崎県においても大なり小なり闇バイトが発生しているんだと今日の委員会で明らかになって、ある意味では驚いているわけでありますけれども。

県警として、闇バイトについての取組、どういうふうな認識の中でこれを考えていただいているか、この辺のことについて重ねてお尋ねをしたいと思います。

【平井刑事部長】闇バイトにつきましては、いわゆる「匿流」グループの犯行の実行部隊の誘い、確保のための手段、そう捉えております。これにつきましては、他県の事例を見ますと職業安定法違反、要するに募集をかけた側は、職安法で禁止されている有害な業務の紹介とか無料での紹介となりますので、ある程度の許可とか罰則があります。これらを適用した事例がありますので、本県でも上位被疑者、あるいは情報発信者、募集した者の特定に至るようであれば、法令を適用するなど、積極的に対策をとって壊滅につなげていきたいと思っております。

【小林委員】先ほども宮本委員から、自分のご子息が「闇バイトはもういっぱいあるよ」と話したと。つまりSNSでこれが拡散しているということで、検挙された犯罪の中で、SNSで最初のきっかけになったということで、SNSが非常に悪質な状況に向かっていると。

SNSの防止対策、こういう点に何か取り組んでいただいていることがあるのか、ないのか、この点についてはいかがでございますか。

【平井刑事部長】SNS対策は大手の通信事業

者がやっておりますので、例えば全国の都道府県警察とかが個別に意見を申したところで、なかなか通じにくいところであります。そこで私たちは警察庁に情報を上げまして、そこから外資系の企業などに改善の要望をしているところであります。

【小林委員】ネットで調べましたら、令和5年1月から11月までの間で、なんと7,219件検挙されていると、7,219件が令和5年1月から11月までの間の検挙数になっていると、やっぱり異常だと思えます。それだけ学生とか若い方々が生活に苦しんでいるのかという点も一つの大きな社会問題でもあるけれども、SNSを通じながらこういう悪に染まっていく、絶対に許されないと。こういうことに一回加担すると、もう抜けられないと。とにかく1回手を染めると、そこから抜け出しができない仕組みになっているかのような報道も聞くわけでございます。

したがいまして、相当な決意のもとに勇気をもって抜け出してもらいたい、そして絶対に警察が守るんだと、保護するんだと、こういう強いメッセージが、今こそ必要ではないかと思うわけでありますが、その点はいかがですか。

【平井刑事部長】過去、暴力団等による犯罪、暴力団からの離脱対策、支援、社会復帰対策で私たち警察はノウハウを持っております。その知見を活かしまして、SNSの利用、いわゆる闇バイトに募集した者に対しての情報提供や保護対策あるいは防犯対策をしっかり行っていくように警察庁からも指示を受けております。全国警察が一丸となって、しっかりと取り組んでいく所存であります。

【小林委員】刑事部長から、そういうようなことで決意のほどを聞いて、非常に力強く感じております。

とにかく、お互いに感じることでだけでも、みんなが平穏無事な生活を送っている、長崎県は治安が最もいいところだと、県警のおかげで治安が一番いいところ、そういう事件の発生数も少ないし検挙率も高いと、皆さん方のご尽力が物を言っていて、人が長崎県に訪れてくることにもつながっているわけです。

闇バイトというのは、平穏無事な生活を本当に壊してしまうと、こんなようなことが続くことは、やっぱり何と申しますか、世の中をなめているというか、ある意味では警察もなめられていると、これはちょっと言い過ぎかもしれませんが、そんな受け止め方をしなければいけないほど度を越していると、そういう点からしてみても、こうやって事案が出てきている、こういう件数が発生していると。

県民の皆さんは、あまりそのことについてはご存じないのかもしれませんが、大抵県警の皆さん方のご尽力をいただいていること、もしそれに加担するようなきっかけがあるとするれば、何かあったら県警に、しっかり連携をとって絶対に保護してもらおうと、絶対に助けていただくと、先ほども言ったが、こういうことをアピールをしていってもらいたいと考えますので、どうぞよろしくお願いをいたしたいと思えます。

次に、交通問題でお尋ねをしたいと思えます。3年前に大分のほうで事故があったと、これがなんと時速194キロで走行して事故を起こし、相手の方が亡くなったという中で、これが危険なのか、それとも過失なのかと、こういうことが裁判で争われて、最終的に最近、危険運転致死の罪が成立をするということで大変話題を呼んだと承っております。懲役8年の判決ということでございます。

大体時速194キロと、聞くだけでもぞっとするようなスピードでございますが、こういう事件に対して、県警として、この裁判の判決の内容をどう受け止めていらっしゃるか、まずその点をお尋ねしたいと思います。

【橋元交通指導課長】ご指摘の事故につきましては、令和3年2月9日に、大分市内の道路において発生した事故のことと思います。この事故は、交差点において、高速度で進行してきた普通乗用車と対向車の普通乗用車が衝突し、普通乗用車に乗車していた男性が亡くなった事故で、裁判において、ご指摘のとおり危険運転致死罪の適用が争われた事件と承知しております。この事案は報道でも大きく取り上げられ、また、法改正の提言がなされ法改正の動きがあるなど、県警としても注目しているところです。

委員ご質問の、どういう受け止めかということに関しましては、県警としましては、法定速度60キロが道路の制限速度ですけれども、その約3倍を超えるような高速での運転での痛ましい事故に関して、まずは県警では発生させないと強く感じたところですし、もしも発生した時には適正に捜査し、しっかりと検挙していくと考えているところでございます。

【小林委員】今ご答弁がありましたように、県道だそうですが、法定速度が60キロと。60キロが法定速度になっていて、そこを194キロで走って何も起こらんわけではないだろうと。こういうことが過失みたいなことでやられたら大変だと思うんだけど、今回の裁判で主な争点になったところ、一番争いのもとになったところはどこのか、この点についてお分かりであればご答弁をお願いします。

【橋元交通指導課長】まず、適用される危険運転につきましては、「自動車の運転により人を

死傷させる行為等の処罰に関する法律」第2条に規定されており、その中に進行を制御することが困難な高速度で進行して、その結果、人に死傷を与えるような罪が今回の危険運転致死罪になります。

争点としまして、現場となった直線道路を夜間に時速194キロで走行したことが、危険運転の類型の一つで言う「進行を制御することが困難な高速度」に当たるか、ここが争いの一つになったと承知しております。

【小林委員】 判決の内容等を読んでも、おっしゃるとおり進行を制御することが困難な猛スピードと、当然ですね。私は車の運転はできないけれども、194キロといえば、聞いただけでもぞっとするとさっき言ったけれども、そういう状態でありますね。

これがなんで画期的な判決というようなことになっているのか。新聞の見出しでは「画期的な判決」と、総じて関係者の方々が非常に評価をされていると。

これは判決の評価は当たり前だけれども、これが画期的というのは、どういう受け止め方を我々はすればいいのか、この点についてはいかがでしょうか。

【橋元交通指導課長】 進行を制御することが困難な高速度というのは、つまりは自動車を自分でコントロールできないようなものすごく速いスピードと、わかりやすく言うとそういうことになります。

今までの裁判例、解釈に関しては、道路を自分で運転中に対向車線に出たりしなければ、それには該当しないんだということが、制御をしているという認定、解釈でありました。

今回の裁判につきましては、進路から逸脱することなく進行できる場合も、進行を制御する

ことが困難な高速度の類型に当たると指摘されておりまして、その上で夜間に194キロで運転した際の状況を検討するということで画期的な、つまりは自分の進路をたとえ保ったとしても、法外な速度で、しかも夜間に走ることも危険運転に当たるんだよと判決したところが画期的と承知しているところでございます。

【小林委員】 そういうことで、非常に関心と話題を全国的に呼んだ大分の事件ではなかったかと思います。

私は、手元に判決文の一部を持ってきました。エンジンの音や加速の高まりを体感して楽しむために犯行に及んだ、身勝手に自己中心的な意思決定は、厳しい非難に値すると。エンジンの音や加速の高まりを体感して楽しむために犯行に及んだ、身勝手に自己中心的な意思決定は厳しい非難に値する。しかも相手が、落ち度のない被害者の命が奪われた結果の重大性を前提にすると、遺族の方々が厳重な処罰を求めていることは十分理解できる。遺族の方々が厳重処罰を求めていることは十分理解ができると、そういう判決文の一部があります。もう身にします。

そういうことで、要は、今回のこの裁判の判決を、今後の長崎県警の交通事故対策にいかに関活用してもらおうかと、これが極めて重要じゃないかと思います。その点についてお尋ねをしたいと思います。

【田川交通部長】 県警としましては、危険運転致死傷罪の適用が疑われるような事案が発生した場合には、適正に捜査を推進し、法と証拠に基づいて、危険運転致死傷罪をはじめとした各種法令の適用を適切に行っていきたいと思っております。

また、危険運転致死傷罪に関わらず、いろん

な危険な運転がございます。こういった無謀な運転、危険な運転につきましては、広報・啓発をしっかりやったり、交通指導取締りをしっかりやったり、あるいは街頭活動、安全教育などによって、自動車の運転者に交通ルールへの順守、しっかり守らせるとともに、交通指導取締りや交通事件捜査をもとにした運転免許の行政処分により、悪質・危険な運転者を道路交通の場から排除するというふうなところに取り組んでいきたいと思っております。

【小林委員】 よろしく申し上げます。以上です。

【石本委員長】 ほかにご質疑はございませんか。

【坂本委員】 私も、交通関係で交通事故の発生状況についてお尋ねいたします。

総務委員会補足説明資料、事件・事故の推移が毎回出ております。その5ページに交通事故の発生状況があります。交通事故については、今年と昨年、一昨年、それぞれ人身事故の件数が載っておりまして、去年に比べて少ない状況のようであります。

同じく資料として出されています県の総合計画の進捗状況調査にも、県警察本部の交通事故死者数が書かれております。昨年は32人が交通事故で亡くなったと、3年ぶりの増加と分析がされているところであります。それに比べると、今年は少し状況が改善しているという認識を持つわけですが、今年に入ってから取組の成果といいますか、そこら辺についてどういうふうにお考えか、お聞かせいただけますか。

【永尾交通企画課長】 昨年の死者数は36人で、今年に関しましては10月末の段階で20人という状況です。。

取組としましては、昨年の状況を考えた時に、高齢者、歩行者の対策が必要ということで、

横断歩行者の死者数を抑えるための取組を強化してまいりました。その結果としまして、減少で抑えることができているところでございます。

ちなみに、高齢者が関連する死者数の割合では、本県の交通事故は、件数そのものは全国と比較すれば少ないんですけれども、その割合が高く、現状においても高齢者対策が引き続き必要であると申し上げているところでございます。

【坂本委員】 分かりました。特に横断歩道の事故を少なくする取組をされているということでありますので、警察本部としての取組、ぜひ強化を引き続きお願いしたいと思います。

1点確認したいんですけれども、先般、長崎の南部のほうを夜に走っていましたら、道路の中央線とか、歩行者が歩く路側帯というんですか、その白線がかなり薄くなっている。夜でしたから、路面は濡れていないんですけれども、ほぼ見えないと、これは国道だったんですが、そういう状況に気づきました。

もちろん白線を引いたりするのは県の道路維持課かなと思うんですけれども、例えば警察車両も、パトカーだとか、夜に走ったりして気づく部分もあるんじゃないかなと思うんです。今、横断歩道も言われましたけど、横断歩道とか全体的に薄くなっている。しかも、上り下りでいきますと、行く時には気づかなかったんですけど、同じ夜の帰りに気づくと、どうなっているのかなと。

これは県の道路維持課に聞かないといけないんですが、そういった状況を県警本部、各警察署、県の道路維持課だとか、あるいは道路については県道、市道がありますので、そういった連携体制というのか、それが通常はどういう感

じになっているのかを教えてください。

【山口交通規制課長】 路面標示の関係について、お答えします。

道路管理者との連携状況につきましては、道路が新しくできるだけだけでなく、いろんな事故があっている、また、ご指摘のように道路交通環境がちょっと悪いよねという時も含めまして、警察と各道路管理者ごとに個別に、こういう対応をしたほうがいいんじゃないかというようなお話はさせていただいております。

そこにつきましては、道路管理者の予算的な都合もあるかもしれませんので、年に1回、路面の掘削、舗装をやり替える会議を、いろんな事業者も各警察署も入って、どこをしますとか、どういうふうな工事をしますという意見交換の場を設けている状況です。

一方、県警の横断歩道等路面標示につきましては、どうやって塗り替えを行っているかといいますと、まずは各警察署単位で点検を行います。日常の警察活動もありますし、年に1回、期間を設けまして、交通安全施設の点検を行っております。その必要な箇所を警察本部にバックアップして、それを県警で工事を発注する。これを警察署がばらばらにやると予算の効果が出ませんので、警察署1署単位とか、2つ集めてとか、年に1回とかにはなと思うんですが、そのような形で塗り替えをしております。

また、個別にここがというのがあったと、弾力的に塗り替えなど行っていきたくて考えておりますので、よろしくお願いします。

【坂本委員】 ぜひ連携を取っていただいて、財政がかかる部分がたくさんあるんだろうとは思いますが、よろしくお願いします。

特に今から年末にかけて交通安全運動もあるんだろうと思います。事件とか事故とか、一番多

い季節ではないかなと思いますので、大変だと思えますけれども、ぜひ連携を取って取組の強化をお願い申し上げます。

【石本委員長】 ほかにございませんか。

【宮本委員】 あと2点だけお聞きをいたします。

まず1点目が、本年11月1日から道路交通法が改正されて、自転車の「ながらスマホ」の罰則が強化、酒気帯び運転が罰則の対象とされています。長崎県内の自転車数は少ないだろうと考えているんですけれども、これについては県民に対しても周知をすべきところかと思います。

まず、長崎県内における自転車事故がどれぐらいあるのか、確認をさせていただければと思います。

【永尾交通企画課長】 本県の自転車関連の事故につきましては、年々減少している状況ではございますけれども、本年10月末の段階で83件発生しております。全事故に占める自転車の事故の割合は、全国平均が23.3%で、本県は83件で4.2%ということで、全国と比較すれば最も低い状況であります。

【宮本委員】 やはり少ない状況ですね。一定数はあることも確認をいたしました。

大村などに行くと、よく高校生が自転車に乗っている姿が見受けられます。私のいる佐世保ではそうそういないんですけど、例えば島原とか、そういった平地では自転車に乗っていらっしゃる。特に高校生は多いかと思います。

要は若い方々に対して、「ながらスマホ」は罰則があるんですよと周知する必要があるかだと思います。若い方だけではなくて県民全体に、「このようなことをすると罰則があります」と周知をする必要があるかだと思います。

11月1日からの道路交通法改正に伴って、自

転車における「ながらスマホ」、酒気帯び運転の県民への周知対策についてお尋ねをいたします。

【永尾交通企画課長】 今、委員がおっしゃったように、県内の自転車の利用度は地域でばらつきがございます。諫早、大村、島原は特に多い状況がございます。そういった中で、基本的には県下統一して周知を進めている状況で、具体的には、11月1日に施行でしたので、その前の早い段階で、まず違反をさせないことを前提として、周知を図っております。具体的なやり方としては、まずテレビ、ラジオを使って周知を図ることと、各市町がっておりますデジタルサイネージ、広報誌にも掲載をお願いいたしました。加えて、警察で道路情報を出している交通情報板でも表示をしております。こういった広報のほかに、二輪車の販売店とか観光連盟、いろんな関係機関を通じて注意喚起の働きかけを行った状況でございます。

加えて若い世代にも興味をもってもらおうということで、「ながらスマホ」に特化して、これは違反になるんだよと、厳しいよという内容の中高生を対象としたチラシを作成し、教育委員会等を通じて学校のほうに注意喚起で周知をしていただいたところでございます。

【宮本委員】 若い世代に未然防止として、罰金がありますので、これは非常に重たい罰金がありますから、特に周知をしていただきたいと改めて要望します。教育委員会とも連携して取組を推進していただければと思います。

もう1点です。県民から寄せられた声について、ちょっと質問いたします。

今、西九州自動車道が、鋭意工事が進められております。全線開通に向けて進められておりまして、先日も江迎におきましてはトンネルの

貫通式が行われたところであります。

特に松浦－平戸間は、令和7年度全線開通に向けて進捗が図られておりまして、その中でも平戸大橋交差点につきましては改良がなされているんです。新しい県道もできております。交通量がそれに伴って増えて、渋滞も発生している状況であります。

先日、私も現場に行きまして確認をした平戸大橋交差点はもちろん道路管理者と連携を取っていただきたいという思いはありますが、県警の方にも対応していただきたいという思いで質問いたします。

平戸大橋交差点につきましては、平戸大橋から田平に向かう時に2車線に改良されています。しかしながら、それによって渋滞が生じることがあります。平戸大橋から田平に向かう時に、右折専用車線ができたんですが、対向車が来るので、なかなか右に曲がれないと、それによって渋滞が生じていると。平戸市は観光地でありますから、休日になると渋滞がものすごく発生することがあります。令和7年度開通に向けて、もっともっと交通量が増えることが予想されるので、平戸大橋交差点は、左折専用と直進専用と右折専用、3車線が必要であると私も考えているんです。

先ほども言ったように道路管理者と連携を取っていただきたいんですが、平戸大橋から田平に向かう車線について、3つの専用車線が必要と考えるんですが、県警の見解を確認させていただきます。

【山口交通規制課長】 平戸大橋の件についてお答えいたします。昨年10月に開通しまして、平戸大橋は三差路だったのが十字路になりまして、実際に渋滞が発生したということで、それを受けまして県警においては、平戸大橋方面か

ら田平方面に進行する車両の信号青時間の調整を行っております。併せまして道路管理者とも連携をしまして、平戸大橋から進行してくる側、また松浦及び瀬戸市場方面から来る側の青時間も少し延ばしております。また、江迎方面からは前は左折で矢印があったところですが、そこも停止線を少し前に出すという対応をしております。発生当初の渋滞ほどの影響は若干緩和されたんですけれども、委員ご指摘のとおり、いろんなちょっとした要因で渋滞は発生すると思います。

また、平戸IC開通を控えて、交通量が増えると思いますので、車線構成をどうするかという部分も踏まえて、警察でこうしようと言ったのが全てうまくいくわけでもない部分もありますが、現場で一緒になって確認して、現場の状況を踏まえながら、一番いい方法は何かという部分を、今後も道路管理者とよく検討、協議をしていきたいと思っております。

【宮本委員】 ぜひですね。これは今後、交通量はもっと増えます。確実に増えますので、道路管理者と連携を取っていただいて。交差点の信号機の青時間の改良はしていただいて、一定改善はできているものの、やはり渋滞は生じていて、平戸大橋の途中で止まっている現状もあるとお聞きしておりますし、私もそれは垣間見たところですので、ぜひとも調査、確認をしていただいて、改良が必要であろうと私は考えますから、そこも対応していただきたいと要望させていただきます。以上です。

【富岡副委員長】 坂本委員から、交通事故の状況についての質問に、横断歩行者の死者数を抑えていくというご答弁がありました。

私の地元の時津町でも、先月、大変痛ましい事故が起きてしまいました。11月17日19時、

午後7時ごろ、時津町左底郷の町道で、18歳の男性が運転するバイクが72歳の男性をひいてしまって、その男性は亡くなるという大変大きな事故が発生しております。

そうした中で確認をさせていただいたら、この交差点は、これまでも繰り返し、地元の自治会から町に対して信号機の設置を要望しており、町から県に信号機の設置を繰り返しお願いしていた状況であったようでございます。そういうことで、地元の方からすると、ついにこうした事故が起こってしまったかというところでございます。

今回の事故は、こういった要因がどれだけ今回の重大な結果につながってしまったのかという点については、明確にはなかなかわからないかもしれませんが、少なくとも地元の方々にとっては、今回の事故は、信号機が未設置だったことによって、近辺の横断歩道を渡っていたところをひかれてしまったということなんです。

ずっと訴えてきたということで、県警として、今回のこの事故についてどのような受け止めをしているのか、質問させていただけたらと思います。

【山口交通規制課長】 時津町で発生した死亡事故の交差点における信号要望ということで、お答えさせていただきます。

まず、信号機の要望につきましては、その都度、現場調査を行い、同現場の交通実態を踏まえ、全国的な交通量や設置間隔、そういった部分の基準と照らしつつ、個別に判断させていただいているところであります。

今回11月に発生した死亡事故については、当方も重大な事案だと受け止めております。あの交差点につきましては、委員ご指摘のとおり、

これまでも要望があっていたんですけれども、横断歩道を平成26年に設置したり、また交差点をコンパクトにという対策はしていたところがあります。

しかしながら、今回の事故を踏まえまして、またご要望をいただいたところでもありますので、これにつきましては、地元の時津警察署としっかり連携を図りまして、改めて現場の調査、設置の可否の検討を行っていきたいと思っております。

また、今後、日並ICから町道に通じる道路が開通するという話も聞いております。そういう予定もありますので、今回の死亡事故も踏まえまして、改めて警察署、道路管理者と連携を図りまして、可能な安全対策ができないか、これをしっかり検討していきたいと思っております。

【富岡副委員長】 おっしゃったように左底日並線の開通に伴い、今後も交通量が増えてまいります。今回のような痛ましい事故が二度と起こらないように、当該交差点における信号機の設置を強く要望させていただいて、私の質問を終わらせていただきます。

【石本委員長】 ほかにご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】 ほかに質問がないようですので、警察本部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

— 午前11時37分 休憩 —

— 午前11時38分 再開 —

【石本委員長】 委員会及び分科会を再開いたします。

以上をもちまして、警察本部関係の審査を終了いたします。

午前中の審査はこれにてとどめ、午後は1時30分から再開し、出納局及び各種委員会事務局の審査を行います。

しばらく休憩いたします。

— 午前11時39分 休憩 —

— 午後1時32分 再開 —

【石本委員長】 委員会を再開いたします。

これより、出納局及び各種委員会事務局関係の審査を行います。

【石本分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

会計管理者より、予算議案の説明を求めます。

【井手会計管理者】 出納局関係の議案についてご説明をいたします。予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料の2ページをご覧ください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第93号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分でございます。

歳出予算で、（目）一般管理費440万3,000円の増を計上いたしておりますが、これは、職員給与費について、既定予算の過不足の調整に要する経費でございます。

以上をもちまして、出納局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【石本分科会長】 次に、監査事務局長より予算議案の説明を求めます。

【桑宮監査事務局長】 監査事務局関係の議案についてご説明いたします。同じく説明資料の3

ページをご覧ください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第93号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分であります。

歳出予算で、（目）委員費8,000円の減、（目）事務局費812万1,000円の増を計上いたしておりますが、これは、常勤監査委員及び職員給与費について、既定予算の過不足の調整に要する経費であります。

以上をもちまして、監査事務局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【石本分科会長】次に、人事委員会事務局長より予算議案の説明を求めます。

【田中人事委員会事務局長】人事委員会事務局関係の議案についてご説明いたします。同じ資料の4ページをご覧ください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第93号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうちの関係部分であります。

歳出予算で、（目）事務局費390万9,000円の減を計上いたしておりますが、これは、職員給与費について、既定予算の過不足の調整に要する経費であります。

以上をもちまして、人事委員会事務局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【石本分科会長】次に、労働委員会事務局長より予算議案の説明を求めます。

【田中労働委員会事務局長】労働委員会事務局関係の議案についてご説明いたします。同じ資料の5ページをご覧ください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第93号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分であります。

歳出予算で、（目）事務局費447万9,000円の減を計上いたしておりますが、これは、職員給与費について、既定予算の過不足の調整に要する経費であります。

以上をもちまして、労働委員会事務局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【石本分科会長】次に、議会事務局長より予算議案の説明を求めます。

【中尾議会事務局長】議会事務局関係の議案についてご説明いたします。同じ説明資料の6ページをお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第93号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分であります。

歳出予算で、（目）議会費3,000円の増、（目）事務局費579万6,000円の減を計上いたしておりますが、これは、議員報酬及び職員給与費について、既定予算の過不足の調整に要する経費であります。

以上をもちまして、議会事務局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【石本分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本分科会長】質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第93号議案のうち関係部分については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【石本分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、第93号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決すべきものと決定をされました。

【石本委員長】 次に、委員会による審査を行います。

出納局及び各種委員会事務局においては、今回、委員会付託議案がないことから、所管事項についての説明を受けた後、議案外所管事務一般についての質問を行うことといたします。

まず、会計管理者より所管事項説明を求めます。

【井手会計管理者】 出納局関係の所管事項についてご説明いたします。総務委員会関係説明資料の2ページをご覧ください。

証紙の販売終了について。

令和6年9月定例会において、証紙制度の廃止に向けた県の取組状況をご報告させていただいておりましたとおり、令和6年12月末をもって証紙の販売を終了いたします。令和7年1月以降は、オンラインでの手続やクレジットカード等によるキャッシュレスを主体とする納付方法へ移行します。

なお、既に購入されたお手持ちの証紙は、令和7年3月末までは引き続き使用可能としております。また、使用予定がない証紙とか、売りさばき人の皆様がお持ちの未販売の証紙につき

ましては、順次、払い戻しの手続を進めることとしており、引き続き十分な周知に努めてまいります。

長らく続いてまいりました証紙制度ですので、新たな納付手段に関するお問い合わせなどが想定されます。関係各課とともに万全な対応を図り、円滑な移行を進めてまいります。

以上をもちまして、出納局関係の説明を終わります。

【石本委員長】 次に、人事委員会事務局長より所管事項説明を求めます。

【田中人事委員会事務局長】 人事委員会事務局関係の所管事項についてご報告いたします。まず、総務委員会関係説明資料の追加1の2ページをご覧ください。

令和6年度県職員採用試験について。

短大卒業程度、高校卒業程度、就職氷河期世代を対象とした選考試験の各試験を実施し、11月21日までに、各々最終合格者を発表いたしました。

次に、総務委員会関係説明資料の3ページをご覧ください。

公務における人材の確保は、民間企業の採用活動の活発化及び国や他の地方公共団体との競合により非常に厳しい状況であり、本県の職員採用試験においても、特に技術系職種について受験者数が採用予定数を下回るなど、人材の確保が一層厳しくなっております。

このような状況を踏まえ、大学卒業程度のC試験として「水産」、「農業」、「畜産」、「林業」、「農業土木」、「土木」、「建築」、「社会福祉」の8職種について、1次試験を11月15日から12月4日まで実施し、2次試験を1月中旬、最終合格者の発表を2月中旬に予定しております。

なお、1次試験では、SPI3を採用し、ペーパーテストで受験する長崎会場に加え、自宅や全国7都市にあるテストセンターでパソコンを用いた受験を可能とし、県内出身の大学生や民間企業経験者など、長崎県へのU・Iターンを考えている受験者も受験しやすい試験としております。

多様で優れた人材の確保に向けて、引き続き採用試験の総合的な見直しや公務の魅力発信等の取組について、任命権者との協議を進めてまいります。

職員の給与等に関する報告及び勧告についてであります。本委員会は、去る10月4日、地方公務員法の規定に基づき、県議会議長及び知事に対して、職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。その概要は記載のとおりであります。

以上をもちまして、人事委員会事務局関係の報告を終わります。

【石本委員長】 次に、提出のあった政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、説明を求めます。

【山道会計課長】 「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました出納局、各種委員会事務局の資料についてご説明申し上げます。

資料の2ページをご覧ください。

1,000万円以上の契約について、令和6年9月から10月までの実績は、記載のとおり3件となっております。

また、入札結果につきましては、3ページから5ページに記載のとおりでございます。

以上でございます。

【石本委員長】 以上で説明が終わりましたの

で、これより議案外所管事務一般に関する質問を行います。

まず、政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、ご質問はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】 質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般について、ご質問はありますか。

【坂本委員】 議案外について2点、いずれも人事委員会関係でお尋ねをいたします。

まず、説明がありました令和6年度の県職員採用試験についてであります。6月定例会、9月定例会でも同様の質問をさせていただきましたけれども、なかなか採用がですね。説明資料では、受験者数に対する倍率の関係が書いてあります。高卒程度で3.5倍とかというふうなことです。実際は一部職種で採用予定数になかなか届いていない状況が相変わらずあることを、ホームページでも確認をいたしました。

大学卒業程度のC試験、いわば追加みたいなことになるんだろうと思いますが、1次試験を実施したと、水産、農業、畜産等々8職種ということです。

前回の9月定例会で、A試験の10職種で採用予定数に足りていないということでした。今回のC試験では、交通局と教育事務が入っていないことで8職種となっております。これは、足らなければ10職種でちゃんとせんばいかんとじゃないかなと感じたんですけれども、そこら辺はどういうふうに理解すればいいですか。

【田邑職員課長】 大学卒業程度のA試験において、10職種で採用予定数に最終合格者が届いていないという状況でして、そのうち交通局事務、教育事務を除くと8職種になるんですけれども、C試験につきましては、技術職のみの8職種

について追加試験を実施しております。

【坂本委員】 そうしたら、交通局事務と教育事務ですから、事務以外の技術職でC試験を行ったという理解でいいんですね。分かりました。

いずれにしても、職種によってはC試験でも、例えば農業土木とか土木とか、畜産もそうですね、申込者数が採用予定数に届いていない状況にありますので、前にも言いましたけれども、そこら辺をどう埋めていくのかというところは、任命権者と今後も引き続き協議をしていただきたいと思います。今日の説明資料を見る限りは、そこら辺の危機感といいますか、そういうのがちょっと足りないなど、もう少し危機意識を持って、具体的にどうしていくのかというのを、ぜひ今後、来年度に向けて協議を詰めていただきたいと思います。要望として申し上げます。

2点目です。10月4日に、人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告が出されました。今回説明資料では、若年層に重点を置きつつ、全ての職員を対象に引き上げの改定を勧告したということです。

確かに、いただきました人事委員会の勧告と報告を見ますと、初任給が大卒で2万3,800円の引き上げ、短大卒で2万5,300円の引き上げ、高校卒で2万1,400円の引き上げということで、初任給のところはかなり分厚い引き上げになっているんじゃないかなと思いました。

ただ、行政職の4,199人の平均年齢が41.5歳で、一人当たりの改定状況を見ますと、改定額が1万164円で、平均引き上げ率が2.84%となっています。

ご存じのとおり今年の春闘では、大企業がほぼ5%を超える、県内も含めて5%ということになっています。一般質問でもありましたけれど

も、県内の場合は中小企業にお勤めの方が9割を超えておりまして、その賃上げはなかなか厳しいですから、そういつていないことは十分わかりますし、そこら辺も反映されているのかなと思いました。

若年層は初任給を含めてかなり分厚い引き上げになっているんですけども、高年齢になると、なかなかそうっていない状況があつてですね。逆に、地域手当の見直しとか扶養手当等の見直しということで、実際に減額なんですよ。そうすると、先ほど言いました1万164円の平均的な引上額が、逆にマイナスになる方もいらっしゃるという伺いました。

実際にそういう方が出てくるのが、ここで確認できますか。

【田邑職員課長】 申し訳ありません。今持っている資料では、そこまでの確認はできておりません。

【坂本委員】 ひょっとしたら、これは人事委員会じゃなくて人事課の話になるんですかね、職員給与の関係でいうとですね。そこは、人事委員会としては勧告を出したということで、今はまだ結論は出ていないと思いますので、また改めて人事課のほうで伺いたいと思います。

実際はそういった対象の方もいらっしゃるということで、特に地域手当は、長崎市ですけども、3%ですよ。地域手当については、段階的に1%、1%、1%で、3年間かけて引き下げ、廃止するというところであります。

それから扶養手当も2年間で段階的に減らして、行政職7級以下、それから行政職8級のところは廃止となるわけですね。そうすると、今ある配偶者手当が行政職の7級以下で6,500円、8級で3,500円、これが廃止になるわけですから、いわゆる手取りでいうと減ることになります。

それから、子育ては支援をするということで、子どもへの扶養手当は現行の1万円が1万3,000円になるということでもあります。若年層に重点を置くのは、人材確保の面からも理解できるんですけども、高齢になると、働き盛りといたしますか、本当に脂がのってくる方々のところが実質目減りする状況について、人事委員会として今回勧告を出されましたので、改めて認識をお伝えいただけますか。

【田邑職員課長】 本年の給与制度につきましては、原則国に準拠しております。先ほどお話がありました地域手当や扶養手当についても、人事委員会としまして、基本的には国の制度を基本にして検討してまいりました。

その上で、今回の地域手当や扶養手当の見直しにつきましては、例えば共働き世帯が増えているとか少子化対策が同時に進められていること、そういった見直しの趣旨であったり民間の状況、そして県職員の給与の状況、その辺を総合的に考えて判断したものでございます。

今年度は、先ほどお話がありました人材確保の観点ということで、若年層に重点を置いてと言いながらも、全職員を対象に、給与改定を行っております。来年度は、民間給与実態調査という民間の調査を行って、その結果として、県職員の給与と民間の給与に公民格差が生じた場合には、来年の人材確保の状況等を見たうえで、その配分についても検討する必要があると考えております。

【坂本委員】 検討していただきたいと思えます。

長崎県の職員は、いわゆるラスパイレス指数が、かつては全国47都道府県でも上位にあったと記憶をしておりますけれども、今は多分、下のほうですよ、かなり下のほうにあります。

最低賃金も下のほうということでありまして、民間に合わせるからなかなか上がらないということもあろうかと思えますけれども、先ほどからある人材確保の観点とか、あるいは熟年の職員の皆さん方のモチベーションが下がらないように、やはりそこは任命権者としてしっかり議論をしていただいて、来年に向けてご議論いただければと申し上げまして終わります。

【石本委員長】 ほかに質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】 ほかに質問がないようですので、出納局及び各種委員会事務局関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

— 午後 1時55分 休憩 —

— 午後 1時56分 再開 —

【石本委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして、出納局及び各種委員会事務局関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、明日は、午前10時から委員会を再開し、企画部関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

— 午後 1時56分 散会 —

第 2 目 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和6年12月10日

自 午前10時 0分
至 午前11時54分
於 委員会室 1

I R 室 長 湯川 亮一 君
デジタル戦略課長 高橋 圭 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	石本 政弘 君
副委員長(副会長)	富岡 孝介 君
委 員	小林 克敏 君
〃	浅田ますみ 君
〃	松本 洋介 君
〃	吉村 洋 君
〃	坂本 浩 君
〃	大場 博文 君
〃	宮本 法広 君
〃	まきやま大和 君
〃	湊 亮太 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

企 画 部 長	早稲田智仁 君
企 画 部 次 長	川端 博子 君
政 策 調 整 課 長	山下 公誉 君
政 策 企 画 課 長	内田 正樹 君
政策企画課企画監 (総合計画・総合戦略担当)	小柳 正典 君
政策企画課企画監 (地域連携担当)	寺井 芳隆 君

6、審査の経過次のとおり

— 午前10時 0分 開議 —

【石本委員長】 おはようございます。

ただいまから、委員会及び分科会を再開いたします。

これより、企画部関係の審査を行います。

【石本分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

企画部長より、予算議案の説明を求めます。

【早稲田企画部長】 おはようございます。

企画部関係の議案についてご説明いたします。

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料をお開き願います。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第93号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分であります。

今回の補正予算は、歳出予算で、5,231万1,000円の減を計上いたしております。

この歳出予算の内容は、職員給与費について、既定予算の過不足調整に要する経費であります。

以上をもちまして、企画部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【石本分科会長】 以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本分科会長】 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第93号議案のうち関係部分については、原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【石本分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、第93号議案のうち関係部分は、原案のとおり、可決すべきものと決定をされました。

【石本委員長】 次に、委員会による審査を行います。

企画部においては、今回、委員会付託議案がないことから、所管事項についての説明を受けた後、陳情審査及び議案外所管事務一般についての質問を行うことといたします。

企画部長より所管事項説明を求めます。

【早稲田企画部長】 企画部関係の議案外の所管事項についてご説明いたします。

初めに、総務委員会関係説明資料（追加1）、企画部をお開き願います。

（令和7年度の主要施策について）

令和7年度の予算編成に向けて「令和7年度長崎県の主要施策（素案）」を策定いたしました。これは、計画期間の最終年度を迎える長崎県総合計画の総仕上げと、新しい長崎県づくりのビジョンが目指す「未来大国」の実現に向けて、令和7年度に重点的に取り組もうとする施策について、新規事業を中心にお示ししたものであ

ります。このうち、企画部の予算編成における基本方針及び主要事業についてご説明いたします。

令和7年度は、長崎県総合計画の最終年度にあたることから、着実な計画の推進に努めるとともに、Society5.0の実現に向けて最先端技術を効果的に活用し、本県の特長や地域課題に応じたデジタル化の推進を図るほか、ドローンを活用したイノベーション創出に向けた施策や、次期総合計画・総合戦略策定に取り組んでまいります。

それでは、令和7年度に取り組む主な施策等をご説明いたします。

本県における地域課題の解決や、産業の活性化、豊かで質の高い県民生活を実現するため、ドローンをはじめとする最先端技術を利活用することにより、Society5.0の実現に向けたデジタル化やDXを推進いたします。

また、令和8年度以降における県政運営の指針や考え方を示す、次期総合計画・総合戦略について、幅広くご意見をお伺いしながら策定を進めてまいります。

なお、令和7年度当初予算に係る予算要求状況につきましても、併せて公表を行ったところであります。

これらの事業につきましては、県議会からのご意見などを十分踏まえながら、予算編成の中で更に検討を加えてまいりたいと考えております。

次に、総務委員会関係説明資料、企画部の2ページをご覧ください。

（民間企業等との連携について）

去る10月3日、県と明治安田生命保険相互会社は、地方創生の推進を目的として、包括連携協定を締結したところであります。今後、双方

の資源を有効活用しながら、健康づくりやこどもの健全育成・教育支援に関することなど、地域活性化や県民サービスの向上に連携して取り組むこととしております。

また、大学との連携については、テンプル大学ジャパンキャンパスにおいて、本県出身学生に対する奨学金制度を創設いただくとともに、本県の観光モニターツアーにご参加のうえ、外国人目線での貴重なご意見をいただいたほか、明治大学では、諫早市で学生派遣プログラムを実施いただくなど、包括連携協定に基づき、グローバル化や人材育成をはじめとした様々な取組を進めているところであります。

今後とも、民間企業や大学など、多様な関係者との連携強化を図りながら、地方創生のさらなる推進に努めてまいります。

（SDGsの推進について）

SDGsについては、長崎県SDGs登録制度の運用やポータルサイトによる情報発信、アドバイザーの派遣などを通して、県民の皆様や企業等に対する普及啓発及び認知度向上に努めているところであります。

こうした中、今年度からの新たな取組として、去る10月31日に、「“つなぐ”長崎SDGsセミナーinメタバース」と題したイベントを開催し、メタバース空間上において、SDGsの活用についての講演や県施策の説明、県内企業等による取組事例の発表などを行いました。

また、10月11日から11月22日までの間、県民の皆様がSDGsに取り組む機会の創出を目的に、「#（ハッシュタグ）長崎みんなのSDGs～広がれ！SDGsの輪～」と題して、SDGsに関する取組をインスタグラムで投稿いただくキャンペーンを実施したところであります。

県としましては、このような県民参加型の啓

発イベント等にも積極的に取り組みながら、SDGsのさらなる普及拡大に力を注いでまいります。

（デジタル化・DXの推進について）

去る10月10日、県庁において、ドローン利活用の意識醸成や本年7月に開設した「長崎県ドローンプラットフォーム」の周知・活用促進を目的とした「ドローンワールドイベント」を開催いたしました。

当日は、ドローンスクールをはじめ点検・測量、農業、空撮など、様々な分野においてドローンサービスを提供する県内事業者の方々にドローン等を展示いただくとともに、利活用事例を紹介するセミナーや物資輸送等のデモフライトを実施し、約800名の方々にご来場いただきました。

また、「新技術実装連携“絆”特区」については、国の調査・実証事業に本県関係の3事業が採択され、九州地区初となるドローンのレベル4飛行による医薬品配送や送電鉄塔設備の広域的な点検、AI技術を活用した目視外飛行が行われる予定となっております。

今後とも、様々な分野におけるドローンの利活用促進のため、ドローンサービスの需給創出の拡大を図るとともに、特区制度を活用した社会実装を推進してまいります。

（「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」等の進捗状況について）

令和3年度から令和7年度の5年間を計画期間とする「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」に掲げる施策の令和5年度末における進捗状況については、総合計画の一部見直しに伴う指標改訂の内容を反映のうえ評価・分析を行ったところであり、配付している資料のとおりとなっております。

各施策の目標として掲げた施策及び事業群の指標である277項目の指標のうち、目標値を設定していないものや実績値が把握できていないもの等を除いた266項目の令和5年度の進捗状況は、最終目標を既に達成したもの及び令和5年度の目標値を達成したものが136項目で全体の51%、令和5年度の目標値を達成していないものの改善傾向にあるものが72項目で全体の27%、令和5年度の目標値を達成しておらず進捗に課題があると考えられるものが58項目で22%となっております。

なお、企画部関係の施策及び事業群の指標である9項目のうち、目標値を設定していないものを除いた8項目の令和5年度の進捗状況は、最終目標を既に達成したもの及び令和5年度の目標値を達成したものが7項目、令和5年度の目標値を達成していないものの、改善傾向にあるものが1項目となっております。

次に、「第2期長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げるKPI（重要業績評価指標）の令和5年度末の進捗状況については、配付している資料のとおりであります。

KPI全120項目について、実績値が把握できていないもの等を除いた115項目のうち、令和5年度の目標値を達成したものが58項目で、全体の50%、「やや遅れ」が34項目で全体の30%、「遅れ」が23項目で全体の20%となっております。

なお、企画部関係のKPIである6項目について、目標値を設定していないものを除いた5項目の令和5年度の進捗状況は、最終目標を既に達成したものが2項目、令和5年度の目標値を達成したものが3項目となっております。

各計画とも、今回の評価・分析結果を踏まえ、取組の充実・強化を図りながら、最終目標の達

成に向けて、引き続き、施策の推進に努めてまいります。

（事務事業評価の実施について）

本年度の事業評価において、事務事業評価を実施いたしました。企画部関係分については、お配りしている資料のとおりであります。

以上をもちまして、企画部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【石本委員長】 次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について説明を求めます。

【山下政策調整課長】 「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づきまして、本委員会に提出しております企画部関係の資料について、ご説明申し上げます。

資料の2ページをご覧ください。

陳情・要望に対する対応状況でございますが、知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、令和6年9月から令和6年10月までの間に県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものは、長崎県離島振興協議会、長崎県過疎地域協議会からの計3件となっております。それぞれに対する県の取扱いにつきましては、2ページから7ページに記載のとおりでございます。

続きまして、8ページをご覧ください。

附属機関等会議に係る結果報告でございます。令和6年9月から令和6年10月までの実績は、長崎県まち・ひと・しごと創生対策懇話会の1件でありまして、その議事概要につきましては、8ページにお示しをしております。以上でございます。

説明につきましては、以上でございます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【石本委員長】 以上で説明が終わりました。

次に、陳情審査を行います。

事前に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。審査対象の陳情番号は、46、49、56となっております。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】 質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくことといたします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】 質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般について、ご質問はありませんか。

【宮本委員】 おはようございます。

それでは、議案外について、質問をさせていただきます。

まず初めに、先ほど、部長から説明がございました部長説明資料の3ページになります。デジタル化・DXの推進について、お尋ねをいたします。

ドローンについてであります。この委員会でもずっと、ドローンにつきましては、いろんな報告もありましたし、私の方も質問させていただきました。進捗も図られているようであります。確認をさせていただきました。

今年度、約3,000万円を使って、デジ田交付金を使って、3つの事業をなされていらっしゃる

ます。1つ目、長崎県ドローンプラットフォーム設立運営・普及、2点目、ドローンオペレーター資格取得経費への支援、3点目、長崎県内で実施するドローンの社会実装へ向けた支援ということで、それぞれ3つ、3,000万円投入しながらされていらっしゃる。説明資料でもありましたけれども、これらの進捗状況をそれぞれ教えてください。

【高橋デジタル戦略課長】 ドローンワールドプロジェクトの3つの事業についての進捗状況のご質問でございます。

まず、1点目の長崎県ドローンプラットフォームの設立運営・普及につきましては、ドローン需要と供給をマッチングするサイトといたしまして、今年の7月に開設をいたしました。本サイトは、県内のドローンサービス事業者に登録をいただいて、登録いただいた事業者のサービス用途の紹介や見積り依頼機能などを備えているものになります。12月現在で50事業者が登録されているところでございまして、このサイトは、長崎県のほかに、5県がドローンプラットフォームの共同利用をしておりますけれども、長崎県の登録事業者数が共同利用している県の中では最も多い状況となっております。引き続き、需要と供給のマッチングを促進してまいりたいというふうに思います。

2点目のドローンオペレーター資格取得経費への支援につきましては、県内のドローンサービス事業者を増加させ、産業振興やイノベーションの創出を図るため、ドローンの資格取得経費の一部を補助するものでございます。今年度、申請は50名程度と見込んでおりましたけれども、想定を上回る多数の応募をいただきまして、国家資格が63名、民間資格が6名の現在69名の交付決定をさせていただいている状況でござい

ます。一層のドローン利活用を進めてまいりたいというふうに考えております。

最後、3点目の長崎県内で実施するドローンの社会実装に向けた支援につきましては、ドローンを駆使した課題解決を実装もしくは実装へ向けた道筋を具体的に示す取組を支援するものでございまして、今年度は、2件の事業採択をしたところでございます。1件は、運送事業者の持続可能な運送業を実現するために、ドローンによる配送を行う事業、もう1件が、離島の海岸漂着ごみを、ドローンを活用して運搬する事業になっております。現在、実証を行うためのドローン飛行の許可手続き等を行っておりまして、準備ができ次第、実証等を行って、実装へ向けた論点整理等を行うこととしております。

引き続き、これらの取組を通じまして、県内のドローンの利活用のさらなる促進につなげてまいりたいと考えております。

【宮本委員】 ありがとうございます。それぞれ進捗を確認させていただきました。

ドローンプラットフォームにつきましては、利用に向けたマッチングで50事業者ということで、かなり多く参入いただいているということも確認できましたし、オペレーター資格取得につきましては、69名ということでもって報告いただきました。以前、委員会でも確認したのですが、レベル4の“絆”特区として長崎県が取得認定を受けまして、しかしながら、このレベル4の運用については、今、全国で1台、機種が登録されていて、それしかまだできないんです。しかも、それを運転する技術者も必要ですということで答弁があったのですが、今、69名とご報告ありましたが、レベル4に対応する機種を運転する方が69名いると。この方々が、次年度に向けて、レベル4を運用する中心的な

方々になるという理解でいいのか、県内に69名の運転資格者がいるという理解でいいのか、確認をさせていただきます。

【高橋デジタル戦略課長】 レベル4飛行を行うためには、委員ご指摘のとおり、認証された機体と、それから国家資格を持ったオペレーターが必要になっております。そのうちのオペレーター資格につきまして、レベル4を運航する際には国家資格の一等という資格が必要になっております。現在でも、県内に少なくとも36名の国家資格の一等のオペレーターがいらっしゃいまして、今年度の我々の補助事業につきましても、国家資格の一等について、17名分を交付決定させていただいております。今後、県内でレベル4飛行を多数実証していくときに、様々な事業者が実証していく際の基盤になるものというふうに考えております。

【宮本委員】 ありがとうございます。

一般質問でもたしかあったかと思うのですが、期待されるのは、ドローンによる医薬品の運送であります。今の離島の港の近くに降りている医薬品が、患者の玄関先まで運べるようになるというものが非常に期待されているのですが、これに向けての準備が今、整えられているという認識でいるんですけれども、これについては、今おっしゃられた36名が一等の免許を持っていいらっしゃる。その理解も含めて、来年度、これがいよいよ開始できるのか、開始していただきたいのですが、来年度に向けた医薬品の配送に向けた見通しについて、確認をさせていただきます。

【高橋デジタル戦略課長】 医薬品の配送の効率化ということに関しましては、国家戦略特区の中で、国費を活用した実証事業の中で取組を進めているところでございます。具体的には、来

年2月に五島地域において、モバイルクリニックと連携した遠隔診療に合わせて、処方薬を患者のお手元にドローンで直接届ける実証を予定しております。これまでは、遠隔診療後の処方薬の配送は翌日になっておりましたけれども、今回の実証によりまして、遠隔診療後に、即日で処方薬を患者に届けるサービスの実装への道が開かれることになります。また、今回の実証では、患者宅に処方薬を直接お届けするために有人地帯を目視外で飛行する必要があるため、レベル4飛行を行う必要がありますけれども、これが成功すれば、九州地区ではレベル4飛行は初となります。

先ほどのオペレーター資格取得経費の補助との関係ということでもありますけれども、ドローンサービスをやっている事業者については、今、いろんな事業者がいらっしゃいますので、必ずしも、全てのオペレーターがこの特区の実証の中で関わるというわけではありませんけれども、適切なレベル4飛行ができるオペレーターをしっかり育てて確保して、この特区実証の中でも連携ができればというふうに思っております。

また、今年度の実証では、限られたエリアの中でレベル4飛行を行うこととしておりますけれども、実証の成果を踏まえて、さらに広い範囲でレベル4飛行を行うための論点整理などをしながら、来年度、国家戦略特区としての実証等をさらに進めて、ビジネスとしてのサービスの実装につなげてまいりたいと考えております。

【宮本委員】 ありがとうございます。すみません、ちょっと繰り返しになったかもしれませんが、改めて確認をさせていただいたところあります。

これは非常に大事な事業ですので、全国に先駆けて、ドローンによるサプライチェーンの形成もしっかりとこれが県の産業基盤の一つとして確立できるように、次年度に向けて、また取組を推進していただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

次に、企業版ふるさと納税について、お尋ねをいたします。

企業版ふるさと納税につきましては、今年度、約400万円の予算をつぎ込んで、いろんなPR活動をするということを確認させていただいたところでもありますけれども、まず令和5年度の寄附実績につきまして、お尋ねをいたします。

【山下政策調整課長】 企業版ふるさと納税によります寄附の実績でございますが、令和5年度につきましては、51社から、合わせまして5,376万円の寄附を頂いたところでございます。

【宮本委員】 ありがとうございます。51社から、5,376万円ということで確認いたしました。

ちなみに、これは前年と比べてどうだったのか、教えていただければと思います。

【山下政策調整課長】 前年度でございます令和4年度の実績でございますが、こちらは50社から、4,244万円の寄附を頂いておりますので、前年度からかなり伸びているものと認識しております。

【宮本委員】 ありがとうございます。伸びているということも確認させていただきました。

今年度、これを踏まえて、400万円つぎ込んでPR活動に力を入れていくということで2月議会でたしか報告があったのですが、まだ今年度は残りあるので、今年度の目標、どれくらい令和6年度、持っていこうとされているのか、金額、何社、どれくらいというのもわかれば、教えて

いただければと思います。

【山下政策調整課長】毎年度の寄附の目標額でございますが、こちらは過去の寄附実績を基に見積もっておりまして、令和6年度の寄附の目標につきましては、3,000万円ということで設定をいたしております。

【宮本委員】ありがとうございます。

ちなみに、今現在でどれくらいの寄附がっているのか、教えてください。

【山下政策調整課長】令和6年度の実績でございますが、11月末時点で、21社から、合わせまして3,064万円の寄附を頂いているところでございます。

【宮本委員】ありがとうございます。

11月末で21社、3,064万円ということは、既に目標を達成しているということで、素晴らしいですね。素晴らしいという言い方が適切かどうか分かりませんが、確かに目標の設定について、いろいろ議論あるかもしれませんが、現在で進捗はかなりよろしいということを確認させていただきました。

ちなみに、これは企業版ふるさと納税ですけれども、地方創生プロジェクトについて、企業が寄附をするという形になっているんですね。確認すると、9つのプロジェクトがあって、それぞれに対して企業が、このプロジェクトに応援しますよということの仕組みになっていると思うのですが、企業版ふるさと納税を寄附していただいた企業からは、どの事業が一番人気のあるものなのかを教えてください。

【山下政策調整課長】こちらは平成28年度に企業版ふるさと納税の制度が創設されて以降、ただいま委員からご指摘ありました9つのプロジェクトのうち、最も多くの寄附を頂いており

ますのが、奨学金の返済アシストですとか、ふるさと教育などを行います「長崎の未来を担う人材育成・応援プロジェクト」でございます。このほか、情報セキュリティ人材の育成ですとか、県内企業のDX化などを進めます「次世代産業イノベーションプロジェクト」、しまの産品振興ですとか、離島の医療人材の確保などを行います「長崎のしま活性化プロジェクト」にも多くの寄附を頂いているところでございます。

【宮本委員】ありがとうございました。人材育成ということに対する事業に対して寄附が多いというのは、長崎にとっては非常に頼もしいことだと思います。

これを踏まえて、次年度、どう取組をされていくのかということは非常に大事な視点だろうと思います。なかなか次年度の事業なので、今々説明できるところだけお願いできればと思いますが、次年度の取組について、お尋ねをいたします。

【山下政策調整課長】寄附額の増加に向けましては、いわゆる営業活動でございますが、現在、企業の経営者の方々等と面談を行いまして、寄附をお願いしておりますが、それを補完する意味合いで、電話ですとか、ダイレクトメールでも寄附をお願いしているところでございます。

また、本県出身の経営者の皆様に寄附をお願いするとともに、本県の応援団として情報発信にご協力をお願いする観点から、県人会ですとか、長崎ゆかりの交流会、こういった場においても、企業版ふるさと納税についてPRを行っているところでございます。

このほか、空港ですとか、駅それからバスターミナルといったような交通拠点に、企業版ふるさと納税のポスター等を掲出するといったよ

うな広報活動にも取り組んでいるところでありまして、寄附額のさらなる増加に向けて、来年度につきましても、引き続き取組を進めてまいりたいと考えております。

【宮本委員】 ありがとうございます。

長崎ゆかりの交流会でも、このPRがたしか部長からですか、あったと思います。私も非常に印象深く捉えているので、引き続き、そういったPRをしていただければと思います。

ちなみに、これは来年度の目標というのありましたか。今回は3,000万円、これにプラスとなりましょうけれども、今お話しできるのでありますならば、来年度の目標についても、お尋ねいたします。

【山下政策調整課長】 ただいま委員からお尋ねがございました来年度の目標値でございますが、企業版ふるさと納税による寄附額は、近年、増加傾向にありますことから、目標値についても、今後引上げを検討していく必要があるものと考えております。一方、企業版ふるさと納税の目標値につきましては、行財政運営プランの目標値にもなっておりますので、総務部とも協議しながら検討を進めてまいりたいと考えております。

【宮本委員】 ありがとうございます。

今、非常にいいペースで来ていらっしゃるので、次年度に向けても、長崎をPRするという思いと、盛り上げるという思いで、引き続き取り組んでいただければと思います。

最後に1点、IRについて、お尋ねをいたします。

特定複合観光施設、これは湊委員も一般質問でされていらっしゃいました。私も、議会においてずっと質問しておりましたので、質問いたします。

9月議会におきまして、地元の経済界からも、まだまだ灯を消してくれるなどというお声があるということ、私もこの委員会で質問させていただきました。再誘致の可能性について質問いたしまして、情報収集、継続して取り組むという答弁がありましたが、9月議会以降の取組、佐世保の声について、地元の声をよく把握しているのかどうかについて、まずはお尋ねをいたします。

【湯川IR室長】 県としましては、情報収集を継続して行っているところでございまして、9月議会以降も、佐世保市内では、佐世保市や商工会議所等を訪問し、意見交換及び情報収集を行っております。

この間、訪問先からは、県内にIRは必要であり、再挑戦を期待している、IRの灯を消すべきではないといったご意見などをいただいているところでございますが、一方、現状におきましては、民間等において、新たな構想はないものと承知をしております。

IRプロジェクトの検討に当たりましては、IR整備法等に基づく様々な要件等を踏まえた上で、関係者間で幅広く議論をされ、理解が深められることがまずは重要と認識をしております。県としましては、引き続き、佐世保市をはじめ、県内の市町や民間等の動きを注視しながら、必要に応じて意見交換を行うなど、適切に対応してまいりたいと考えております。

【宮本委員】 ありがとうございます。

引き続き、地元との連携、声は聞いていただきたいということを要望させていただきます。

また、一方では、大阪IRとか、海外の情勢にも、情報収集をしていくということの答弁も9月議会でもいただいております。現在、この議会で報告できる範囲で構わないんですけれど

も、あったのであれば、報告いただければと思います。

【湯川IR室長】大阪IRにつきましては、ご承知のとおり、令和5年4月に区域認定がなされ、同年9月に、大阪府とIR事業者により実施協定が締結された後、事業用地の土壌の液状化対策などが進められてまいりました。その後、本年10月には、本体の準備工事に着手され、令和7年春頃には、本格的な建設工事が始められる予定であると把握をしております。

なお、令和7年開催の大阪万博への影響が懸念されたものの、関係者間の協議により、対策を講じた上で工事が進められることとなったとの報道もあっております。

IR室としましては、大阪IRの関係者と意見交換を行うなど、情報収集を行っておりまして、関係者からは、IR事業者が実施協定の解除権、違約金なしで事業から撤退できる権利を放棄した上で工事が進められており、令和12年（2030年）開業の実現性は高まっているとのお話もお聞きをしております。

また、海外の状況につきましては、アメリカ・ニューヨーク州では、複数の事業者におきましてIR開業に向けた準備が進められており、またラスベガスでも、新たにスポーツ、ベースボールスタジアムとIR施設の融合で建設が予定されております。さらに、シンガポールでも、IRへの大規模投資が行われております。また、タイでは、観光振興を目的としてIR法案の審議が予定されており、来年早々に成立するのではないかと言われております。

県としましては、引き続き、IRに関する情報収集を継続するとともに、大阪IRの進捗状況や各国の状況等について、注視をしてまいります。

【宮本委員】ありがとうございました。

引き続き、地元の声そして海外の声、そしてまた日本では大阪IRの声を情報収集に取り組んでいただいて、IRの灯を消さないという情報収集をしていただきたいというふうに思いますし、また体制も整えていただきたいと、来年度に向けて要望させていただきます。

【石本委員長】ほかにご質問はありませんか。

【湊委員】私も、IRについて、質問させていただきます。

先日、一般質問の中でも触れましたが、11月25日に、大村青年会議所が主催のおおむらインバウンド戦略シンポジウムが開催されました。その中で、IRが戦略の一つとして話題に上がったと報道がございましたが、県は、その内容を把握されていますか。

【湯川IR室長】ご質問のおおむらインバウンド戦略シンポジウムにつきましては、大村青年会議所が、大村経済の活性化の一つとしてインバウンド戦略を提案するために開催されたものでありまして、国際カジノ研究所の木曾所長の講演及びパネルディスカッションが行われております。

11月に大村青年会議所の方から、IR室宛てにシンポジウム開催のご案内がございまして、IR室員が傍聴をしたところでございます。

シンポジウムの内容ですが、木曾所長が、観光における夜の時間帯の重要性を提唱され、空港都市では、観光客が帰りの飛行機に乗る直前のラストワンナイトを獲得すべきだと主張をされております。その後、大村にインバウンドを取り込むため、大村湾を核とした広域連携の可能性について、パネルディスカッションが行われております。

パネルディスカッションの中で、ハウステンボスを含む大村湾周辺にIRができることで、空

港の活性化や大村湾周辺地域の観光振興につなげたいとの意見があり、議論が行われたところでは。

【湊委員】 ありがとうございます。

大村青年会議所に限らず、これから先、県内各地で、地元経済活性化のためにIRを再チャレンジしてほしいとか、再検討、研究したいといういろんな声が上がってくる可能性もありますので、県として、しっかりと必要に応じて対応していただきたいと思います。

また、前回、佐世保市の民間経済界を中心として発足した西九州統合型リゾート研究会において、途中から県が参画しておりますが、県、市、民間が足並みをそろえて進めていったものと思っておりますが、実際どういった対応をしていたのか、伺います。

【湯川IR室長】 平成19年に西九州統合型リゾート研究会が発足をいたしまして、専門家や有識者を招いての講演会の開催ですとか、県民意識調査の実施、海外の先進地視察、学識者委員会による西九州統合型リゾート構想の取りまとめなど、様々な活動が行われました。

平成23年2月、同研究会から知事に対して、同研究会特別顧問への就任要請があり、同年11月の第5回総会において、知事が特別顧問へ就任しております。

また、同研究会と県の担当が連携をし、情報共有や意見交換を行いながら、本県におけるIR誘致について検討を進め、平成25年4月、県と佐世保市が共同で長崎県・佐世保市IR調査検討協議会を立ち上げ、平成26年3月、知事が県議会において、IR誘致を表明いたしました。

同月に、長崎県・佐世保市IR推進協議会を設置しまして、IR区域整備計画の認定申請に向けて取り組んできたというのが経緯でございます。

す。

【湊委員】 ありがとうございます。

西九州統合型リゾート研究会では、2008年に西九州統合型リゾート構想、2012年には九州・アジア統合型リゾート構想を作成し、長崎県におけるIR導入の意義やコンセプト、その経済波及効果等を公表しておりますが、県は、そのような民間の動きを把握していたものと承知しておりますが、その際、県は構想づくりにどのように関与していたのか、教えてください。

【湯川IR室長】 委員ご紹介がありました西九州統合型リゾート研究会が取りまとめられた各構想につきまして、県は当時、策定には関与をしてございません。

【湊委員】 ありがとうございます。

私の一般質問において、IRプロジェクトの検討には、地元経済界や立地自治体である市町等をはじめとした関係者間で幅広く議論され、理解が深められること、先ほど宮本委員のところでもございましたが、そこが重要であるとご答弁をいただきました。

私も、これから先、地元としっかり意見交換をしながら尽力をしていくつもりでございますけれども、県も、前回の経験、ノウハウ等も持っていると思いますので、今後も民間等が検討を進めるに当たっては、しっかり助言をしていくなど、対応いただきますよう、要望いたします。

【石本委員長】 ほかにご質問ございませんか。

【吉村委員】 何点か、通告はしておらんですけれども、思いつきで、すみません。それから、宮本委員の質問も聞きよって、それと総体的な感想も含めて、いろいろ聞きたいと思うんですけれども、まず1点目に、今、IRが出よったので、IRからいきましょうか。

県の答弁、1回目がだめになって、それからまだ注視しておくとか何とかいろいろ答弁をいただいた、ありがとうございますなんていう答えが出たりするけれども、金もかかったし、今後取り組むということについてはどうかという最初の答弁があっているわけよ。そして、まだやらんばやろうとか、そうしたら国はまだ計画がない。アンケートをやりよるそうとかかこうということで、そこにはやる気を見せんばいかんやろうとか、どうなのという、そういう意見の取りまとめなんていうのが全然できておらんやろう。でも、最終的にこれを国に申請するのは県やろう。佐世保市じゃないんじや。だから、そこの県の気持ちの持ちようとか、やるのかやらんのか。国は、まだ具体的に次期計画とか、そういう想定をしよらんけど、あった場合には、すぐさま手を挙げるのかどうかというところの腹積もりをまず聞かせていただきたいと思うんですが、いかがですか。

【湯川IR室長】 IRにつきましては、先ほど来、ご答弁させていただいておりますけれども、まずは地元経済界や立地自治体である市町等をはじめとしました関係者で幅広く議論をされていき、理解を深められることが重要でございます。先般の九州・長崎IRプロジェクトにつきましても同様に、西九州統合型リゾート研究会における検討を踏まえて、区域整備計画の認定申請につながったものと理解をしております。

報告書でも申し上げておりますように、一般に、地方がIRの実施に再チャレンジするには、相当程度ハードルが高いという認識ではございますが、いずれにしても、まずは、このような県内の市町、民間等の動きを注視しながら、適切に対応してまいりたいと考えております。

【吉村委員】 そがん答弁要らんで言いよった

い、最初からさ。そがん答弁、何回聞いても一緒なのよ。IR室長、それが現在、県の組織として残っているということは、どういうことですかと聞きよるんじや。企画部長、どうですか。

【早稲田企画部長】 IRの取組については、先ほど室長からもご答弁いたしましたけれども、国の審査を受けまして、報告書として本年6月に取りまとめを行ったところであります。

現在、IR室の業務としましては、法的な訴訟の対応ですとか、情報公開、それから報告書の取りまとめ、もしくは情報収集、調査研究というものを行っております。

IRへの再チャレンジにつきましては、これまでご答弁申し上げたとおりですけれども、現行制度においては、一般に、非常にハードルが高いのではないかという県の認識ではありますけれども、今後も、様々な意見を聞きながら対応してまいりたいということで室長の方で答弁したものです。

【吉村委員】 同じ答えやね。そういう答えを望まんのよね。もっとさ、この頃よく思うんじやけど、県の答弁もエッジが利いておらんなど。もじゃもじゃっと何かごまかして、どうでもいいような答えになってしまいよるんじや。結局は、IR室は置いているけれども、残務処理。残務処理だけ。そうしたら、今度は注視もしながらとか言う。どっちがメインなの。そこら辺をもっとはっきりして、残務処理なら、次は県としては今のところ、もう考えておりませんとはっきり言うのか、そこを適当にやりよったんじや、なかなか話がいかん。この頃、ニュースでも、アメリカで誰が捕まったとか、中国の企業とか、ああいうものがあって、長崎も影響を受けたところもあるんじやろうと思ったりもしよります。事実は知らないのでわからんけど。日本

にも飛び火してくるんじゃないのとか、中国が関わると、何となく中国資本というのは怪しいところがあるので私は個人的には大嫌いなんじゃないけど。これを見られとったら、総領事から後でどうされるかわからんけど。

そういう意味で、この前は期待しておったんじゃないな。そういうところがないから。でも、そういういろんな周りの動きの中で、つぶれてしまった。それをやっぱり志を持って長崎県、九州・長崎IRだから、幅が広くて話がまとまりづらいところもある。途中では、福岡が何となく自分たちのところに持ってこようとかね。単県だけでできなかったりするわけよね、この九州の規模では。長崎の規模ではね。だから、そこら辺をもう一回練り直して、それは誘致をしよう、国がIRをもう一回募集をかけると、少なくとも1回目で3か所までオーケーと言うとるのに1か所しかつくらんわけだから、そこら辺について、積極的に国に働きかけることもしよう、そういうことを例えば、地元がそういうやる気があるのかどうか。佐世保もほかにも問題をいっぱい抱えておるんじゃ。それで、やる気が全然見えんね、今の新しい市長もね。

そういうことで、国会議員も一緒になって働きかけをどんどんやるぐらいなからんといかんけどなと思うけど、こういう話を聞いて、部長、もう一回、答弁どがんですか。

【早稲田企画部長】 これまでの九州・長崎IRの取組におきましては、委員ご指摘のとおり、九州全体ということで、経済界や各自治体とも連携を図りながら、また様々な民間事業者の方々とも連携して取り組んでまいりましたけれども、審査結果においての課題というもので、今回では大きく2点ありました。資金調達の確実性及びIR事業の適切かつ継続的な実施という

ところでございます。

とりわけ、IR事業の適切かつ継続的な実施におきましては、やはり運営を行うべき事業者となるものが継続的にその運営に携わるということが重要でありますので、そのような経営体制を持ったところ、それから併せて、IR事業を営むためのオペレーター、そういったものの準備が整わないと、なかなか難しいという状況でございます。

現在、情報収集しておりますのは、そのような状況なども審査結果を含めまして、どのような対応ができるのかということについて、調査研究を進めているという状況でございます。

【吉村委員】 昨日から、長崎県のマークを作るんじゃないのかってね。そうしたら、そのベースになる素地は何か。四国、それから広島とか瀬戸内、懐かしい言葉、DMO、せとうちDMOや。これは40億円か50億円かけてガンツウという船を造った。今でもその予約が1年待ちぐらいなんじゃないの。1泊10万円とかでもね。

そうしたら、長崎DMO。全国に観光庁がDMOとか言ってやったけれども、成功しているところとしていないところ、発展しているところと全然しょぼしょぼなところ。長崎DMOはどうですか、なかなかしょぼしょぼやなというふうな感想を言わざるを得ない。

せとうちDMOは大成功やね。何でかと。その一番ベースは何かというと、やっぱり企業やろうと思う。出資してくれる企業の数、大きさ、そこら辺を考えると、やっぱり長崎だけでは当然できんし、九州でもなかなか福岡一極集中、そういう中で、長崎にIRを持ってくるということについて、話が一本化できているかというたら、なかなかできておらん感じがする。

長崎県がそこでやらんばいかんのは、やっぱ

り九州内にある企業の取りまとめ、そういうことを考えて、どがんやっでごまかして金ば引っ張り出すかとかさ。言い方は悪いけど、そういうことを楽しんでやるようなことをやらんと誘致はできてこないと思う。そこを頭に入れて、今後取組をしてもらいたいと思います。

それから、ふるさと納税。

さっきずっと聞きよった。声がいいね。アナウンサーの声みたいな。聞いておったら、中身がなくても、何かあるごたる感じもして、錯覚するごたる。毎年の目標額設定、目標を設定せんばいかんったいね。3,000万円と言うたね。そして、実績を超えているのに3,000万円。今年ももう11月で超えている。そうしたら、途中で変更せんとかたと素人は思うんじゃないけど。

それと、令和7年度についてはやっぱり大きく、この目標設定という金額は、それを超えらんやったら総合評価の政策何とかで、達成していないとか、三角、バツとかになったりするけれども、それがついても、いいものもあると思うわけ。全部丸じゃなからんばいかんというわけじゃないのよ。だから、ここは大きく、1億円集めようとか目標を設定して、頑張っ企業に、出してくれんですか、大きなところは充分よくなってきているところもあるし、協力してくださいよと。ついては、こういうことに使わせていただきたいので提案型でやっていくと出しやすいし、それは企業も控除されるのだから、悪いところはないわけよね。

ただ、見ながら思いよるのが、テレビでも、ふるさと納税の功罪というのが放送されたりしよるけれども、そういうものをうかうか私も見るものだから、ふるさと納税が上がりよる自治体、それからふるさと納税によって、いわゆる納税額が下がっている自治体、こういうものが

あるわけね。長崎県にとって、ふるさと納税が増えることがいいのか、現状の維持がいいのか。どんどん、どんどん増えていった方がいいのか、そこら辺の計算。

例えば、恐らく、これは自主財源になるわけね。そうすると、地方交付税が減額されんと。そこら辺の計算とか、そこら辺の中身を、国もどんどん、どんどん取ってくださいよ。でも、基本的には自主財源比率が上がると交付税比率が下がるという原則があるような気がするんじゃないけど、ふるさと納税は特別なのか、そこら辺の構造について、お知らせいただけんですか。

【山下政策調整課長】ただいま委員からお尋ねをいただきました企業版ふるさと納税による歳入があった場合に、これが地方交付税の算定に影響するのかというところでございますが、それをもって基準財政収入額にそれが算入されるということはございませんので、地方交付税の算定には影響されないものと認識しております。

【吉村委員】そうしたら、減った方の自治体は、同じことなの。減っただけで終わるのか、そこまで言って。

【山下政策調整課長】寄附をされた企業の地元の自治体の交付税に関するお尋ねでございます。寄附をいただいた企業の事業所ですとか、工場等が県内にない場合につきましては影響を受けませんが、事業所ですとか工場が県内にある場合につきましては、企業版ふるさと納税によります税額の控除等に伴いまして、本県ですとか、事業所等が所在する市町の税収が一時的に減少することになります。しかしながら、こういった減収につきましては地方交付税の基準財政収入額の算定に算入されますので、地方交付税によって、後日、適切に補填されるという

ことになっております。

【吉村委員】 減ったら補填されるっちゃろう。増えたら、減らんわけたいね。ようできておるね。そうしたら、どんどん、どんどん増やす方が長崎県にとってはメリットがあるという結論づけになるのかなと思うけれども、いかがですか。

【山下政策調整課長】 まさに委員ご指摘のとおりと認識しておりまして、営業活動を頑張って企業版ふるさと納税を増やせば増やすほど、本県の財政にとって有利であるというふうに認識しております。

【吉村委員】 そこまで私も認識しておりませんでした。頑張らんばいかんね。

そのためにはどうするかということは、寄附してくれる企業を増やすということよね。長崎県に今、一部上場企業は何社ありますか。

【山下政策調整課長】 1社であると認識しております。

【吉村委員】 1社やろうね。新しく佐世保でね。この一部上場企業が一時期、ずっと長崎県は1社もない状態やったね。これを改善していかなんといかんと思うわけよ。そうすると、大きな企業が本社を長崎県に持ってくるということになると、企業版ふるさと納税も大きくそこに貢献していただけるんじゃないかなろうかと思ったりします。

この前、東京証券取引所を見にいきました。そうしたら、ツアーコースがあって、真ん中でぐるぐる回りよる、あれは3モードスピードがあるというのを初めて知ったけれども。そして、最後に言われたのが、がっかりしました。世界の経済は、こういう証券会社が動かしているんですと。そうか、田舎でちまちま働きよる僕らみたいな小さな事業者は世界の経済には何にも

寄与しておらんのかなと思ったけれども、そういうことはなかろうと思うわけよね。そういうものが積み重なってなっていくわけだから。でも、やっぱり一理あるところはあると。

だから、企画部としてやらんばことというのは、一部上場企業を長崎県に、目標を設定して10社持ってこようと。国に対して働きかけよう、企業に対して働きかけよう、長崎ゆかりの交流会で手を引っ張って長崎県に本社を持ってくるしてくれんですかと、出ていった人にも、もう一回戻ってきてよと。ジャパネットたかた。そういうのを計画を立てて、総合戦略に入れてやろうというようなことは考えられんかなと思うんじゃないけど、いかがですか。

【山下政策調整課長】 ただいま委員からいただきましたご提案、ご提言でございますが、産業労働部ともしっかりと共有させていただきまして、適切に取り組んでまいりたいと考えております。

【吉村委員】 産業労働部とも調整して適切にと、適切の中身を具体的に言うてほしいんじゃないけど、そういうことで何社か数字を決めて取組を令和7年度、進めますというのか、まだ調整を1年2年続けて、その後は、私は部署が替わるのでわかりませんと言うのか、そこら辺をはっきり言ってくれんですか。いかがです。

【山下政策調整課長】 企業版ふるさと納税の担当課長の立場でご答弁申し上げますと、実は、企業版ふるさと納税につきましては、県内に本社が所在する企業は寄附の対象外となっております。そうしたことから、企業版ふるさと納税とはまた別の取組として、委員からいただいたご提言につきましては、産業労働部とも適切に共有させていただきまして、取組を検討させていただきたいと考えております。

【吉村委員】 検討じゃなくて、進めますと改めてくれんですか。

【早稲田企画部長】 企業版ふるさと納税につきましては、先ほど課長から答弁申し上げました県外企業からの推進ということで、誘致企業につきましては、今後、総合計画や総合戦略の策定というものがございますので、産業労働部とも情報を共有しながら、その検討というものを進めてまいりたいと考えております。

【吉村委員】 上手に取りまとめて、私も勉強しながら質問しよりますけど、やっぱりエッジを利かすというのは、そういうところ辺の答弁に出てくるのよ。もやもやと終わりよったら、もやもやと1年過ぎてしまう。この1年が大事なんだから。

そういう意味で、この前からお先に露払いだけさせていただきましますけれども、小林委員が一般質問で言われよった時に、私も、どうして質問と答弁がかみ合わんかなというのが総合計画、「未来大国」、この2つがあるわけね。そして、令和7年度にやって、令和8年度以降は次期総合計画になるわけね。総合計画には、総合戦略もついているわけね。県は、これに従って事業を進めよるわけね。それで、途中から「未来大国」というのが入ってきたわけね。「未来大国」は、それなら総合計画の中のどういう位置づけになるのと。総合計画が最上位計画になるんじゃないの。ここはどうですか。

【内田政策企画課長】 委員ご指摘がありましたように、総合計画が県政の最も基本的な全般を網羅する計画ということに関しては、これまでも同じですし、ビジョンをつくった後も、そこは変わらないものです。

【吉村委員】 そうしたら、「未来大国」というのは。令和7年度の予算、書いてあるわけよ。「未

来大国」の実現、新しい長崎県づくりのビジョンを目指す。総合計画の最終年で、総仕上げなんじゃけど、「未来大国」も実現をすると。こちら辺が整合が取れてこん。ここをどういうふうに、総合計画の中の一部として「未来大国」というのをつくったけれども、これがこの中のこういう位置づけに進行しているんですよ、総合計画の戦略の部分に、こういう組み込まれ方をするんですよとかいう説明をしてくれんと、何かてんでんばらばらで、令和7年度、どこを向いて、どういう県政をやっていくのかというのが全然見えてこんわけ。だから、この前の一般質問を聞きよって、そろそろそこら辺、やめたらどうなんですかと提案してはいますけれども、知事は、訳のわからん答弁をやっている。「未来大国」をやるんですと。「未来大国」って何ね、となるわけよ。だから、総合計画と「未来大国」を並べて、こういうものと説明してくれんですか。

【内田政策企画課長】 今般つくりました新しい長崎県づくりのビジョンですけれども、ここに説明として盛り込んでいますのは、県がポテンシャル等を踏まえて4つの注力していく分野、そのそれぞれでありたい姿とその実現に向けた施策の大きな方向性までをお示ししています。ですので、具体的に施策だったり、事業というのは、ビジョンの中には今の段階では入っていません。

では、どうして進めていくかということに関しては、特に令和8年度からを念頭に申し上げますけれども、次期総合計画の中に、その理念、考え方、施策を盛り込み、まさに一緒になって取り組んでいくと、総合計画の中で推進をしていくというようなことで考えております。

【吉村委員】 答弁で言いよる意味がわからん。あなたも知事と一緒にござんよ。もうちょっと頭をすきとさせんば。毎年、毎年、シーリングがかかるわけね。企画部も、企画部の予算立てをして、予算要求をして、財務でこうやっていろいろやられて、例えば、10%シーリングがかかって、そこに10億円枠ができる。言うてみれば、知事枠ができる。それを「未来大国」でやろうとしよと。それは総合計画に入れ込んだ方が無駄が減るんじゃないですかと、この前、一般質問では言われよと私は理解をしたんじゃけど、いやそうじゃない、こうじゃない、ああじゃないと言ってね。でも、今、考える時よ。そういう無駄は省いて、もう令和8年からは新しい総合計画で、次期総合計画でいくんだけんが、その中に組み込んでいく。今できた枠は、もっと今やらなければならない。

「未来大国」って、今やらなければならないこととは見えんわけよ。この題目からしても、未来に大国にするんじゃろう。それで、今やることは何なのというのが見えてきておらんけん、そこら辺もこの予算編成については、そのばら感をもう少し整理してほしいというのが思いであります。そこは、もう一回考えてみてください。

あと、デジタル田園都市交付金の話をしたいと思います。それと、SDGs推進、それからドローン、2回目でやりますので、わからんことがあったら聞きに来てください。

【石本委員長】 ほかにご質問ございませんか。

【小林委員】 今、吉村委員から、ビジョンと総合計画の件について、非常にわかりやすいのか、わかりにくいのか、よくわからんけれども、私が議会で質問した問題点をよくくみ取っていただいているということで感謝をしたいと思って

おりますが、その件について、お尋ねをしたいと思います。

今、総合計画というものがあって、これは全国都道府県においても総合計画はどこでもあって、これが指針になっているわけです。こういう状況の中で、知事が替わって、大石県政において、ビジョン、いわゆる「未来大国」と、こういうものが出てきたということで、出てくることは結構だけれども、その内容というものが一体いかなるものであるかと。これが今、財政厳しい状況の中で、今しなければいけないことなのかと、こんなようなことを考えていくと、1年後どうなっていくのか本当にわからないような世の中で、10年後を見込んでいくということは、率直に言って、なかなか見えてこない、こういうことを申し上げているわけです。

それで、そこの中のビジョンを「未来大国」を見てみると、10年後の在り方をこれからいろいろ検討していくと、そのための事業をやっていくと、こう言っているけれども、じゃ、10年間の工程表はどうなっていますかと、政策目標は何ですかと、あるいは成果指標はどうなっていますかと、こういうようなことで、一番大事な、この10年間で幾らぐらいの予算が必要なんですかと、こんなことを聞いても、率直に言って、なかなか答弁が返ってこないわけです。

ですから、冒頭申し上げたように、今しなければいけないことは何かと、県民の方々が望んでいらっしゃることは何かと。物価高にあえぎ、いろんな問題がたくさん山積しているこの長崎県であると。だから、総合計画とビジョンのいいところをきれいにタイアップして、予算が限られているわけだから、必要なものと必要ではないものと、今しなければいけないこと、将来においてやればよいこと、こういうようなこと

はちゃんと区別してやるべきではなかろうかと、こういうことをそのビジョンの問題点を4つぐらいに集約して提言をしたわけだけれども、正直に言って、吉村委員がおっしゃっていただくように、知事の答弁がいま一つわかりにくい、理解しがたいと、こう思って、委員会で内田政策企画課長とか担当企画部長から、その辺のところを聞きたいと思って臨んでいるわけですが、これからは私が言うところの新しい総合計画は令和8年度からスタートをする。ビジョンはタイアップしてこれからやって、無駄がないように、しかし、非常に大事なビジョンはきちんと残しながら、こういう折衷案を申し上げているけれども、これがなかなか受け入れ難いような感じでの答弁になっている。

今、予算が山ほどあって、そういうことができるような環境か、環境ではないかということが一番わかっているわけだ。だから、総合計画とタイアップしながらやるべきではなかろうかと、独自にやるべきではないと、こういうことを申し上げているけれども、それはどうでございますか。

【早稲田企画部長】 ビジョンにつきましては、概ね10年後のありたい姿とその実現に向けた施策の方向性までお示しをしております。委員ご指摘のように、令和8年度からスタートする次期総合計画の策定に当たりましては、ビジョンの理念や考え方、施策というものを盛り込んで、いわゆるタイアップして、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

【小林委員】 企画部長は、今みたいに明確に答えていただいていると。それはやっぱり長崎県で育ってきた方で、今、長崎県のことには財政課を通していろいろと経験をたくさん積んでおら

れて、まさに第一人者になっておられるわけです。だから、長崎県の全体がよくわかっていらっしゃるわけです。もちろん、内田政策企画課長も、財政課におられて、全体のことがよくわかっていらっしゃるわけです。ですから、今、総合計画とタイアップしながらやっていくことが一番ベターではないかと、こういうようなことを明確に、また日頃よりも声を大にしておっしゃっていただいて、絶対揺るがない方針だと、こういう決意を述べていただいたのではないかと、こう考えているわけでありましてけれども、しかし、今、果たして知事はどうなのかと。知事を説得をきちんとしていただかなければいけないと。今、知事のような10年後の在り方とか、あるいは旗印みたいなとか、わくわく感とか、そういうようなよく理解ができないような、そんな状態ではないと、こういうことを何回も申し上げて、そこのところを企画部長でよく考えてもらって、また内田政策企画課長ともども、いろいろと議論をしていただきながら、私の提案をしっかりと受け止めていただいているという感じがするわけです。

とにかく最小の投資で最大の効果を生むという基本的な戦略の構図、こういうことを考えていかなければいけないと。例えば、ビジョン、「未来大国」に今年度は2億円出していますよ。そしてさらに、来年度の令和7年度の予算では4億円。これを財政課がそのまま認めるのか、どういう査定をするのか、私は非常に興味を持っているわけですが、そういう点から考えていけば、6億円が果たして本当に効果をあらしめているかと。

今、こういう不景気の中で、物価高等であえいでいる状況、しかも人手不足、それから災害が多いとか、いろんな状況の中で、今、県民が

求めているのは、やっぱり県勢浮揚と。何といっても雇用創出と、県民所得を上げていくと、こういう点から考えていけば、やっぱりそれに向かってビジョンも総合計画もタイアップしてやっていかなくちやいかんと、こう申し上げているわけでしょう。こういうことだから、はっきり申し上げて、今の知事が、それはわからんけれども、継続されて、次の2期目を迎えられて、ビジョンを継続されるとして、仮に、知事が替わった時に、こういうビジョンがそのまま継続されるかと考えてみると、なかなか率直に言って難しいのではないかと、こう考えるわけです。

そうすると、現在の令和6年度と来年度の4億円とか言っている、幾ら査定になるかわからんが、そういう5億円、6億円と、こういうお金の無い時に、無駄な経費にもやってもらうということは絶対に避けなければいけない、絶対看過ができないと、こう思っているわけです。ですから、そういう点で、ビジョンと総合計画をきちんとタイアップして、お互いのいいところを取り合いながら長崎県の進捗を図っていくと、こういうような一つの方針をはっきりおっしゃっていただいたから、そういうことを期待したいと思います。

そこでもう一つ、部長、では総合計画とビジョンをどうやってタイアップさせていくのかと。このやり方については、どう考えていらっしゃいますか。

【早稲田企画部長】新しい長崎県づくりのビジョンにつきましては、施策の方向性までということになっております。いわゆる旗印的な方向性までということになっておりますので、具体的な施策、事業というものは、今後の構築になってまいります。そのため、令和8年度からの次

期総合計画の策定に当たりましては、具体的な施策というものを検討いたしますので、委員ご指摘のビジョンでの考え方、現下の経済情勢、県民所得、企業誘致、様々な取組がありますけれども、そういったものを総合的に考えて、総合計画の中に落とし込むような形で対応したいと考えております。

【小林委員】今、私の頭で部長のその考え方に追いつくことはできんと思うが、要するに、ビジョンと総合計画のいわゆるダブっているような政策とか、重ねているような共通の中身、そういうものをきれいに残すものは残し、省くものは省いてと、こんなことをおっしゃっているのではなかろうかと、こんな受け止め方をするわけです。

ただ、私があえて申し上げると、ビジョンと総合計画のいわゆる根幹的な違いは何かと。ビジョンは、10年後の在り方と、こう挙げている。総合計画は、5年で一度ここをきちんと成果をですね。成果指標を3年で一回、ちゃんとチェックをすると。そして、見通しの立つものは継続するけれども、成果の上まらないものについてはチェンジと、この事業は成り立たないというようなことで、総合計画は、ちゃんと一つのルール、そういうふうなものを持っているわけです。これは非常に大事なことだと思うんです。ところが、ビジョンについては、さっきも言ったように、ただ10年後の在り方と、こういうことで、選ばれる長崎県と。じゃ、どんなことを政策目標で挙げているのか、工程表はどうなっているんですか、予算はどうなっているんですか、成果指標はどうするんですかと、こういうことを聞いても、なかなか率直に言って、答弁ができないし、これは全然決まっていないと。

こういうようなことを2つを比較する時に、

片や、5年間で確実に今言ったような総合計画をやっている、ビジョンは、率直に言えば、あまりにも大ざっぱ過ぎると。お金がない時に、こういうようなことが許されてたまるかと、こういうことになっているけれども、ここの成果指標、政策目標とか、チェックの在り方については、総合計画とタイアップするならば、そういうことを期待したいと思うんだけど、それはいかがですか。

【早稲田企画部長】 総合計画におきましては、委員ご指摘のように、数値目標、それから中間の取りまとめというものを行っております。現在、ビジョンにおきましては、施策の方向性というところまでですので、総合計画とは別に施策をつくるのではなくて、総合計画の中にしっかりと盛り込む形で、そして10年後までということでありますので、今回5年ですので、その5年の中で何ができるのかというのを施策としてしっかりと落とし込んで、総合計画とタイアップして、それぞれ進捗管理というものも図っていきたいと考えております。

【小林委員】 私も任期もそんなに長くはないわけだから、しかしながら、総合計画と新たなビジョンがタイアップして、県民の皆さん方が今求めているものを実行に移し、結果を出していかなくちゃいかんと、こういうことについては相当関心を持ちながら、私はこれからのことを見届けていきたいと、こう思っておりますから、ぜひ総合計画のよいところとビジョンのよいところをきちっとタイアップして、すばらしい長崎県につながるように持って行っていただきたいと、これを強く要望して、終わりたいと思います。お願いします。

【石本委員長】 ほかにご質問はありませんか。

【吉村委員】 また思いつきの2回目で申し訳な

いのですが、お付き合いいただきたいと。

まず1点目で、デジタル田園都市国家構想交付金、これはこの部長報告かなにかにも載っている、それから陳情・要望、そういうものにも載っている。いい交付金なので、地方創生、もっと拡大、継続、やってくださいという地域の願い、これは共通するところであるんだろうと思います。県も、それに応えて、これを国から引っ張ってくるという作業については、市町と一緒にやってやらんばいかんとやけど、これのいわゆる使い方。

時間もないので端的に言いますけれども、今、南島原市、百条委員会が設置されて審査されります。デジタル田園都市国家構想交付金では、9,000万円、1億円、その2分の1が国から、2分の1が南島原市、これの払い方が悪い。だから問題になってきよるけど、周りに悪い人がいっぱいおるんじやろうなと思うけれども、こういうことをやりよると、デジタル田園都市国家構想交付金自体が危うくなりやせんかなという懸念があるんじやけど、まず長崎県内のデジタル田園都市国家構想交付金の要望数、それからその許認可数、それと金額とか、わかっておればお知らせいただきたいと思います。

【小柳政策企画課企画監】 デジタル田園都市国家構想交付金の地方創生推進タイプの令和6年度の交付決定件数と金額でございますが、県分が22事業に対して16億3,000万円余り、各市町分が合計101事業に対して約9億円の交付決定を受けているところでございます。

【吉村委員】 これの中身の構造を私もよく知らんで聞きよるっちゃけど、県も、22件に関与して16億円の支出があるということよね。だから、このいわゆる国の交付金事業ということについて、市町が窓口でやっているから、県が知

らんというわけにもいかんと。だから、やっぱりそこは市町と県と連携して、ぴしっとやっていかんばいかん。それは要望が上がってくる、それを国に上げるということも協力してやらんといかんけど、その進捗管理ということについても、県もやっぱり管理監督しておく必要があるんだろうと思います。ですから、そこら辺は県としては、ちゃんとその進捗管理について、意識を持ってやっておられるのか、そこら辺の状況と、そうであれば、どうして今回の南島原市のような問題が発生してきたのかなと思うのですが、それについて答弁を願いたいと思います。

【小柳政策企画課企画監】デジタル田園都市国家構想交付金の申請に当たりましては、各市町分も、県を経由しての申請という形になっております。そのため、各市町の申請内容について、私たちも助言をしまして、その中で、できるだけ交付いただける状態にしていくとか、事業の構築に当たってのご助言をさしあげているというところでございます。

そのための進捗管理については、毎年、翌年度の申請というのが必要になりますので、その中で、現在の進捗状況であったり、そういったものをしながら、次どうやっていくのかと。交付金のプロジェクトは大体3年が一般的でございますので、次はどうしていきのかというのも各市町と連携をしながら、相談を受けながらやっていくという状況でございます。

今回の南島原市の分につきまして、支出の部分となりますので、なかなか事業構築の部分のところとはちょっと違う部分なのかなというところも思っておりました。ただ、今回の事案、どういう形のものかということもありますけれども、こういったことの問題はできるだけ

ないように、私たちも注視をしていきたいというふうに考えております。

【吉村委員】私も県民の代表として言うんじゃけど、デジタル田園都市国家構想交付金事業というのが当然拡大、継続されるということを目指し、それを活用して地域が振興、発展していくというのが当然一番の望みなんです。それは間違いないことで、それをどうやこうや言うて厳しくして、使いづらくしようなんていう意図は全くないわけですが、ここで申請の時には、それはなるべく1件でも認可されるように頑張るんじゃけど、その後の管理というのが、南島原も、すぐ出てきてしまったわけよね。ということはどういうことかというのは、意図的にそういうことがされたような感じがするわけね。かんじで物を言うたらいかん、平仮名で言えと言われるかもしれんけど。

そして、これはその前が長い。道の駅の倒産から始まって、そこをどうかしようというのが始まりでずっと来て、中身は小さいんじゃけど、田舎で1億円の補助事業というたら、やっぱりそれは大きいわけで、地元の自治体も2分の1出さんばいかんわけよね。1億円、100%国が出してくれるわけではない。だから、県下21市町の財政にもこたえてくる。これは事業自体が、始めて、すぐ中止やけんね。国に対しても、長崎県また南島原市の顔は大つぶれじゃなかろうかと。そうすると、長崎県さんはどうしていらっしゃるんですか、今後はもっと審査を厳しくやってくださいね、ざるじゃだめですよとか、いろいろあらぬことを言われて、厳しくなるんじゃないかとか懸念するのですが、そこら辺、現在までの国の対応とか、状況というのは、わかっている範囲でいいですけども、お知らせできませんか。

【小柳政策企画課企画監】 今回の南島原市の事案につきましては、私どもに特に国の方からという状況では、把握をしていないという状況でございます。

【吉村委員】 そこら辺、積極的に把握しておってくださいよ。あなたたちは簡単に考えるかもしれないけれども、まだその段階ではないですものねとか、窓口は市町ですからとか。でも、そこで一回、県がいやいやそうですからと言うと、県は知らんぷりしているとか、何も関係なかごとしとるとか。でも、実際には関与しているわけだから、ちょっとした態度が、県は全然うてあってくれんという話に広がってしまうので、そこら辺は頭に入れて、配慮する必要があると思うので、今後の状況については、県としても、よく把握をしておっていただきたいと思います。

続いて、SDGsの推進と、これも部長の報告を見よって思ったんじゃないけど、SDGsというのが何か、まだ私もようわからんちゃけど、推進せんばと言う人もいるし、ようわからんという私みたいな人もいるわけです。全体的には、ヨーロッパの方から出てきたのかな。世界会議のごたところで決めるっちゃけど、それは温暖化防止と言うけど、それも学者によっては、まだ両方意見があったりする中で、とりあえず温暖化しよるんだということにして、温暖化防止と。それを広めていきましょうと、もう何年前からやりよるですか。

それで、今日の部長の報告を見よると、認知度向上に取り組んでいます、メタバース内でのセミナー開催、長崎みんなのSDGsとか書いてあるんじゃないけど、何じやろうかいと。メタバースという新しい何か今頃のやつやろうね。代理の人が画面に出てきて、動いたりなんたりさす

とよね。そういうところを最先端の技術を使うのもいいけれども、そこに参加してくれる人たちって、どれぐらいおるとや。長崎県は今、何人おると。130万人切った。どんどん減ってきてよるね。そういう中で、メタバースでの参加率とか、認知度向上に取り組んでいると。具体的に、メタバースで開催しましたというんじゃないけど、ほかにどういうことをしよらすとかかと。

そして、世界中では、偉い人たちが、取り組まんばいかん、二千何十年、CO₂削減何%とか、目標値を設定してしよるけど、長崎県にとって、それがどういう効果があって、進めんばいかんものか、まあまあ言わすごととりあえずしておけばよかものかとか、こう思ったりするわけよ。そこら辺の疑問について、考え方をお知らせいただければありがたいと思うんですが、いかがですか。

【内田政策企画課長】 ご質問ありましたSDGsでございますけれども、もともとは2015年に国連サミットで採択されたということでございます。17のゴールと169のターゲットで構成されて、環境問題にかかわらず、広範な課題に総合的に取り組むということで位置づけはされています。

県の方なんですけれども、現在の総合計画チェンジ&チャレンジ2025においても、関係するところは複数ある場合もありますけれども、SDGsの目標値をそれぞれ施策の中にも位置づけて、県全体としても推進をしているというような状況でございます。

今回、部長説明の中でお示しをしております取組としましては、メタバースの分をご紹介させていただいておりますけれども、そのベースとなりますような例えばセミナーであったり、出前講座、そういった基礎的なことも当然やら

せていただきまして、今回は新しい取組として、ホームページ上で、少し最先端と言われるようなメタバースというような技術も使いながら、少し話題にも上るような形で、こういうイベントを開催したということでございます。

そういった結果、今どういう状況かと申し上げますと、令和5年度の県全体の認知度の目標というのは87%で、それに対して、現在の実績が86%ということですので、1%届いていない状況ではございますけれども、認知度向上ということに関しては、比較的順調であるというふうに捉えております。

【吉村委員】最後にびっくりしたけど、87%目標設定をしておいて、86%が認知している。まだあまり認知しておらん人がここにもおらんじゃけど、どういう計算をしたら86%と出てくるのか、統計学の不思議やなと思いますが、それはそれで、私らなんか、ちまちま商売とかしよったら、幾らもうかるとやろうとか、そがんとばかり考えるわけよ。じゃけん、長崎県にとってこれが、例えば幾らの県民所得向上につながるのか。そういうお金じゃないんですよ、環境を守るんですよと言うけど、それは一旦置いておいて、金の計算でしてみたらどうなんじゃろうと思うわけよ。それによって、長崎県民は収入がこれだけ上がりますとかいうのを考えたことあるかなと思って聞いてみたのですが、いかがですか。

【内田政策企画課長】SDGsという切り口で捉えますと、持続可能な開発目標という定義になっておりますので、それで考えますと、いわゆる経済効果的な数値としての目標は、今の時点で試算をしているところではございません。

ただ、先ほど来申し上げましたように、総合計画のそれぞれの施策に、それぞれのSDGsの

17の取組をぶら下げておりますので、総合計画の目標を推進していく、そこに向けて努力をしていくということは、すなわちSDGs（持続可能な開発目標）にも近づくというような考え方で取り組んでおりますし、今後とも取り組んでいく必要があるというふうに考えております。

【吉村委員】わかりますよ。そやけん、あえて置いてレベルの低い話をしよるんじゃけど、86%が認知しているという話を聞いてびっくりしているんですが、あと14%上がったら100%となるわけたいね。そうなった時に、果たして長崎県民所得が上がるのかなとか、そういう視点でも何か考えてみる、興味を持ってそういうものを調べてみるとかいうのもやったらいいんじゃないかなと。やれやれ言われて、ただ、やりよります、ぶら下げておりますだけじゃ、何かいかんとじゃなろうかという意味合いで質問したところですので、そういうことを今後、頭に入れながら推進していただければと思います。

もう一つ、最後、ドローンプラットフォームの周知・活用促進というところが、これも部長の報告に載っておったんじゃけど、一番最初に質問で言った、県のばらばら感、統一感が少ないんじゃないかなと。さっきの「未来大国」も一緒。総合計画もあり、総合戦略もあるのに、「未来大国」もある。そのばらばら感がなかなかわかりづらいということになったりするわけよね。件名は言うたらいかんですけど、貼っ付け膏薬のごたる話で、その時、その時で膏薬を貼ってやりよったっちゃいかんじゃろう、そこに統一感を持ってもらいたいというのが一つです。

ドローンは、おかげで空飛ぶ車とかは今頃はもう出てきよりますけど、これをいわゆる実装

段階のレベルにやっていくという。おかげで、長崎県が“絆”特区に認定されて、どんどんやらんばいかんとやけど、どんどんやらんばという中で、さっきの質問から聞いたら、それに使える認定機は全国で1台しかないとか、オペレーターが36人とか、そういう事実を述べていただきよったのですが、あなたたちの答弁としては、県も推進せんばいかんけん、ドローンを運転するオペレーターの資格を取るための補助金をやりよるんですよと言う割には、50名を予定しておりました、そうしたら69名交付決定しました。ああ、よかった、こがんもいっぱいおらしたとですねというて喜んでよかとかもしれんけど、この見積りというのがどうかなと。50名に対して69名というのは、県内のドローンに対する現状を把握しているのかなというところが疑問になってきたんじゃないけど、どうですか。

【高橋デジタル戦略課長】ドローンオペレーター資格取得経費の補助につきまして、今年度から始めた取組というところがありまして、想定よりも上回った申請があったということは事実でございます。これを受けまして、我々としても、県内の様々なドローンの関連事業者にも聞き取りもしつつ、またドローンの市場動向なども再度分析をした上で、今後の補助の見積りということを改めて精緻化していこうというふうに考えております。

【吉村委員】 こういうものの把握をしておく。地域の状況とか。やっぱり、おらすのよ。昔からしておって、その人が資格を持っておって、横につながるのも当然必要なんじゃないけど、縦社会にもなっておったりして、弊害が出たりもしよるわけよ。この人のおるところでは新しい人はできないんだとか、この人を通さんばだめなんだとかいう弊害もあったりしよるので、そう

いう意味で聞いたんじゃないけど、そこら辺をよく地域の実情とかを把握しておって、そこでどういう必要がある、そういうものをきちっと調べて、そういう政策を打っていくと。そして、充実させていく。充実するためには、そういうものがなからんとベースがだめなんだけん、行き当たりばったりで、取りあえず50名組んでおこうとかいうことではいかんっちゃないかということを指摘させていただいておきます。

SDGsも最後に、言い忘れたけど、最初に認知度向上に取り組んでいますと書いてあるけんね。そうしたら、87%目標で、86%認知。もうこの文章要らんやろうと思うっちゃけど。認知向上に取り組んでいますと、何%になったらこの言葉が消えるのかなと思うけどさ。みんなが認知するようになってきたら、次は何をするのということが見えてこんと、何となく取組が真剣味が感じられんということになってくるので、そういうところも考えて、今後取組を進めていただきたいと思います。

【石本委員長】 ほかにご質問ございませんか。

【小林委員】 IRについて今、議論がされておりましたが、私の方からも簡単に質問いたします。

これは先月、11月頃、新聞報道でなされておりましたが、国の方から県に対して、自治体に対して、いわゆるIRのアンケートが取られていると、こういう状況で、当然、本県にもアンケートが届いていると思います。それで、時間の関係上、簡単に言いますが、どういうアンケートの内容かと、それに対して、長崎県としてはどういう回答を行ったのか、この2点について、お尋ねをします。

【湯川IR室長】 アンケート調査は、IRへの関心について、現状における各自治体の状況把握のために実施をされたものとお聞きしております。

す。

今回のアンケートでは、IRについて関心があるかないかに関してのみの調査内容でございまして、本県としては、関心があると回答したところでございます。

【小林委員】関心があるということで本県は回答をしたと、今の室長の答弁であります。

そうしますと、どういうアンケートの内容なのかと、これと同時に、関心があると、こういうふうに回答したということは、意識がどういうふうに長崎県としてあるのか、これからIRに対して、どういう捉え方をしていこうかというようなことも非常に大事な問題でありますので、現時点で話せる内容と話せん内容もあるかもしれないが、いずれにしても、関心があるということは、どういう意識を持つてのことか、お尋ねをいたします。

【湯川IR室長】九州・長崎IRにつきまして、昨年末、国より、認定しないとの通知がありまして、認定には至りませんでした。県内には、現在でもIRに関心を持たれている自治体、経済団体等ございます。

IRプロジェクトの検討を進めるに当たりましては、IR整備法等に基づく様々な要件を踏まえた上で、地元の経済界ですとか、立地自治体である市町をはじめとした関係者間で幅広く議論され、理解が深められるということが重要であると認識をしております。

県としましては、現行制度では、一般にIRに再チャレンジするのは相当程度難しいのではないかと認識はしておりますが、県内の市町や民間等の動きを注視しながら、必要に応じて意見交換を行うなど、適切に対応したいと考えておりまして、今回は、関心ありというふうに回答させていただきました。

【小林委員】今、室長が答弁されるように、アンケートにそういう項目があるかないかわからんが、もし本県が関心がないなんて言うたら、これは大変な間違いと思うし、現状においては、いろんなハードルは高いものはあるけれども、関心があると、こういうふうに回答されたということは、私は、適切ではないかと、こういうふうに考えております。

そうすると、こういうアンケートを国が求め出しているということは、国としても、3か所と言うたのが1か所しかできていないのだから、そういう面で、また新たな再募集につながるような動きになっているのかどうか、その点についてはいかがですか。

【湯川IR室長】今回のアンケートにつきましては、国としての都道府県等の状況把握のためのアンケートの実施というふうにお聞きしておりますので、再募集に関する国の動きといたしましては、未定ということではないかと考えております。

【小林委員】確かに国の動向は未定ということではわからんわけでもない。しかし、吉村委員からも先ほどからもお話があっているように、いざ仮に再募集と、こういうところがあった時に、おたくの室は、そういう残務整理だけのところなのかということと、いざというときに、さっと立ち上げれる、それだけの準備を兼ね備えておくのかと、こういう2通りもあると思います。両方ともやっていかなくちやいかんと思うんです。片や残務整理、片や新しいチャレンジ、こういうことでしっかり取り組んでもらいたいと、こう思います。

私は、IRは、これが不認定ということは、今でもやっぱり残念ですよ。IRが首尾よく認定されておったとするならば、長崎県の勢いは全然

違うと思うんです。そういう点から考えていけば、IRが再募集されるかどうか、それは国の心構え一つであるかもしれないが、なかなか長崎県にとってはIRは、いろいろお金も使ったが、捨て難いものであると。

ちょうど三菱と同じように、三菱の造船で培った技術を、今、いろいろ飛行機産業とか、他の産業に移して、産業労働部あたりがいろいろと企業誘致等を考えてもらっていると思うけれども、ぜひ企画部としては、IRがなぜうまくいかなかったのかと、こういうところはもうわかっているわけだから、そういう面からしてみれば、国の動向いかんによってだけれども、やっぱりこの長崎県の地域おこし、IRでなければ、なかなか首尾よくやっていけないと、こういうものがあるわけだから、しっかり両面から取り組んでもらうことを期待しておきたいと思います。

【石本委員長】 ほかにご質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】 ほかに質問がないようですので、企画部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

— 午前11時53分 休憩 —

— 午前11時53分 再開 —

【石本委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして、企画部関係の審査を終了いたします。

本日の審査は、これにてとどめ、明日は午前10時から委員会を再開し、地域振興部関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

— 午前11時54分 散会 —

第 3 目 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和6年12月11日

自 午前10時 2分
至 午後 3時31分
於 委員会室 1

土地対策室長 吉田 良則 君
新幹線対策課長 川口 正剛 君
県庁舎跡地活用室長 松島 勝久 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	石本 政弘 君
副委員長(副会長)	富岡 孝介 君
委 員	小林 克敏 君
〃	浅田ますみ 君
〃	松本 洋介 君
〃	吉村 洋 君
〃	坂本 浩 君
〃	大場 博文 君
〃	宮本 法広 君
〃	まきやま大和 君
〃	湊 亮太 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

地域振興部長	小川 雅純 君
地域振興部政策監 (離島・半島・過疎対策担当)	渡辺 大祐 君
地域振興部次長兼 交通政策課長	鳥居 祐輔 君
地域振興部政策監 (県庁舎跡地活用担当)	椎名 大介 君
地域づくり推進課長	宮本浩次郎 君
地域づくり推進課企画監 (離島振興担当)	梅田真由美 君
市町村課長	楠本 雅一 君

6、審査の経過次のとおり

— 午前10時 2分 開議 —

【石本委員長】委員会及び分科会を再開いたします。

これより、地域振興部関係の審査を行います。

【石本分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算議案及び報告議案を議題といたします。

地域振興部長より、予算議案及び報告議案の説明を求めます。

【小川地域振興部長】おはようございます。

地域振興部関係の議案について、ご説明いたします。

「予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料」の2ページをお開き願います。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第93号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分、報告第17号 知事専決事項報告「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」であります。

初めに、第93号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

補正予算は、歳出予算で合計422万6,000円の減を計上いたしております。これは職員給与費について、既定予算の過不足の調整に要する経費であります。

次に、報告第17号 知事専決事項報告「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」についてご説明いたします。

補正予算は、歳入予算で国庫支出金10億2,166万1,000円の増。歳出予算で選挙費10億2,166万1,000円の増となっております。これは衆議院議員総選挙、最高裁判所裁判官国民審査を緊急に実施する必要が生じたため、所要の経費について地方自治法第179条の規定に基づき、令和6年10月9日付で専決処分をさせていただいたものであります。

以上をもちまして、地域振興部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【石本分科会長】 以上で説明が終わりましたので、これより予算議案及び報告議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【坂本委員】 おはようございます。1点だけ確認させていただきます。

報告第17号、専決の分ですけれども、歳入歳出で10億2,166万円ということで、衆議院選挙の所要の経費ということであります。これは歳入が国庫支出金となっておりますので、全額、国庫だと思えますけれども、前回の衆議院選挙に比べての増減といたしますか、どの程度下がるかというのを教えてください。

【石本分科会長】 暫時休憩します。

— 午前10時 6分 休憩 —

— 午前10時 7分 再開 —

【石本分科会長】 分科会を再開します。

【楠本市町村課長】 前回、令和3年度の衆議院議員総選挙と比較しまして約1億288万2,000円の増となっております。

【坂本委員】 すみません。数字でしたから事前に言っておけばよかったんですけれども、約1億300万円ぐらい、前回よりも多いということ

です。この間、選挙のたびに投票率の低下がずっと言われていて、今回の衆議院選挙で増えた分で新たに低投票率のための対策というのかな、そういうことが含まれているのかどうか。単純に経費として膨らんだだけなのか、そこら辺だけ教えてください。

【楠本市町村課長】 委員のご指摘の件ですが、予算額が膨らんだ原因につきましては、まず一番に大きいものが、いわゆる物価高騰によるものでございます。それから、今回、特に区割り改定があった関係で、この区割り改定に関する周知に対する経費を計上しております。これが今回の増の原因でございます。

【石本分科会長】 ほかにご質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本分科会長】 ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案及び報告議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第93号議案のうち関係部分及び報告第17号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【石本分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、予算議案及び報告議案については、原案のとおり、それぞれ可決・承認すべきものと決定をされました。

【石本委員長】 次に、委員会による審査を行います。

地域振興部長より総括説明を求めます。

【小川地域振興部長】地域振興部関係の議案についてご説明いたします。

お手元の「総務委員会関係議案説明資料」の2ページをお開き願います。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第108号議案「和解及び損害賠償の額の決定について」であります。

第108号議案「和解及び損害賠償の額の決定について」は、県央振興局職員が公用車を運転中、前方に停車中の軽自動車に追突して負傷させたものであり、賠償金120万8,375円として、和解及び損害賠償の額を決定しようとするものであります。

次に、議案外の報告事項についてご説明いたします。

和解及び損害賠償の額の決定について。

台風の影響により、去る8月28日から30日まで予定しておりました移住支援施策の現地視察を中止にした事案について、和解及び損害賠償の額の決定を地方自治法第180条の規定に基づく軽易な事項として、去る10月18日付で専決処分させていただいたものであります。内容としては、現地視察の中止に伴い、長崎県デジタルコーディネーターの航空券に係るキャンセル料2万2,010円を賠償金としたものであります。

また、公用車による交通事故のうち和解が成立した1件につき、損害賠償金4万6,400円を支払うため、去る10月29日付で専決処分をさせていただいたものであります。

次に、所管事項についてご説明いたします。

UIターンの促進等について。

UIターンの促進については、「ながさき移住サポートセンター」において、市町との合同に

よる都市部での大規模移住相談会や転職個別相談会、オンライン相談会等を実施しているところであります。

また、移住潜在層への情報発信や掘り起こしを目的として、本県の魅力を発信する動画を配信するとともに、去る11月25日には、東京都内で本県のPRイベントを開催したところであり、引き続き移住の促進に努めてまいります。

関係人口の拡大については、本県と連携協定を締結している三菱地所株式会社が、雲仙市でワーケーションを実践し、食のフィールドワークとして、地元の方との交流を行いました。

また、同じく連携協定を締結している富士通株式会社においては、複数の関係企業にお声がけいただき、諫早市において、合同でのワーケーションを実施していただきました。大草まちづくり協議会のご協力のもと、住民の案内によるみかん狩りや、大草小学校では、小学生と都市部企業が触れ合うワークショップを行うなど、地域の皆様との交流を深めていただきました。

引き続き、都市部企業等とも連携しながら、関係人口の拡大を図ってまいります。

恐れ入りますが、「総務委員会関係議案説明資料（追加2）」の2ページをご覧ください。

「しま」のビジネスコンテツス「しまチャレ2024」について。

「しま」の魅力の認知度向上や、有人国境離島地域で実施している雇用機会拡充事業等の活用促進を図るため、昨年度から「しま」のビジネスコンテストを開催しております。

今年度は、県内外から55件の応募があり、関係市町による予備審査を経て、去る12月7日に県庁において本審査会及び表彰式を開催しました。

引き続き、「しま」の地域課題の解決等につながる優良事例の創出や新たな人の呼び込みに関係市町と一体となって取り組んでまいります。

恐れ入りますが、「総務委員会関係議案説明資料」の3ページ下段をご覧ください。

バス運転士等の人材確保について。

バス、タクシー等の交通事業者やトラック運送を行う物流事業者においては、運転士不足が年々深刻化している中、本年4月からは、時間外労働等の上限規制が自動車運転業務へも適用されたことから、県内では、特にバスの減便や路線廃止が加速するなど、地域公共交通への影響が生じております。

このため、県では、バス運転士等の有効活用や人材確保につなげることを目的に、今年度から新たに路線バスからコミュニティ交通への転換を図る市町に対する初期投資の支援に取り組むとともに、長崎市及び佐世保市において、バス、タクシー、トラックの業界団体と連携した合同企業説明会を開催したところであります。

県としては、今後とも、市町や交通事業者等との連携を図りながら、バス運転士等の人材確保を支援してまいりたいと考えております。

恐れ入りますが、「総務委員会関係議案説明資料（追加1）」の2ページをご覧ください。

九州新幹線西九州ルートについて。

西九州新幹線（長崎～武雄温泉間）については、開業後2年間で約496万人の方にご利用いただいております。通勤・通学による定期券利用者も開業前と比較し約2倍となるなど、順調に推移しております。

去る11月30日、県内の小学生以下の子どもたちを対象とした新幹線の無料乗車会を開催し、保護者を含めた約1,000名の方に貸切列車で新

幹線の高速性や快適性などを体感いただいたところであります。

県としましては、引き続き、こうした取組を通じて、新幹線効果のさらなる拡大に努めてまいります。

一方、九州新幹線西九州ルートにおける新鳥栖～武雄温泉間の整備の在り方については、国土交通省と佐賀県との幅広い協議や与党整備新幹線建設推進プロジェクトチーム「九州新幹線（西九州ルート）検討委員会」等での論議が続けられております。

この間、県内においては、全線フル規格の実現に向けた機運が高まりつつあり、台風の影響に伴い延期されていた経済団体主催の大規模なシンポジウムが今月16日に開催される予定であります。

県としましては、関西直通運行の実現に向けた機運醸成を図るとともに、引き続き、政府・与党をはじめ関係者に対して、議論の進展や地域課題の解決について働きかけるなど、西九州地域全体の発展に資する全線フル規格による整備の実現に向けて取り組んでまいります。

恐れ入りますが、「総務委員会関係議案説明資料」の4ページ中段をご覧ください。

県庁舎の跡地活用について。

県庁舎跡地の活用については、引き続き暫定供用における賑わいづくりに取り組んでおり、10月の長崎くんちの際には、市町や長崎青年協会、地域の皆様と連携して、「長崎大縁日」を開催し、3日間で県内外から約6万人の方々にご来場いただきました。県においては、「長崎県の魅力発見！ブース」を設置し、10市町約30店舗による、食や物産、観光などの本県の魅力を発信したところであります。

施設整備に向けたマーケットサウンディング

については、去る10月22日から11月1日まで個別対話を実施したところであります。対話には、17事業者の参加があり、施設配置等の土地利用計画や運営に配慮した計画のほか、事業手法などについて意見交換を行いました。

今後、サウンディングでのご意見も参考にしながら、各機能の規模や配置の具体化と事業スキーム等について検討を深めるとともに、賑わいづくりにも取り組んでまいります。

恐れ入りますが、「総務委員会関係議案説明資料（追加1）」の2ページ、最終行をご覧ください。

令和7年度の主要施策。

令和7年度の予算編成に向けて「令和7年度長崎県の主要施策（素案）」を策定いたしました。これは、計画期間の最終年度を迎える長崎県総合計画の総仕上げと、新しい長崎県づくりのビジョンが目指す「未来大国」の実現に向けて、令和7年度に重点的に取り組もうとする施策について、新規事業を中心にお示ししたものであります。このうち、地域振興部の予算編成における基本方針及び主要事業についてご説明いたします。

令和7年度は、しまや半島などの地域活性化や、西九州新幹線の開業効果の拡大と九州新幹線西九州ルートの整備促進等などの各種施策に取り組んでまいります。

ノマドワーカーの受入推進については、今年度実施している調査の結果に基づき、本県のプロモーションと受け入れ基盤づくりによるデジタルノマドの誘致を推進してまいります。

しまや半島の活性化については、離島及び本土の条件不利地域等で生産・加工された製品の販路拡大や生産者・事業者の生産拡大を支援してまいります。

西九州新幹線については、新幹線効果をさらに拡大していくため、県外向けの情報発信等に取り組んでまいります。

地域公共交通の維持・確保については、交通事業者等の人材確保の取組や市町におけるコミュニティ交通への転換を支援するとともに、自動運転バスの実証実験等に取り組んでまいります。

県庁舎跡地については、基本構想の具体化と地域の賑わい創出に取り組んでまいります。

これらの事業につきましては、県議会からのご意見などを十分踏まえながら、予算編成の中でさらに検討を加えてまいりたいと考えております。

恐れ入りますが、「総務委員会関係議案説明資料」の4ページ下段をご覧ください。

「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」等の進捗状況について。

令和3年度から令和7年度の5年間を計画期間とする「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」に掲げる令和5年度末における施策の進捗状況について、施策体系を共通化し一体的推進を図っている「第2期長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の関連施策も含め、総合計画の一部見直しに伴う指標改訂の内容を反映の上、評価・分析を行ったところであり、地域振興部関係部分については、配付している資料のとおりであります。

総合計画の施策及び事業群の指標である19項目のうち、目標値を設定していないものや実績値が把握できていないもの等を除いた18項目の令和5年度の進捗状況は、最終目標を既に達成したもの及び令和5年度の目標値を達成したものが9項目、令和5年度の目標を達成していないものの、改善傾向にあるものが8項目、令和

5年度の目標値を達成しておらず、進捗に遅れが見られるものが1項目となっております。

次に、「第2期長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げるKPIである12項目のうち、実績値が把握できていないものなどを除いた11項目の令和5年度の進捗状況は、最終目標を既に達成したもの及び令和5年度の目標値を達成したものが6項目、令和5年度の目標を達成していないものの、改善傾向にあるものが4項目、令和5年度の目標値を達成しておらず、進捗に遅れが見られるものが1項目となっております。

各計画とも、今回の評価・分析結果を踏まえ、取組の充実・強化を図りながら、最終目標の達成に向けて、施策の推進に努めてまいります。

事務事業評価の実施について。

本年度の事業評価において、事務事業評価、指定管理者制度導入施設の評価及び長崎県政策評価委員会による外部評価を実施いたしました。地域振興部関係については、お配りしている資料のとおりであります。

以上をもちまして、地域振興部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【石本分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【坂本委員】議案について確認をさせていただきます。

まず、第108号議案「和解及び損害賠償の額の決定について」ということで、公用車の事故に伴う額です。

これは職員の公用車運転というふうなことでの事故ということでしょうか。

【宮本地域づくり推進課長】職員の公用車運転

の事故でございます。

【坂本委員】そしたら、この108号議案と、それから専決事項報告ですね、壱岐での職員による公用車、これは同じように公用車を職員の方が運転して事故を起こしたというふうなことだと理解いたします。

これ、私の感想というか、きちんとした数字は持たないんですけども、職員の公用車による運転での事故、こういうふうな専決とか議案としてたまに上がりますけれども、地域振興部関係がちょっと多いかなという感じがしてるんですけど、そこら辺は、ほかの部局と公用車の職員運転による事故について何か突き合わせといたしますか、この部局は多かよねとか、それで抑制しようねみたいな、そんなのが庁内で横の連携というのがあるのかどうか、そこを確認させていただきます。

【宮本地域づくり推進課長】基本的に振興局を所管しているものが私どもの地域振興部です。その結果として出てくると。警察は警察でまた別になるんですけども、そういったところでうちの方が多いと、うちで計上していることになっているところでございます。

部局対応では、もちろん、お互い注意しようということは、定期的ではございませんが、議論する時はございます。

あと、振興局の方ですね、事故が多いといいますが、今年度は昨年度よりちょっと減っている数字ではあるんですけども、振興局の中で起こった時に、やはり局長以下管理部長、そして、各振興局にも各農林部とかありますので、そういったところでのフォローアップについて定期的に我々もお願いをしておりますし、逆に振興局がこっちに来た時も公用車についての意見交換などをして、そういった意味で横の連携

を図らせていただいているところでございます。

【坂本委員】わかりました。いわゆる公用車を職員の方が運転している場面が増えているというようなことも伺いして、それに伴って事故が増えているんじゃないかということもお聞きしております。

あと、公用車の整備関係ですね、そんなのも不十分さがあるんじゃないかということも聞いておりますので、それはそれでまた別の機会に質問させていただきたいと思います。

ありがとうございました。

【石本分科会長】ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第108号議案については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【石本分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、第108号議案については、原案のとおり可決すべきものと決定をされました。

【石本委員長】次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について説明を求めます。

【宮本地域づくり推進課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等

の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出しております地域振興部関係の資料について、ご説明いたします。

資料の2ページをご覧ください。

9月から10月までに内示を行った補助金の一覧でございます。内訳は、長崎県地域公共交通デジタル化等推進支援事業費補助金の5件となっております。

3ページをご覧ください。

9月から10月までの1,000万円以上の契約状況の一覧になります。内容は、記載のとおり、第50回衆議院総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査に係る投票用紙及び封筒類作成業務など随意契約の2件となっております。

次に、4ページをご覧ください。

陳情・要望に対する対応状況であります。知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、9月から10月までに県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものについては、一般社団法人長崎県身体障害者福祉協会連合会などからの要望となっております。4ページから42ページまでが、それでございます。

43ページからになりますが、附属機関等会議結果報告でございます。9月から10月までの実績は、令和6年度長崎県地域公共交通活性化協議会の1件でございます。その議事概要につきましては、44ページにお示ししているところでございます。

以上で私からの説明を終わります。

【石本委員長】次に、県庁舎跡地活用室長より補足説明を求めます。

【松島県庁舎跡地活用室長】私の方から県庁舎跡地活用に関する検討状況についてご説明いたします。

「総務委員会補足説明資料 県庁舎跡地活用に

関する検討状況」をご覧ください。

9月から11月にかけて、県庁舎跡地活用に関するマーケットサウンディングを実施いたしましたので、その結果、それと、それも踏まえた今後の方向性に関してご報告をさせていただきます。

まず、サウンディングの結果ですけれども、意見交換を行いました項目につきましては、土地利用計画等の記載の6項目でございます。

今回、実施に当たりまして、報道投げ込みのほか、商工会議所ですとか銀行等にも周知のお願いを働きかけまして、設計、施工、運営、管理など、いろんな業種の事業者にご参加をいただきまして、個別の対応を17の事業者と実施し、意見交換を行いました。

その中でいただきました主なご意見、提案についてご説明いたします。

まず、①土地利用計画、施設の配置場所についてお聞きしましたところ、出島との連続性ですとか、出島からの視認性、観光客と市民との交流の場、イベント時の広場と施設の一体感等から、やはり本館跡地というのが望ましいのではないかとご意見がある一方で、本館跡地につきましては、景観ですとか場所の価値、そういったものがございまして、極力ボリュームを抑えた施設配置が望ましいのではないかとご意見。そして、本館跡地、旧第三別館跡地には異なる役割の施設を配置してはどうかというご意見等々ございました。

傾向といたしましては、本館と第三別館の両方に施設を配置した方がいいのではないかとご意見が一番多く聞かれたところでございます。

次に、②、昨今の建設費高騰ですとか物価高も踏まえまして、建設コスト及びランニングコ

ストの削減についてご意見を伺いましたところ、省エネ設備の導入ですとか、保守・修繕の軽減化、それと将来に可変性・柔軟性のある空間をつくってはどうかという意見ですとか、設計段階から維持管理に関する企業が関与して、事業方式としてはPFI事業等を行うことで維持管理が容易な施設設計、それが維持管理の低減につながるということが可能ではないかというご意見がございました。

次に、2ページ目をご覧ください。

③に、仮に旧第三別館の敷地に施設を配置する場合の旧第三別館の活用法ですとか外観デザインへの配慮についてお伺いしましたところ、旧第三別館は、歴史的・文化的にも重要な施設であると考えているので、特に外観については非常に魅力的ではないかと。そのことを生かして内部にも機能を整備して歴史を感じさせる建物として一部保存することが重要ではないかという意見があった一方で、建物の利用効率、例えば、バリアフリーですとか使い勝手、動線など、そういったことを最大化することが最優先ではなかろうかといったようなご意見もあり、各者、意見が分かれたところでございます。

次に、④に運営に配慮した計画についてお尋ねをいたしましたところ、賑わいと交流を創出するソフト的な運営能力が求められる事業であろうといったところで、そういった運営能力を有する企業が主体となり体制を構築した方がいいのではないか。また、各分野で活躍されるプレーヤーさんと連携をした方がいいのではないかと。それと、市民が気軽に集まれる賑わいと、出島を訪れる観光客の満足度、いわゆる人の賑わい、こういったものをつくるのが事業の継続の鍵となるのではないかとご意見等いただきました。

次に、⑤、事業スキームといたしましてお尋ねをいたしましたところ、PFIの具体的手法の一つでありますBTOプラス指定管理者制度の事業スキームが望ましいのではないかというご意見。それと、PFIの事業の可能性はあるけれども、経済合理性のみに寄ったような使い方というのは、この地の利活用としてちょっとふさわしくないのではないかとといったような懸念をいただきました。

そういったご意見など、条件つきも含めて傾向といたしましては、PFIの実現性は高いという意見が多く聞かれたところでございます。

次に、県の財政負担を減らしつつ、利用者の利便性を図る上で、⑥といたしまして、民間収益事業についてお尋ねをいたしましたところ、キッチンカーや催事店舗の受入れによる賃料、イベント開催による使用料収入が見込まれるのではないかという一方で、事業者のモチベーションを確保する上で、自主事業による収益については、施設の維持に使うのではなくて、運営者への利益もしくは施設のさらなる投資といった部分で運用してはどうかという意見もございました。

最後に、これまでの検討結果及び今回のサウンディングを踏まえまして、今後の方向性につきまして、現時点におきましては、2に記載しております施設の配置、それと事業の推進方向についてご報告をいたします。

まず、施設の配置につきましては、本館跡と旧第三別館敷地、両方に配置する方向で検討したいと考えております。

また、跡地整備の事業スキームにつきまして、運営面を重視してPFI事業等を念頭に検討を進めてまいりたいと考えております。特に施設の配置につきましては、暫定供用を通しまし

て、賑わい等による賑わい・憩いの場をつくるに当たりましては、天候に左右されない一定の屋内空間、それとステージですとか控室、備品倉庫など、やはり広場の利便性向上のためには、本館跡に一定の施設が必要ではないかと考えております。今回のサウンディングにもありましたが、出島からの景観等も考えた時に極力ボリュームを抑えた方がいいといったような面もございますので、そこも踏まえたと、本館と旧第三別館の両方に機能を分散した方がいいのではないかということで、この方向で検討を進めたいと考えております。

説明は、以上です。

【石本委員長】 以上で説明が終わりました。

次に、陳情審査を行います。

事前に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。審査対象の陳情番号は、43、46、47、49、56、57、61であります。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】 質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくことといたします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、ご質問はありませんか。

【富岡副委員長】 1,000万円以上の契約状況一覧表の中で、第50回衆議院総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査に係る投票用紙及び封筒類作成業務、この作成業務の中にこういったものがあるのかをお聞かせいただけたらと思います。内容について、多分デザインとか印刷とかあると思うんですけども。

【楠本市町村課長】 委員ご指摘のとおり、デザイン、印刷、それから様式等が決まっておりますので、それに伴う印刷業務がメインとなっております。

【富岡副委員長】 その上で、これ、随意契約になっていますけれども、その理由をお聞かせいただけたらと思います。

【楠本市町村課長】 衆議院議員選挙は、短期間での準備が必要となりますので、競争入札に付することができず、見積書の提出があった3者のうち、最も見積金額が低かった者と随意契約を行ったものです。また、その下にあります選挙公報については、必要な枚数、印刷、それから市町に対する納付状況まで含めて対応できる業者が県内に1者しかないということでございます。

【石本委員長】 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】 ほかに質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般についてご質問はありませんか。

【松本委員】 説明資料の3ページの下にありますバス運転士の人材確保について質問いたします。

ここにもあるとおり、バス運転士の人材不足が深刻化しておりまして、報道等でもバスの減便や路線廃止などの地域交通への影響を鑑み、今年度から県ではバス運転士の人材確保支援に取り組まれているという説明が部長からありました。

路線バスの運転士確保については、県民の日常生活を守る取組でもあります。非常に重要と考えますが、まず、県内の路線バスで運転士がどれくらい不足しているのか、お尋ねをいたします。

【鳥居次長兼交通政策課長】 県内の路線バスの運転士の不足の状況についてのお尋ねでございます。

我々の方でもバス運転士の不足が顕在化してきているというところで、定期的にバス事業者の方に聞き取りをさせていただいております。県内、離島を含みます主要な路線バス事業者7社への直近の聞き取りの結果によりますと、合計で必要とする運転士数が、9月末時点で1,332人に対して79人不足しているという状況で、7社全体の必要数に対する充足率は94.1%となっており、現状、不足している状況にあります。

【松本委員】 これは県内の主要な路線バス事業者が必要とする運転士の人数に対して、約6%の不足、79人が足りないということでございます。

この路線バスの運転士がいなければ、いくらバスがあっても、もちろん回せないわけであって、その不足している要因について、県はどのように認識されているのか、お尋ねいたします。

【鳥居次長兼交通政策課長】 バス運転士の不足についての要因の分析に関するご質問でございます。

まず、これまでの長期的な傾向として、人口減少と車社会化が進展してきまして、路線バス自体を利用される方の減少傾向が続いてきており、加えて近年のコロナ禍の影響や燃油高騰の影響で、事業者の経営自体が非常に厳しいという中で、勤務する運転士、従業員を含めて、給与水準、あるいは職場環境、働き方、残業など、働く環境を十分に改善できていなかったところがあり、そういった情報が広まったことで、特に若い世代の方で運転士を希望する方が少なくなってきたしまっているというのが長期的なトレンドとしてあったと考えております。

さらに大きな要因となっているのが、本年4月から自動車運転士の時間外労働に上限規制が適用され、1日当たりの拘束時間、1年当たりの拘束時間の上限がこれまでよりも短縮された、いわゆる2024年問題によって、各路線バス事業者の運転士不足がより深刻化しています。要するに、同じ路線数、便数を維持しようと思った時に、これまでの人数よりも多くの人数を配置しなければいけなくなってしまうっており、この制度改正によって不足が生じているところが要因としてあると考えております。

【松本委員】 今、答弁の中で、長期的な利用者減と、コロナ禍や燃料高騰による厳しい経営環境、それに追い打ちをかけるように、先ほどありました2024年問題、いわゆる働き方改革によって残業の規制が出てしまって、多くの人員が同じ路線でも必要になってくるということは、大変深刻な状況ではあります。

ただ、人口減少、過疎化といいながら、一般質問でも出ていましたが、通勤・通学は生活に直結します。また、免許を返納した高齢者の方々にとっても生活に直結する問題であります。どうにもならなくて廃線にする前に、いろんな手を打つことが必要だと思いますが、路線バスの事業者、つまり運転者確保に取り組まれている現場サイドからどのような声が上がっているのか。以前に総務委員会で西肥バスを視察した時にも、本当に厳しいという声が上がっていましたが、そこはどのように受け止められていますか。

【鳥居次長兼交通政策課長】 事業者、現場サイドからの声についてでございます。一部ですが、我々として把握している情報、お聞きしている声が何点かございます。

まず、先ほど申し上げたように、給与水準や

労働環境等の処遇の改善を事業者としても図ろうと着手されており、また、高卒人材に対して訴求をしたり、バスの運転体験会を開いたりといった、考えられる様々な対策は個社ごとに講じていただいているところでございますけれども、なかなか意図した結果につながっていないというような声をお聞きしております。

さらに、会社内に在籍している運転士の高齢化が進行しており、社内の年齢規定ですとか健康上の規定、そういった理由で退職せざるを得ないような運転士も増えているというところで、充足率が悪化しているという状況。

そのほか、定年後にパートで働いてもらっている従業員もいますが、近年、夏場は特に酷暑であるため、勤務する体力がもたず、続けられないといった要因などで、高齢運転士のつなぎ止めが難しく離れていってしまうというような状況。

また、先ほど申し上げたように、若年層の運転士希望の方が少なくなっているというところもあると思いますが、若者の車離れが進んでおり、免許をそもそも持っていない方も増えており、対象となる母数も少なくなっております。そういう方に入っていただくとなると大型二種免許を取っていただく必要があり、その費用がどうしても高額になるため、そういった費用を会社で負担する必要がある、さらに育成費用がかかってくるということで、なかなか厳しい状況があるということをお聞きしているところでございます。

【松本委員】 これはバスだけではなくて、タクシーもトラックも人手不足ということでもあります。タクシーだったら二種免許だけ、トラックだったら大型免許だけでいいけど、バスの運転士は二種免許と大型免許の両方を持たなきゃい

けないというのは、ハードルがすごく高いのかな。だからといって給与水準が極端に上がるわけではないので、こういう状況であれば本当に深刻になっていくと思います。

今の答弁を踏まえて、県は今年度から新たな取組をやっているようですが、今後、路線バスの運転士の人材確保についてどのように取り組んでいくのか、お尋ねいたします。

【鳥居次長兼交通政策課長】今後の県における路線バス運転士の人材確保にかかる取組についてのお尋ねでございます。

まず、先ほどの大型二種免許の取得という部分に関してですが、費用がかかってくるというところではあります。ここは行政としても支援をしたいところではあります。県では、今、大型二種免許の取得に対する支援というのは行っておりません。一方で運輸事業振興助成金というものがございまして、こちらをバス協会に補助金としてお渡しをして、その中でバス協会の事業として免許取得の支援を行ったり、そこに加えて令和5年度からは国による、大型二種免許取得の支援のメニューができるなど、幾つか事業が行われているところでございます。

県としてというところでは、先ほど部長説明の中でもご紹介いたしました、2024年問題に対応するため、初めての取組になりますが、バス、タクシー、トラックの業界団体と連携した合同の企業説明会、業界全体で運転士を募集しようということでやらせていただきました。これは10月に長崎、それから11月に佐世保で開催いたしまして、2会場合わせて63名の方にご来場いただいたところでございます。これに加えて今年度から、路線バスからコミュニティ交通への転換を図る市町に対する初期投資の支援等にも取り組んでいるところでございます。こう

いったことで大型二種のバス運転士を幹線バスに充てていこうということで取り組んでいるところでございます。

来年度以降も、こうした支援を大枠としては継続をしていきたいと考えており、バス路線の廃止の動きが顕在化しているというところもございまして、今回、合同企業説明会を県内向けに行わせていただきましたが、県外に向けても募集をかけていくといったようなところも検討し、なるべく母数を広くとって、少しでも確保につながるような動きができないか検討してまいりたいと考えております。

【松本委員】取り組んでいることに対しては評価しますが、ただ、やはり周知をしていかないと、合同説明会も参加者が30名程度ということで、特殊な仕事ではあるんですけども、やはり50万円から70万円かかる多額の免許取得の費用とか、そういったことも課題になってくると思います。ぜひ業界の方々と意見交換して、もうちょっと踏み込んでいただきたいと思います。

やはり路線バスの廃止というのは、ものすごく住民の生活に影響を与えます。これは民間の場合には強制力ありません、届け出制になっていますので。そうすると、もうやめますよと言われたら、もう住民は従うしかないわけですよ。しかし、そうなると、その方々がどうやってこれから通勤・通学していくんだというところに公的な県の役割が出てくると、例えば説明会の開催とかですね。そういったことも、今後、これだけ少子化、人口減少が加速化する中で重要になってくると思いますので取り組んでいただきたいと思います。

あと1つだけ、タクシー運転士も結構足りないということで、新大村駅でもタクシーを待つ

ている方がずらっというて、電話をかけても取れない。どうしたんですかと言ったら、人がいないということで、今後も、都市圏とかはある程度いると思うんですけども、過疎地域では夜はタクシーは走りませんというところもあると聞きます。

そういった中で、ライドシェアというのが今注目されています。ちょっと報道で見たんですけども、本県では日本版ライドシェアというものが始まったというふうに聞きました。タクシー協会の立場もありますし、どういう形で本県で進めているのか、お尋ねいたします。

【鳥居次長兼交通政策課長】日本版ライドシェアに関して県内での取組状況についてのご質問でございます。

日本版ライドシェアでございますが、先ほど話がありましたようにタクシーの運転士も含めて地域公共交通の担い手の不足によっていろんな足がなくなってしまうと状況の解消を目的として、ライドシェアという名前ではございますが、タクシー事業者の管理の下で、使う車は自家用車であったり、運転手は二種免許を持っていない一般ドライバーの方を活用する運送サービスというところで、今年の3月に新しく国交省の方で制度創設されたものでございます。これを日本版ライドシェアと呼んでおりまして、4月以降、東京など大都市部の地域から運用が開始されており、現在は大都市部以外の全国各地の取組が増えてきているという状況でございます。

県内に関しては、この日本版ライドシェアの初めてとなる運行が佐世保市において、今月13日、あさってから開始されることになっております。それに加えて、今後、年明けぐらいになると聞いておりますが、長崎市と西彼杵郡を営

業区域とする長崎交通圏の中でも運行が開始される見込みになっております。そういったところを皮切りに少しずつ台数が増えていくのかなと考えております。

【松本委員】今の説明では、二種免許なしで自家用の車だけど、あくまでもタクシー会社が管理するというので、タクシー業界のシェアは担保できると。ただ、二種免許を持ってなくてもできるというところは、確かに効果的とは思いますが、心配なのは、二種免許を持ってない自家用の一般の方がお客さんを乗せて、プロではないというか、その方が本当に大丈夫なのかというところ、もうあさってから佐世保市では始まりますし、長崎でも始まるんですけども、その辺はタクシー会社が管理しているとはいえ、運行に支障はないのか、お尋ねいたします。

【鳥居次長兼交通政策課長】二種免許を持っていない方がタクシー的な業務をすることに関しての安全性についてのお尋ねです。

日本版ライドシェアは、完全にタクシーと同じような運用形態ではなくて、例えば佐世保市で行われるライドシェアの概要としては、予約と支払い自体はアプリを介することになります。そのため、流しで拾うような形ではなく、事前にアプリから予約をしていただく必要があります。

二種免許と一種免許の違いに関して、タクシーというのは、流しであれば、道端で急に止まったり、運転者本人ではなくてお客様からの指示に基づいて急な動きをしなければいけなかったりといった難しさがあるところがあり、これが一種、二種の違いとなってまいります。

そういう中で、今回、運転手の技術的な差を解消するために、先ほど申し上げた、急に止まるというようなことがないように、ルートに関

しては、全て事前の予約で決まったところを走行し、技術的に問題がないように、安全性が担保できるような制度運用になっておりますので、タクシーと全く同じというわけではなく、差がつけられることにより担保されていると認識しております。

【松本委員】予約と支払いがアプリでできるということで、今、タクシーも最近はアプリで呼んで、流しというのが東京でもほとんどないそうです。そういった状況であれば効率的だと思いますが、何せ初めてやることでございますし、現場の状況も確認しながら、そういうところがあれば改善していくように進めていただきたいと思います。

以上です。

【石本委員長】ほかにご質問ございませんか。

【宮本委員】おはようございます。私からも幾つか議案外で質問させていただきます。

松本委員からも先ほど質問がありましたが、私も地域公共交通についてお尋ねをいたします。

先ほど松本委員から質問があったとおり、バス路線の廃止が今様々問題になっておりまして、新聞報道でも佐世保市佐々町についても来年3月末で廃止される路線があるということで、予約制度の乗合タクシーを導入することとか、公共ライドシェアを導入するというお話であったり、これはちょっとダメージが大きいかと思うんですが、波佐見町と川棚町を結ぶ路線が廃止になったということで、川棚町でも代替移動手段の運行を検討しているということ。平戸においても、平戸と長崎空港を結ぶ公共ライドシェアの実証実験が始まったということ。あと、佐世保市の黒島でも公共ライドシェアの実証実験が始まっているということも、い

ろいろ報道ベースでお聞きしているところであります。さらに、バスのみならず、タクシーもそうですが、運転士不足の影響が非常に大きいということを目の当たりにしているところで

す。先ほど、日本版ライドシェアの話がありましたが、最近、文言として多く出てきている公共ライドシェアについて、私もこの委員会でいろいろ質問いたしましたが、改めて自家用の有償旅客運送、公共ライドシェアについて、どのような制度なのか、まずはお聞きいたします。

【鳥居次長兼交通政策課長】公共ライドシェアの制度の内容についてのお尋ねでございます。

先ほど松本委員からもお話がありました日本版ライドシェアというのは、タクシー事業者の管理の下で行うものになっております。一方で公共ライドシェアと言っておりますのは、自家用有償旅客運送制度のことでございます。これは従来からある制度でございます。平成18年に道路運送法の中に規定されたものでございまして、最近できたものではございません。

これに関しては、交通空白地など、バスとかタクシーによって運送手段を確保することが難しい場合に、地域の協議会等の議論を経て、市町村、NPO法人といったところが自家用車を活用して提供する有償旅客運送サービスということでございます。お金を取るというところは同じですし、白ナンバーで行う、自家用車を使って行うというところは、日本版ライドシェアも公共ライドシェアも同じですが、交通空白地で市町村とかNPO法人が行うようなケースで実施されるものでございます。

これは先ほど申し上げたように昔からある制度ではございますが、昨今の移動手段の不足に対応していくため、国交省の方で昨年12月と今

年4月に大幅な制度改正が行われまして、運送区域が狭かったところが、もう少し広い区域で行えるようになったり、導入する時に地域の協議会を通す必要がありますが、その協議の手続が簡素化されるなど、地域で有効に活用できるような制度改正が行われていますので、公共ライドシェアをうまく使って地域の足を確保していくという流れになっていこうかと考えております。

【宮本委員】 この公共ライドシェアについては、ただいま答弁があったとおり、交通空白地において、市町村やNPO法人などを中心として行うということで、今後、公共ライドシェアという取組も進むものと考えておりますし、各市町も、この取組について地域公共交通計画などにも盛り込むみたいなお話も出ているようです。

それについて、この公共ライドシェアの取組が進んでいく上で、県として、この公共ライドシェアに支援する必要があるかとちょっと考えるんですね。県として、この公共ライドシェアにおける支援の在り方、必要性についてお尋ねいたします。

【鳥居次長兼交通政策課長】 公共ライドシェアに対する県としての支援の考え方についてのお尋ねでございます。

まず、先ほど申し上げたように、公共ライドシェアについては、交通空白地などで、バス、タクシーによって移動手段が確保できない場合において、地域内における公共交通ネットワークの維持・確保の手段になり得るものというところがベースになっていこうかと考えております。

少し大きな視点の話になりますが、先ほど委員からもご紹介があったように、県でも地域公共交通計画を策定しております。これは令和5

年度から7年度までを期間とする計画でございます。この中の役割分担というところで、県は幹線バス路線への支援を実施いたしまして、市町においてフィーダー路線ですとか地域内路線への支援を実施すると整理しているところでございます。

地域内における公共交通ネットワークについては、地域の実情、地元の人口分布ですとか、今ある公共交通の状況といったそれぞれの実情に応じまして、路線バスとか乗合タクシーといった手法に加えて、公共ライドシェアというのも手段の一つとして、各市町において様々な運送サービスを活用した対応を図っていただくといったところが基本と考えております。

こういった考えに従いながら、費用面、財政面での支援というのは、今のところ、市町を中心にやっていただくというところが基本と考えております。

ランニングコストの部分ではありませんが、県は今年度から新たな取組として、路線バスから公共ライドシェアも含めたコミュニティ交通にダウンサイジング化を行うなど、コミュニティ交通へ転換を図る市町に対しての初期投資の支援、例えば、最初に車を購入するといった初期投資に関する部分の支援を行っております。

ただし、その目的としては、利用者の少ない地域内路線に大型バスを走らせて、そこに大型バスの運転士がそこに従事することになっている状況を、コミュニティ交通に転換していただいて、そのバス運転士をもっと利用者の多い幹線バスに回そうといったことで、運転士確保の目的が一番大きいものであり、運行経費面の支援というところは、現在も行っておりませんし、今後も役割分担というところに基づいてやっていくものと考えております。

【宮本委員】 県としては幹線路線、市町は地域路線という役割分担があるんですよということも、一定理解できる限りの支援を今していただいているところです。その路線は今後廃止の方向でどんどん加速していくんだろーと考えるところです。

先ほど次長からも話があったとおり、県においても、「長崎県地域公共交通計画」というのがありまして、私も確認いたしました。実にボリュームがあったので、概要版を確認いたしまして、先ほどあったとおり、計画期間は令和5年4月から令和8年3月ということで、県の総合計画と合わせてということで、いよいよ策定に向けて進んでくるものと考えております。

この中において、「バス路線に求められる役割や維持・確保の方針の設定」というところで、「市町をまたぐ路線バスの役割を整理し、国、県の支援を中心に現在の路線を維持する」という文言があります。現在の路線を全て維持することは非常に難しいかと思えますから、次期計画においては、先ほど私が言った公共ライドシェアの支援についても、この計画の中で長崎県の地域公共交通計画の中で具体的に検討して盛り込んでいただきたいということを要望いたしますが、この件について見解をお尋ねいたします。

【鳥居次長兼交通政策課長】 県の次期地域公共交通計画における公共ライドシェアに対する支援の施策の盛り込みというところのご要望、ご質問でございます。

まず、先ほど申し上げたように、県としては、引き続き、市町、それからバス協会等と連携しながら、まず、幹線バスに充当できる運転士の確保について支援していくというところを基本にしていきたいと思っております。

次期計画の策定に向けては、現計画において整理をしております県と市町の役割分担というのが基本になってくると思っておりますが、委員ご指摘のとおり、幹線バスも含めて廃止が進んでいくということも考えられますし、公共ライドシェア自体が幹線も含めた移動手段になってくる可能性が今よりも広がっていくこともあると思います。当然、公共ライドシェアという手段も使いながらやっていかなければいけない部分があるかと思われませんが、大きな目的としては持続可能な幹線公共交通ネットワークの構築というところが基本の役割になってこようかと思っておりますので、その中で手段としてしっかり検討はしていきたいと考えております。

【宮本委員】 議論等、検討していただきたいと思えます。おっしゃったとおり、幹線路線においても公共ライドシェアが必要になる時もあるかもしれませんので検討していただきたいということを要望させていただきます。

次に、これは市町村課になろうかと思えます。選挙関連についてちょっとお聞きします。五島市が来年2月の市議選から投票支援カードを導入するというので、これは我々公明党会派のさながら市議会議員が質問して、五島市については、投票支援カードの導入ということになったということで、そもそも投票支援カードというのは代筆、候補者の読み上げなど支援してほしいことを書いた記入カードを係員に提示する仕組みであるということでありまして、これが無効票の一助になるかもしれない、手段となると考えているということです。

この投票支援カードについて、県全体でも取り組んでいく必要があるんじゃないかなと思いますが、現状、私もつぶさに確認しておりませんが、そもそも無効票がどれだけあるのかとい

うのがわかればと思います。

県だから県議選において、2023年4月の統一選においての無効票や、あるいは10月に行われた衆議院選挙における県全体としての無効票がどれくらいあるのかというのがまずわかればと思うんですが、わからなければ後ほど結構です。ちょっと確認をさせてください。

【楠本市町村課長】 今、数値を持ち合わせておりませんので、後ほどご説明させていただきたいと思っております。

【宮本委員】 後ほどお願いしたいと思います。

五島市の投票支援カードの導入についてですが、県内21市町において、ほかにあるのかどうかということも改めてお尋ねいたします。

【楠本市町村課長】 現在、県選管で把握しているところで、長崎市、大村市、雲仙市、今回、五島市の方でと聞いておりまして、現在、4市で導入されております。

【宮本委員】 これは非常に大事な取組であろうと思います。無効票対策の一つの手段ともなると思います。実際、障害をお持ちの方からも、実は私自身もご相談をいただいたことがあるので取り上げさせていただいたところでありませう。

県全体として、各市町に県の選挙管理委員会と各市町の選挙管理委員会の連携がどうなっているのか、確認しておりませんが、県として、こういったものを県内全体として普及していく取組が大事であろうかと思いますが、それについての見解をお尋ねいたします。

【楠本市町村課長】 委員ご指摘の投票支援カードにつきましては、委員ご指摘のとおり、無効票だけではなく、障害のある方が貴重な1票を漏れなく投票する有効な手段でございますので、県の選挙管理委員会及び市町選挙管理委員

会でも、導入に向けてこれまでも議論しております。その中で、私どもも、この投票支援カードの導入については、進めてまいりたいと考えております。

【宮本委員】 過去にも様々議論があっているかと思ひますけれども、改めて、こういったことは非常に大事であり、投票率を上げるという観点からは重要な取組なので、県としても推進をしていただきたいたいということを要望させていただきます。

もう1点、確認をいたします。部長説明資料の3ページになります。移住潜在層についてちょっとお尋ねいたします。

この委員会でもちょっと取り上げさせていただきまして、移住潜在者とはどういったものですかということを確認させていただいて、11月25日に、移住潜在層に対する県のPRイベントを開催したということがあります。これも前の委員会でも確認させていただいたところであったんですけども、これについて具体的な取組内容について、規模であったり、参加者数であったり、どういった意見があったりということがわかれば教えていただければと思います。

【宮本地域づくり推進課長】 これにつきまして、は11月25日に東京の京橋で開いておりまして、時間は19時から21時、参加者数が42名ございました。内容としましては、本県への移住者の方に本県での生活について、対談をしていただき、あと、4市ほど東京まで来ていただいて、自身の町のPRをするというような内容でございます。やはり長崎に関心を持っていただけた一つのイベントになったのではなかろうかと思っております。

【宮本委員】 移住潜在者なので、どういった方かというのは非常に興味があるところでありま

す。

これを踏まえて次年度に向けてさらに取組を推進して、UIターンをもっと加速化していこうというようなこと。移住潜在層や移住潜在者に対する取組、次年度に強化していく、そういったことがあれば教えていただければと思います。

【宮本地域づくり推進課長】またイベントをやるかどうかというのは検討中でございますけれども、今まで移住者向けの、例えば動画をつくる時には、とんがった人とか、移住で長崎に先に来られてとんがった人を取り上げた動画をYouTubeで配信したり、その動画自体は今も残っております。

今年度も、ロング動画、ショート動画をつくっております。動画ですので、もちろん次年度以降も残るという前提でつくっております。ものすごく目立つような移住者ではなくて、もうちょっとソフトな感じで、例えば長崎の魚はスーパーで買ってもおいしいとか、長崎あるあるみたいな感じで、あるいはお盆にお墓で花火をととか、少しちょっと今までの、いわゆるとんがった移住者をピックアップするということから、指向を変えておりまして、もうちょっとソフトなところで拾えないかなと。

あと、それを広告で打ち出していく、Web広告で打ち出していく時も、例えば「移住」というキーワードという検索してなくて「アウトドア」とかで検索している方とかの方が、移住がどこかに頭にあるんだけど、完全に移住ではないとか、そういった方にも届く形でプロモーションをしております。そういったところについては、引き続き来年度も工夫を加えながらやっていきたいと考えているところでございます。

【宮本委員】ありがとうございました。いろんな側面からUIターンに取り組んでいただいて、新しい層だと私も考えておるので、この移住潜在者のみならず、ほかも、もっともっとソフト的なことで長崎を愛する方とか、長崎に来たい方とかがいらっしゃると思いますから、発掘作業に取り組んでいただきたいということを要望させていただきます。

以上です。

【浅田委員】質問させていただきます。

さっきご説明がありました県庁舎跡地についてでございます。県庁舎跡地に関しては、最初の跡地活用懇話会からは、もう15年近くがたち、その後も、もう10年以上はたっている。そのような状況の中で、やっと、やっと進み出したかなという思いがあります。

しかしながら、15年前に理念とか様々なものを提言されていたものから時代が大きく変わっています。長崎の町並みも、この県庁から見ても随分と変わった状況であり、私は、何度か第3回目、今に即した感じで、もう一回、提言を聞いたらいいんじゃないかとか、いろんな提案をしてきたんですけども、過去の1回目、2回目の提言に基づいてということ、これまでも何度もご答弁をいただいていたような状況です。

例えば、当時、中学生だった子が今30歳になって、これからの長崎の未来を担うような世代になってきて随分変わったんじゃないかなと思うんですね。そんな中で、このマーケットサウンディング調査の中において、これまでの状況をどの程度反映しながら、そういったことをお伺いしているのかという点。今回、17者が個別でいろいろお話をということだったと思うんですが、そういう企業の方に、そういったところも踏まえて、お互い、どのあたりをご説明し

ながらやられていたのかを教えてください。

【松島県庁舎跡地活用室長】 まず、サウンディングに当たって、これまでのご意見をどの程度事業者にお伝えしたのかといったところだと思います。そこにつきましては、基本構想に書かれている内容をベースに、現状、検討状況といったところも踏まえて情報を提供して、お話をお聞きしたところでございます。

ですので、直近の話といたしましては、どのように運営を進めていくのかといったところが重要になってきますので、そこに重点を置いたような聞き方をしてまいったつもりでございます。

【浅田委員】 ちょっと聞き方を変えます。どのように重点を置いて今後の運営をしていくか。その中には、これまでさんざん議論してきたことを当然踏まえて、それがあってだと思いうんですね。しかしながら、地域の現状も変わってきている中で、ここの報告の中にもあったんですけれども、経済合理性のみによって、この場所の活用が考えられることを懸念するというようなことが書かれてありました。

私も、やはりそのところを非常に気にしているところなんです、やはりPFI事業というふうな形が大きく打ち出されるというか、そちら側にシフトが、重きをおかれているとするならば、やはり経済合理性のところがすごく立っていつてしまうんじゃないかなと。そうすると、これまでやられてきた第1、第2の懇話会と、すごく差ができてしまうのではないかと。ところを、これまでずっと私は、移転反対から始まって、この跡地のことに関わってきたものですから、非常に当時の説明と大きく変わっていれば困るわけですね。

現時点をどこまで、その時に反対していた人たち、関係者に対して説明をしっかりとやられているかということも重要だなと考えているんですけど、いかがでしょうか。

【松島県庁舎跡地活用室長】 浅田委員から話がありました経済合理性の部分についてですけども、これにつきましては先般の予算総括質疑の際に答弁をさせていただいたかと思えますけれども、私どもとしても、あの地の歴史の重要性というのは、十分わかっているつもりでございますので、そこにつきましては必ずしも経済合理性で判断すべきものではないというふうに答弁させていただいております。

ですので、今回のサウンディングに当たりましても、その旨は事業者さんと十分共有をしたつもりですし、事業者さんも県庁舎跡地の歴史的背景といったところの重要性をわかった上でお話をいただいたものというふうに考えております。

【浅田委員】 つもりだけでは困り、また、わかったものであっても困り、わかっていたかというような確信等々と。だとするならば、室長、今、一番の基本理念とか、これまでの懇話会の提言等々を踏まえて、何をもってして大事なところであり、それをどう伝えて、それをこの事業者の方々に受け取っていただけたという確信を持てているのかどうか。

結局、私が一番心配しているのは、例えば道路とかを新しく造ると。県とか自治体はすごく説明してきたつもりである。例えば、長崎南北幹線道路、今いろいろあのあたりで陸上競技場等々がもめているわけですね。こういったことも行政的には長く説明してきたかもしれないけれども、いざ蓋を開けて実施される時になって、多くの市民、県民の声が、やっぱりまた高

らかになってしまうわけですよ。やっぱりこういうことは非常に避けなければいけないことです。

何かこれまでも、どういう説明をという、地域、例えば私は江戸町にありますが、江戸町の自治会とかには説明しているかもしれない。しかし、跡地活用懇話会の時、まして移転反対の時には、大きくもっと浜町とかを含めた様々なところへ丁寧なる説明が行われた。今では、そういうことはあんまり聞かないんですよ。

「今、どうなってるんですか」というのが、実は今日の朝も、「最近なんか跡地って止まったのか」と。喜ばしいことなんです、青年協会とかが活用してイベントをしている。「あのまんまいっちゃうのかな」とか、そういう声の方が逆に大きくなっているんです。

それを考えると、やはり多くのこの地域の方たち、市民に説明ができていない。それがまたサウンディング調査をやってどんどん進んでいくと、蓋を開けて、えっとなってしまう危険性がかなりあると思っております。そのあたりはどうですか。

【松島県庁舎跡地活用室長】先ほど話がありました、私どもといたしましては、基本構想という形で、一定目に見える形でお示しはしているんですけれども、何といたしますか、イメージ図とか、青写真とか、そういったところをお出しした上で、皆さんの認識をまず合わせないといけないのかなというふうに考えております。

あと、説明の部分につきましては、かなり関係箇所が多うございまして、そういった意味では行き届かなかったところがあるのかもしれませんが。私どもとしては、都度都度、地元の自治会は当然のことながら、商工会議所ですとか関

係団体に説明をしまいいりました。それが十分でなかったといったところは否定はいたしませんけれども、できるだけ限り説明はしていきたいというふうに考えております。

また、先ほどのイメージといったところも含めて、今年度を目途に一定お示しをしたいと考えておりますので、次の議会にまた資料をお示ししたいと考えております。

【浅田委員】 11時半で締めるということなので、続きはお昼をまたいでしっかりお伺いさせていただきたいと思います。やはり商工会議所とか団体さん、でも、団体さんだけではない市民がいっぱいいる、県民もいる。これは県下全体にまたがることでもありますし、多くの情報ツールを使って、そういう発信を丁寧にしていくような案件だと思うんです。これがPFIになってしまうと、どうしても経済的な部分が立ってしまう感じがあるものですから、この場所の歴史性とかを踏まえた上でしっかりやっていただくようなことを午後から、もう少し一歩二歩踏み込んでご答弁をいただきたいと思います。

一度ここで中断します。

【石本委員長】 地域振興部の審査の途中ですが、午前中の審査はこれにてとどめ、午後は1時半から再開し、引き続き、地域振興部関係の審査を行います。

しばらく休憩いたします。

— 午前 11時29分 休憩 —

— 午後 1時30分 再開 —

【石本委員長】 委員会を再開いたします。

午前中に引き続き、地域振興部関係の審査を行います。午前中の宮本委員の質問に対し、市町村課長より答弁の申出がっておりますので、発言を求めます。

【楠本市町村課長】午前中の宮本委員のご質問にありました衆議院議員総選挙、県議会議員一般選挙において無効票がどれだけあったのかというご質問がございました。これにお答えさせていただきますと思います。

まず、先般、10月27日に執行されました衆議院議員総選挙でございますが無効票の数が1万1,948票、投票総数に占める割合、いわゆる無効票の率が2.1%になります。令和5年4月に執行されました長崎県議会議員一般選挙でございますが、こちらの無効票の数が5,738票、無効投票率は1.4%となっております。

【石本委員長】 それでは、質問に入りたいと思いますが、引き続きご質問はございませんか。

【浅田委員】 先ほどの続きをお願いしたいと思います。

先ほど、県庁舎跡地についてお伺いをさせていただいたわけですが、県庁舎跡地活用懇話会ができて15年がたち、様々な状況が変わっている中で、サウンディング調査も何度かやっている中で、現在の県民に対する周知徹底について教えていただければと思います。

【松島県庁舎跡地活用室長】 県庁舎跡地に関する県民への周知というお尋ねでございます。

どうしても周知にかける予算ですとか労力ですとか一定限界があります。それと県有施設ということもございますので、長崎市を中心にした説明というわけにもまいりませんので、そういった意味では一定の効率性をどうしても探らないといけないと考えております。そういった意味では、まずもって県が持っている独自の広報媒体、昨年度も使わせていただきましたけれども、全世帯広報誌ですとか県政番組、そういった媒体を使うというのは当然のことながら、あと市町が持っているあらゆる広報のツールな

り、もしくは住民が集まる何があるかの機会、そういったところで周知の上で連携できる部分がないかといったところは、一定、市町とも話をしたいというふうに考えております。

【浅田委員】 周知徹底の仕方というか、非常に難しいなというところですが、前にお伺いした時に、例えば自治会でということでお伺いすると、江戸町と築町には説明しましたというのがありました。だけど、もともと特別委員会とかいろんな懇話会の時には、浜町周辺地域、興善町周辺地域、ものすごく広いというか、取り組む地域の方にはかなりな形で、それをやっていたいただいていたんですね。それがいつの間にか、江戸町と築町だけでは本当にごく一部しか知らされてないんだというのが、すごく気にかかるところであります。

この15年間のうちに室長が何人も代わられているわけですね。その中でのそういうやり方、方法、引継ぎ等が大丈夫かなというのが今回ちょっと心配でもありましたし、メディアの方々、新聞とかを使ってどのようにもっていくかということをいま一度考えていただかないと、本当にこの形でいいですかと絵なり写真なりを示した時に、また問題になるのではないかなというのを非常に危惧してるんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

【松島県庁舎跡地活用室長】 委員が今ご指摘されましたように、知らなかったというところの方が出てくる可能性があるのではないかなといったようなお話だと思います。繰り返しになりますけど、ここについては粘り強く、機会を捉まえて周知していくといったことの繰り返しかなと考えております。一定説明なりをして、それが皆さんの意に沿った形になるかといったところもありますので、そこについては、そうは言

いっつも、皆さんに利用していただきたいというのがありますので、よりよい施設になるためにも、いろんな機会と媒体を通じて粘り強く周知していきたいと考えております。

【浅田委員】粘り強くというところが、手法が問題かなという気がするのと、一方でPFIとかになった時の経済合理性によって、これまで何度もうたわれてきたことが全然違った方向に行くのではないかな。そして、商業施設がこれだけ増えている中で、そこもやっぱり商業施設に頼るものなのかなとか。これはあくまで民間の方々のお考えだとは思いますが、例えば運営者に対して、実施事業による収益は、施設維持に使用するのではなく、運営者の利益や、より活性化する資金として運用すべきという提案があったり、そのあたりとか、こうやってあえて資料の中に出しているということは、そこに対して何らかの県の見解があるのかなと思ったんですが、そこはいかがですか。

【松島県庁舎跡地活用室長】その部分につきましては、特に今の段階で否定するものでも、肯定するものでもございませんので、あくまでこういった広いご意見を伺いましたといったところを広く皆様にお知らせしたかったといったところで書かせていただきました。

なお、経済合理性の話ですが、15年、今までいろんな議論をしてきて、一定、数年前になりますけれども、県庁舎跡地整備基本構想という形でやっと取りまとめが終わったものでございます。これについて私も実際に半年ぐらい、県庁舎跡地で仕事をして、いろんな方にお話を聞きました。そういった中で県庁舎跡地に対する思いというのは、本当いろんな思いがあるんだというのを身にしみてわかっております。

そういった中で、今の基本構想というところ

は、ある意味、皆さんから共通で合意をいただいた内容というふうに思っておりますので、ここを経済合理性で踏み外すといったようなことは考えられないのかなというふうに思っております。

【浅田委員】それだけは、今、室長がしっかりご答弁いただいたので、これは後でまた別途、部長にもお伺いしますが、これは部署の方だけではなくて、私たちも難しいなと思うところがあります。例えば、大学と連携したものをあそこにつくろうとか、いろんな話がずっと出ていた。けど新しくジャパネットシティができれば、そこにもそういうものができてきたとか、民間のスピードと行政のスピード感の違いによって、計画がどんどん変わっていつてしまっている中で、そのあたりをやっぱり見定めながらしていくこと。これはもう私自身も大変だなと思うんですが、そこをしっかりとやっていただきたいというふうに思っていますが、いかがでしょうか。

【小川地域振興部長】浅田委員の質問にお答えいたします。

今までの議論の中で要点として大きく3点あるのかなと思います。1点が、まず周知の方法。どういう形で皆さんにお知らせするかということでございます。先ほど室長も答弁させていただきましたが、私どもとして、まずは地元の方々に十分ご説明したいというのもございますし、その地元という部分についても一定の限度があるだろうと思う中で、いかに多くの人に届くような手法を取るかというものについて、県庁のいろんな部分を使いまして有効な、いわゆる使い方をしたいと。

それともう一つは、先ほどお話がありましたように、地元の市町、県内の市町と連携して、

例えば市の広報誌であったりとか、市のホームページであったりとか、そういうものも有効に活用できないかという手法も探りながら、できるだけ多くの方にそういう情報を届けたいということ考えております。

もう1点でございますが、PFI等を使った場合の経済合理性というお話がございましたが、私ども、PFIの今回の部分について、経済合理性だけでなく、いかに県庁舎跡地で多くの皆様が集って賑わいがつくれるかというのが大きな視点だと思っておりますので、運営していく観点、それと当然将来的な施設の維持を行う場合のランニングコスト的なものも十分勘案しながら判断していくものだと考えております。

それと、最後の時の流れに応じていろんな、今のジャパネットスタジアムだったり、先日から長崎大学等でも公表されたようないろんな資料がございますけれども、そういういろんな変化を捉えて、できるだけ施設とか機能に重複が、県庁舎跡地に造られるものについて重複がないように、そういうものについてもどこでやった方が一番効率的なのかという観点も入れながら整理をしていきたいと思っておりますので、その部分については、また整理をした上でご説明、ご報告をさせていただきたいと思っております。

【浅田委員】その点は切にしっかりとやっていただきたいというふうな要望にとどめます。

あと、旧第三別館も気になるところで、この取扱いについては、どうあるべきかという部分がまだ明確になっていないところでもあり、あの建物自体の古さと、あれを維持する大変さということ、だけれども、機能、平和的な部分でいうと大きな賞をいただいたような状況の流れの中で、あの場所も被爆遺構の一つでもあつ

たりするものですから、そういった時に、またいろんな声が出てくるのではないかという危惧とともに、だけれども、そこも一体となつてやっていかないと、時期を逃してしまって、そこだけを置いてけぼりにするのではなくて、あの地域一帯を考えていただきたいと思っておりますが、そのあたり、いかがでしょうか。

【松島県庁舎跡地活用室長】今、委員から質問がありました旧第三別館の取扱いですけれども、委員ご指摘のとおり、建築後100年で、原爆が落ちた時には既に存在していた建物といったようなことで、Dランクではありますけれども、被爆遺構に指定されているというのは事実でございます。その取扱いについては、一定そういった歴史も踏まえながら取扱いをしないといけないと思っております。

ただ一方で、見ていただければおわかりのとおり、やはり1階部分のフロアが入り口から10段程度、1メートル近く上がっておりまして、そういった中、水周りもトイレもないという状況の中で、あの建物を仮に残すとした時に、これから利用していただいた上での話だと思うんですね。残すためだけの押しというか、そういったものは正直なかなかうちの財政状況を見た時に難しい面もあろうかなというふうに考えております。

ただ一方で、そういう平和的な要素は当然、あと歴史の部分もありますので、そのバランスにつきましては、今後、県議会の皆様ともご相談をしながら慎重に進めていきたいと考えております。

【浅田委員】非常に難しいところでもあるというのは、私も何度も見に行きました。だけれども、もうどちらかというと入り口になっている場所が、やはりあの地域全体の顔にもなつて

いる部分でもあって、なかなかそれをなくすということとか、今後の歴史の中においてどうなのかなというふうに感じるところでもあり、今、まさに室長が言った、じゃ、県に財政はないけれども、何かほかにもしかすると考えられることが出てくるのかもしれない。じゃ、そこまで踏み込んで今まで議論して検討してきたかというと、まだまだじゃないのかなというような気もし、そのあたりを、さっきの話になりますけれども、地域や周りの人たち、今まであそこは充分、保存ということだけでは何年も何年も言われ続けているんですけども、そこにとめおいてしまっている状況で、保存だけではなくて活用してということももちろん理解しているんですけども、併せて様々な手法の在り方ということの声を広く周りにも聞きながらやっていただければなというふうに思っております。

以上です。

【石本委員長】 ほかにご質疑ございませんか。

【小林委員】 私からも県庁舎跡地の問題について若干お尋ねをしたいと思います。

今、浅田委員からいろいろご意見がありましたが、やっぱり過去の経緯をよくご存じだから、我々も浅田委員の発言に、そうだった、そうだったと、こうなずく場面がかなりあるわけでございます。

確かに、県庁舎跡地の問題については、これまでいろんな議論がたくさんあったことは、よく承知をいたしております。例えば、あそこに文化芸術ホールを造るとか、あるいはおもてなしの空間とか、いろんな構想、意見がたくさん出ましたが、なかなか率直に言って紆余曲折がありました。

しかしながら、その後においては、県庁舎跡地基本構想が出てきて、その方針に基づくこ

れからの在り方を模索していくと、こういうようなことで今日に至っているという状況でございます。

今、こういう状況の中で、はっきり我々が長崎の人みたいに詳しくはありませんが、あそこ跡地は、何といても長崎の発祥の地である、とにかく歴史と文化の最たるものであると、こういう方針は絶対揺るぎのない、この方向での考え方を絶対に曲げてはならないのではないかと、こういうふうに思っております。

それで、基本構想の3つの柱、一つは広場、一つは情報発信、あるいは交流支援、こういうものが掲げられているわけですが、どういうふうなイメージになるのかと。こういうイメージがいまひとつはっきりしないわけです。

したがって、県としては、皆さん方のいろんなご意見はこれまでも聞いてきたし、地域の声も聞いてきたし、また、マーケットサウンディングというような形の中で、それぞれの専門家というか、業者の方というよりは、そういう専門的な方の意見も結構努力して聞いてきていただいていると思うわけです。

そういう状況からして、県としてどういう方向でこれから県庁舎跡地をやっていくかと、どんな考え方を持っておられるのか、お尋ねしたいと思います。

【松島県庁舎跡地活用室長】 ただいま、小林委員から質問がありました、県として跡地が、恐らくどのような場であってほしいのか、そういったイメージを含めてのお尋ねだというふうに思っております。

まず、県といたしましては、基本構想の中で活用事例を含めてお示しをしております、たくさん利活用のイメージがございまして、逆にわかりづらい点もあろうかというところもあり

ます。それをぎゅっと縮めて簡単に言うと、先ほど委員から発言がありましたとおり、長崎発祥の地と言われるこの地の歴史、それと今まで担ってきた役割、こういったものを伝え、感じられるようなたたずまい、デザインというのは、もう外せない要素だというふうに考えております。

そこに留意した上でのお話ですけれども、県民とか海外からの来訪者、子どもから高齢者まで世代を超えて共に憩い、集って、学び、交流する場をしつらえたいと。そこに来られた方に対しては、当然ながら、跡地の重層的な歴史、1571年にポルトガル船に開かれてから、江戸時代には奉行所があり、県庁がありということ、それと岬の教会もあったと言われるぐらいの場所柄ですので、そういった歴史ですとか文化を確実に伝えて、なおかつ世界遺産ですとか、県内各地にあります観光、物産、情報など県内周遊といったことを促すような各地の魅力に触れるような場所、そういったものを造りたいと。

併せて、今の県庁舎跡地を見ていただければおわかりのとおり、まちの中心商店街と海辺の間の高台にございまして、逆にその高台がまちなかと大波止というか、海辺との行き来を阻害しているのではないかとといったような声もお聞きしているところでございます。

そういったことに対して、県庁舎跡地自体が実際高低さがかなりありまして、7メートルちょっとありますので、この高低差を少なくとも県庁舎跡地内でバリアフリーの動線をつくりたいと。そうすることでまちなかと海辺を積極的につないでいくことができないかと、そういったところで整備をやっていきたいというふうに考えております。

【小林委員】今の説明を聞きますと、県の方向

性というのか、県の考え方は定まっているのではないかと、こういうふうな受け止め方をいたします。

したがって、今回いろいろ出席をしていただいた方々、開発についていろんな専門的な意見を持っているグループ、県の意向を受け止めてくれるグループをしっかりと把握して、そういう方々と相談を深めながら、意見の交換をしながら、そして、この長崎県発祥の地、まさに長崎にとっては、歴史、文化の最たるところと。こういう意味で他のところと開発するのと全然訳が違うんだと。

こういうような重みの中において、今言ったように、県の思いをしっかりと受け止めてくれるグループに、いろいろとお力をお借りしなければいけないのではないかなと思うわけですね。

ですから、もうとにかく、いつ、どんな姿になるのかと。多くの方が期待されているし、先ほど浅田委員からも、まだ時間をかけているのかと、こういうような意見も出てきていることは事実でありますから、そういう点から考えると、早く選考委員会等をつくって方向づけをきちんとやっていかなければいけない。それから、青写真をきちんとつくって、先ほどからも説明不足にならんようにと、こういうことについてももう少し積極的に、もう自信を持って、いろんな意見があるけれども、動かしがたいものは、長崎のシンボルだと。こういう格好の中で自信を持って県の皆さん方にはやってもらいたいと、こう私は考えるわけでございます。

したがって、今回、PFIでいこうというような考えになっているようですが、確かにお話のとおり、経済面的なことだけでは事は解決できないと思うわけです。しかし、PFIの、民間の知恵を大事にしようとか、民間の知恵を借り

ていこうと、こういうことも含めて中身を、経済的な内容、こういうものをきちんと受け止めながらPFI方式でやったらどうかと。

こういうような形であるから、そういうPFIに対する考え方、こういうことを自信を持って、胸を張ってきちんと意見を出してもらいたいと思います。

【松島県庁舎跡地活用室長】委員の質問にお答えいたします。

県としましては、いつ、姿が見えるんだという施設整備というところは、確かに大きな節目ではあるかと思いますが、やはり施設が完成した後の運営が重要であるというふうに考えております。そのためには建物の設計ですとか運営計画を立てる段階から将来の運営者を交えた調整をしていきたいというふうに考えております。

また、民間の知恵を最大限に生かして、昨今の建設費高騰ですとか物価高騰への対応ですとか、基本構想に沿った形での民間収益については、あくまで商業施設ではございませんので、そこで収益を上げられるかといったら、そうではないと思いますけれども、そうは言いつつも、県の財政負担を軽減しつつ、利用者の利便性といったところも図っていききたいと考えております。

そういった思いの中で暫定活用の課題もありますけれども、運営を重視した手法といったところで検討を進めていききたいと。その中で事業手法としてはPFI事業等を念頭に今後進めていききたいと考えております。

【小林委員】だから、検討じゃなくて、もうそこまで固めていただいているということ。ありがたい姿とか、あるべき姿についても、今までたくさん意見を交換しながら、また、これまでの

経過を踏まえて、大体どのようなものということも定まっているようであるから、あとは今後のスケジュールがどういう形になっていくのか。発表できるようなところまでのスケジュールがどうなっていくのか、この辺のところについてお聞きしたいと思います。

【松島県庁舎跡地活用室長】先ほど、県庁舎跡地の施設につきましては、本館跡と旧第三別館の2か所に置く形で検討を進めたいという話を申し上げました。そういった土地の利活用計画ですとか一定の規模感、事業スキームの整理を今進めておりまして、今年度中を目途に一定の形でありますとか、整備、供用に向けたスケジュール感についてはお示ししたいと考えております。

次年度以降、そこでお示しいたしますスケジュール感に沿って、県議会の皆様をはじめ、地域の方々にも周知しながら着実に進めていきたいというふうに考えております。

【小林委員】今言うように、とにかくスケジュールをはっきり打ち出して、胸を張って、自信を持って、これからこうやっていきたいというようなことで周知徹底も大事。しかし、県の考え方を前面に打ち出すというようなことも大事。

そういうような形の中で、ぜひともこの問題に方向づけをして、いつまでも今のままで置いておくようなことがないようにひとつやっていただくことを強く要望しておきたいと思います。

それから、参考までだけど、浅田委員が目の前におられて恐縮だけど、私は、県庁舎移転の委員会の委員長を2回やったんだよ。県庁舎移転の、江戸町からこっちへ来る時、反対が尋常じゃなかったからね、この方は。だから、よう

く意見を交換して、いろいろと意見も聞きながら、おやりになった方が、お静かじゃないから、ちょっと念のためにアドバイスをしておきたいと、こういうことでございます。親切心です。

以上。

【石本委員長】 ほかにございませんか。

【まきやま委員】 私からは投票制度について幾つかお聞きしたいと思います。

午前中の宮本委員の質問にありました投票支援カードについて概要を教えてください。

【楠本市町村課長】 投票支援カードにつきましては、宮本委員からお話があったのと同じでございますが、本来、障害がある方、あるいは文字を書くことが困難な方など、投票において困難な状況にあられる方を支援するための制度でございます。

【まきやま委員】 今回、手をつなぐ育成会の会報誌の一つの事例を紹介したいと思います。

投票所の係の方に、「障害があるので支援をお願いします」と言って投票支援カードを渡しました。私は、息子の介助や支援ができないので少し離れた場所で見守っていました。係の方は、障害のある人の投票支援に慣れていないのか、少し戸惑われているようでした。息子に「自分で記入できますか」と聞かれました。知的障害、発達障害の特性上、言われたこと、聞かれたことをそのまま繰り返し言うてしまうことがあります。また、迎合性が高く、たとえできないことであっても、「できます」と答えてしまいがちです。案の定、息子は「できます」と答え、係の方は、まず、「長崎何区の選挙区の候補者の中から」とか、「比例区は政党名を」と説明されました。ここで本人は知的障害があるので、なかなか理解ができず、少しパニックに陥ったそうなんですけれども、こういった投票

所の係員の方の、このような事例の対応について、どのように事前に周知をされているか、教えてください。

【楠本市町村課長】 まきやま委員のご指摘の案件でございますが、本来、投票支援カードを持参いただいた時点で、その有権者の方は、支援や配慮が必要な方であるということは、間違いないわけでございます。したがって、今回、委員ご指摘のような事例があったということであれば、相応な対応ではなかったと考えております。

投票支援カードの周知あるいは導入についても進めておりますが、今回の案件につきましては、各市町の選挙管理委員会とも共有をした上、これだけではありませんので、いわゆる投票所の段差の解消であったり、スロープの設置であったり、投票環境の配慮という点についても、市町に適切に働きかけてまいりたいと考えております。

【まきやま委員】 加えて要望として、投票の手順がわかりやすくなるようにとか、投票箱の色分けや順番の数字の表示など、わかりやすい表示をしていただけると助かりますということでしたので、よろしくお願いいたします。

次の質問ですが、自力で投票所まで行けない方に対してどのような支援制度がありますか。

【楠本市町村課長】 自力で投票所まで行けないという方につきましては、いわゆる移動支援というのがございます。各市町において、タクシーや借上車あるいはバス等を準備しまして投票所までお連れするという制度等がございます。

【まきやま委員】 自宅から郵送で投票ということも可能でしょうか。

【楠本市町村課長】 委員のご指摘は、いわゆる郵便投票という制度がございます。実は要介

護状態が5以上にあられる方につきましては、こちらの方々についても、先ほどの宮本委員の話と少し重複するんですが、憲法でも参政権、つまりどのような方であっても、健常者であっても、あるいは障害のある方であっても、1票の重さは同じでありますし、漏れなくその貴重な1票を投票するように郵便投票といたしまして、事前に投票用紙を送っていただきまして、そこに記載をして送ることによって投票ができるという制度がございます。

【まきやま委員】 郵送のやり取りの中で、取り寄せる際に実費負担が生じると思うんですけれども、その点について民主主義の観点から何か支援ができないか、検討をお願いします。回答をお願いします。

【楠本市町村課長】 先般、10月27日執行の衆議院議員総選挙におきましては、234件の郵便投票がございました。委員ご指摘のとおり、この制度につきましては、実は、最初の投票用紙を取り寄せる際に、この郵送費が実費負担になっております。この実費負担の箇所を公費の負担とするか否かについては、市町の判断にもよるんですが、制度を所管します総務省等とも協議しながら、あともう一つ、他の制度との均衡もありますので、課題を一つ一つ整理しながら、市町の選挙管理委員会と研究、検討してまいりたいと考えております。

【まきやま委員】 ご検討のほど、よろしくお願いします。

続きまして、現行の投票ルールにおきまして、期日前投票でのなりすまし投票の可能性についてご説明をお願いします。

【楠本市町村課長】 いわゆる委員からご指摘がありましたなりすまし投票ですが、本人を詐称するといいますか、本人のふりをして実際に投

票行動に及ぶ方でございます。

こちらについては刑事罰といいますか、もしそのようなことになるのであれば、禁錮、罰金刑という刑事罰が処せられることになっております。

【まきやま委員】 今の期日前投票のルールでは、誰かを装って投票することが可能で、名前と住所と宣誓書をチェックするだけで投票できます。

本人が投票日にはがきを持って行って投票しようと思った時に、なりすまし投票されていると本人が投票できなくなると。最初に期日前投票をした方の票が有効になるということになりますと、ちょっと民主主義の観点から、今のルールが適正ではないのかなということがありまして、どういった対応策が考えられるか、お聞かせください。

【楠本市町村課長】 こちらにつきましては、そのようなことがないように市町に十分に周知はしておるところでございます。以前、委員からご指摘を受けております、例えば防犯カメラにおいて監視をしたらどうかというお話を伺ったところがございます。

ただ、これについては確かに抑止力という面では効果があると思うんですが、一方で、投票の秘密の保持ができるのか。投票の秘密の保持というのは、一般的に、どなたに投票したか、してないかということだと思われがちなんですが、そもそも投票に行ったか、行かないかというところも含めて投票の秘密保持ということになります。

もう一つが、いわゆる防犯カメラの設置ということが有権者への心理的圧迫につながりまして、投票行動の忌避、つまり投票しないという行動につながるおそれもあることから、課題を

一つ一つ整理しながら、どのような対策が最も適切なのか、研究してまいりたいと考えております。

【まきやま委員】 期日前投票につきましては、投票日に投票することができなくて自分の意思で投票したくて行くわけなので、そこまで大きな圧迫感を与えることはないと思うんですけども、それよりも実際に投票に行った人の票が無効になってしまうとか、そういった民主主義を根本から覆すような、抜け穴があるような今の制度を、いかに早めに対応するかということが大事で、実際に起きてからでは、起きているかもしれませんけれども、投票率が50%の現状であれば、見つかる可能性も50%になってしまいます。だから、こういった抜け穴を早めに適切に対応するという事で、しっかりと検討を要望します。

以上です。

【石本委員長】 ほかにございませんか。

【吉村委員】 何点か聞かせていただきます。

今の、人の質問ばかり取るので申し訳ないとは思っておるんですけど、今の話は、投票率を上げようという皆さんの思いかなと思って聞いておりました。この前の選挙も、私の知り合いの方、私じゃありませんよ、私の知り合いの方、100人ぐらいは投票に行きませんでした。なぜか、入れるような人がおらんからです。だから、そこを考えて投票率を上げようとか何とかかんとか小手先でやりよったっちゃ、私はいかんとやろうなと。例えば、国会議員の質を上げんと、県会議員の質を上げんと、みんな投票に行きませんよ、行く興味が湧かんようになってね。この間の自民党のいわゆる不記載問題でも、それでゆらゆら揺れて、最後は公認しなかった候補者にも2,000万円配ったと、つじつま

の合わん、全然。1,500万円ならまだどうにかね、公認料は出してないですよと言えるけど。そういうところ、同じ2,000万円を出してしまった。それに対して、こういう理由で出したんだという、なんか説明もないし、おかげで自民党は少数与党になりました、野党の意見も聞かんといかんようになりました。これで世の中がよくなるのかなと思うけど、ならんじやろうなと。20年ぐらい前の民主党政権の時を、まだ少し覚えておりますね、今頃はすぐ忘れますけど、昔のことはよう覚えております。全然駄目だったから、今があるんだろうと思います。

やっぱり根本的に投票率を上げるということについては、そこら辺、いうても行政としてやれることの限界があるので難しいんだろうと思いますけれども、やっぱり広報活動とか選挙制度の充実。私が最初に出る時に、出稼ぎに出ている人がおりました。その人もそっちから投票できるんですよね、制度上。ただ、申請をして、送り返して判子を打って、また送り返して、投票用紙を送って、それに記入して、また戻す。ぎりぎり間に合いましたけど、なかなか、この人に入れんばいかんと、その候補者は私だったんですけど。そういう強い思いがある方は、そうやって頑張るけど、普通に思わん方は、そういう作業はしない。

だから、そこら辺の事務の簡便化、これは法律ですから国がやらんといかんことだろうと思いますが、そういうことについて国に対しても地方自治体から働きかけをやって、特に地方自治体から出稼ぎとか、派遣とか、そういうのが多いわけですから、自衛隊の艦船に乗っている方々も大分改善されてきましたけど。そういうことを国に対して訴えていく必要があるんじゃないかなと思いますけど、いかがでしょうか。

【楠本市町村課長】 吉村委員のご指摘のとおり、不在者投票制度、あるいは昨今問題になりました在外投票制度、海外にいらっしゃる方、非常に選挙期日ぎりぎりだったという話も聞いております。

委員ご指摘のような件は、他県においても出ておりますので、引き続き、全国的な会議や、あるいは九州各県のブロックの会議等でも、こちらからも積極的に発信してまいりたいと思っております。

【吉村委員】 そこら辺、鋭意取り組んでいただきたいと思います。私たちの質を上げることが、まず真っ先だと思いながらの質問ですからね。

次に、資料を見ながら思いよったんですが、令和7年度の予算編成で、総合計画の最終年、総仕上げの年になるんだということが書いてあります。そして、「新しい長崎県づくりのビジョンが目指す「未来大国」の実現に向けて、令和7年度に重点的に取り組もうとする施策について、新規事業を中心にお示しした」とあります。

まずここから、その重点的に取り組む施策、新幹線、ノマドワーカー受入れ、しまや半島の活性化、生産加工品の販路拡大、生産拡大、県外への情報発信、地域公共交通の維持・確保、県庁舎跡地基本構想の具体化と地域の賑わい創出に取り組む、こういうことでただらと書いてありますが、さっきから話が出ておりますので、この中で幾つもあるんですが、県庁舎跡地、これが「基本構想の具体化と、地域の賑わい創出に取り組む」と、こう書いてあるわけですよ。地域の賑わいかと。さっき部長が答弁の中でちょっただけ入れてくれたから涙が出たね、地域も併せて県内全域ね、県民の財産だから。小林委員もちょっと言うてくれらした。浅田委員は全く考えてくれんとかもしれんけど、さっき

の話では。これは長崎市のみの話ではないわけですよ。県下全域の話として、ここをどういうふうに、開発という言葉は合はんかもしれんけど、利活用していくか。こういうことを考えればいかんとやけど、議会に対しては令和3年6月、骨子案を示しました。令和3年9月、基本構想の素案を示しました。令和4年7月、広場、情報発信、交流支援の3つの機能を柱とする基本構想の取りまとめをしました。そして、この情報発信、広場、交流支援、この3本柱を実現して、令和4年10月31日から正面玄関前をオープンスペースとして開放しました。令和5年9月末から敷地全体をオープンスペースとして開放しました。多くの方々に来場してもらった。それを検証して各機能の規模、配置等具体的な検討を進めとなっております。

ここら辺で、いわゆる県庁舎跡地の今の考え、先ほどから課長が答弁した考え方と、この各機能の規模・配置等具体的な検討を進める。そのベースには、このオープンスペースの実績が検証されているということに乗っかっているように見えるんですが、いかがですかね。私が見方が間違いか、合うとれば、ここが政策的に整合が取れておるのか、お答えいただきたいと思います。

【松島県庁舎跡地活用室長】 暫定活用で実際に使ってみて得られたノウハウというか、そういったところも踏まえて、規模感ですとか配置ですとか、そういったところを決めていきたいというふうなことで考えております。

【吉村委員】 答えたか、答えとらんか、全然わからんじゃないの。今のを聞いて納得する人はおらんじゃないの。もっと、県が主体を持ってやるわけやろう。そうすると、もうちょっと違う答えが返ってこんとさ、何をするかもわから

ん、どうなるかもわからん。そういう中で、何とかサウンディングをやりました、それは協力してくれた事業者、それはありがたいですよ。また、そこから案を拾って、結局、最後は県が決めるんですとあなたは言いましたよね、期待を持ってね、決めるんですよと。そして、2月に報告すると言ったけど、間に合うんですか。それと、そういう構築ができるんですか。いかがですか。

【松島県庁舎跡地活用室長】先ほど小林委員の質問に対してお答えいたしましたとおり、今年度を目途にスケジュール感も含めたところでお示ししたいというふうに考えております。

【吉村委員】自信を持って大きな声で発言しましょうよ。自信がないと声が小さくなる。私は、無理やり大きな声を出している。

なかなかまだ、結局は、これ、何年続いておるかということ、そして幾ら金を使うとるか。何日か前に自民党の会派内で、この委員会とは全く関係ないんですけど、百条委員会を設置するとなると、案として700万円予算を組まなければならないと書いてあったら、お金を使い過ぎじゃないか、700万円も使って猫の子一匹出てこんやったらどうなるんだと、それは誰が責任持ったとか、ばかみたいなことを言う人がおるけど、必要な費用というのは、それは必要な費用で幾らでも、それは積み上げをせんばいかんやろけど、必要なんです、ちゃんとそこに予定せんばいかん。しかし、必要でない金というのは、それは無駄遣いになる。今までどれぐらい無駄遣いしてきましたかとなるわけよ、旧庁舎跡地の活用については。最初どこやったかね、三菱総研、なんかえらいところがいっぱい出てきてさ、いろいろごちゃごちゃ言わすけど、結局まとまらんで、今よね。そして、この何とかサウ

ンディングよね。それをあくまでも参考で県が決めるんですと。この前まで長崎市から振り回されよったのがね、よかったね、外れて。これは県民の一人として言いよることよ。

例えば、県北とか離島とか、全然聞こえてきませんよ、旧県庁舎跡地の利活用なんて。まちなかの一角を利活用するとか、それは地元の商店街が大反対したなんてね、そういうことはね、関係ないのよ。もう枝葉末節の話ね。あなたたちが考えんばいかんとは大きな幹の話だから。それによって長崎県がどうなるかということをもまず念頭に置いて考えてもらわんと。ここで広場を開設して、それなりの効果がありましたと、こう報告に出とるわけよね。何万人も来りました。全部調査して資料が出来上がるとるから、わかるわけたい、私どももね。

そしたら、その効果というのは、例えば何か建物とか販売とか紹介とか、そういうのをあそこにつくって、その効果と、そのまま広場にして木でも植えて、岬の教会でもレプリカを造って、観光地に回ってくださいとか、それとどっちが費用対効果があるのかなとか、考えたことがありますか、いかがですか。

【松島県庁舎跡地活用室長】県庁舎跡地の活用を考える上で、ここをもって、ここに施設を造って皆さんが喜んでくれて経済波及効果が生まれるという観点を持っておりますけれども、今、委員がおっしゃられたような、そのままの状態を活用する場合、建物を造って活用した場合というところの効果については、すみません、まだ手持ちでそういった資料は持っておりません。

【吉村委員】報告をするんだと言いよるなら、そのくらいのことは検証作業の中でやっとしてほしかったね。頑張ってくださいよ。

それから、先ほどからもちょっと出よったけど、PFI事業ね、この頃、この頃って、もう20年ぐらい前からはやっとなるけど、PFIで1事業者が建設から運営までやるんでしょ。それが楽ですよ。それが採算が合わん場合はBTOでやるとか、建物だけ建てて、それを県が買って、維持管理・運営は別のところにやらせると、指定管理者のようなもの。いろいろ形態はあるんだろうと思いますけど、それを例えば経済性のみによって行うものか、やっぱり長崎の歴史とか、観光とか、そういうことを広める役割も持っているんだと、旧県庁舎跡地が。そうすると、一定、県の負担もそこにはあってしかるべきと考えるのか。例えば、それと比較してみるとすると、県内にある県有施設、その管理運営というのがどうなっておるのか。そこら辺も比較してみたことがありますか、いかがですか。

【松島県庁舎跡地活用室長】 今、委員からお尋ねのありました比較という部分については、してはおりませんけれども、長崎県が整備した施設、47施設が指定管理制度で運営をされているといったようなことは把握しております。

【吉村委員】 ここまで時間がかかっているから、私個人としてはね、あんまり慌てて形にする必要もないんじゃないかなと。やっぱりつくからには重々考えて後悔しないような施設なり……。そういうことを考えることも必要かなと思いますけどね。ここでは、もう来年、予算要求をして、来年、予算要求するけど、議会からの意見を十分踏まえ、予算編成の中で検討を加えると、こういう一文、二文が多かたいな。こがん書かれたら、あら、まだ固まっとらんとたい、まだ議会に話を聞いて、いかがでしょうかと聞いて、また予算編成する中で検討を加えますと。もう要求すると一番上に書いとるなら、

その1行でよかつちゃろけど、その下ば書いとるもんだから、あなたたちのその心づもりが、なんか薄っぺらかもんに感じてくるんじゃないかと、どうですか。

【松島県庁舎跡地活用室長】 予算要求の準備につきましては、してはおりますけれども、今ちょうど査定を受けている段階で調整している状況でございますので、通常のルールに沿って2月定例会でご報告させていただければと考えております。

【吉村委員】 答えになっとらんとやけど、そこら辺、部長でまとめられるところがあったらまとめて聞かせてもらえんですか、いかがですか。

【小川地域振興部長】 大きく2点についてお答えさせていただきたいと思います。

まず、1点目は今お話がありました予算の絡みでございますが、私どもとしては、必要最低限の、いわゆるパブリックスペース的なものについては、やはり県有施設として一定の今後の維持管理の負担も出てくると思っておりますので、そういう部分を含めたところのイメージをお出しをさせていただきたい、もしくはそれに沿ったスケジュールについてもお出しをさせていただきたいと思っております。

来年度の予算につきましては、今、そういうものも含めて、どういう段階で、どういう内容の経費を出していくのかというのを詰めている作業中でございますので、本日の委員皆様のご意見等々も踏まえて、そこの中で反映できるものについては反映していきたいということで説明の中では書かせていただいているということでございます。

もう1点、大きく県庁舎跡地というのは、多くの市民、県民の皆様が集って賑わう場所であったり、もしくは情報発信という意味では、県内

の観光もしくはこれまでの歴史的な情報を含めて、そこで発信することで、いわゆる県内の周遊につながるような拠点にしたいと思っておりますので、そういうものをベースに私どもとしては2月の段階で一定のイメージ的なものをお示しできればということで考えております。

【吉村委員】 今、部長からね、部長がよく整理してくれらしたたいな。既存の県有施設との比較とか、利用形態とか、それは観光長崎だから、そういう効果とか、いろいろたくさんあります。それからやっぱり県民の財産ですから、県下全域に行き渡ると。それはどういうことかと言うたら、今、部長がおっしゃったように、ここを核として県内全域のそのような施設と結節していくと。そういうことで県内の観光を周遊させるとか、そういうところまで構築して披瀝してもらうとありがたいなと思うところですので、よろしくお願いします。

【石本委員長】 ほかにございませんか。

【小林委員】 座ったままお尋ねしますけれども、新幹線についてお尋ねをしたいと思います。

先般の一般質問でお尋ねをいたしましたことと基本的には変わりませんが、いまいち知事の答弁がわかりづらいというか、新幹線がこれだけ大きな問題であるにもかかわらず、あんまり答弁がね、いまいちのような感じがするけでありますので、改めてこの場所で確認をしておきたいと思います。

我々は、全線フル規格を求めているということは、もうご案内のとおりです。そのためには佐賀県民の皆様方のご理解とご協力は、これはもう不可欠であると、これはもう避けて通ることはできないと。こういう状態にもかかわらず、なかなか佐賀県が今のような状況の中で非常に歯がゆい思いをしておるというのが現状であり

ます。

ところが、サガテレビがアンケートを取っていただいていると。このアンケートを見れば、佐賀県民の皆様方も大分、失礼であります、意識が高まってきて、現実には西九州ルートがオープンして、それだけ嬉野とかそういう温泉街が非常に賑わっているというようなこともあって、かなり関心が高まってきていると、こう思うわけです。

それで、サガテレビが今回、今回というか、以前からアンケートを取っていただいているということを初めて確認ができましたけれども、やっぱりフル規格については、佐賀県の方々に賛成であるか、あるいは反対であるかと、はっきりイエスかノーかと。こういうことをきちんと命題をわかりやすいようにしながら、直接電話でアンケートを取っていただいていると。こういうことが明らかになり、令和6年10月、このデータでいきますと、アンケートで賛成が48.8%、約50%、反対が35.2%と、こういうデータが出てきているわけですね。

こういうアンケートは、私は非常に大事なものだ。もっとももっとこういうデータを佐賀県の説得をするための一つの大きな確実な情報として、もっとやっぱり生かしていかなければいかんと、こう思うわけです。

そういう点を考えた時に、今回のこのアンケートを長崎県としてどのように受け止め活用していくのかと、こういうことについてお尋ねしたいと思います。

【川口新幹線対策課長】 サガテレビが実施されましたアンケートに対する受け止めと、県としてどう活用していくかというご質問でございます。

まず、受け止めでございますが、一般質問で

もご答弁させていただきましたように、やはり長崎県だけではなくて、佐賀県の武雄市でありますとか嬉野市におきましても、西九州新幹線の開業効果、まちづくりもそうでしょうし、交流人口の拡大、こうした新幹線の効果が現れた結果、先ほどのような賛成が反対を上回る結果になったものと認識をいたしております。

加えてご説明させていただきますと、このアンケートの中では、ルートについてもご質問をなされています。どのルートが望ましいかということに対して、賛成をされた方のうち、約64.5%が「佐賀駅を通るルートがよい」というようなご回答をなされているということで、ルートについても関心が広がっているものと認識をいたしております。

そして、この調査、委員からのご指摘もありましたように、令和4年から3年間続けられているんですけれども、分析してまいりますと、賛成あるいは反対、いずれかご回答されている方が増えていると。アンケートに無回答の方もいらっしゃるかと思うんですけれども、3年間の推移を見ますと、賛成あるいは反対を答えられた方の合計が、令和4年は72%、令和5年は76%、そして今年令和6年は84%まで増えているということで、こうしたことを踏まえましても、佐賀県内において西九州ルートに関する関心というのは高まっているものだと考えております。

そして、こうした結果をどう活用していくかということでございますが、数字そのものは、恐らくサガテレビの方で報道なさっていることから、佐賀県民の方にも一定伝わっていると思っております。ただ、これを生かすに当たって、反対の方とかいろんな方々、関心を持たれている方が増えている。この方々に対して、私どもとしても西九州新幹線の効果や、長崎県内でこ

ういったまちの変化が起きているといったことが何らかの形で伝えられないかということで、次年度以降、情報発信に力を入れてまいりたいと考えております。

【小林委員】確かに、課長がおっしゃるように、令和4年6月のアンケート、令和5年12月のアンケート、そして今年の10月、この3回に分けて世論調査が行われていると。回答される方が、確かにおっしゃるように、令和4年6月が72%、令和5年12月が76%、そして今年の10月が84%と。こういうように明確に意思表示をしていただく方々が増えていると。これは非常にありがたいと思うし、動向をよくつかむことができるんじゃないかと、こう考えるわけです。

ただ一つ、令和4年6月で反対は29.3%だった。それが令和5年12月になると、去年は反対が26.5%で若干下がったけれども、今年10月においては、反対がまた増えて35.2%と、こういうふうに反対がそれなりに増えていると。こういうことは何かやっぱり働きかけがちょっと少ないのか、どうやってこういうように反対がですね。もちろん、賛成についても、1年前の令和5年12月は、賛成が49.5%、今年10月は賛成が48.8%、微少、そういうような形になっている。反対は35.2%ということで、10%近く増えておるわけです。

こういう状況から見てみた時に、佐賀県の関心が高まっていることと同時に、我々の方からもっと働きかけなければいけないと、こう思うわけです。

その点について、このアンケートの賛成、反対の動きについては、どのように受け止めておられるか、お尋ねをしたいと思います。

【川口新幹線対策課長】アンケートの結果、令和5年と令和6年を比較して反対する方が増え

ているということに対する受け止めだと理解しております。

まず、先ほど委員がおっしゃられましたように、令和4年と比較すると、令和5年は、一旦反対の方が減っているということについて、これは明らかな証拠というか、はっきりとした因果関係があるかどうかはわかりかねますけれども、開業したのが令和4年9月です。そこから令和5年が1周年を迎えるに当たって、マスコミの報道も盛んでありましたし、様々なイベントや、JR九州様が整備される施設も順次開業していったような時期でございますので、令和5年12月の調査というのは、開業効果、盛り上がりというのが大きかったのではないかとというのが一つの要因だと思っております。

ただ、それ以降も当然新幹線効果が続いている中で、反対の数字が増えているということに関しましては、まだまだ私も、新幹線の効果をお伝えするが十分ではないということと、新幹線の効果が九州、西九州地域全域に広がるのには、まだ不十分ではないかと思っております。西九州新幹線の効果を広げる取組にも今後しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

【小林委員】 なかなか答弁しにくいところを、うまくまとめて答弁してくれて、大体わかりますよ。ただ、今、佐賀県の一番の総責任者である知事が、今のような頑なな態度をずっとキープしていると。こういう状況の中から、佐賀県民に対する情報が、やっぱりどこまで届いているのかと、偏ってしまっているんじゃないかと、こんなことをちょっと感じるわけです。例えば、あなた方のデータでもわかるように、新幹線のお客さんがもたらす1年間の経済波及効果が193億円、これだけのものが出ていると。それと

同時に新大阪まで直通運行ができるようになれば、そこに3,200万人のインバウンドがいращやるわけだと。長崎と佐賀と一緒にあって、共に取り込む対策をやるのではないかと。こんなような形で、共に頑張る、肩を寄せ合うということが、一緒に取り組むということで、必要なんだというような働きかけは、結構できるのではないかと、こういうような感じ方をするわけだよね。

そういうようなことで、経済効果とか、新大阪、関西圏まで直通運行できると、こうなると、こういうありがたいデータが、もうこんなに回っているわけだから、もっともっとやっぱり県民の方々に正しく伝わるようにしていかなければ、193億円にしても、3,200万人のインバウンドにしても、佐賀県民の方々がどれくらいご存じいただいているかと、ご承知おきいただいているだろうかと。こんなようなことを考えれば考えるほど、やっぱりもっとアピールを何らかの形で考えていなくちゃいかんと、こう思いますけれども、今後のこのデータの活用の仕方をどういうふうに考えているか、もう一度重ねてお願いをします。

【川口新幹線対策課長】 こうした経済効果でありますとか、インバウンドの関西直通運行による可能性、そうした数字をもっと活用してアピールしていくためにはどうすればいいかというご質問でございます。

まず、私どもとして、この効果をアピールすると同時に、その効果をもっと高める余地があるのではないかと、先ほどもちょっと触れさせていただきましたが、西九州新幹線の効果は、まだ高められる余地があると思っております。今検討しておりますのが、JR九州と連携した新たな旅行商品ができないかということで、

大村の車両基地がございます。大村の車両基地というのは、今、予約制で見学ができ、無料で実施されているんですけれども、予約も満杯だというふうに伺っております。この大村車両基地を活用した新たな旅行商品ができないかということをJR九州等と検討を進めているところでございます。

そうしたことも踏まえて、様々な旅行商品を旅行会社に造成を働きかけて、さらに新幹線の効果を広げていくことをまず第一に考えております。

そして、そこを踏まえた上での西九州新幹線の効果を発信するに当たって、今は私どもが持っている公式のSNSでありますとか、県が持っている広報媒体を中心とした情報発信が今の主な取組でございますが、それをさらに広げるような取組ができないか。一般の方、発信力のある方々を活用したSNSでの情報発信でありますとか、あるいは新聞を活用した情報発信、こうしたことが新年度以降できないかということを検討しております。

さらに、今後どういう将来が描けるかということに関して、関西直通運行によって今後もたらされるであろう効果、先ほど申し上げた193億円というのは、あくまでも今の西九州ルートの部分開業での効果ではありますけれども、関西直通運行した際には、どういう将来像が描けるかということについても、しっかり発信してまいりたいと思っております。これらにつきまして、経済団体でありますとか市町とも連携して、研究、検討を重ねて広報啓発活動に今後取り組んでまいりたいと考えております。

【小林委員】 今、答弁を聞いておまして、やっぱり佐賀県のことについて長崎県がどこまで踏み込んでいいものかと、こういう微妙な点が

あることも事実です。しかし、現実にはこれだけアンケートがあつて、これだけのいい材料がいっぱいあるわけだよ。車両基地の商品開発等を業界に頼んでやってもらうとか、いろんなアイデアを出しながら、佐賀県民の方々に、この新幹線の醍醐味をもっともっと味わっていただけるような、そういう働きかけをJR九州と一緒にやってやる、また、市町と一緒にやってやる。こういう盛り上がりがこれからとっても大事だということを改めて認識しましたので、難しい問題もたくさんありますけれども、何といたっても佐賀県にどこまで踏み入れることができるかというところも微妙な問題としてあるということをも十分受け止めながら、これから、今考えておられる佐賀県対策をしっかりとお願いをしたいと、こういうように思います。

そこで、長崎県として佐賀県のためになることは何かと言えば、この間も一般質問で取り上げさせてもらったけれども、今、佐賀県の問題は3点に集約されるんじゃないかと。一つは地方負担の財源の問題、2番目は並行在来線の問題、3番目はルートの問題と。大体この3点に絞られているのではないかと。こういうことで、特に予算措置とか財源が少ないと、こう言われているところの佐賀県知事の発言から考えていくと、この点については長崎県も大いに協力していくことができるというようなことで、この点をこの間からも一般質問で論議をしたところでありました。

例えば、今、6,200億円と。これからどのくらい値上がりするかということについては、これからの試算もまだ考えなければならんことであるけれども、大体6,200億円としたら、30年間償還ということで考えれば、660億円というようなことを言われています。この660億円という

のは、あくまでも30年間の起債の償還期間というようなことになっていると。これをもう少し負担の軽減を考えていけば、30年を50年の償還スパンにすればどうなのかと。このことについては与党PTの森山委員長が自民党の幹事長でもいらっしゃるわけで、この方がキーマンであることは誰しもが認めると。

そうなってくると、森山委員長が50年の話されるわけであるから、長崎県としても、このことをありがたいと、もっともだという式のことで、長崎県もこのことを佐賀県に訴え、それと国に対して一緒に頑張って働かせるというようなことをやっていかなければいかんじゃないのかと。

そういうことで、660億円ということは、年間で22億円になると、これを50年にすれば、これが大体13億円で済むと、こういうように相当な負担軽減につながっていくと。こんな話を、やっぱり後ろ楯もおることだし、もっとアピールしていかなくちやいかんじゃないかと。こういうようなことを考えておりますけれども、こういう点においての働きかけは、部長、どうなんでしょうか。

【小川地域振興部長】新幹線の佐賀県との向き合い方、また、国に対する地方負担の軽減策についての意見というものでございます。

私ども、地元負担の軽減策というものについては、フリーゲージトレインの断念の経緯というのがありましたので、国に対しては、やはり地方負担の軽減を図ってくださいというような要望を政府施策要望等でこれまで続けてきております。

また、7月に行われました与党PTのヒアリングの際においても、政府施策要望以上に知事の方から少し踏み込んでいただきまして、このま

ま状態が続くことというのは、よろしくないもので、ぜひ国の方から解決につながるような具体策を出していただけないかというようなお願いもさせていただいたところでございます。

この経緯というのが、先ほど委員からご説明がありましたように、起債の償還期限を延ばすという分につきましては、単年度の実質負担が軽くなるという部分はございますが、例えば起債の交付税率のかさ上げだったりとか、もしくは貸付料とか国費の増額によって地方負担の軽減というのは図れると思っておりますので、そういう部分について、やはりまず国の方でそういう整理をしていただく必要があります。また、先ほど申し上げましたように、フリーゲージトレインの断念の経過または制度的なものを含めれば、やはり私どもの方から、そういう思いはあったにしても、国の方からぜひお出しいただきたいという思いでおるところでございます。

佐賀県とは、いろんな機会を通じて意見交換はやっていきたいと思いますが、具体的な要望活動になると、一定の整理が進まないと、なかなか佐賀県と一緒になった国への要望活動というのは厳しいのかなというのが、正直、私もいろんな議論をする中で感じているところでございますので、今後もJR九州、佐賀県、長崎県におけるトップ同士の3者意見交換、また、その下の部長レベルでの協議というのも続けていきながら、そういう取組を数多く持てるようにやっていきたいと考えております。

【小林委員】よくわかりました。佐賀県民は、やっぱり県民の方々のご理解ということから始まっているわけですが、フル規格は、要するに長崎県のためにフル規格が必要なんだと、こんなようなレベルで話があることが一番困るわけで、さっきも言ったように、共に、一緒にとい

うような形の共同戦線を張っていかなくばいかんと、こういうことをつくづく考えておるわけです。

ですから、やっぱり佐賀県のために長崎県は何かできるかと、できる範囲は限られておったとしても、やっぱり一番地方負担の問題について一番頭を悩ましているところだから、これを50年間の償還期間を延長するとか、簡単にできないかもしれないが、そういうことを働きかけていくことによって長崎県の誠意を佐賀県民の皆さん方にわかっていただいて、やっぱりフル規格は必要なんだというような方向に、新幹線の開業効果は、こんなにもすごいのかと、こういうふうにもっていかなくちゃいかんと、こう思います。

そこで、最後に質問したいのは、新幹線のフル規格、フル規格と言っているけれども、要は、財源の確保が最も大事であって、こういう財源の確保について、長崎県が今置かれている立場と西九州についてはどのような扱いになっているのかということなんです。

今まで我々が新幹線の財源確保の論議をやる時の一番の基本的な方針は、北陸新幹線の敦賀から新大阪まで、これが間もなくいろいろと具体的に予算の問題が出てくると。だから、その際に肩を並べて西九州ルートも財源を確保してもらおうと。こういうような方針の中で大体今考えていると思うわけです。

ところが、敦賀から新大阪までは、もうアセスも行い、实际的に工事に着工しているわけだから、それに比べて我が西九州ルートはどうかと、整備方式も決まってない、アセスもやってない、ルートも決まってない。こういうないない尽くしで、北陸側の方に長崎の西九州ルートのために待っててくださいと、こんなこと

が言える限界に来ているんじゃないか、もうこれ以上待ってってくださいと、肩を並べてというような状況ではないのではないかと。こう考えていけば、もうやっぱり限界が来ていると。それももしこれで財源がつかなかったら、また10年以降はやっぱり遅れてしまうと。こういう時代が変わるような状況になって、暫定の今のままで、まだ10年、20年、やらざるを得ないというようなことについては、こんな不利益なことは絶対あり得ないと、こう思うわけですね。

ですから、財源確保については、やっぱり今度、少数与党になった自民党、そういう点からいけば、国民民主党とか、そういうところも含めて財源確保を、やっぱり乗り遅れないように働きかける、こういうことが若干足りないんじゃないか、不足しているんじゃないかと、こんなふうにも私は思うんだけど、そういう財源確保に対する見解を求めたいと思います。

【小川地域振興部長】 お答えいたします。

新幹線の財源スキームの部分でございますが、私ども、今の北陸新幹線のスキームに合わせて西九州ルートのスキームについても確保していただかないと、なかなか財源の確保はできないということで、これまでもご説明しておりますし、私どもとしては、その思いは今でも変わっておりません。

先日から、私どもも鉄道局に参りまして、今の北陸新幹線の状況だったり、また、今後の見通しを含めて、そこに西九州ルートが乗り遅れてはいけないので、どういう手法があるのか、どういうスケジュールで進めていくのかということについて、いろんな意見交換をさせていただいているところでございます。

委員ご指摘のように、やはり私どもとしては、今後も引き続き自民党を含め与党、また、与党

PTのメンバーの皆様、それは森山委員長を含めてのことですが、委員の皆様もしくは鉄道局、先ほど出ました地方負担については、総務省とか財務省も関連してまいりますので、そういうところに私どもとしても思いをお伝えする場を今後もつくっていきたいと思っております。

【吉村委員】引き続き、新幹線について質問させていただきます。

私も常々考えるんだけど、やっぱり佐賀県と長崎県の問題もあるけど、もともとは国が整備すると言う話よね。そして、その時に地方整備5路線、これがある。今、敦賀に遅れないように西九州ルートもやるんだという声だけはあるけど、佐賀からなかなか返事が返ってこんで遅れておるという状況ね。

それと、森山PT委員長、これもあんまり前向きな発言はしてくれんけど、30年を50年にするのはどうじゃろかと。あくまでも新幹線スキーム自体は変えないんだと、それを変えてまで国はやらないと、変なことを言う。でも、それはスキームを変えただけで、例えばJRの30年を50年にやるとか、それはスキーム自体を変えるじゃなくて、その中を変えるだけだから、やっぱりそういう意味で働きかけをやらんばいかん。それを長崎だけでやっていてもいかなので、いわゆる地方整備5路線、この促進協議会というのがあるんじゃないかなと思うんですけど、いかがですか。

【川口新幹線対策課長】5路線の協議会ということで、今も組織としては存続しているものと承知しておりますが、活動に関しまして、ここ数年は全体で動いているというような動きは見られず、それぞれの路線で、私どももそうですが、西九州ルートとしての要望、北陸新幹線と

しての要望、北海道としての要望というのがなされております。

私どもとしても、当然、地方負担の軽減を求めていますので、その点については西九州ルートの整備促進のためにということで、それはひいては全国の路線にもつながるものと思っておりますので、地方負担の軽減というのは、継続して求めてまいりたいと考えております。

【吉村委員】 そうなのよ。結局、この5路線協議会、やっぱり予算の分捕り合戦よ、その地方、地方でね、予算がつかんと工事が進まんとやから。でも、表ではやっぱり連携して5路線協議会がまとまって国に要望するというのが、長崎県一つで要望するよりは、うんと力が強くなると思うんです。だから、やっぱりそこに今、休止状態みたいなことを言うけど、そこを掘り起こしてやりましょうやという音頭取りをやっぱりやらんばじゃなかならうかなと、西の端からとか、北海道がやってもいいんだらうけど。やっぱりその協力体制を取ることが大事だと思うんだけど、いわゆる新幹線スキーム、財源の問題が一番だから、やっぱりそこを扱うためには長崎県のみではなかなか難しい。5路線協議会を使って国に強く要望をやっていくということを考えてもらいたいと思うんだけど、そういう働きかけをやろうというふうには考えられませんか。

【川口新幹線対策課長】やはり新幹線というのは全国ネットワーク、全国につながって初めてその効果を発揮するものでございますので、そういった意味においては、各都道府県と連携して働きかけないといけないと考えております。

実情で申し上げますと、まさに動いているところが北陸であったり北海道であったりしますので、私ども、担当レベルではございますが、福井県などに行って情報交換もやらせていただ

いております。まずはそうしたところから始めて、そして、来週でございますが、経済団体の方でもシンポジウムを開かれると伺っております。そうした経済界の方々ともいろんな場面で働きかけを一緒にやっていくことで全国的な盛り上がりになるよう、今後も取り組んでまいりたいと考えております。

【吉村委員】 今度シンポジウムもあるけど、長崎県ばかり寄って頑張ろうと言うたってさ、全然響かんやろう、佐賀県も来ないんだから、何人かは来るけど。やっぱりそこら辺の働きかけの在り方については、もっと積極性を持って実現するためには、どういうやり方があるか、さっきからずっと言うけど、いつも頭に置いて、やっぱりこの5路線協議会というのをもっと活性化させるということが一つの道と私は思うので、1県だけで行くのと5県が行くのでは、やっぱりそれは国に対する圧力が変わる。そこだけは表は協力し合って、あとは予算の取りようだから、それとか話の進みようだから。国の3分の1、3分の1、3分の1のスキームは変えないという意味をどういうふうに解釈していくのか。そして、負担分の後での交付税措置とか、そういうところの交付率の見直しとか、そういうところも触りながらずっと続けていくことが大事だろうと思う。それは無理と諦めた時点でできなくなるわけですから、よろしく願いいたします。

それと、1,000人の長崎県の子ども・親子を招待しました。恐らく長崎―武雄温泉間を往復させたのかなと思います。それは喜ぶやろうけど、佐賀県に対するアピールは何かあつとかなと。まとめて言うけど、佐賀県の子ども・親子を、それと、この費用はどこが出したのかということが一つ。この費用によっては、例えば佐賀県

の子ども・親子を佐賀駅から長崎駅までを招待して1,000人乗せる。そうすると、ようわかるわけたい、武雄までのガタガタが、遅いし、ガタガタするし、揺れるし。その経験が全然ない、新幹線だけ乗せてさ。ああ、すばらしか、速か、それだけたい。早くて揺れんねというところから、乗り換えたらガタガタ、ガタガタとなるところを経験させると、もっと効果が上がるんじゃないかと思うけど、まとめて答弁してくれんですか。

【川口新幹線対策課長】 無料乗車会についてのお尋ねでございます。まず、予算としては、長崎県だけの予算で実施しております。当初は開業時に合わせてつくり上げた事業ですので、今もそうですが、長崎県の全てのお子様が新幹線に乗っているわけではないので、まずは県民のお子様が乗る機会を設けたいということで、この事業は昨年度から実施しているところでございます。

今の状況でいきますと、今年度も約1,020人の方に乗っていただいております、離島以外の全ての市町の方から参加をいただいているということで、一定、県民向けの機運の醸成を図る上では効果があったのではないかと考えております。

あと、県外については、これはまた別途、旅行商品の造成とか、そうした形で県外から来ていただこうと思っております、これは引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

【吉村委員】 旅行商品じゃなくてさ、招待するんじゃないが、子どもたちを。そして、ああ、新幹線って、こんなにすばらしいんだということを経験させるんじゃないが。長崎県の子どもにさ、それは長崎県の予算を使うから、佐賀県の子どもに使えるのかという議論が出てくるかも

しれんけど、やっぱりそこで効果を出すために、最終的には目的は何ですかとなる。鳥栖までつなぐわけやろう、そして新幹線で新大阪まで行かんばいかんわけよ。敦賀が開通すれば京都までも、どこまでも行けるわけよ、新幹線に乗って北陸・・・

そこが最終目的と考えれば、長崎県民の子どもだけ呼んで喜ばせよったっちゃ、どうかなと思うんだけど、私の考えは間違うとるかな、ちょっとそこら辺の判断をしてもらえんかな。

【小川地域振興部長】この無料乗車会については、先ほど課長からお答えいただいたところでございますが、委員がご提案される、いわゆる佐賀の県民、市民の皆様をご招待してというのも、それも一つの案だとは思いますが、やはり皆様にそのよさ、もしくは逆に不便な部分を含めてご実感いただくというのも一つの案だと思います。ただし、そうした場合に、今後、佐賀県の方と色々な形で意見交換等をさせていただいている部分について、それがまたできなくなるというのも、それもそれで私どもとしては非常に困る話になるのかなというのもございまして、先ほど課長からお話したように、長崎県民の子どもさんにできるだけ利用させていただいて快適性とか高速性を感じていただく。他県の皆様には、旅行商品等々通じてできるだけそういう機会をつくれるようにという形で、あえて臨ませていただいているところでございます。

【吉村委員】意見が分かれるところかもしれませんが、効果を狙うなら、やっぱり一日も早い全線開通を願うわけです。佐賀県と調子が悪くなるかもしれない、そういうのはやってみるとわからんと。佐賀と長崎の子どもを相互に交流させましようとか、いろいろその理由はつけ

られると思う。それに対して佐賀県が、いや、新幹線は、長崎の言うことは全く聞かないではないんじゃないだろうと、子どもの交流と言えいろいろできるんじゃないだろうけんが、そういうところに大村の車両基地を使うとか、いきなり旅行商品と言わんでも、あなたたちでできる精いっぱいのところはどこなのかというのを考えていただきたいということを言っておきます。

続いて、陳情・要望あたりを見ると、離島関係の要望がいっぱい上がっておる。その中でいろいろありますね、運賃の問題、国境離島新法のおかげで、そこに住む人たちの運賃は安い。ただ、それ以外の離島の人たちは、そこよりは高いという不満が出てくるわけです。国境離島新法ができる前には、離島振興法というのが、もっと大きな感じのがあるんだけど、そこら辺の括り方がいろいろあるんだろうと思うけど、やはりこれは同じ離島に住んで条件は変わらないわけよね。国境に接する離島なのか、そうでない離島なのかというだけで。

だから、ここはやっぱりそろえていく努力というのは、あらゆる面で考えんばいかんじやろうと思いますけど、いかがですか。

【鳥居次長兼交通政策課長】国境離島における運賃の低廉化を国境以外にも拡大できないのかという趣旨のご質問かと認識しております。

まず、国境離島の運賃低廉化事業については、国境離島の生活、今住んでいる方の人口を維持していこうということで、安全保障上の観点も含めて国境離島を無人化させないようにというところで、生活を維持するための運賃低廉化という位置づけの政策であり、それ以外の離島と同一に扱うというのは、なかなか立法の趣旨上難しい部分があるかと考えております。

国境離島以外の離島に関しては、離島振興交

付金、離島航路の欠損補助と併せて離島住民運賃の低廉化の補助制度もありますので、その割引の上限額を上げていただきたいという主旨で国には要望を行っている状況であります。

【吉村委員】 あなた、答弁が上手かけんね、私もころっとだまさるっこたっとやけど。そういう意味じゃなくて、やっぱり同じ離島に住む人たちということで考えると、そこは考えていくべき問題だろうと思います。そういうことで国境離島新法ができたばかりに、その恩恵にあずからない人が出てきたというところで、昔はもともと差がなかったのに、差ができてしまったという事実があるわけよね。だから、そこはなるべく平準化してやれるようなことを県としても頭に入れて今後取組を進めてもらいたいと思います。同じことを言うても、あなたも立て板に水でどんどん返してくっけんね。

その次、この前からジェットフォイルの造り替え、国の予算がついてよかったねといった話がありました。これが国の予算は観光補助かなんかというところから引っ張ってきた予算で、ジェットフォイルは70億円ぐらいかかるんでしたか、それが引っ張ってこれたけんよかったねと。

ただ、これを見ると、そしたら県内にフェリーとか高速船とかジェットフォイルとか何隻ぐらい離島に走っているんだろうかと思って尋ねたら、立派な資料を作ってくれました。船齢が今度造り替える「ヴィーナス2」の船齢は39年。長崎―五島の「ペがさす2」「ペがさす」が33年と34年。佐世保―上五島の「フェリーなみじ」、波がちょっと来たら、もう沈むごたる船だけど、36年。それから、30年以上というのがまだ何隻かあって、20年以上というのもそろそろあるわけね。だんだん、だんだん、そういう

ものの造り替え需要が来るわけです。

そういう中で、この前から私はずっと見てるんだけど、五島産業汽船、これが平成22年からエンジンを換装しますと何回もやってきて、これが全部リフレッシュ、リプレイス補助金を使ってやっていた、窓口は九州運輸局。そこで全部で二十何億ね、国の補助金を使って造り替えた。新上五島町自体にも補助金があった。それから、令和6年6月の新聞にも、「五島産業汽船に1,000万円の融資 上五島町 資金繰逼迫で」と。その前、点検をする時に金がないのでということで1億7,000万円でしたか、1億5,000万円でしたか、町が補助している。

それで、いろいろ裏側の話は、ここで今さらしませんが、こういうことをやりよったものだから、これは国交省の予算でしたか、それで最後にエンジンを換装したのが平成27年、これをもってこの制度は役割を果たしたので制度を廃止しますと言って国は慌てて廃止した。その1週間前に、私は、九州運輸局の課長と電話で話した。そしたら1週間後にその人はおらんごとならした。何かなと思うわけよ。

だから、何を言いたいかというのは、県内にもこれだけ、造り替え需要が今からどんどん出てくるという状況を見ると、今回、ジェットフォイルは高いので、制度もないので、観光補助を引っ張ってきて、よかったね、ようあなたたち頑張ってくれて助かったねとなるんだけど、やっぱり安定してそこに国の補助が入れるような制度をきちっともう一回つくってもらいというのが大事なんじゃないかなと思うんだけど、そこら辺についての考え方をお知らせください。

【鳥居次長兼交通課長】 県内離島航路を運航している船舶が古くなっている中、安定して更新

ができるような補助を設けるべきではないかというご指摘だと受け止めております。

今回のジェットフォイルに関しては、今、委員からご指摘がありましたとおり、補助をするスキームがなく、前回の議会に提出させていただいた補正予算で対応する形にさせていただきました。

欠損補助を受けている航路の船に関しましては、現状で制度があり、先ほどご紹介のあった「なみじ」あたりも36年と古くなっていますが、欠損補助航路の対象になっていますので、そこは更新船舶の減価償却費を費用に計上することによって欠損補助の中で埋めていくことができるということで、一定、補助制度というのが確立しているものと認識しております。

一方で、離島補助航路になっていない航路の船については、先ほど委員からもお話がありましたように幾つか航路がありまして、その中で古くなっている船があり、これに関しては、現状、補助するような制度がないというところがあります。ここに関しては欠損補助航路以外の航路についても、県だけでは財政支援が難しい部分がありますので、国にも何かしらの支援をしていただくような形で、長年、政府施策要望を通じて要望させていただいております。なかなか、現状、黒字のところに安定的にリプレイス、更新の費用を補助することは、すぐにはできないと思っておりますが、引き続き、実情を訴えてしっかり要望してまいりたいと考えております。

【吉村委員】 あなたたちが、国をおもんばかって、なかなかできる状況ではないと考える必要はないんです。必要なことを国に訴えるということよ。そしたら、こういう動きの中で、だからと言うたわけよ。五島産業汽船のリフレッシュ、

リプレイス、こういうことでエンジンを何回乗せ換えたか。行ったんですよ、このMTUというエンジンの会社に。そしたら、その部長さんが笑うて言いよらしたですよ。5年でエンジンを換えるなんて全く考えられませんと。そのMTUのエンジンは長崎県内のほかの船にも載っております、例えば海上保安庁の船にも、警察船にも載っております。全国で約700隻ぐらいの船にこの会社のエンジンが載っている。なんでどんどん換えていったのか、おかしい話ですと。で、修理代がかかる、そのMTUの会社の部長は、うちには修理に出てきとらんです、どこかよそに出さしたとでしようね、なかなか修理できんと思いますけどと。修理したかどうか、よくわからん。

だから、そういうことの影響を受けて、ほかの真面目に取り組んでいる会社の、そういう造り替え需要がどんどん来る。赤字航路はこうだと、それもいろいろ条件はあるんだけど、やっぱり造り替えについては、そういう制度がなくなった。なんでなくなったかというのが、いまだにわからん。残しとっていいはずなのに、制度上は。いきなりなくしてしまわんばいかんやった理由が何かあったんだろうなと思いますけど。

そういう意味で、こういう長崎県内の現状を考える時に、これからどんどん出てくるわけですよ、ジェットフォイルばかりじゃなくて、フェリーでも、高速船でも。そういう時に、それがなくなると島の方々の足がなくなることになるわけですから、そういう意味で国に働きかけを。これも全国の離島を抱える自治体の協議会みたいなものがあるでしょうから、そういうところと手をつないで国に働きかけをやっていただきたいと思うわけですが、最後に部

長、どうですか、そこら辺は。

【小川地域振興部長】 離島航路の維持・安定化というのは、私ども長崎県においても非常に重要な施策の一つだと考えております。委員ご指摘がありました、いわゆる補助航路か、補助航路じゃないか、黒字の航路かどうかという観点では当然ございますが、私ども、前回、離島振興法の改正・延長に向けても関係自治体と一緒にになって要望させていただいたという経過もございますので、そういう状況も各自治体、事業者の方からも十分お聞きしながら、手を携えていけるところについては、一緒に要望等を行ってまいりたいと考えております。

【吉村委員】 あと1点、言うのを忘れとったんですが、その答えでいいんですけど、以前、令和5年の話ですけど、「びっぐあーす2号」の返船についてということがあります。ここを何となく上手にやるために新上五島町が九商に1隻無償で貸しますから運航してくださいよということで、佐世保―上五島航路を維持しよったんですが、九商が、船は返しますと、あなたの事業には協力しませんと、こうきたわけです。そしたら、この上五島、宇久、小値賀の貨物航路の問題が全然解決しとらんわけね。

それで、佐世保の鯨瀬の2バース化によって、そこが使えるようになるかもしれんという一縷の望みを持っておったんですが、これも改善してやらんと、その離島の皆さんの生活に直接関係する。危険物も運ばんばいかなのでね。例えば、今、フェリーで食品とかなんかは運んだりしよらすとですけど、危険物はどうにもならない、長崎から運んでいくわけよね、それとか新聞とか、やっぱり長崎からとなってしまうから。なので、そこら辺をやっぱり元のように佐世保から行く方が時間も早いし、距離も短

い。

だから、こういうのも併せて離島の航路が抱える課題ということについては、今後とも地域と話を共有して取り組んでいただきたいということで私の質問を終わります。

以上です。

【富岡副委員長】 国は、激甚化・頻発化する災害に供えて、地方団体が防災・減災国土強靱化対策に取り組めるよう、地方単独事業を対象に交付税措置率の高い緊急防災・減災事業債や緊急自然災害防止対策事業債など、地方債による財政措置が講じられていますが、県内市町の活用状況についてお尋ねいたします。

【楠本市町村課長】 委員ご指摘の防災・減災国土強靱化に伴う地方単独事業の件とお見受けします。

本県市町の令和5年度の活用枠についてでございますが、緊急防災・減災事業債につきまして約14億円、緊急自然災害防止対策事業債につきましては約29億円、堆積土砂の撤去などに使います緊急浚渫推進事業債が約6億円の活用額となっております。

【富岡副委員長】 本県の地理的特性等を考えると、活用額が少し小さいのではないかと考えます。

県では、県内の市町に対して緊急防災・減災事業債などの活用に向けてどのような助言等を行っているのか。また、県では、緊急防災・減災事業債の適債性、要件についてどのような判断基準を持っているのか、併せてお尋ねいたします。

【楠本市町村課長】 まず、緊急防災・減災事業の適債性についてでございますが、適債性というのは、地方債の活用の要件でございます。これにつきまして緊急防災・減災事業債は、東日

本大震災を教訓に設けられた地方債でございます。したがって、避難所等の改修整備など、その事業債の趣旨等に合致するものであれば、広く適債性を認めております。

また、地方単独事業の緊急防災・減災事業債は、充当率が100%、交付税措置率が70%、簡単に申し上げれば7割の補助金と同じでございます。市町の財政運営上の有効なツールでございますので、積極的な活用を促しているところでございます。

【富岡副委員長】 同様に、「こども未来戦略」に基づく取組に合わせて、令和6年度から子ども・子育て支援事業債が創設されたところです。同様に県内市町の活用状況と活用に向け、どのような助言等を行っているのか、お尋ねいたします。

【楠本市町村課長】 委員からご指摘がありましたこども債でございますが、これは昨年度、岸田政権の下で策定されました「こども未来戦略」に基づく地方債でございます。これにつきまして県内の市町で複数、活用に向けて検討が進められております。

ただ、この活用の条件にこども計画というものがございまして、現在、この策定を進めておりますので、実際の活用は来年度からのスタートになると考えております。

いずれにしても、令和10年度までの時限措置でございますので、適債性も考慮の上、市町に活用を積極的に促してまいります。

【富岡副委員長】 私の地元の時津、長与でも活用ができそうです。引き続き、市町への助言等を積極的に行っていただきたいと思います。ありがとうございます。

終わります。

【石本委員長】 ほかに質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】 ほかに質問がないようですので、地域振興部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

— 午後 3時30分 休憩 —

— 午後 3時30分 再開 —

【石本委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして地域振興部関係の審査を終了いたします。

本日の審査は、これにてとどめ、明日は午前10時から委員会を再開し、秘書・広報戦略部、総務部、危機管理部関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

— 午後 3時31分 散会 —

第 4 目 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和6年12月12日

自 午前 9時59分
至 午後 3時33分
於 委員会室1

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	石本 政弘 君
副委員長(副会長)	富岡 孝介 君
委 員	小林 克敏 君
〃	浅田ますみ 君
〃	松本 洋介 君
〃	吉村 洋 君
〃	坂本 浩 君
〃	大場 博文 君
〃	宮本 法広 君
〃	まきやま大和 君
〃	湊 亮太 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

秘書・広報戦略部長	陣野 和弘 君
秘書・広報戦略部次長	中原 康博 君
秘 書 課 長	黒島 航 君
ながさきPR戦略課長	永川 慎吾 君
広 報 課 長	松浦 浩二 君

総 務 部 長 中尾 正英 君
総 務 部 次 長 猿渡 圭子 君

総務文書課長	小林 陽子 君
県民センター長	栞原 恵 君
人 事 課 長	徳永 真一 君
新行政推進室長	井手美和子 君
職員厚生課長	井手 潤也 君
財政課長(参事監)	苑田 弘継 君
財 政 課 企 画 監	鴨川 司 君
管 財 課 長	森 祐子 君
管財課企画監	坂本 将志 君
税 務 課 長	田端 健二 君
税 務 課 企 画 監	田島 義史 君
債 権 管 理 室 長	太田 昌徳 君
スマート県庁推進課長	吉村 邦裕 君
スマート県庁推進課企画監	江口 詔一 君
総務事務センター長	本村 篤 君

危機管理部長 今富 洋佑 君
危機管理対策監 池田 聡 君
防災企画課長 飛永 琢也 君
基地対策・国民保護課長 庄司 貴繁 君
消 防 保 安 室 長 松尾 健自 君

6、審査の経過次のとおり

— 午前 9時59分 開議 —

【石本委員長】 おはようございます。

ただいまより、委員会及び分科会を再開いたします。

これより、秘書・広報戦略部、総務部及び危機管理部関係の審査を行います。

【石本分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

まず、秘書・広報戦略部長より予算議案の説

明を求めます。

【陣野秘書・広報戦略部長】おはようございます。

秘書・広報戦略部関係の議案についてご説明いたします。

秘書・広報戦略部の「予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料」をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第93号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分であります。

今回の補正予算は、歳出予算として、総務管理費1,019万1,000円の増、合計1,019万1,000円の増を計上いたしております。

これは、秘書・広報戦略部の給与費について、関係既定予算の過不足の調整に要する経費であります。

以上をもちまして、秘書・広報戦略部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【石本分科会長】次に、総務部長より予算議案の説明を求めます。

【中尾総務部長】おはようございます。総務部関係の議案についてご説明いたします。

総務部の「予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料」をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第93号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分であります。

歳入予算は、合計で10億3,736万5,000円の減、歳出予算は、合計4,041万円の減を計上いたしております。

この歳出予算の内容は、総務部所管の給与費について、関係既定予算の過不足の調整に要する経費であります。

次に、令和7年度以降の債務負担を行うもの

についてご説明いたします。

電子県庁推進事業費について、福岡県と共同開発している財務会計システム等の本設計・開発委託業務が入札不調となり、開発スケジュール等の見直しに伴い、期間の延長及び限度額の増額を行うものであります。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【石本分科会長】次に、危機管理部長より予算議案の説明を求めます。

【今富危機管理部長】おはようございます。危機管理部関係の議案についてご説明いたします。

「予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料」の2ページをご覧ください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第93号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分であり、この部分についてご説明いたします。

補正予算は、歳出予算で防災費208万9,000円の減を計上いたしております。これは、危機管理部職員の給与費について、関係既定予算の過不足の調整に要する経費であります。

以上をもちまして、危機管理部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【石本分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本分科会長】質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了します。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第93号議案のうち関係部分は、原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【石本分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、第93号議案は、原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

【石本委員長】 次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

まず、総務部長より総括説明を求めます。

【中尾総務部長】 総務部関係の議案についてご説明いたします。

総務部の「総務委員会関係議案説明資料」をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第96号議案「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例」のうち関係部分、第97号議案「長崎県手数料条例の一部を改正する条例」、第98号議案「長崎県税条例の一部を改正する条例」、第102号議案「当せん金付証票の発売について」、第103号議案・第104号議案・第105号議案「契約の締結について」、第106号議案・第107号議案「権利の放棄について」であります。

はじめに、条例議案についてご説明いたします。

第96号議案「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例」のうち関係部分でございます。

この条例は、刑法等の一部を改正する法律等

が令和7年6月1日から施行され、懲役及び禁錮を廃止し、これらに代えて拘禁刑が創設されることになったことに伴い、条例の中の「懲役」・「禁錮」を「拘禁刑」に改める等の改正を行うものであります。

第97号議案「長崎県手数料条例の一部を改正する条例」でございます。

この条例は、旅券法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、一般旅券発給手数料の都道府県が徴収する額の標準に関し、書面申請と電子申請の手数料が規定されたため、所要の改正をしようとするものであります。

第98号議案「長崎県税条例の一部を改正する条例」でございます。

この条例は、令和6年度税制改正による所得税法及び地方税法の改正に伴い、本県税条例における個人県民税の寄附金税額控除の規定に所要の改正をしようとするものであります。

次に、事件議案についてご説明いたします。

第102号議案「当せん金付証票の発売について」でございます。

この議案は、当せん金付証票法第4条第1項の規定により、県内における令和7年度の宝くじの発売総額を、110億円以内に定めようとするものであります。

第103号議案・第104号議案・第105号議案「契約の締結について」でございます。

これらの議案は、諫早市に整備する県南振興局庁舎の建設に係る新設工事の請負契約を締結しようとするものであります。

第106号議案「権利の放棄について」でございます。

この議案は、長崎県私立学校教育振興費補助金返還金について、債務者が事業を休止しており、将来再開の見込みはなく、また充当可能な

財産もないため、債権の回収が不能であることから、権利を放棄しようとするものであります。

第107号議案「権利の放棄について」でございます。

この議案は、児童扶養手当過払返納金について、債務者が破産法第253条第1項の規定により当該債権の責任を免れており、債権の回収が不能であるため、権利を放棄しようとするものであります。

次に、議案外の報告事項についてご説明いたします。

権利の放棄についてであります。1件50万円以下である生活保護法第78条費用徴収金3件及び生活保護費戻入未済金1件の債権の放棄について、地方自治法第180条の規定に基づく軽易な事項として専決処分させていただいたものでございます。

次に、議案外の所管事項についてご説明いたします。

今回、ご報告いたしますのは、「産業廃棄物税について」、「長崎ゆかりの交流会の開催について」、「事務事業評価の実施について」、「『長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025』等の進捗状況について」、「令和7年度の主要施策」であります。

このうち主なものについてご説明いたします。

まず、産業廃棄物税についてであります。産業廃棄物税については、産業廃棄物の排出抑制及びリサイクルの促進などを図り、循環型社会の形成に資することを目的として、平成17年度から九州各県で導入されております。

本県の産業廃棄物税条例においては、九州各県と同様に5年を目途として、その施行状況等を勘案し、必要な措置を講ずるものとされてお

り、5年目となる本年、産業廃棄物の処理量の推移、排出事業者への意識調査の結果など、制度の検証を行ってきたところであります。

その結果、本県においては、産業廃棄物の排出抑制、再資源化の推進など、産業廃棄物税の導入効果が一定認められることから、九州各県と同様に現行の税制度を改正することなく継続していくこととし、5年後に改めて検討を行うこととしております。

今後とも産業廃棄物税制度を有効に活用して、循環型社会の形成に取り組んでまいります。

次に、長崎ゆかりの交流会の開催についてであります。首都圏において、長崎県にゆかりの深い方々に本県の情報を発信するとともに、県政の振興に関する情報収集と意見交換を行う「長崎ゆかりの交流会」を去る11月6日に東京で開催いたしました。

当日は、地元選出国會議員や、徳永県議会議長をはじめとした県議會議員の皆様、また、経済界や官界など、様々な分野の第一線で活躍されている方々をお迎えし、盛会のうちに終了することができました。

会場では、県産品や全国的な文化の祭典「ながさきピース文化祭2025」、ドローンを活用しての課題解決に係る規制改革提案による全国初の「新技術実装連携“絆”特区」などの展示コーナーを設け、本県の魅力と現状をご覧いただきながら、選りすぐりの農水産物や県産酒をご賞味いただきました。

また、懇談会に先立ち、脚本家 金沢知樹氏による、「ながさきピース文化祭をはじめとした文化振興の取り組み」と題した講演会及び各局の施策についてプレゼンテーションを実施しました。ご参加いただいた皆様方には、今後とも本県の応援団としてお力添えいただけるもの

と期待しております。

次に、事務事業評価の実施についてであります。本年度、県全体として、令和6年度事務事業の評価756件、指定管理者制度導入施設の評価45件、令和7年度当初予算に向けた公共事業に係る新規事業箇所の事前評価66件を実施し、公表いたしました。内容については、お配りしている資料のとおりであります。

その概要につきましては、令和6年度事務事業の評価においては、160件の事業群評価調書により、756の評価を実施いたしましたが、そのうち538件（71.2%）の事業が、令和7年度に向けて「拡充」、「改善」、「統合」、「縮小」、「廃止」のいずれかの見直しを検討いたしております。

このうち総務部関係分については、2件の評価を実施いたしましたが、その評価の概要等については、お配りしている資料のとおりであります。

今後、県議会における議論を踏まえながら、さらなる事業等の見直しなどに取り組んでまいります。

最後に、「総務委員会関係議案説明資料（追加1）」をお開きください。

令和7年度の主要施策であります。令和7年度の予算編成に向けて「令和7年度長崎県の主要施策（素案）」を策定いたしました。これは、計画期間の最終年度を迎える長崎県総合計画の総仕上げと、「新しい長崎県づくり」のビジョンが目指す「未来大国」の実現に向け、令和7年度に重点的に取り組もうとする施策について、新規事業を中心にお示ししたものであります。このうち、総務部の予算編成における基本方針及び主要事業についてご説明いたします。

総務部としては、「新しい長崎県づくり」の

ビジョンの実現に向け、施策の重点化や充実・強化並びに人材育成に取り組むとともに、長崎県総合計画に掲げる行政のデジタル化等を一層推進してまいります。

具体的には、本県が推進する各種施策の質や行政サービスのさらなる向上のため、「長崎県行財政運営プラン2025」に掲げる「挑戦と持続を両立する行財政運営」、「行政のデジタル改革と働き方改革」、「多様な主体との連携と人材育成」に取り組んでまいります。

職員の人材育成については、時代の変化に対応し挑戦していくために、現場主義に基づき、関係者とビジョンを共有し、実現していく職員の育成等を推進いたします。

今後の財政運営については、物価高騰など社会経済情勢を注視しながら、歳入・歳出両面から一層の収支改善を進めることで、財源不足額の圧縮に努めてまいります。また、県財政の貴重な自主財源である県税収入を確保するため、市町との連携を継続し、未収額の縮減に努めるとともに、ふるさと納税においては、返礼品等の充実を図り、さらなる寄附額の増加に取り組んでまいります。

このほか、デジタルを活用した効率的で質の高い行政サービスの実現に向け、業務プロセスの改善とともに、行政手続のオンライン化やデジタル人材の育成・確保等に取り組んでまいります。

なお、令和7年度当初予算に係る予算要求状況につきましても、併せて公表を行ったところであります。

これらの事業につきましては、県議会からのご意見などを十分踏まえながら、予算編成の中でさらに検討を加えてまいりたいと考えております。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【石本委員長】 次に、秘書・広報戦略部長より所管事項説明を求めます。

【陣野秘書・広報戦略部長】 秘書・広報戦略部関係の議案外の所管事項についてご説明いたします。

秘書・広報戦略部の「総務委員会関係説明資料」をお開きください。

今回、ご報告いたしますのは、県民表彰について、ブランディングの推進について、「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」等の進捗状況について、事務事業評価の実施について、令和7年度の主要施策であります。このうち主なものについてご説明いたします。

県民表彰について。

地方自治、社会福祉、産業、教育文化など、各分野において長年にわたりその職務に精励し、県政あるいは各地域・各分野の発展に貢献するなど、功績顕著で他の模範になっている方や、文化、スポーツなどで特に優秀な成績を収められた方に対し、毎年11月23日に県議会議場において表彰を行っており、令和6年度は、120の個人、団体を表彰しております。

ブランディングの推進について。

県では、国内のみならず世界に存在感を示す、選ばれる「新しい長崎県」の実現に向け、総合的なイメージ向上につながるブランディングの戦略策定に取り組んでおります。

ながさきブランドの構築に向けては、県民の皆様がブランディングの考え方に共感し、共に行動していただくことが重要であることから、まずは県民の皆様に長崎県の魅力を再認識していただくためのインナーブランディングに取り

組んでまいりたいと考えております。また、ブランドの確立には少なくとも5年から10年の期間を要するため、これからを担う若い方々の意見が重要であります。

そのため、県だけではなく、関係団体や行政機関、各分野の有識者の方々や、若い方々の意見を取り入れながら検討を進めております。その一環として、去る10月23日に県庁と民間の若手職員で構成するワーキング会議を開催し、長崎県の現状や誇り、希望など、長崎のブランドのコンセプトについて検討いたしました。

また、去る10月29日には、関係団体や行政機関等で構成する「ながさきブランド検討会議」を、10月31日には、観光や食、地域振興などの分野における有識者で構成する「ながさきブランド検討懇話会」を開催いたしました。会議では、「古くから海外との交流を続けてきた長崎県としては、海外からどう見られているか外国人からも意見を伺った方が良い」、「県外へ出ていく若者も郷土愛があれば必ず戻ってくる。ふるさと教育にさらに力を入れていくことが重要」などのご意見をいただきました。

加えて、長崎県が県内外の皆様からどのように見られているかなどの現状分析を行うため、県内外におけるインターネットを活用したアンケート調査や、県内6か所で民間の方々や市町の職員を対象としたグループインタビューを実施しており、分析の結果は、ブランドコンセプトの検討に反映させてまいります。

今後、来年3月までにブランド戦略の骨子をつくり、7月までに戦略を策定した上で、来年度に改定する県の総合計画にも反映したいと考えており、県議会をはじめ、県民の皆様のご意見等も十分にお伺いしながら、内容の検討を進めてまいります。

次に、「総務委員会関係説明資料（追加1）」をお開きください。

令和7年度の主要施策について。

令和7年度の予算編成に向けて「令和7年度長崎県の主要施策（素案）」を策定いたしました。これは、計画期間の最終年度を迎える長崎県総合計画の総仕上げと、新しい長崎県づくりのビジョンが目指す「未来大国」の実現に向けて、令和7年度に重点的に取り組もうとする施策について、新規事業を中心にお示ししたものであります。このうち、秘書・広報戦略部の予算編成における基本方針及び主要事業についてご説明いたします。

令和7年度は、自然・歴史・文化・環境等の本県の多様な魅力を再認識し、総体的なイメージ向上につながるブランディングの推進や戦略的かつ分野横断的な情報発信等を推進してまいります。

主な事業として、県民が共感し、誇りに思えるような「ながさきブランド」の構築に向け、ブランディングの考え方を県内に醸成し、浸透させるための取組を実施いたします。

なお、令和7年度当初予算に係る予算要求状況につきましても、併せて公表を行ったところであります。

これらの事業につきましては、県議会からのご意見などを十分踏まえながら、予算編成の中でさらに検討を加えてまいりたいと考えております。

以上をもちまして、秘書・広報戦略部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【石本委員長】次に、危機管理部長より所管事項説明を求めます。

【今富危機管理部長】危機管理部の議案外の所

管事項についてご説明いたします。

資料といたしましては、「総務委員会関係説明資料 危機管理部」の当初版と、追加1、追加2でございます。

まず、当初版の2ページをお開きください。

今回、ご報告いたしますのは、能登半島地震を踏まえた防災対策の見直しについて、令和6年度長崎県国民保護訓練について、令和6年度長崎県石油コンビナート等総合防災訓練について、令和6年度緊急消防援助隊九州ブロック合同訓練、災害時の支援協定の締結について、令和6年度長崎県防災会議の開催について、雲仙岳大規模土砂災害合同防災訓練の実施について、原子力防災訓練の実施について、「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」の進捗状況について、事務事業の評価について、令和7年度の主要施策でございます。

まず、当初版の2ページをご覧ください。

初めに、能登半島地震を踏まえた防災対策の見直しについてですが、本年1月に発生した能登半島地震では、半島において道路が寸断された場合の救助や支援など、様々な課題が生じました。離島や半島の多い本県では、こうした課題にしっかりと対応していく必要があるため、庁内に検討会議を設置し、本県の防災対策について、国の取組や、県議会、市町、防災関係機関等からのご意見等を踏まえながら、このたび、見直し内容を取りまとめました。

ここで、追加1の2ページをお開きください。

上段になりますが、見直し内容については、11月20日に開催しました県防災会議に報告し、県地域防災計画の修正を行いました。

当初版の2ページにお戻りください。

今後、それぞれの対策について、関係部局と連携しながら、具体的な取組を整理し、着実に

進めてまいります。

なお、10月末時点で、国が検討中であった項目については、その検討結果を踏まえながら、引き続き見直しの検討を行うとともに、避難所運営など市町が実施主体となる項目については、市町との協議会を開催し、今後の具体的な取組の検討を進めてまいります。

次に、令和6年度長崎県国民保護訓練についてですが、去る10月27日、諫早市において、令和6年度長崎県国民保護訓練を国と共同で実施いたしました。

今回の訓練では、13機関、200名の参加をいただき、まず、弾道ミサイルを想定した住民避難訓練を実施し、その後、関係機関によるミサイル落下に対する初動対処訓練を行いました。

今後、訓練で得られた課題を検証し、対処能力のさらなる向上を図るとともに、関係機関との連携を図りながら、引き続き国民保護計画に基づく体制の充実・強化に取り組んでまいります。

次に、令和6年度緊急消防援助隊九州ブロック合同訓練ですが、去る11月16日から17日の2日間にわたり、川棚港周辺施設をメイン会場に、令和6年度緊急消防援助隊九州ブロック合同訓練を、消防庁との共催により実施いたしました。

今回の訓練では、九州各県の消防機関や陸上自衛隊など17機関、約1,100名の参加の下、被災地への進出・輸送や部隊運用の訓練等を実施し、各部隊相互及び関係機関との連携強化と有事即応体制の充実・強化とともに、派遣要請から受入れ等に係る本県の受援対応力の強化を図ることができたと考えております。

今後とも、関係機関等と連携しながら、大規模災害等に対し、迅速かつ的確に人命救助活動等を実施できる体制の充実・強化に努めてまい

ります。

次に、追加1の2ページをお開きください。

災害時の支援協定の締結についてですが、去る11月19日、一般社団法人AZ-COM丸和・支援ネットワークとの間で、「災害時における物資等の緊急輸送及び救援物資の荷捌き等に関する協定」を締結しました。

今回、新たに全国規模の団体と協定締結することにより、大規模な災害が発生した際、県内の輸送事業者が対応できない場合に、物資等の緊急輸送や、救援物資の荷捌きに対応可能となることに加え、県外からの物資の調達・供給も得やすくなるものと考えております。

引き続き、災害発生時に、より迅速かつ的確に対応できるように、市町や関係機関等とともに、様々な民間団体との連携強化に努めてまいります。

次に、令和6年度長崎県防災会議の開催についてですが、去る11月20日、令和6年度長崎県防災会議を開催し、能登半島地震の課題を踏まえた本県の防災対策の見直しについて報告するとともに、その見直しや国の防災基本計画の修正等に伴う長崎県地域防災計画の修正を行いました。

主な修正内容としては、被災地の情報収集や避難所の運営対策、物資調達・輸送対策、自治体支援などであります。

今後とも、県民の安全・安心の確保のため、市町や各関係機関との連携を密にしながら、地域防災計画の推進に取り組んでまいります。

ここで、追加2の2ページをお開きください。

原子力防災訓練の実施についてですが、去る11月30日、令和6年度原子力防災訓練を、佐賀県、福岡県と同日開催で、関係4市（佐世保市、平戸市、松浦市、壱岐市）と共同で実施いたし

ました。

訓練には、関係4市の住民約500名を含む84機関、約1,400名にご参加いただき、災害対策本部運営訓練や、避難所等への住民避難とスクリーニング訓練、緊急時モニタリング訓練などを実施したほか、能登半島地震を踏まえ、避難路が被災した場合の代替避難路の選定や、孤立集落へのヘリによる支援物資搬送訓練などを実施しました。

今後、今回の訓練結果を十分に検証し、その結果を対策に反映させるとともに、住民の方々のご理解とご協力を賜りながら、引き続き、市町や関係機関と一体となって原子力防災対策に取り組んでまいります。

次に、当初版の4ページをお開きください。

「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」の進捗状況についてですが、危機管理部関係部分については、配付している資料のとおりであります。

今後の評価・分析の結果を踏まえ、取組の充実・強化を図りながら、最終目標の達成に向けて、施策の推進に努めてまいります。

次に、事務事業評価の実施についてですが、危機管理部関係については、お配りしている資料のとおりであります。

事務事業評価については、3件の事業群評価調書により、14件の事業を評価いたしました。が、全ての事業について、令和7年度に向けて「拡充」、「改善」のいずれかの見直しを検討いたしております。

今後、県議会における論議を踏まえながら、さらなる事業等の見直しなどを実施してまいります。

次に、追加1の3ページをお開きください。

令和7年度の主要施策ですが、令和7年度の予

算編成に向けて「令和7年度長崎県の主要施策（素案）」を策定いたしました。このうち危機管理部の予算編成における基本方針及び主要事業についてご説明いたします。

危機管理部におきましては、能登半島地震など、自然災害が激甚化・頻発化し、我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中、県民の生命・財産を守るために、能登半島地震の課題を踏まえた防災対策の充実・強化、国、市町、関係機関との緊密な連携による初動体制の確立、県民への迅速、的確な情報提供、防災資材の整備、救急安心センター事業（＃7119）による救急体制の強化など消防防災体制の充実・強化を図ってまいります。

また、地域防災力の向上により、災害発生時の被害を最小限にするため、市町による消防団活動の充実強化、特に若年層や女性への勧誘対策、事業所等との連携を支援するとともに、自主防災組織の結成促進、地域住民の防災意識の向上を図ってまいります。

これらの事業につきましては、県議会からのご意見などを十分踏まえながら、予算編成の中でさらに検討を加えてまいりたいと考えております。

以上をもちまして、危機管理部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【石本委員長】次に、債権管理室長より補足説明を求めます。

【太田債権管理室長】権利の放棄につきまして、総務部長説明に補足してご説明いたします。

総務部の議案補足説明資料、権利の放棄に係る議案の概要をご覧ください。

まず、第106号議案について、権利の内容は、長崎県私立学校教育振興費補助金の返還金403

万5,000円及び延滞金314万7,300円でございます。放棄の対象者は、記載のとおりでございます。放棄の理由は、当該法人が運営しておりました幼稚園が休園状態となり、将来再開の見込みがなく、また、充当可能な財産もないことから、債権の回収が不能となっているものでございます。

主な経緯についてご説明いたします。

当該補助金は、幼稚園運営のための補助金として、年3回にわけて概算で交付いたします。返還の対象となった補助金は、平成28年6月に交付決定し、前年度の事業実績に基づき6月及び12月の2回にわたり支出いたしましたが、資料に記載はございませんが、平成29年1月に匿名で法人が県に虚偽の報告をしている旨の情報提供があったため、3回目の支出は行わず、当該法人に対して幼稚園の運営状況についての報告を求めたところ、これに応じなかったことから、資料に記載のとおり、平成29年10月に補助金に関する関係書類の未提出等を理由として補助金返還命令を発しましたが、現在も全額未納となっているものでございます。

県といたしましては、法人代表者に対する訪問や文書送付等を繰り返し行いましたが、一切反応がなかったことから、令和3年2月に長崎地裁島原支部へ補助金の返還請求訴訟を提訴し、勝訴の判決を得て、令和3年6月に幼稚園の土地、建物の強制競売を申し立てしております。この申立てに基づき、令和4年から令和5年にかけて3回の競売が裁判所によりなされましたが、結果的に購入希望者がなかったことから、同地裁により強制競売手続の取消しが決定されております。

当該法人には、この不動産のほかには見るべき財産がないため、債権の回収が不能となって

いるものでございます。

第107号議案については、記載のとおりでございます。

いずれも、債権の回収が不能であるため、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議決をいただいた上で権利の放棄を行おうとするものでございます。

以上で補足説明を終わります。委員各位のご審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【石本委員長】 以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【小林委員】 第98号議案、個人県民税の寄附金の控除について所要の改正を行うということで、この改正を行った場合に寄附金の控除は、どういうふうになるんですか。

【田端税務課長】 個人県民税の寄附金控除についてのお尋ねでございますが、まず、寄附金控除とは、国や地方公共団体公益法人などに寄附を行った場合、一定の範囲で所得税、個人住民税において控除が受けられる制度でございます。

今回の条例改正については、所得税法が改正になったことに伴い、同法を引用している県税条例において、条項のずれが発生したことから改正するもので、この改正によって寄附金控除制度自体に変更は生じておりません。

【小林委員】 税務課長ね、私は素人だから、この所得税、個人住民税において控除が受けられると。今、ふるさと納税というのがありますね。ふるさと納税と今回の個人県民税の寄附金控除はどう違うのか。

【田端税務課長】 個人版のふるさと納税につきましても、この寄附金控除の一種でございます。

同じ寄附金控除でございます。

【小林委員】そこをわかりやすく教えてもらいたいけれども、例えば県庁という自治体に私が100万円寄附したとする。そうなればどれだけの控除が受けられるか、ぱっと計算できるか。

【田端税務課長】控除につきましては、寄附額の合計額、あと寄附された方の様々な控除を勘案して計算するので、今、ここですぐに控除できるかというところは、計算しないと申し上げられないところですが、基本的には2,000円を超える部分所得割額について上限30%まで控除ができるものと承知しております。

【小林委員】わかりやすく100万円寄附した場合にどうなるか、100万円しようかと思っているんだよ、どうなのかという数字はわからんか。

では、今、長崎県の財政が非常に厳しいと。特に税金、県民税、実質財源というものが比較的少ないわけだね。そういうことを考えると、今回の改正は、寄附金控除、これは自主財源の少ない長崎県にとってプラスなのか、マイナスなのか、そこはどうですか。

【田端税務課長】今回の改正につきましては、公益信託制度の見直しで所得税法が改正されたことに伴う改正でございます。それによって寄附金控除の内容というのは変更はあっておりませんので、今回の改正は、あくまで条項のずれを正すものとして上げさせていただいているものでございます。

【石本委員長】ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】討論がないようですので、これをもって討論を終了します。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第96号議案のうち関係部分、第97号議案及び第98号議案、第102号議案ないし第107号議案については、原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】ご異議なしと認めます。

よって、議案は、原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定されました。

提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について説明を求めます。

【黒島秘書課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出しております秘書・広報戦略部関係の本年9月から10月までの実績に関する資料についてご説明させていただきます。

資料の2ページをお願いいたします。

附属機関等会議結果報告でございますが、ながさきブランド検討会議1件、長崎ブランド検討懇話会1件、広報外部評価委員会1件の計3件となっております。

それぞれの会議の結果につきましては、3ページから5ページにお示しをしておりますとおりでございます。

資料の説明は、以上でございます。よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

【小林総務文書課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出しております総務部関係の資料についてご説明いた

します。

なお、今回の報告対象期間は、令和6年9月から10月までとなっております。

2ページをお開きください。

1,000万円以上の契約状況一覧でございますが、今回の報告対象期間における実績は、計2件であり、各契約の内容は、資料に記載のとおりでございます。

また、3ページに入札結果一覧表を添付しております。

4ページをご覧ください。

陳情・要望に対する対応状況でございますが、知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、今回の報告対象機関において、県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものは、一般社団法人長崎県身体障害者福祉協会連合会、長崎県離島振興協議会ほか1名からの計2件となっており、具体的な要望項目及び県の対応については、資料に記載のとおりでございます。

10ページをご覧ください。

附属機関等会議結果報告でございますが、今回の報告対象機関における実績は、長崎県行政不服審査会が1件、長崎県公益認定等審議会が1件、長崎県情報公開審査会が2件、長崎県個人情報保護審査会が2件、長崎県政策評価委員会が3件の計9件となっております。それぞれの会議の結果につきましては、11ページから20ページにお示しをしております。

以上で資料の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【飛永防災企画課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出しております危機管理部関係の本年9月から10月ま

での実績に関する資料についてご説明いたします。

資料の2ページをご覧ください。

1,000万円以上の契約案件につきましては、長崎県防災ヘリコプター航空機保険契約、長崎県防災行政無線衛星機器改修工事の2件であり、契約内容につきましては、記載のとおりであります。

また、入札結果一覧表を3ページから4ページに添付しております。

続きまして、資料5ページから8ページになりますが、知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、本年9月から10月に県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものにつきましては、長崎県離島振興協議会及び長崎県過疎地域協議会からの要望が2件となっており、具体的な要望項目及び県の対応につきましては、記載のとおりでございます。

以上をもちまして、危機管理部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【石本委員長】次に、ながさきPR戦略課長より補足説明を求めます。

【永川ながさきPR戦略課長】それでは、ながさきブランド構築プロジェクトにつきまして、補足説明をさせていただきます。

「総務委員会補足説明資料 ながさきブランド構築プロジェクトについて」をお開きください。

それでは、1ページをご覧ください。

まず、プロジェクトの目的、ゴールイメージについてご説明いたします。

我が県のポテンシャルですが、皆様ご承知のとおり、多様な魅力がございます。本県ならではの強みがたくさんあると考えております。このような本県の多様な魅力に光を当てながら、

まずは総体的なイメージ向上につながるブランディングを行ってまいりたいと考えております。

その意味におきましては、まずは県民の皆様が地域の魅力を再認識し、誇りに思えるような長崎県のブランド価値を県民の皆様と一緒に見つけてまいりたいと考えております。

次に、県民や民間事業者の皆様には長崎県の誇れるところなど、長崎県のブランド価値を再認識していただき、さらに、それを大切にしながら、もっとよくしていこうといったブランディングの考え方にご共感いただきまして、共に行動していただくことで県内外の方々に広がっていき、長崎県のブランドイメージを強固なものにしていきたいと考えております。

将来的なゴールイメージでございますが、長崎のブランド力が県内外に浸透し、長崎によい印象や感情を持っていただくことにより、関係人口の拡大等につなげてまいりたいと考えております。

続きまして、2ページをご覧ください。

今回、長崎県で策定するブランディングの位置づけのイメージになります。

民間の事例と単純比較はできませんが、民間企業というグループブランド的なものをまずは策定したいと考えております。その下に各分野や個別分野のブランドがぶら下がってきます。まずはおおよそ全ての分野で活用できるようなブランドを策定していきたいと考えており、それを各分野にもご活用いただきたいと考えておりますが、総体的なブランドの策定の後に、そのブランディングと親和性を考慮した各分野のブランディングについても検討していく必要があると考えているところでございます。

3ページをご覧ください。

長崎県が目指すブランディングのイメージでございます。

ブランディングには、内部、県内に向けたインナーブランディングと、外部、県外・海外に向けたアウターブランディングがございます。これはどちらも密接に関係しておりますので、インナーブランディングを行うことでアウターブランディングになる場合もございますし、逆にアウターブランディングをすることがインナーブランディングにつながる場合もございます。

この図ですが、振り子をイメージいただければと存じます。今回、まずはインナーブランディングに注力をしていきたいと考えております。

まず、①の矢印でございますが、まずはインナーである県民に向けまして、長崎県のブランド価値を再認識していただきながら、同時に②の矢印でございますけれども、県外であるアウターにも発信していきたいと思っております。

次に、③の矢印になりますけれども、インナーブランディングにより県民の共感と行動を誘発いたしまして、一緒になって長崎県のブランド価値の向上に取り組んでいくことにより、長崎県の高まったブランドが振り子のようにアウターに向けて強く発信されていきます。県民が長崎県を誇りに思えるようになれば、県民自らそのよさを発信するようになると考えております。現在は情報があふれており、広報媒体等ですばらしいとPRしても、同じような情報が流れている中で、なかなかターゲットに到達させるのは難しいものがあります。一方で県民が日常的に使っているSNSや口コミが大きく影響する時代です。長崎県はよいところだと県民が自慢する情報は、本県の本物の魅力として県外

にも伝わるものと考えております。

最後に④の矢印でございますが、その結果、アウターのよい反応が、さらに県民のシビックプライドを増幅させていきます。これを繰り返しながら、長崎県のブランド価値がさらに向上していく仕組みづくりを目指してまいりたいと考えております。

4ページをご覧ください。

ブランディングの進め方でございます。

フェーズ1のプロジェクト設計が終わり、先ほどご説明した方向性で進めてまいりたいと考えております。

現在、フェーズ2に入っております。フェーズ2では現状分析といたしまして、まず、県民や県外の方が長崎県をどう思っているのかを把握するために、定量調査といたしまして県民や県外のアンケートを実施しております。また、定性調査といたしまして、県内各地域を回り、地域の方々のグループインタビューを行っております。また、県職員と民間の若手職員等で構成いたしますワーキング会議を立ち上げまして、現在、長崎県のブランドの仮説を検討しているところでございます。

この調査結果やワーキング会議での議論を踏まえまして、有識者や関係団体のご意見も頂戴した上で、フェーズ3といたしまして本県のブランドを定義してまいりたいと考えております。

ブランドの定義後、フェーズ4といたしまして、そのブランドをどのように展開していくのか等の戦略を策定してまいります。

令和7年度以降は、フェーズ5、フェーズ6として、戦略に基づく具体化や実行を行いながら、効果検証や分析を行ってまいりたいと考えているところでございます。

5ページをご覧ください。

検討体制でございます。

まず、右下になりますけれども、ながさきPR戦略課が事務局となりまして、委託事業者にサポートをいただきながら、現在、長崎県の現状調査、各種会議の運営等を行っております。

次に、その左側になりますが、先ほど申し上げました県庁と民間による若手職員のワーキング会議を設置し、調査結果等を踏まえながら、ワークショップ形式でブランドコンセプトを検討していきます。ワーキング会議でございますが、県庁の若手職員15名、民間の若手職員8名で構成しております。

次に、右上のピンク色の部分になりますけれども、現状調査やワーキング会議の結果等につきまして、長崎ブランド検討懇話会におきまして、有識者から各分野における知見や経験からの助言、提言をいただく予定としております。懇話会は、様々な分野の有識者9名と公募委員2名で構成しております。

次に、左上になりますが、各分野の代表者等によるブランド検討会議におきまして、関係団体からの現場のご意見もいただくことに加えて、ブランディングの組織内部への共有や実行段階における連携・協力体制の構築もお願いしてまいりたいと考えております。

その3つの会議体を通した結果を踏まえまして、県におきましてブランド戦略を策定してまいりたいと考えております。

6ページをご覧ください。

今後のロードマップでございます。

10月から各種会議を開催しております。戦略策定までにワーキング会議を5回、有識者懇話会を4回、ブランド検討会議を3回、実施する予定としております。

今後、来年3月までにブランド戦略の骨子をつくり、7月までに戦略を策定してまいりたいと考えており、県議会をはじめ、県民の皆様のご意見も十分にお伺いしながら、内容の検討を進めてまいります。

以上で私からの説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【石本委員長】次に、防災企画課長より補足説明を求めます。

【飛永防災企画課長】能登半島地震を踏まえた長崎県の防災対策の見直しについてご説明をさせていただきます。

補足説明資料の3ページをご覧ください。

能登半島地震を踏まえた防災対策の見直しにつきましては、7月に中間取りまとめを行いまして、その後、当委員会及び成長産業・県土強靱化対策特別委員会においてご意見をいただくとともに、国の取組や市町、防災関係機関などからのご意見を踏まえながら、10月末をもって見直し内容を取りまとめました。中間取りまとめの後、追加した対策についてご説明いたします。

資料の中で赤字で追加したところでございますが、まず、7ページの（2）の避難所環境の整備についてですが、避難所の電源確保対策についてのご意見を踏まえ、避難所における非常用発電設備等の整備の促進を盛り込み、市町における平時からの予備電源の発電装置の確保や、電力会社の電源車の活用体制の構築に努めてまいります。

次に、11ページの（5）ですが、道路管理者と生活インフラ事業者の連携強化を図るべきとのご意見を踏まえ、道路管理者と上下水道、電力、通信等のインフラ事業者との連携促進を盛り込み、円滑で早急な生活インフラの普及に努

めてまいります。

次に、12ページの防災・減災対策（1）ですが、国土強靱化予算の確保を今後とも継続していくべきとのご意見を踏まえ、新たに項目を設けて県土強靱化として道路の整備、河川改修、砂防、港湾事業及び橋梁やトンネルなどの施設の老朽化対策事業の促進を着実に推進していくための継続的かつ安定的な予算の確保を盛り込み、引き続き、国へ強く要望してまいります。

次に、12ページの（5）ですが、離島や半島における海からの物資支援の訓練についてのご意見を踏まえ、表題を「迅速・円滑な避難に向けて」と修正した上で、近年の災害における課題への対策を踏まえた実効性の高い防災訓練の実施を盛り込み、来年度の総合防災訓練などに反映させてまいります。

次に、13ページの（6）ですが、自助の在り方を強化すべきとのご意見を踏まえ、（6）の地震への備えの啓発の中に、自助・共助の重要性の周知啓発を盛り込み、備蓄や家具の固定などの平時からの供えや避難の促進に努めてまいります。

次に、同じく（6）ですが、防災教育が大事というご意見を踏まえ、学校や地域での防災教育の実施を盛り込み、防災思想と防災知識の普及による地域防災力の向上に努めてまいります。

これらの対策の実施に当たりましては、関係部局と連携しながら具体的な取組を整理し、市町や防災関係機関をはじめ、NPOやボランティア、民間事業者など様々な団体等にご協力をいただきながら着実に推進してまいります。

また、避難所運営など市町が実施主体となる項目については、市町との協議会を開催し、今後の具体的な取組を検討してまいります。

なお、今回の見直しには、国が検討中としておりました項目もありましたが、このたび、国の能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループから報告書が提出され、避難所環境や運営、被災者支援、物資の備蓄、多様な主体の連携による支援体制の強化、応援・受援体制の構築、住まいの確保などについての意見がまとめられております。

県といたしましては、この報告書やそれに基づく国の検討結果を踏まえ、見直しの検討を継続してまいりますので、引き続きご意見を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、私から説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【石本委員長】 以上で説明が終わりました。

次に、陳情審査を行います。

事前に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。審査対象の陳情番号は、46、51、56、57となっております。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】 質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくことといたします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、ご質問はありませんか。

【富岡副委員長】 資料について、1,000万円以上の契約状況で2番のサーバ仮想化統合基盤の賃貸借及び運用保守契約（再リース）で1億7,490万円となっておりますけれども、この契約の簡単な内容についてご説明をいただけたらと思

います。

【吉村スマート県庁推進課長】 このサーバ仮想化統合基盤でございますけれども、いわゆる各種システムのサーバ、これは物理的なコンピュータの機械はもちろんあるんですけれども、その中に複数のサーバをソフトウェア的に立てて集約していくものでございます。

物理的な機械のサーバを個別に置きますと、それぞれのシステムが最大稼動する時に十分稼動できるような、例えばCPUの能力ですとかメモリ量が必要になりますけれども、それをソフトウェア的に統合することによって、そのリソースを有効に活用できるというものでございます。

現在も仮想化統合基盤を整備して運用しておりますけれども、これに使用するハードウェアについて令和7年3月までで一旦契約が切れると。その次のサーバをハードウェア的に立てて、またリースでやっていくことになるわけですが、その新しいサーバを立ち上げる間、並行稼動させて随時中身を移していくということが必要になります。そのために現行のサーバを令和8年3月までの12か月間、再リースしようとするものでございます。

【まきやま委員】 危機管理部の政策等決議資料についてお聞きいたします。

2番の長崎県防災行政無線衛星機器改修工事の詳細について教えてください。

【庄司基地対策・国民保護課長】 長崎県防災行政無線衛星機器改修工事でございますが、長崎県防災行政無線につきましては、衛星回線用の整備を令和4年から5年にかけて第二世代から第三世代へ整備を行っております。その際、本庁の増幅機につきまして、当初予定しておりました増幅機が生産中止となりまして、代替機器

も探しましたけれども、コロナ禍の影響でございまして、半導体不足のために工期内の調達が困難になったものでございます。

このため、今回、仮設機の設置を行ってまいりましたので、能力の高い増幅機に再度改修を行うものでございます。

【石本委員長】 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】 質問がないようですので、次に議案外所管事務一般についてご質問はありませんか。

【宮本委員】 おはようございます。議案外所管事項について質問をさせていただきます。

まず、秘書・広報戦略部からですが、日本原水爆被害者団体協議会がノーベル平和賞を受賞されまして、先日、受賞式が行われまして田中さんの歴史的なスピーチがありまして、全世界に被爆者の魂の叫びが届けられたところでもあります。改めて心からお喜びを申し上げます。

長崎におきましてもパブリックビューイングが行われたようです。私は参加しておりませんが、非常に反響があったということでお聞きしております。

また、先日の長崎市議会の一般質問においては、県組織の長崎原爆被災者協議会、長崎被災協を顕彰する調整で考えていくということで答弁がっており、鈴木市長も、「長崎被災協は、長崎の平和活動を牽引する団体である」ということで、親組織の日本被団協の活動でも大変重要な役割を担っているということで評価されています。

この下部組織であります長崎被災協については、長崎県についても何らかの検証を検討していく必要があるというふうに考えますが、まず

は県の表彰についてどのようなものがあるか、お聞きいたします。

【黒島秘書課長】 まず、県での表彰の種類についてでございますが、例年、11月23日に行っております県民表彰と、各部局で表彰されます知事表彰がございます。この県の表彰につきましては、県の表彰規則におきまして、「地方自治の振興及び産業・文化・教育等の進展に関し功績顕著なものを表彰すること」となっております。表彰の決定につきましては、関係部局でありますとか、各市町からの推薦をいただきまして、その後、選考を行い、決定をしているものでございます。

【宮本委員】 長崎被災協は、これまでの活動というのは非常に重要な活動をされていらっしゃる。長崎のみならず、日本、そして全世界においても、被団協とともに行動されていらっしゃるから値するものと考えております。また、来年は被爆80年ということで非常に重要な時期でもあるので、県としても何らかの表彰を考えていただきたいというふうに考えております。ヒアリングにおきまして、この委員会で検討するということは非常に厳しいということもお聞きしております。

先ほども答弁があったとおり、表彰規則というものがあるということで、関係部局や各市町からの推薦があつて、その後、選考を行って決定していくということからするならば、早々に検討するということは非常に難しいということもお聞きしておりますので、この場であえてお聞きいたしません。しかし、長崎被災協の顕彰は、親の被団協がノーベル平和賞を受けているので表彰に値するのは間違いないと私は考えておりますので、この長崎被災協の顕彰については、今後、関係部局、そして各市町と前向きに

検討していただきたいということをあえて要望にとどめさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

次に、総務部です。個人版ふるさと納税についてお聞きいたします。

前回の企業版ふるさと納税についてはお聞きいたしておりますので、今回は個人版についてお聞きいたします。

先ほど、部長の説明資料の中でも、令和7年度の主要施策の中で取り組んでいくということで説明をいただいたところであります。まずは令和6年2月の総務委員会の概要説明において、令和4年度の実績について寄附件数は1万7,800件、寄附額は5億858万円であるということでお聞きしております。

令和5年度の実績、そして全国的な状況についてお尋ねをいたします。

【田島税務課企画監】 ふるさと納税についてのお尋ねです。

本県の令和5年度のふるさと納税の実績は、寄附件数が1万9,915件、前年度より2,115件の増となっております。寄附額については、5億9,466万円の前年度より8,608万円の増、率にして16.9%の増となっております。

全国の都道府県の実績ですが、令和4年度が約112億円、令和5年度が約156億円となっており、率にして38%の増となっております。

【宮本委員】 企業版のところでも確認したんですが、令和4年度から令和5年度は増えているという現状も確認をさせていただきました。令和4年度から約8,600万円増ということでご答弁いただいたんですが、その要因、こんなに上がったのは、どういったことが背景にあったのかということと、長崎県の全国における順位などについてもお聞きいたします。

【田島税務課企画監】 令和5年度の寄附額が増加した要因としては、寄附の募集サイトを追加したことや、返礼品の内容を充実してきたことによるものと考えております。

また、全国の都道府県の長崎県の順位ですが、全国では8位の位置を占めております。ちなみに、全国の第1位は山形県で約27億円、第2位の新潟県が約12億円、第3位が長野県の約10億円となっております。

【宮本委員】 本県は8位ということで10位以内に入っているということで非常に上位であるということも確認いたしました。山形県は納税額がかなり高いということも確認いたしました。

これを踏まえて、部長の説明資料の中でも、令和7年度、次年度の主要施策で返礼品等の充実を図るということで確認をいたしました。これについてより詳しく具体的にどのようなことに取り組んでいくのか、返礼品についても、もう少し詳しく聞かせてください。

【田島税務課企画監】 ふるさと納税の返礼品については、県内各市町の返礼品と競合しないように本県の魅力を発信できるようなものを充実していくよう取り組んでいるところでございます。

令和5年度の実績で旅行券とか旅行クーポンなどの旅行商品が全体の約48%を占めております。また、その他の返礼品のブラッシュアップを行いながら、新たな旅行商品の開発などに取り組んでいきたいと考えております。

人気の返礼品とのことですが、令和5年度の返礼品の上位については、旅行商品、クーポン券とか、波佐見焼、茶碗蒸し、カステラなどとなっております。

【宮本委員】 令和5年度の実績を踏まえて、先ほど、旅行クーポン券という答弁がありました。

私は確認しておりませんでしたので、意外だなと思ったところであります。引き続き、旅行クーポン券については、令和7年度でもブラッシュアップしていくということもあったので、関係部局と検討しながら、よりよい旅行クーポン、長崎の観光をしていただくものに仕上げていただきたいと考えております。

県の方は確認いたしました、県内の各市町のふるさと納税の寄附実績についても併せてお尋ねいたします。

【田島税務課企画監】 県内市町の令和5年度の実績ですが、寄附件数が全体で81万8,000件、寄附金額が161億1,666万円となっております。率にして38%、前年度より伸びております。

ちなみに、県内の市町の順位ですが、1位が佐世保市、2位が波佐見町、3位が長崎市となっております。令和4年度も同じ順位であります。

【宮本委員】 各市町も増えているということを確認させていただきました。最初の答弁でもありましたが、各市町と競合しないようにということとか、佐世保市が1位であるということですね。今後、もっともっと力を入れていかれると思いますので、私の方も確認をさせていただきたいと思います。

企業版のところでも確認したんですけれども、ふるさと納税の目標額を設定していただきたいと考えておるんですが、これについてはいかがでしょうか、目標額について確認をさせていただきます。

【田島税務課企画監】 個人版のふるさと納税について目標額を明示するものとしては、「長崎県行財政運営プラン2025」において、令和元年度の実績を参考に毎年度1億8,000万円をプランに上げておりましたけれども、これは既に超えたところになりますので、私どもとしては、

毎年度の当初予算を計上する時に算定した額を目標として考えたいと思っています。

ちなみに、令和6年度は当初予算を計上した時に寄附の目標を10億円と計上しておりますので、これが目標額になるかと思えます。目標額に近づけるように今取り組んでいるところでございます。

【宮本委員】 これも企業版と併せて個人版も非常に重要な県の財政になりますし、長崎県をもっともっと知ってもらおうという点では非常に効果的な取組であると考えますから、引き続き目標額に近づけるように努力していただきたいと思います。

もう1点、危機管理部です。防災ヘリについてお尋ねいたしますが、先般の一般質問でドクターヘリの2機目を配備するということで、これは福祉保健部長から答弁がありまして、ドクターヘリの増機については、私も令和5年2月の一般質問、そして、平成28年9月定例会の一般質問、文教厚生委員会でも求めてきたところであり、非常に喜ばしいことであるんですが、危機管理部におきましては、防災ヘリも救急搬送をしていただいているということであります。

まずは防災ヘリの救急搬送における実績についてお尋ねしたいんですが、令和5年度、令和6年度は直近について。それと併せて、そもそもの本来の目的である防災ヘリが災害出動を行った件数についても、令和5年度の実績と令和6年度の直近の実績をお尋ねさせていただきます。

【飛永防災企画課長】 令和5年度の防災ヘリコプターによる急患搬送等の活動実績につきましてでございます。

救急搬送につきましては、39件でございます。救助につきましては11件でございます。火災・災害等の活動実績はございませんので、令

和5年度につきましては合計50件ということになります。

令和6年度につきましては、直近の12月1日時点ということになりますが、救急搬送が28件、救助が13件、ほかに火災出動が1件ございますので、合計いたしますと42件となります。

【宮本委員】 防災ヘリについては、救急搬送が多いということですね。ということを確認いたしました。これだけ出動しているということも確認いたしました。

ドクターヘリの2機目の配備については、2025年度からということを用意しているということですが、2機目が配備されることによって防災ヘリの運用変更があるのかも確認をさせてください。

【飛永防災企画課長】 ドクターヘリにつきましては、治療に必要な医療機器や医薬品を装備して専門の医師が機内で治療しながら医療機関に搬送するというのを目的としたものでございます。一方で防災ヘリにつきましては、災害時の情報収集や救助、空中消火などの任務が可能である一方で、原則として高度な医療機器等は備えておりません。

防災ヘリによる救急搬送につきましては、離島の医療機関から本土の医療機関へ転院搬送するというのが主でありまして、離島からの搬送につきましては、医師が医学的見地からドクターヘリと防災ヘリ、どちらを要請するのが妥当であるかを判断して要請されているものでございます。したがって、その目的、役割については、違いがあるものと認識しております。

ドクターヘリの2機体制の検討につきましては、ドクターヘリの専門的任務の必要性から検討されているものと認識しておりまして、現時点で防災ヘリの任務に大きな変更は生じないの

ではないかと考えております。

【宮本委員】 目的と役割の違いということですね。ありがとうございます。主に防災ヘリにおける救急搬送は、離島から本土への転院搬送ということで確認させていただいたところです。

いずれにせよ、長崎県は離島も多く半島も多いので、このような救急体制が整備されるということは喜ばしいことであり、医療体制としては重層にさせていただくということもありがたいことですし、県民の命を守るという観点からは、防災ヘリも引き続き救急搬送を担っていただきたいということも併せて要望させていただきます。

もう1点ですが、「#7119」についてです。これまでもこの委員会ですべて取り上げさせていただきました。前回もお聞きしたんですが、直近での運用実績、件数、それから問い合わせ内容等がわかれば教えてください。

【松尾消防保安室長】 「#7119」につきましては、本年8月から運用を開始しております。8月から10月までの3か月間での相談件数は5,778件となっており、1か月平均で1,926件となっております。年間約2万件ということで、1か月当たり約1,670件を想定しておりましたので、想定を上回る件数となっております。

また、相談の内容につきましては、救急車を呼ぶべきか、病院を受診すべきか迷った場合に相談される救急医療相談が3,760件、全体の65.1%、あと受診できる医療機関の情報を求めて相談される医療機関相談が1,924件で33.3%となっております。

救急医療相談のうち、相談員が直ちに119番通報するように勧めたものが495件、救急医療相談の約13.2%で、それ以外につきましては、医療機関の受診を勧める、または経過観察を行

うなどの助言にとどめたものとなっております。

【宮本委員】 想定を上回るということで、県民の方々のご利用が進んでいるということで、これも非常にありがたいことだと感じております。

この「#7119」によって救急車の出動件数に影響が出たのかどうか。8月からの運用なので、なかなか判断は難しいかと思うんですが、そもそも救急車を呼ぶ前に「#7119」にダイヤルするということが趣旨だったので、救急車の出動に影響が出ているのかどうかについても確認をさせてください。

【松尾消防保安室長】 長崎市消防局の方にお聞きしましたところ、令和6年8月の救急出動件数は2,823件で、前年より83件減少、9月は2,300件で前年より13件の減少、10月は2,125件で前年より139件の減少ということで、8月から10月までの3か月、いずれの月も減少しております。

しかしながら、救急出動件数については、熱中症であるとか、新型コロナウイルスによるものとか、搬送状況によって様々な要因が考えられますので、一概にこの「#7119」の効果と捉えるのは難しいかなと思っています。もう少し長い時間をかけて見ていく必要があると思っております。今回減っていますので、それが「#7119」によるものだと単純に言えないのかなと思っています。

【宮本委員】 最後にいたしますけれども、一概に言えないということで、減少しているということは確認いたしました。ただ、何かあった時には、いち早く救急車を呼ぶという体制も一方では大事なので、使い分けという観点からは、引き続き県民の皆様には「#7119」の周知徹底

を強化していただきたいということも要望させていただきます。よろしくお願いいたします。

以上です。

【石本委員長】 ほかにご質疑ございませんか。

【松本委員】 先ほど補足説明がありました「ながさきブランド構築プロジェクト」について質問させていただきます。

前回は質問させていただきましたが、今回は概要ということで、より詳しいものが出てきました。ながさきブランドというのを新たにつくる、県全体のブランドをつくるということですが、どうやってやるかの説明があったんですけど、資料の5ページ、検討体制についての詳細が出ております。

この中でまずお聞きしたいのは、調査委託をしております。アマナさんという会社ですが、この委託費と、その委託内容についてお尋ねいたします。

【永川ながさきPR戦略課長】 委託費でございますが、今年度の委託費は約1,700万円でございます。委託内容につきましては、先ほど補足説明させていただきましたうち、県内外へのアンケート調査の実施やグループインタビューのサポート、現状調査を踏まえました長崎県の現状分析、各種会議の運営、戦略の骨子策定などでございます。

【松本委員】 単年度、1,700万円の委託費で実施するというので、ここにアンケート調査や、いろいろなサポートをしていただくということですが、この委託業者の役割、そして、この委託業者がこれまでどういった実績があるのか、お尋ねいたします。

【永川ながさきPR戦略課長】 今回のプロジェクトでは、県民の皆様が誇りに思える、共感で

きるようなブランド価値をどうやって見つけていくかが重要となりますので、若手職員等のワーキング会議におきましてアイデアを引き出していく必要がございます。また、ブランド価値の言語化、視覚化におきましては、有識者等のご意見もいただきながら、クリエイティブな思考や経験が必要とされます。

そうしましたことから、ワーキング会議でのファシリテートや、そのアイデアを言語化、視覚化していくデザインを含めましたクリエイティブな部分につきまして、専門の知見や経験を有します委託事業者にご支援をしていただく必要があると考えているところでございます。

ただし、決して委託事業者に丸投げするのではなく、我々自身も汗をかくて進めていく必要があると考えております。例えば、ワーキング会議やグループインタビューの実施に当たりましては、我々自身が民間や関係団体を直接回しまして、今回のブランディングの趣旨を丁寧にご説明したことで、多くの方にご賛同いただきまして、ご参加をいただくことができております。私どもも、直接、ワーキング会議やグループインタビューにも参加いたしまして、しっかり議論の中に入っていくことをやっております。

委託事業者の実績でございますけれども、今回、株式会社アマナにプロポーザルで受託いただいたところでございます。こちらの企業でございますが、国内外の企画・サービスの広告、情報コミュニケーションの企画・制作を行っている会社でございまして、民間の事業も含めまして年間1万5,000件ほどのプロジェクトに携わっておられます。民間だけではなく、自治体等の地域ブランディングや情報コミュニケーション、クリエイティブ分野の計画策定、コンサ

ル、アドバイザリー業務から個別事業の企画・制作・実施・運営などを一気通貫で携わっておられまして、自治体関係では年間30～40件ほどの実績を有していらっしゃる企業でございます。

【松本委員】わかりました。そこに委託して専門家からいろんな意見をいただきながら、ながさきブランド検討会議で若手ワーキング会議の意見も踏まえて、これから固めていくということです。

今回のポイントになるブランディングの中で、既存のブランドもありますけれども、その中でながさきブランド、トータルのブランドという意味合いだと思うんですけど、それを検討会議でどうやって付加価値をつけていくのか、具体的などころまでお願いします。

【永川ながさきPR戦略課長】関係団体や行政機関のトップの方々をメンバーとしておりますながさきブランド検討会議や有識者によるながさきブランド検討懇話会につきましては、現状調査の結果やブランドコンセプト等の検討結果をお示しいたしまして、ご意見やご提言をいただくこととしております。

そのご意見等を踏まえながら戦略を策定していくこととしておりまして、その会議において付加価値をつけていくというよりは、今後、どうしたら付加価値を生み出すことができるか等の視点から具体的な行動のところのご意見も伺いたいと考えております。

なお、決してブランド、ロゴマーク、キャッチコピーをつくることがゴールではないと考えておりまして、ながさきブランドに込めた趣旨の浸透、それを実践する段階で、県の事業はもちろんのこと、県民や団体と連携いたしまして、付加価値を向上させていく取組そのものがブラ

ンディングにほかならないと考えております。今回のプロジェクトは、その行動変容に向けたきっかけになるような取組にしたいと考えているところでございます。

【松本委員】 検討会議ということで、会議することが目的であってもいけないし、会議をした結果のブランドをつくる過程も大事だと思いますし、どうやってブランドが浸透していくかという具体的なところまで、結局、名前だけをつくったところで、そこまでは意図が変わってくると思うんですね。

それと、そもそも長崎はブランドイメージというか、様々な、観光もそうですし、物産も強いものがあるし、先ほどのふるさと納税でもかなり上位に挙がっていているわけです。今、民間でも既存のブランドをそれぞれ構築しているのに、また別に新たなブランドを全体的につくるというので、既存の、現状のブランドというのもやっぱり生かしていかなきゃいけないと思うんですけれども、そちらに対してはどのようにお考えですか。

【永川ながさきPR戦略課長】 まず、県全体のブランド構築につきましては、総体的な部分については、まだこれまで取り組んできていないと認識しているところでございます。

あと、県のブランドで、例えば「長崎四季畑」でございますとか、「長崎俵物」といった既存の県産品ブランド、それから民間企業様の個別のブランドもございます。そちらにつきましては今回の総体的なブランドの考え方に合わせまして、さらにブラッシュアップをしたり、もしくは見直しも含めて、特に庁内については見直しも含めて検討することもあるかと考えております。

県民の皆様から愛される、自慢に思っていた

だけの県産品となるように、それをまた県外の認知度向上に向けてしっかり付加価値をつけていけるような取組を県民の皆様、団体の皆様と一緒にやって、そういった視点でもう一度ブラッシュアップしていけるような取組につなげてまいりたいと考えております。

【松本委員】 ながさきPR戦略課長の熱意というのは伝わってくるんですけども、やはりちょっと何というのかな、私が疑問に思うことが3つありまして、最後に部長にご見解を伺えればと思います。

1つ目には、県民所得の向上とか人口減少対策というのは、やはり数値目標を挙げて、それに向かって具体的な施策を打っていきますから当然結果が見えますし、それに対して具体的な対策を打っていきませんが、このブランディングというのは抽象的なものだから成果が見えないんですよね。ブランドをつくりましたがゴールになってしまうものだから、ここまで時間をかけて、これだけの人がかかわった中で、どこをもって成果にするのかというのが見えづらい、県民の方もちょっとわかりづらいというかなですね。

2点目には、県民の方々からのニーズがどれだけあるのか。やっぱり税金を使いますから、県民の方に必要とされているものに対して税金を使うのが当然でございますが、じゃ、ブランディングに民間のニーズがどれだけあるのかというのも、やっぱりボトムアップしていかないと、行政だけである程度つくってしまうと、その部分が民間までちゃんとおりていくのか。例えば、ながさきブランドのこれを使ったら、こういうインセンティブが県民の方や企業の方、業者の方にありますよとなれば、それはインセンティブがあるからながさきブランドの商

標を使いたいとか出てくるけれども、ただつくりましたとなった時に、じゃ事業者の方々が本当にそれを望むことなのか、県民の方々にとってプラスがあるのか、そこもやはり考える必要があると思うんですね。

3つ目に、ブランドをつくりましたと広報誌とかで発信をしますけれども、それが行政の中だけだったら、やっぱり限界があると思うんですね。例えば、インフルエンサーとかユーチューバーとか、様々な発信力がある人に使ってもらえるような仕掛けや取組もしていく必要があると思います。ロードマップは見せていただきましたが、そういったものが、この資料だけではわかりづらいところがあるんですけれども、部長はどのようにお考えでしょうか。

【陣野秘書・広報戦略部長】 今、松本委員からお話がありましたように、私ども、県全体のブランドをつくっていこうということで取り組んでおります。これは私自身も非常に難しい取組だと思っています。ただ、やはり長崎県というのは、いろんな方からお伺いしますけれども、魅力は多いけれども、うまく伝えられていない、どちらかというとばらばら感があるとか、そういうご批判もいただいております。

そうした中で、先ほど3点ご疑問の点があるというお話を伺いました。簡単に言うと、どう成果につなげていくのかというところが非常に難しい案件ですけど、そこはやはりやっていかないといけないと思っています。最初に県民所得の向上であったりとか人口減少、これは数値目標で具体的に示されるのでわかると。そこを逆にブランドのイメージを、どうそういったところにつなげていくのか。私ども、このブランドは県のいろんな施策にもつなげていきたいと思っています。移住政策であったりとか、

県内の就職であったり、それは県のブランドのイメージを知っていただくことで移住者にもPRできたりとか、県内の若者にも、長崎ってこんなイメージだから、やっぱりいいところだよねと。そういうものをまず認識をしてもらおうというところが一つの指標なのかなと思っています。

また2つ目に、やはり民間の方のニーズにどう応えるのか、ここが非常に重要な視点だと思っています。

3点目もそうですけれども、行政だけ、私たちの県だけが、ただ旗を振って何も使われないということになりますと、私たちのただの自己満足という形になります。そうではなくて、やはり私たちがつくったものを市町もそうですし、民間の皆様、いろんな方々が同じこのブランドを使って、いろんな取組をやっていこうということが大事だと思っています。

そうした中で、今回の資料の5ページにも書いてありますが、そこは民間の方々も含めて入っていただくという形で、これは単にいわゆる会議で決まっただけじゃなくて、その方々も一緒に行動していこうよという形での会議にしたいと思っています。そこはぜひ具体的に動いてもらうような仕組みにしていきたいと思っています。

最後に、ブランドを知ってもらう。お話がございましたように、いろいろなインフルエンサーとか、情報通信媒体が多々ございますけれども、つくったブランドを県民の皆様にもそうですし、県外の皆様にもどう知ってもらうかという形での取組というのも重要だと思っています。ながさきPR戦略課長からも答弁がありましたけれども、具体的に認識してもらうには少し時間がかかるかもしれませんが、そこは粘り強

く一生懸命みんなで、長崎県全体でやっていく取組にしたいと思っております。

非常に難しい取組だと思っておりますが、ここはぜひ私たちがやっていくことで、もちろん物産もそうですけれども、観光であったりとか、移住、就職とか、いろんなことにもつながっていけるようなブランドにしていきたいと思っております。

そういう取組で一生懸命やっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【松本委員】これを私がここで言うのは、そちらの部署がながさきPR戦略課なんですよ、戦略。だから、PRするための手法を考える部署であられるから申し上げました。やっぱり大事なことは、メリットというか、効果がどこまで出るかということなんです。

ちょっと分野は違いますけど、健康寿命を延ばすということで福祉保健部でやった時に結構議論したんですけれども、健康寿命を延ばすためのアピールをどんどんしておられました。でも、なかなか浸透せず数値も上がってこないというところに、「歩こーで！」という、歩いたらそれを数値化して、県民の方々がアプリをダウンロードして、それを友達や会社でやっていくというアプリを開発されて、それで上位にいけば抽選で物産がもらえたりする、それが今ものすごく伸びているというふうに聞きました。

だから、インナーと言いましたけれども、県民の方々がそのブランドを使いたいなと思うところ、外側は多分調べて、ふるさと納税とか移住に対しては、アウトターはそっちの方でいけると思うんです。インナーの方も、まず足元、長崎のブランドのいいところを県民が知らなければ、まずそこからだと思いますし、アウトターは

割とやりやすいと思うんですね。そういったところも構想は上がっていますから、あとはもうちょっと具体的な中身について今後検討結果とかを委員会に示していただければと思います。

以上です。

【石本委員長】ほかにご質疑ございませんか。

【坂本委員】4点質問します。

まず、人事課に2点です。総務委員会の初日にも人事委員会と少しやり取りをさせていただきましたけれども、2点ですね。

まず、人事委員会とのやり取りで、今年の採用試験で採用予定数よりもなかなか申込みも足りてないという職種もあったりということで、今、C試験ということでやるということですが、そうはいつでも充足はなかなか厳しいということが予想されるのではないかというふうに感じております。

今、県の職員は、今年の4月時点で定員の不足というのが80名ぐらいいるということですが、今回の採用試験でも充足がなかなか厳しいという中で、人事課としてそこら辺を今後どう対応していくかということについて少し教えていただければと思います。

【徳永人事課長】今年度の採用試験で特に技術系の職種でA試験、B試験を実施いたしております。技術系は10職種ございまして、そのうち採用予定数を満たしていない8職種につきましては、今、委員がご紹介されたC試験を実施しているところでございます。

現在、試験は継続中でございますが、一次試験の受験状況でございますと、募集した8職種のうち5職種におきまして現時点で受験者数が採用予定者数を下回っている状況でございます。

今後、1月に二次試験を経て最終的に合格者

を決定していくこととなるんですが、こういった状況でございますので、基本は採用予定に満たない場合は、次年度、欠員みたいな形になるかというふうに考えております。

【坂本委員】欠員になる可能性があるということですね。それに対して今年度も、昨年度の4月時点でも多分60人ぐらい欠員じゃなかったかというふうに思いますけれども、それを今後どうしていくかということについて少し考えをお聞かせください。

【井手新行政推進室長】新行政推進室からお答えいたします。

まず、職員の採用につきましては、県が策定しております職員採用計画に基づきまして採用試験を実施しておりますが、今年度を含め、実際の新規採用職員が採用計画の予定数に達していないため欠員が生じたところでございます。

欠員が生じた所属につきましては、代替職員として臨時的任用職員や会計年度任用職員を雇用し対応いただいております。

また、できるだけ早く欠員を解消するという観点から繰上げ採用なども行っておりますが、今年度につきましても4月に発生した欠員が全て解消している状況ではないところでございます。

【坂本委員】ぜひ今後もこの欠員については努力を引き続きしていただきたいと思います。

先ほど総務部長から説明があった令和7年度の主要施策の中にも、ふんだんに「人材育成」という言葉が出てきますけれども、人材を育成する、その大前提となる人材を確保することが大事だろうと思います。短期的にはそういう代替えの会計年度任用職員の皆さんでカバーしていくということで、とにかく人を確保しなければいけないと思います。育成という面で

いくと、総務部だけではなくて、もう少し全庁的なところでの議論も含めてお願い申し上げたいと思います。

それから2点目ですけれども、10月4日に人事委員会の勧告が出されました。内容については、この間、人事委員会と少しやり取りをさせていただきました。これは勧告が出されて、この勧告どおりに実施するかも含めて今後の給与改定の結論は越年するというふうにお聞きしておりますけれども、そういうことでよろしいでしょうか。

【徳永人事課長】給与改定につきましては、これまで国における給与法の改正の措置をまっで行うよう、国から通知等がなされているところでございます。今年度につきましては、衆議院の解散などによりまして国の給与改定の方針を決める閣議決定が例年に比べてかなり遅れたということがございます。また、人事委員会勧告を尊重していくという基本姿勢は変わりはないものの、国及び他の都道府県の状況を見極める必要もあることから、現在、職員組合との交渉を行っている最中でございます。

そういったことから、今回の交渉の内容については、地域手当の見直しなど大きな見直しもありますことから、職員組合との交渉については、丁寧に進めていく必要があるということで、例年、11月定例会において関係議案を上程しているところでありますが、今回、それに至らなかったものでございます。

なお、給与改定に係る関係条例については、職員組合との交渉を経まして2月定例会に上程できればと考えているところでございます。

【坂本委員】そういう事情で越年をするということです。ほかの県については、閣議決定前から職員組合との交渉を含めて一定進んでいると

ころもあったようですので、もちろん、決定については国からの通知があらうかというふうに思います。国の給与法の成立時期を見極めてというか、そういうのがあると思います。しかし、職員の給与改定に直接関わる分ですので、交渉は早めにしていただければと思います。

それで、今回の人事委員会の勧告内容ですけれども、初任給、若年層に重点を置くということで、大卒、高卒、短大卒の初任給については2万円ぐらいの賃金引上げという手厚いことです。それを含めて概ね30代後半までの職員に重点を置いて、全ての職員を対象に給料月額を引き上げることです。

しかし、実際は今話がありましたように、地域手当を段階的に廃止していただくとか、あるいは扶養手当も配偶者については段階的に廃止というふうなことになります。そういうことで実質的に全ての職員に対して給与月額を引上げとはなっているんですが、実質的にマイナスになる方々も出てくるというふうなことを伺っております。それについてはどれぐらいの職員の皆さんが、今回の人事委員会勧告の対象については、行政職の4,199人、平均年例は41.5歳となっておりますけれども、そこら辺がどれぐらいいらっしゃるのか、その辺は確認できますか。

【徳永人事課長】地域手当及び扶養手当の見直しにつきましては、経過措置が設けられておりまして、人事院勧告においては、来年度から段階的に見直されるということで、例えば地域手当で申しますと、長崎市において現在3%でございますが、来年度は2%ということで、毎年度1%ずつ低減していくような内容になっております。

知事部局における令和7年4月時点の状況について、影響が生じる可能性が高い40歳代の職

員で粗い試算をしたところ、国に準じて地域手当及び扶養手当を見直した場合、40代以上の職員のうち17%に当たる約450人が、今回の給料表の改定より手当の引下額が上回るということになりまして、1人当たりの平均引下額は月額で約1,900円というような試算結果でございました。

ただし、この試算結果は、現時点の給与データを基に計算しておりまして、次年度4月の昇給とか昇格の影響というのは加味しておりません。そういったことから実際の職員の影響については、恐らく先ほど申し上げた試算結果よりも小さくなっていくものではないかと考えているところでございます。

【坂本委員】40代の後半が17%で450人、1,900円ぐらい下がるんじゃないかというふうな試算ということで、ありがとうございました。ただ、4月段階で昇給等ありますから、そうならないということも理解はできます。しかし、人材確保という面でいきますと、やはり実質賃金なかなか上がらないという、若年層は上がるかもしれない、扶養手当の見直しで子ども手当とか上がりますから、そうかもしれないんですけれども、やっぱり40代後半、いわゆる仕事盛りといいますか、働き盛りといいますか、そういう今後の県庁の中枢を担っていく方々が、今年は春闘で5%上がる、中小でも若干、2%、3%ということが県内でも報告されておりますし、最低賃金も大幅引上げという中であって、しかも、物価高騰で生活が非常に厳しい状況にあって、実質的にマイナスあるいは上がらないという状況をつくるのは、いかがなものかなというふうに思いますので、そこは今後きちんと対応していただきたいと思いますが、そういった認識を持っていただけるかどうか、確認を

お願いします。

【徳永人事課長】今回の人事委員会勧告におきまして、高齢層の方の給与水準が下がるということにつきましては、大変心苦しく思っております。しかしながら、本県の諸手当につきましては、これまでも国の制度及び人事委員会の勧告を基本として改定してきたことを踏まえますと、今回の人事委員会勧告に沿って国に準じた見直しを行う必要があるというふうに考えており、今後、職員組合との交渉において十分に議論させていただくとともに、その取扱いについては、適切に対応したいと考えております。

なお、次年度以降の話になってきますが、今回の見直しによりまして、県外の民間企業との賃金水準に格差が生じることがあれば、人事委員会が来年度行います民間給与実態調査において反映され、格差の解消及びその配分についても来年度以降、人事委員会において検討、勧告がなされるものと認識しております。

【坂本委員】ぜひ来年度のそうした対応に向けてよろしくをお願いします。国どおりにしてきた結果、今、ラスパイレス指数が多分41位か42位ぐらいですね。かつては上位だったはずなんですけれども、ぐんと下がってきておりますので、そういった認識を持ってよろしくをお願いを申し上げます。

次に、今日、議案で県南振興局の庁舎建設工事ということで、3つ、建設工事が確認されました。いただいた資料では、令和8年12月に竣工して、開庁が未定となっております。

今回、新行政推進室にお伺いしたいのですが、組織再編といいますか、組織体制というのは、令和3年12月策定の整備基本計画によりますと、例えば、職員数が約500名程度ということになっておりまして、多分、この問題が

出てきた時に島原振興局と長崎振興局等の配置のところで、島原の方からも地域的にこの部分は残してほしいとか、たくさんそういう要望があった上でこの整備計画をまとめられていると思います。令和8年12月に竣工して、それ以降、いろんな形で移転作業があったり、そう遠くない時期に開庁ということになるのでしょうか、それより前の段階で人員体制を含めてきちんとそうした組織的なものをする必要があるのではないかと考えているのですけれども、そこら辺の何かスケジュール感とか描かれているかどうか、いかがですか。

【井手新行政推進室長】県南振興局の庁舎建設につきましては、委員ご指摘のとおり、令和8年12月の竣工を目指しております。

現在、開庁時期も含めた様々な課題について、検討、整理を進めているところです。具体的な開庁次期については、まだ申し上げられる状況にございませんが、お伝えできる時期になりましたら、県議会も含めて改めてご報告をさせていただければと考えております。

組織につきましては、令和3年10月に一度、大まかな形については議会にもご報告をさせていただき、ご了承いただいたものと考えております。その際、組織体制の詳細については今後の業務の内容等も十分考慮しながら検討を進めるということも併せてご説明させていただいております。

実際、令和8年12月に竣工した場合、竣工後の近い時期に移転作業も生じてまいりますので、令和7年度におきまして、できるだけ早期に細かい内容につきましても検討を進めてまいりたいと考えております。実際の組織体制につきましては、開庁直前にしかお示しできないものもございますが、移転作業に支障がないよう

に努めてまいりたいと考えております。

【坂本委員】わかりました。ぜひ組織体制はしっかりしていただきたいと思いますので、早めのお示しを要望しておきたいと思います。

最後に、危機管理部にお尋ねします。

今回、長崎県地域防災計画の見直しというのが補足説明資料で説明がありました。前回の議会でトイレカーだとか、そういうことについて私はお尋ねいたしました。

今回ざっと見て、特に避難所の運営対策ですね、補足説明資料の6ページ、7ページぐらいにあります。これをずっと読ませてもらって、中間取りまとめとあまり変わってないんですけども、「国のワーキンググループ」とか、「国が整理中」とか、「国の検討結果を踏まえて」とか、そういう言葉が随所に出てきていて、先ほど課長からお話がありましたように、11月26日に国のワーキンググループの報告書が出されました。これは11月20日に長崎県の防災計画の見直しがまとめられて、その後、国のワーキンググループの報告書が出されて、今後、それも踏まえて継続をしていくというふうなことになります。

私が感じたのは、それはそれでいいんですけども、順次見直しをしていくのは当然だと思うんですが、国のそういった報告とか検討、議論をまっとうということじゃなくて、例えば、既に避難所関係については、国際的な基準というのがあるじゃないですか。それに近づけていくというようなことを、県の防災計画の見直しの中で独自にやれるんじゃないかなというふうな気がしてるんですね。だから、国の報告ばかりをまっとうするんじゃなくて、大方、この報告書が出されてますので、それと国際的な基準に基づいて一人当たりこういう平米だとかいうの

が、日本の場合は避難所一つとっても本当にご寝状態というふうなことが言われていますので、もうちょっと積極的にした方がいいんじゃないかという気がしているんですけども、認識をお聞かせください。

【飛永防災企画課長】主に避難所等に関しまして、各自治体は、国の防災基本計画あるいはガイドラインなどに沿って防災対策に取り組んでいるところでございます。

今回、防災対策の見直しを行うに当たりまして、国におきましては、様々な現地の情報を収集し、課題の検証から対策の方向性について幅広く検討されております。その検討結果が国の防災基本計画等に反映されているということになります。

例えば、避難所につきましては、国が定めたガイドラインに沿って市町が運営しておりますし、避難所運営マニュアルやトイレ確保管理ガイドラインのように対応が細かく定められているものもございます。今後、そうしたものの見直しも行われていくことになるかと理解いたしております。

また、今回、トイレカーなどにつきましても、国から自治体間の相互派遣等の方法も示されたところでございますので、今後、具体的な方策が様々示されていくことになると思っておりますので、そうした国の情報をできるだけ早く収集して市町と協議をしながら方策を検討していきたいと思っております。

【坂本委員】避難所運営については、市町が主体的に取り組むというふうなことのようであります。ただ、このワーキンググループの報告書を若干読ませていただきましたけれども、被災者支援のところで、避難者にとって必要な生活環境を円滑に整えていく上で、自治体、特に都

道府県というふうに書いているんですよね。「特に、都道府県府県における被災者支援体制の構築を図ることが重要である」ということでありますので、今後もぜひ各市町とは十分に連携を取って体制の方をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

【石本委員長】 審査の途中でございますが、午前中の審査は、これにてとどめ、午後は1時半から再開し、引き続き秘書・広報戦略部、総務部及び危機管理部関係の審査を行います。

しばらく休憩いたします。

— 午後 零時 0分 休憩 —

— 午後 1時30分 再開 —

【石本委員長】 委員会を再開いたします。

午前中に引き続き、秘書・広報戦略部、総務部、危機管理部の関係の審査を行います。

まず、午前中の宮本委員の質問に対する税務課企画監の答弁に修正の申出がっておりますので、発言を求めます。

【田島税務課企画監】 午前中の宮本委員のふるさと納税についての回答で1点訂正をお願いいたします。

県内市町のふるさと納税の寄附実績はどうなっているかというお尋ねをいただいたところ、県内市町の令和5年度の実績で38%の増と申し上げてしまいましたが、正しくは3.8%の増で、数字を1桁間違ってお伝えいたしました。申し訳ございません。訂正してお詫び申し上げます。よろしくお願いいたします。

【石本委員長】 それでは、ほかにご質問はありますか。

【小林委員】 それでは、質問をいたします。

令和7年度当初予算におけるビジョンの事業

内容ですが、どういう要求が、いわゆる令和7年度できているかということでまずお尋ねしたいと思います。

【苑田財政課長】 令和7年度当初予算におきますビジョンの実現事業の状況でございますけれども、先日、当初予算の要求状況を公表させていただきましたが、その中に5事業で約4億円の事業の要求がっております。

内容としましては、こども分野につきましては、こども場所の設置に関します仕組みづくりですとか、支援する組織の立ち上げ、そうしたところに支援する経費として約8,000万円。交流の分野については、2つの事業がございまして、アニメ等、これまで取り組んできているものを活用したツーリズムを推進する事業として約3,000万円。また、インバウンド誘客に向けたプロモーションを行う事業として約1億8,000万円といった要求がっております。

食の分野につきましても2つの事業の要求が上がっておりまして、食の賑わいの場の創出に向けた拠点づくりの実証、また、食文化や美食体験といった魅力発信等への取組として2つの事業で合計約1億6,000万円の要求がございまして、合計で約4億円となっております。

【小林委員】 今、財政課長に5事業の内容を答弁していただきました。私の計算で、この5つの事業でどれくらいになると、これは約4億円というが、足してみたら4億4,800万円、約4億5,000万円になるわけだよ、だから4億円を超えているわけだよ。4億円を幾らか切っていて約4億円と言うのと、4億5,000万円もするのに約4億円となっているわけだね。今年度が大体2億円とした時に倍以上になっている。

そういう状況であるけれども、果たして、今、10億円をシーリング等で確保して、この中で新

しいものやっつかんといかんと。ほかにも当然あるわけだから、そういう重点施策の枠があと9億円ぐらいあった。そういう状況で、この4億円というのは一体どういうふうを考えればいいのかということを私なりに整理してるんだよ。

それで、4億4,800万円とかいうのは、当然、事業費ベースなんだよ。これが一般財源として幾らぐらいになっているかということを教えてもらいたいと思います。

【苑田財政課長】 まずもって、委員ご指摘のように、私、約4億円と申し上げましたけれども、4億4,800万円でごさいますて、大変失礼いたしました。

お尋ねのありましたその4億4,800万円のうちの一般財源の占める額でごさいますて、要求段階では3億550万円となっております。

また、先ほどお話がござました全体で10億円の財源を捻出するという想定の下での一般財源の状況としましては、ビジョン実現事業で先ほど申しました3億550万円程度ございまして、そのほか重点政策枠、また、総合計画推進枠といったほかの枠もございますので、全体で13億円程度の要求が一般財源ベースであっているところでごさいます。

【小林委員】 今の答弁を聞きましても、大体が一般財源枠の中でそれぐらいの、約3億円、こういう状況になっている。4億4,800万円のうちの3億円強が一般財源と。自主財源が乏しい長崎県にとって、いつも総務部長等が言っている、あるいは財政課長が言っている、やっぱり国の方からいろいろと支援をいただけるような、そういう内容のものにやっつかうとしているわけだよね。

そこで、ビジョンの事業が5件だよ。重点

政策事業の件数は何件ですか。

【苑田財政課長】 重点政策枠事業につきましては、19件でごさいます。

【小林委員】 重点政策枠は19件と。先ほどお話しした総合計画推進枠事業は何件ですか。

【苑田財政課長】 こちらは一部事業の拡充なども含んでおりますけれども、全体で36事業の要求があっております。

【小林委員】 今、ビジョンの特別事業、こういうことで・・があつて、これが4億4,800万円と。そうすると重点政策の新規事業だけでも、これが19件で9億1,600万円。それから、もう一つ総合計画推進枠事業で36件、その中で6億4,200万円と、大体こうなっているわけです。

この件数と事業枠を考えてみた時に、何かあまりにもビジョンのこういう特別事業枠が5件で4億4,800万円だから、比率として非常に高過ぎると思うんだよ。このところは、現在が2億円、令和7年度に予算が厳しくなるということを総務部長も財政課長も腹いっぱい言いながら、今から査定はいろいろあると思うけれども、こういう他の事業の枠を考えてみた時に、事業件数から見て予算がちょっと多過ぎるという感じね。そういうことについてはどう思われておりますか。

【苑田財政課長】 委員ご指摘のとおり、5件で4億4,000万円、一方、19件で9億1,000万円ということですので、事業費だけ見ると、確かに1件当たりの事業費が要求時点では大きくなっているところはございまして。5件の事業費を見ましても、大きい事業ですと1億8,000万円ですとか1億3,000万円ですとか、1億円を超える事業費の要求もあっているところでごさいます。一方で重点政策枠につきましては、事業費で例えば4,000万円とか5,000万円とか、そういった規

模の要求もあっておりますので、そのあたり一概に事業規模だけで整理できるものではありませんけれども、ご指摘がありましたように、全体のそうした規模感といったところも当然、留意しながら査定等を進めていく必要があると思っておりますので、事業の効果を含めまして引き続き査定の中で精査を進めていければと考えております。

【小林委員】聞かなければ詳しいことはわからないので、この5件で4億4,800万円、約4億5,000万円という時に、一般財源というものが実に多く使われると。そういう点も一つ大きな課題、問題ではないかと、こう考えるわけです。

さっきからもそういうようなことで、例えば秘書・広報戦略部がブランディングについていろいろ議論があつておったのを聞いておると、やっぱり効果をどうやって上げるかということが大分議論の基になっておった。いろいろコンサルとかなんかに1億何千万円とか払いながら、結局はそこに丸投げをせんで自分たちでもやると、こう言っているわけだけれども、まあ、血税をどうやって正しく使うかということについて認識が甘過ぎるのではないかと。本当に県庁とかいうのは、もう右から左に、景気、不景気関係なく税収が集まってくると。ここからいろいろ事業をやるということで、その効果がどれだけあるかということで、例えば今回の5件で4億5,000万円と。ここについてロードマップというか、工程表、あるいは政策目標とか、あるいは成果指標と。特に数値目標というところが、これは当然一緒に出されているのか。そういう点については、どのような内容になっているか。

その辺のところは、事業というのは、当然、政策目標がなければいかんし、成果指標もなけ

ればいかんし、そういうことでどれだけの結果を毎年、毎年出していくという数値目標、こんなものが事業の中にちゃんと出されているのかどうか、ここはどうですか。

【苑田財政課長】ご指摘のとおり、事業を構築していく際には成果というのをしっかりと見極めながら取り組んでいく必要があると思っております。それぞれの事業について要求段階でも一定の成果指標の提出があつているところでございます。

ただ、査定の中で取組内容自体が、規模ですとか内容ですとか変わってまいりますので、それによってまた成果指標の設定の仕方なども変わってまいります。例えば、こども関係の事業でありますと、今回目指しておりますこども場所の数を幾つまで増やしていくかといった視点で指標を設定して取り組んでいくといったような考え方もいただいているところでございます。

その中で令和7年度、こういった規模感で取り組んでいくかによって、こういった成果を具体的に各年度目指していくかといった設定を含めて、今後、精査していければと考えているところでございます。

【小林委員】事業を起こす時、あるいはまた予算要求をする時に数値目標というのは絶対に求められるものだと思っています。だから、このビジョンに数値目標がついていますかと、数値目標はこの事業の中にちゃんと位置づけられておりますかと、ここはどうですか。

【苑田財政課長】ビジョントータルとしては、企画部の方でも概ね10年後のありたい姿を示した旗印といったような考え方を示されております。そうした考え方を踏まえた個々の事業の段階では、それぞれ指標を設定しながら取り組

んでいくこととされておりまして、今回要求の
あっている5つの事業につきましても、そうした
成果目標が設定されているところでございます。

【小林委員】 だから、これは事業費ベースで4
億5,000万円だ。これをあなた方がいわゆる査定
するわけだよ。全体は10億円しかないわけだから、
どこかでそれなりに、査定がどうなるかわ
からんけれども、たださっき言ったように、成
果目標とか、いろいろ事業として要求される中
身、これは工程表もない。本当はそういうところ
の今言っているような数値目標とか、こんな
ことは果たしてどうなっているのか。あなたた
ちの査定の基準は、そういう数値目標とか、予
算が幾らかかって、これだけの成果と、それを
はっきり打ち出さないと、ただ、県民の血税を
使って事業をやるということは誰でもできる。
どうやって目的を、目標を成果あらしめるかと、
これが一番大事なところですよ。

そういうことで査定の基準は一体何なんです
か、総務部長。これはもうちょっときちっとや
ってもらわんと、これだけ財政が厳しいと言っ
ているのに、どうですか。

【中尾総務部長】 先ほどから財政課長が申し上
げておりますけれども、個々の事業について精
査する指標として最も重要なのは、委員からご
指摘がありましたように、どういう効果が上がる
のか、どういう成果目標を持って、そこに向
かってその事業をつくっているのか、そことの
規模のバランスだというふうに考えております。

今、ビジョンの実現事業ということで5事業
上がってきておりまして、事業費ベースで4億
5,000万円、一般財源ベースで3億円ということ
でございます。その一般財源、特に県民からの

血税の部分でございますが、ここはきちんと精
査して、その目標といったものが果たして妥当
なのかどうかというところまで含めて査定の中
でしっかりと見ていきたいと考えております。

【小林委員】 総合計画が令和8年度からスター
トすると。新しかろうが、今のものであろうが、
議会に出された時に、全部、数値目標がついて
ないじゃないかと言うて、もう一回、数値目標
を明らかにしてもらいたいと聞き返したことが
あったよ、覚えてるか。そういうようなことも
あったわけだよ。数値目標を出しきらないで事
業としての内容を伴ってないというようなこと
で、まことにもって、今、部長も言うように、
成果目標というものははっきりしておかなけれ
ばいかんわけだ。そういうものがどれだけ盛り
込まれているかということを知っているわけだ
けれども、いまいち、ちょっと私が頭の回転が
悪いから、もう少しその辺のところをわかるよ
うに言ってもらいたいと思うんだよ。成果目標
とか事業としての要件をきちんと満たしている
のか、どうですか。

【中尾総務部長】 事業ごとにいろいろな取組が
ありまして、その目標の設定の仕方は様々だと
思います。そこは臨機応変にやっていくという
ことかと思えます。委員ご指摘のとおり、総合
計画は目標が掲げられておりますので、それ
に向かって予算を組み立てていくということにな
っております。

ビジョンにつきましては、委員ご指摘のとおり、
何らかの工程があるとか、そういうものでは
なくて、今、10年後のありたい姿というところ
をお示ししているものでございます。これは今
後、総合計画をつくる中で企画部とタイアップ
して、まさに総合計画というきちんとした枠組
みができてくる、理念が反映されたものが出て

くるということで伺っております。私どももそのように認識した上で、今回の事業につきましても、今後の事業につきましても、査定してまいりたいと考えております。

【小林委員】 おととい、企画部の審査の時に、企画部長がタイアップをやっていくということを確認に、知事の一般質問で少し事足りないところを確認に、これからは総合計画とタイアップしてやっていくと。そうした時に、このビジョンというのは10年後のことをやろうとしている。だけど、総合計画はとりあえず5年間で。そういう形で基本的にそのタイアップの仕方を、5年と10年をどういうふうに帳尻を合わせていくのか、これからの課題だと思います。

私は、ビジョンを目の敵にしているわけではないが、中身が本当に効果あらしめるかと、血税を垂れ流してないと、そういうようなものでなければいかんと。そういう視点から査定があると思うんだけど、あなた方がどのような査定の仕方をやるのかということを非常に関心を持って眺めていきたいと思っております。

先ほどからも言っているように、件数の割にかなり高額な予算が並んでいると、5つの事業しかないわけだよ。それが約4億5,000万円と。こういう状態ですから、他の事業と比較した時に比率がかなり高いと、こう考えるわけだね。

だから、査定の在り方を、口では財源の話、予算の話をずっとやっている割に、この辺のところを知事が奨励するビジョンだからということで、まさかあなたたちが付度をもってそういう査定をいいかげんにしているとすれば、それは県民に対する離反行為だね。絶対にあってはならんことだから、ここは強調しておきたいと私は思います。

あと、予算が本当に、これから財政が厳しくなるんだということは、もう何回も言っているけれども、11月の議会だから、私なんかも総務委員会はこれで最後だから、もう少し強く、財源が毎年度20億円前後、これは非常に厳しい状態になるということとか、381億円か、そういう基金が270億円ぐらいになって3割も減になるんだと、公債費と社会保障費が実際こうなるんだと。やっぱりもっと強くアピールして、これから収支の在り方というものを本当にやってもらわんと、あなたたちは、1億だろうが、2億だろうが、3億とか、民間ではできないような、そういう県民の皆様の血税をもって右、左いろいろやっているけれども、もうちょっとその辺の収支と効果を考えてやっていかなくちやいかんと思うんだけど、そのところをもう一度お願いします。

【中尾総務部長】 財政の見通しというところでは、今年9月に中期財政見通しを出しております。その中では今後の負担ということでわかる部分で公債費、これが10年後には非常に高止まりになって、現在400億円程度のものが450億円を超える額になる。また、社会保障経費も昨年度の5年間の見込みである65億円よりも、今年度の試算では5年間で約86億円と増えていくということを見込んでおります。その結果、委員ご指摘もございましたとおり、毎年度、20億円程度の財源不足が生じるということで基金もその分、目減りいたしまして、現在、381億円という年度末の見込みを持っております。今後、それが減っていく中で5年後には270億円になってしまうということでございます。

ですので、予算の編成に当たっては、この厳しい財政状況というものをまず事前の予算編成方針を出す中でも、我々として非常に強調させ

ていただいたところでございます。また、査定に当たっては、何か聖域を設けてということではなく、厳しく財政効果、財源を投入することによってもたらされる効果といったものを全ての事業において見ながら査定してまいりたいと考えております。

併せて、有利な財源、国庫ですとか起債ですとか、そういったところも使いながら、収支共に健全な財政が確保できるように私どもも短期的、中期的な視点を持って取り組んでまいりたいと考えております。

【石本委員長】 ほかにありませんか。

【浅田委員】 では、質問させていただきます。

まず初めに、先ほど松本委員からも長崎県のブランディングについての質問がございました。そこで私もいろいろ思うところがあるんですが、総体的な長崎県のブランドについてということで、民間企業のブランドの在り方と長崎県の例を示していろいろ、歴史とか食とかという流れがあったかと思います。

例えば、今、私が非常に夢中になっております「海に眠るダイヤモンド」というドラマ、これは長崎市の端島を掲げていただいて、私自身も、歴史に基づきながら、史実にも合わさって、だけれども、長崎に対しての創造性とか、いろんなものが含まれているなと思いながら見て、県外の友人からも、わあ、長崎に行きたいというような連絡がかなり来ております。これこそコンテンツツーリズムだなというふうに私は思っています。

今現在、そういったところを、ここはながさきPR戦略課としても、そういう観光政策とか、例えばああいったものの扱い方とか、そういったものをどのようにやっているか。今、これ、千載一隅のチャンスだなと思ったからあえて聞

いているんですけれども、いかがでしょうか。

【永川ながさきPR戦略課長】 お答えいたします。

今、確かに長崎は注目されておりまして、「海に眠るダイヤモンド」とか、先日ですとアニメの「君の色」とか、そういったもので県外でパブリシティを行う際におきましても、今、長崎がかなり注目されているというふうなお話をPR会社から伺っております。こうしたチャンスを捉えましてしっかりPRをしていかないといけないと思っております。

そういう観光的なコンテンツでございますので、文化観光国際部と連携しながら、これをチャンスにしてしっかりPRできるようにということで、我々も県外パブリシティ等でそういったPRをしっかり今やっている状況でございます。

【浅田委員】 実際としてどのようなことをやっていますか。県のホームページとか、「ながさき」と連動しているかなと思って調べても、よく出てこない。実際として、どれぐらいのことを、どれぐらいの経費をかけて、どういうところでやっているか、具体的に教えていただきたいです。

【永川ながさきPR戦略課長】 「海に眠るダイヤモンド」につきましては、把握はしていないんですけれども、「君の色」につきましては、今年度、文化観光国際部の方でスタンプラリーを実施しております。人数と金額等、手元にはございませんけれども、11月時点では数百名の方が訪れている、スタンプラリーに登録しているという話をお伺いしたところでございます。

【浅田委員】 今後の流れの中で長崎県のブランドを強化したいというところは非常にわかるんですけれども、今あるチャンスを逃さないよう

にしていく必要があると思います。これが時宜を得て、今年中には終わってしまうわけですから、そのタイミング、タイミング、そのスピード感のなさというのを、後で振り返って何とかではなくて、今どうなのかというのを文化観光国際部の方と連携をしてないことがすごく残念だなと私は思うわけですよ。その感覚というのがないと、いくら1,700万円をかけて委託会社にいろいろ頼んだところで大丈夫かと思うんですが、いかがですか。

【永川ながさきPR戦略課長】委員ご指摘のとおり、私ども、ながさきPR戦略課ということで、先ほど、松本委員からも「戦略」という文字が続いているというご指摘をいただきましたけれども、そういったタイミングを逃さないような形をとって、部局に対しても私どもが旗を振るなり、今がチャンスなんだから、そういうタイミングで取り組んでいくべきだということろは、部局連携等、ターゲットの設定、タイミングを含めましてしっかり連携してまいりたいと思っております。

【浅田委員】今、私がたまたまはまっているドラマだからというわけではなくて、これって、私、常々これまでも質問してきたことだと思うんです。この委員会においても、皆様方に対しても、その時の状況、やっぱりスピードを逃さないということの大事さを言ってきたつもりで、それがないと、同じことを何回やっても、言葉で総体的なとか、ブラッシュアップと言っても、今、ブラッシュアップする時なわけですよ、予算をかけて。

そうじゃないと、例えば1,700万円を投じて、例がちょっと違うのかもしれない、いろんなところに委託事業を出す、例えば昨日議論しました県庁跡地、これまでもいろんなところに絵づ

らを描いていただいたり、ここはどうあるべきかというのを多額のお金を注いで事業を委託する。だけど、その時に「長崎は」という文字を、長崎じゃなかろうが、函館だろうが、どこだろうが、変わんないかとか、こんなの別に長崎じゃなくてもいいじゃないかというようなものが来てしまうわけですよ。

今回、委託している会社は、それなりに私も調べさせていただいて、いろんな自治体等で行っていらっしゃるかもしれない。だけど、そこに今みたいな状況で任せっきりにしてしまうと、やっぱり同じようなことになってしまう。お金を注いで、税金を注いで、ロードマップとかありましたけれども、これが果たしてどうなのかなと、あえて一例でドラマを出させていただいたんですけれども、いかがなものかなという気がしました。

この中で検討会議、あえてわかるように検討懇話会というのがあります。これは有識者の人11名と、県や関係団体から11名ということで分かれて全部違う方たち。ネットで調べても具体的なことがわからなかったんですけど、どういった方がそこに名をつらねているかというのは表に出しているんですか。

【永川ながさきPR戦略課長】まず、ながさきブランド検討懇話会のメンバーでございますが9名の有識者の方と2名の公募委員に参加いただいております。メンバーといたしましては、県内のシンクタンクの方、それから地域のブランディングを行っている東京の大学の学長様、実際の観光のホテル業とか観光業を經營されている民間企業の方、地方創生・Webマーケティングを行っている民間企業の方、百貨店等の食の専門家の方、メディア、長崎新聞社になられます、十八親和銀行の金融、実際に長崎県で地

域振興を行っていらっしゃる民間の方にも入っていただいております。加えて、先日、スタジアムシティが開業いたしましたけれども、リージョナルクリエイションからもご参加いただいております。加えて2名の公募委員を公募いたしまして、実際に地域振興とかに関わった方に手を挙げていただいて、その中から2名を選考させていただいているところでございます。

メンバーの委員の名前につきましては、今日の資料の附属機関の中にもございますのでご覧いただければと思います。

続きまして、ブランド検討会議でございますが、まず、産業界からは長崎県商工会議所連合会の会長様、観光からは長崎県観光連盟の会長様、農業は長崎県農業協同組合中央会の代表理事会長、水産が長崎県漁業協同組合連合会の会長、メディアからは日本放送協会、NHKの長崎放送局の局長様、あとは行政ということで長崎県市長会、町村会、長崎県離島振興協議会に入っております。あと、先ほど申し上げた有識者のうち2名の方、地域のシンクタンクの方と東京の大学の学長様にも、こちらの検討会議に入らせていただきまして、有識者として議論した内容をこの検討会議でもご議論いただくような形をとっております。

【浅田委員】何々委員とは書いてあったんですけど、どういう方なのかというのが意外とわかりづらく、例えばこれまで重複していて同じような形でやられている方なのかどうなのか、そのあたりを知りたかったわけです。

やっぱりその辺がわかるように、ホームページを見てもわからないし、どういった方々が議論していただいたら、こういう形になるのかなとか、もっとそこに何か、この検討懇話会とか会議を何回かやっているんですけど、その具体

案それぞれを瞬時に出示していただいて、そこに県民とかからも、ものを言いたい方に対して言えるような場所をつくってもらうとか、学生さんとか、もっとそういうのがあってもいいのかなと思いました。

今日、午前中の松本委員の質問に対する説明の時に、ブランディングというのは難しいなと常々思いながらも、あまり総体的な戦略のロードマップはありながらも、何か絵づらを描けなかったのかなと思ったので、あえて聞かせていただきました。これに関しては、また今後も注目したいと思っております。

続いての質問にまいります。これは、これまでの委員会、そして集中審査の中でもありました。知事の公務と政務との違い。この間、集中審査でもかなり議論をしてきた中で、その後、課の中でどういうふうな決まりごとができたりとか、変化があったとか、具体的に教えていただければと思います。

【黒島秘書課長】これまで一般質問、県議会にありますとか委員会、集中審査の中で、公務、政務の混同のところ、ご議論、お話をいただいたところでございます。

私どもといたしましても、公務、政務の両面があるというところで、公用車の使用でありますとかそうしたところ、過去行ってきたというところがございまして、そうしたご議論をお受けいたしまして、私どもとしましても、改めてそうしたところの線引きを自分たちでもしっかりと整理する必要があるというところで考えております。

また、公用車の使用につきましては、特に考えておりまして、やはり公務だけではなくて、公務、政務の両面があるというところにつきましても、やはり政治的目的でありますとか、政

治的行為が少しでも考えられるところにつきましては、今後、公用車を使用しないなど、公用車の適切な使用について努めてまいりたいということで考えております。

また、それ以外のところにつきましても、知事にももちろん気をつけていただく必要はあると思いますけれども、私どもといたしましても、これまで以上にそうしたところに注意して取組を進めていくということで考えております。

【浅田委員】 前回、集中審査の時にも、私自身も、自分たちも、公務と政務というところの線引きが非常に難しい中で、皆様たちが担っていただいているということは、もう十分に把握しているところなんですね。しかしながら、やっぱり今回このような事件的なことがあり、多くの県民も注目しているところだと思います。

今、公務と政務、公用車の使い方というようなお話をしましたが、知事とは、その後、具体的にそういうふうなお話、マニュアル化、そういったところはどうなんでしょうか。

【黒島秘書課長】 知事とお話をさせていただくというところにつきましては、知事も公務、政務のところにつきましては、非常に注意をされているというところのお話をさせていただいたところでございますが、マニュアル化につきましては、まだこちらの方では、私どもの内部といたしましては検討等はさせていただいておりますが、まだ具体的な形としては策定できていないところでございます。

【浅田委員】 いろんな文章を書いたりとか、いろんなことが出てくると思うんですね。知事がやっていることに関しては、やっぱり秘書課としてはやらざるを得ないというようなこともあろうかと思うんですが、やっぱり今回そこまですべきだったのかという疑義を持たれてしまっ

た以上は、その在り方、今はそういうふうになっているけど、今後だって同じようなことになるわけですね。担当の方が替わればとか、いろいろあると思うんです。

やっぱりここはもう少し覚悟を持って、きっちと県民に、そして私たち議会に対しても申し開きができるような状況が必要かと思いますが、その辺どうですか。

【黒島秘書課長】 委員おっしゃいますように、我々も今回の案件につきましては非常に、今後、組織として業務を進めていく中で、マニュアル、そうしたところの作成というのは、やはり組織として続けていく以上は効果がある、必要なものではないかということで考えておりますので、そうした線引き、作成等につきましても検討してまいりたいと考えております。

【浅田委員】 そうしないと秘書になりたくない人が増えますよね。能力はあるけれども、なんか疑義をかけられたりとか、今回、皆様も非常にそういったところで苦慮したり、要らぬ疑いをかけられたりとか、現秘書の方たちも苦労しているところではないかなと思います。

ここはやっぱり部長、しっかりと目に見える形でやっていただかないと、なかなか今後も同じようなことが、防止できるのかなという気がしています。部長の思いをお願いします。

【陣野秘書・広報戦略部長】 この総務委員会の集中審査でもかなりご議論いただきまして、公務と政務の混同、なかなか公務と政務、まず一つは、長崎県知事という形で、どうしても行事の依頼とか、まず秘書課に来るのは、もう間違いございません。その中でどう私たちが区別していくのか。そこはなかなか難しいところがございします。その中でも、やはり県民の皆様にもしっかり説明できるような形でしていかなけれ

ばならないという形が、まさにこの総務委員会でもお話があった内容だと承知しております。少なくとも後援会の業務については、基本的には後援会でやっていただくと。

ただ、なんといっても、私ども、知事のスケジュールも管理しておるものですから、どうしてもスケジュールの調整というのが出てきますけれども、それ以外については、基本的には後援会のことは後援会でやっていただくという形で考えていきたいと思っております。これにつきましては、当委員会の集中審査での総務委員長の報告がございました。公務、政務の問題については、明確な区分や判断が難しいものもあるが、職員に多大な影響を与えた現状を踏まえると、今後は知事がしっかり反省、自覚を持って取り組んでいただきたいという報告もいただいております。こちらにつきましては私からも総務委員会の委員長報告でもこういうことがあったので、知事もそこは自覚していただきたいというお話はさせていただきました。

そういった形で、私ども、今回の件も十分踏まえて、今後は皆様にご迷惑をかけないような形で取り組んでまいりたいと考えております。

【石本委員長】 ほかにございませんか。

【小林委員】 今の浅田委員の政務と公務の問題に関連してお尋ねをします。

まず、総務部長、名前を出してはいかんとやろうけれども、いわゆる現時点では元秘書課長、その人事の在り方です。

秘書課長として1年、それから秘書広報課の、そういうところの部長も1年、そして非常に重要ポストである県北振興局長に今行っている。1年、1年ごとで佐世保の振興局長、理事というような人事がなされておると。これについては、ちょっと問題があり過ぎるのではないかと、私

はこう思っておるわけです。大体ね、そういう飛び級をやる人も過去にも中にはおるし、現在でもおると思うんです。課長から次長もやらん、政策監もやらんでほんと部長になっているような人もおるたい。それはそれなりに考えてのことだろうと思うけれども、そこに行くまでの前段の、やっぱりきちんと積み上げがなされていると思うんです。

この人の場合においては、秘書課長で1年、部長で1年、そして重要ポストである佐世保の理事兼県北振興局長、こういう人事の在り方は、ちょっと異常じゃないかと。異例じゃなくて異常だと。

しかも、考えてみると、情実人事みたいに言われている。情実人事というのは個人的な利害が絡んでいると、こういう見方がある。やっぱり私情によるところの人事、こんなものがまかり通って、大体、人事は総務部長がやるものだと思っているわけだけれども、任命権者が知事であることは間違いがないけれども、知事が先頭を切ってこういう人事をやるのかね、それともあなたがやったのかね、どっちですか。

【中尾総務部長】 まず、人事の担当部局の長は私でございますので、一般の職員の人事については、人事担当の人事課長と相談をしながら素案などを決めております。

その上でご指摘のございました今の県北振興局長、部長級の職でございまして、いわゆる幹部でございます。幹部人事については、最終的には知事において決定がされる、知事の専権事項と俗な言葉ではお話がございましたけれども、そのような形でございます。

ただ、委員がご指摘になられましたことというのは、今回またこの場でもご議論になりましたので、きちんと知事にはお伝えしたいと考え

ております。

【小林委員】私が言うたから総務部長は知事に今から言う。何て言うのか、あなた、いけませんよと言いきつとか、こういう意見が出たということと言うだけのことね、どうですか。

【中尾総務部長】このようなご指摘があったということと、あと、それに伴って、そのようなご意見があったということでお伝えするのが第一かなというふうに考えております。

【小林委員】あなたにそのことで突っ込めばね、まだいろいろと突っ込めるわけけれども、この辺にしておくけれども、ただ、私がいろんな人から意見を聞いてみると、また、声がわいてくるのは、やっぱり他の職員たちにやる気をなくさせると。これは誰もまともな人事とは思ってないと。これは私情を挟んでの、そういう人事ではないかと、考えにくいと、考えられないと、こうはっきりいろんな方々から耳にするわけです。県庁始まって以来じゃないか、こういう私情を挟むような人事は。

そういうことで、他の職員の方々のやる気をなくすということ、県庁の組織運営上、大変な問題になると、こう思うわけです。

我々、県議会は、やっぱり皆さん方を激励していかなくちやいかんし、また、どうかなと思うところは、ちゃんとチェックするのが我々の役割です。だから、言いにくいことでも、はっきり言わなければいかんところは、県民の皆様方の代弁者として、口だけ代弁者、代弁者と言うやつもおるけど、何もせんくせに、なんも言わんくせに。そういう口だけの代弁者みたいなことを言う人もおるけれども、やっぱり言いにくいことも言わざるを得ないと、こういうようなことだよ。

そこで、今回も1年1年、そして理事、こんな

県北振興局長は軽いポストか。こういう人事の在り方を一体どう思っているのか。ここをひとつ担当の責任者として総務部長の意見を求める。

【中尾総務部長】県北振興局長は、広大な県北地域を所管する県北振興局長として非常に重要なポストだというふうに考えております。

その上で、基本的なところで申し上げます、人事は、やはりその人の経験、知識、能力、そして、そのポストに求められるところでそれぞれ配置がされるというものだというふうに認識しております。

個別の人事について申し上げますのは差し控えたいと思うんですけれども、先ほど申し上げたとおり、幹部人事についての最終的な決定権は知事にございますので、ご指摘があったことをお伝えするとともに、何より私ども人事を預かる者としては、職員のモチベーションを上げるというようなことで職員の能力を最大限発揮するというのが人事の基本だというふうに思っております。その観点も含めて幹部人事を知事が最終的に決定するに当たって、ご指摘も含めて、その方がどういう背景にあるかですとか、背景というのは能力ですが、経歴があるかといったことも含めて議論をさせていただきながら決めていくこととさせていただければと思います。

【小林委員】いいか、部長、よう聞いとけ。佐世保で会合があった時に、彼が就任して間もない頃、会合があつて集まった席上で、その彼が何と言ったかと、「私は、大石から」、「大石」と呼び捨てだ、「大石から請われて来ました」と。例えば、知事から請われて来ましたとか、請われて来たとかいうことも、なかなか言わない言葉けれども、なんと、「大石から」と呼び捨てにしてね、何様かと、癒着をしてるんじゃないかと。こういうような言葉が出てくるとい

うことは、癒着をしているんじゃないかと。一職員が上司である、しかも知事に対して「大石が」と、「大石から請われて来た」と、こんなことを呼び捨てしながらやっているような、やっぱり個人的な私情が既に入っていると、こう思わざるを得ないというようなことが、やっぱりまかり通るということで、一体どうするかと、こういうようなことだね。実に見苦しいと。出席をしとった人から私は直接聞いたけれども、こんなような醜いことをやっているわけだよ。「大石から」と、あんた、言いきるか、大石から俺は請われて来たんだと。こんなね、非常識なことをやりよと。

それから、一般質問の中でも申し上げたが、彼が秘書課長の時に、知事の個人の借用書2,000万円、その2,000万円も実際的に、これは私の見解だけれども、偽の借用書だ、偽りの借用書、そういうのを何か知らんが、知事から印鑑を預かっているとかいうことで、その偽の借用書に、虚偽の借用書に、印鑑を押せと言われたから印鑑を押しているんだらうと思うが、知事個人の借用書にだよ、2,000万のそれに押してると。何に押したのかと、どんな内容のものだったかと言っても、よく見ませんでしたので内容がわかりませんと。こんなようなことがね、まかり通るような県政の、しかも秘書課であるのかと。あなたは上司だよ、秘書課の。

こういうね、元秘書課長が知事個人の、それも私に言わせれば、偽の、虚偽の借用書、こんなものに知事の印鑑を預かって、指示があったから押したんだらうと思うけれども、それも実際何の内容かわからんと、こういうことを証言しているわけだ、彼が。

そういうような状況を見て、一体ね、こんな、やっぱりこれは一心同体といっても、やっぱり

公務員の立場の秘書課長と知事との関係とかいうものは、やっぱりきちんとするところは、きちんとせんといかんと。こう私は思うんだけど、この点についてはどう思われますか。

【中尾総務部長】 先ほど、秘書課長、秘書・広報戦略部長からもお話がございましたとおり、なかなか秘書課の業務が多岐にわたる中で、公務と政務の切り分けが難しい部分というのは、多分にあるかというふうには思われます。そこについては秘書課とともに、どういった整理ができるのかということとはしていかなければならないのかなというふうには考えております。

【小林委員】 部長、答えになっとらんど、全然答えになっとらん。こんな答弁をして、よう総務部長をしきるな。どういう管理をやっているのか。今、私が申し上げるように、2,000万の借用書、それに対して4か所に4つの印鑑を押してある。それは知事から指示があれば、印鑑を預かっているということであり得ることかもしれないけれども、何の内容なのかということも知らんと、見てなかったから知らんと。そういう印を押しているということを、平気でこの場所で彼は証言するわけだよ。こんな秘書課長がどこにおるのかと。借用書に印鑑を押すだけでも大変なことなんだよ。それをね、何のものかわからん、見なかったと。こんなでたらめを言てね、県議会をはぐらかすような、こんなものがまかり通っていいのかと。これはやっぱりあるべき姿じゃないんじゃないかと。それは秘書課もいろいろせんばいかんこともあるだろうが、何の中身かわからんとか言って、そんなことでまかり通るような、そんな秘書課でいいのかと、そんな秘書課長でいいのかと。これについてどう思われますかと聞いているんだから、答えてくれ、しっかり。

【中尾総務部長】 当時、元秘書課長がどういう状況で押したかという、押したというご答弁をされているのは、総務委員会の集中審査等々でも拝聴させていただいたところでもありますけれども、どういう状況で押されたのか。この部分も含めてですけれども、事実確認を我々はしないといけないということでございますので、今、委員からご指摘のあったことというのが、果たして職員として、秘書課長として、どういう考えでやったのかということは、十分に確認させていただきたいというふうに思います。

【小林委員】 だからね、今となっても、あなた、テレビを見とったというんだから、秘書課長に、その真意はどうだったのかとか、そんなことを聞いてもないと、今から聞こうかと思っているとか、そんなね、なんかね、そんなような話をしていること自体が、あなたも総務部長としていかなものかということになる。実際的に人間的に評価をしている人は、総務部長は素晴らしいと言う人はいっぱいおるよ、たくさんおるよ。あなたはそれなりのことはやっているよ。だから評価は高いけれども、こういう肝心なところにね、やっぱりきちんとした姿勢を出しきらないというところ、この辺のところは実に残念至極だよ。だけど、いいことか、よくないことかぐらいなことを、すべきか、すべきじゃないかというところぐらいは、あなたの見解を聞きたいわけだよ。もう一回、見解を言うてみなさい。

【中尾総務部長】 置かれた状況を確認できていないままです。憶測で申し上げるのは差し控えさせていただきたいですけれども、当然、議会のご説明というものは誠実にすべきであるというふうに考えております。

【小林委員】 なんでこの辺になってきたら、ず

んだるっとな、あなたらしくもない。全然、プロパーじゃなくて本庁から来ている君が、こういうような、なんかね、訳のわからんごた答弁をするとは、情けないと言うしかないよ。全然何を言っているかわからん。総務部長としての、秘書課の上司として、そういう発言しかできないということは、私にとってみれば甚だ遺憾でありますよ。このことは申し上げておきたいと思います。

それから、秘書課長にお尋ねしますが、今年の2月7日、夜の知事の日程はどうなっとったか。

【黒島秘書課長】 委員お尋ねの2月7日の夜でございますが、県議会議員と懇親ということで予定をお伺いしておりました。

【小林委員】 私も確認をしましたが、2月7日、今年の。実は長崎の料亭で、長崎県の指名業者、建設業者、指名の4者と、ある県会議員と、そこで一緒に長崎の料亭で飯を食ってると。しかも、予約をしたのが、その元秘書課長、もう名前を言わんとわからんから、大瀬良君だ、彼が予約をしてるわけだ。これは公務ですか、政務ですか。

【黒島秘書課長】 令和6年2月7日の懇親会については、知事の参加は公務ではないと認識しております。

【小林委員】 昔の秘書課だったら政務なんて言うかもしれんよ、いや、公務と言うかもしれん。これは公務じゃなくて政務だとはっきり認めている。

こういうような形で、しかも調査してみれば、そういう指名業者の方と知事がそうやって複数の方と一緒に飯を食うなんていうこともね、今までの歴代の知事は細心の注意をして、もし出席をしなければならないならば、自分の会費は当然払ってくると。これくらいのやっぱり何と

うか、秩序とか、注意しながら出席をしてくるわけだけでも、これは残念ながら、調べてみたら、今の大石知事は会費を払ってきてないと、ただ飲み、ただ食いして帰ってきている。

こういうようなね、ちょっとびっくりするようなことがあっているわけだけでも、これについては秘書課長も、これは絶対公務ではないと。部長、ちょっとなんかそれに対しての見解を何か言えるか。

【陣野秘書・広報戦略部長】 今年の2月の時点、私、在籍おりませんので、なかなかお答えできませんが、秘書課長と同様で、公務ではないと認識しております。

【小林委員】 公務じゃないことは、もうはっきりわかつとる。そうやって秘書課長だって同じように2月は秘書課長じゃなかったわけだよ。

そういう状況から考えてみても、あまりにも、予約をしたのが秘書課長とか、会費も払っていないとか、こういうことが明らかになるとね、一体どうなっとつとかと。こんなどろどろしたような状況ね、本当に驚くわけだよ。

だから、一体そこで何の話をしたかと、こういうようなことも、それぞれわかってくると思うんだけど、いずれにしても、そんなような状況もあっていると。

それから、3月12日に、いわゆる県会議員選挙で、いろいろ公用車をもって回っているということが3月12日、明らかになってる。なんで公用車で行ったのかと。それは叙勲のお祝いがあったから、叙勲のお祝いに行くために公用車で行った、そして秘書も連れて行っていると。

ところが、調べてみると、この祝賀会も、知事が挨拶したら直ちにそこを退席して、途中で退席をして、そして6名の県会議員候補の事務所に行き、そして為書きとか、そういう陣中見

舞いを行っている。この秘書課の日程を求めて、真っ黒に塗ったものを訴えて、これを真っ白にしたら、なんと、この日程表の中には途中退席というものちゃんと最初から書いてあるわけだよ。

だから、公務で行った、公務で行ったと言いながら、実は選挙事務所回りの方が主で、そういう祝賀会は、公用車と秘書を連れていくための、なんかね、（発言する者あり）そういうね、ちょっとね、本当の趣旨は選挙事務所回り。祝賀会では挨拶して退席して、6件のそういうところを回っている、ここに日程表がある。

こういうようなことで、これは公用車を手配したのは誰か。

【黒島秘書課長】 令和5年3月12日につきましては、委員おっしゃいましたように、褒章の授章祝賀会出席ということで、その往復の経路において事務所を訪問されたということで、公務、政務両面があったということで私どもは伺っております。その調整につきましては、知事と当時の秘書課長がお話をされたのではないかと私は考えております。

【小林委員】 いずれにしても、こういうことが全て明らかになってきよるわけだよ。だから、さっきの人事の問題から始まって、あまりにも癒着がひどくて、あんまりどろどろし過ぎとる。まさに秘書課の一番きれいな姿がね、全部ね、はぎ取られてしまっているような感じで。

そして、聞けば、今の知事がある人に漏らした言葉、「浦副知事の後任は大瀬良君だ」と、こういうようなことを言っていると。佐世保の県北振興局長が、次は今度は副知事、こういうようなことが、本人が言ってるわけだよ、任命権者が言ってるわけだよ。こんなことをね、軽々に口を滑らせると、もってのほかのことなんだ

よ。なんかね、ちょっとおかし過ぎると思うんだよ。

だから、そういう点についても、やっぱりもうちょっと総務部長ね、いくら今、佐世保に行ってるかもしれんが、あまりにも露骨で、こういう人事の在り方等も含めて、やっぱり県政の組織運営の上において、やっぱりよろしくないことについては、しっかり内部で是正をしているただかなければいかんじゃないかと、こういうことを申し上げているわけだよ。

是正を約束することができますか、あなたは。

【中尾総務部長】 今、様々ご指摘がございました。その点につきましては、まず事実を確認させていただきたいというふうに思っております。

その中で、何らかやはりよろしくないといえますか、そういうことが確認できれば、そのことも含めて幹部人事について知事と協議してまいりたいと考えております。

【小林委員】 だから、事実を調べてもらって、それが事実だとわかれば、また、私がそんなうそ八百をこの場で言うということは、名誉棄損も著しくなります。だから、私も、それなりの根拠があった上での発言をしているつもりです。

ですから、あなたの方でよくよく調査をしていただいて、こういうような問題があるとすれば、これは何かね、罰則というか、こんなものを黙ってほっといていいわけですか、責任を、懲戒処分とかかれこれ規定の中でやるべきことをちゃんとやってもらわんといかんじゃないかと、こう思うんだけど、これは事実関係を調べてもらって、地方公務員法に抵触するようなことがあれば、それなりの処分は行うべきではないかと、こう私は思いますが、その点について最後にお尋ねをしておきたいと思います。

【中尾総務部長】 今、委員からご指摘がござい

ましたとおり、まず、私どもとしても事実を確認する必要があります。ですので、それを確認しない中では予断をもって申し上げることは差し控えたいと思います。

ただ、一般的なことで、当然、地公法に何らか抵触するものがあれば、地公法の考え方、解釈に基づいて適切な対応を取らなければならないということかと存じます。

【小林委員】 そのやり方で大体どうなったということは、報告をしていただくことができますか。

【中尾総務部長】 まだこれから事実確認をする、その事実確認の仕方も含めて、まだ決まっていないところでございますので、予断を持って申し上げるのは差し控えたいと思いますけれども、議会で既に様々集中審査、それから、この中でも議論があったということも踏まえまして、その中身をどうするべきか、個人のプライバシーなどの部分も配慮する必要があるのかなど、顧問弁護士などとも相談しながら考えてまいりたいと考えております。

【小林委員】 総務部長、途中の経過とか調べたけど、あんたの言うことは違うよとか、そういうことの報告はできますかと、こう聞いているわけだ。

【中尾総務部長】 この点の事実確認というのは、途中経過を報告するという性質のものではないかというふうに考えております。

ただ、何らか対応が必要になった時に、その理由など、どういう形でお示しできるかというのは、先ほど申し上げたとおり、顧問弁護士にも相談しながら検討してまいりたいと考えております。

【小林委員】 総務部長ね、私も、ここで説明をする以上、報告をする以上、また、こういう意

見を言う以上、そんなね、うわさ話でできるような話ではないんだよ。それなりに時間もかけ、いろいろな内容も詰めて、こうやって明らかにしているところなんです。

だから、私は私なりに、やっぱりあるべき姿じゃないから、当然、県民から代弁者としての、そういうチェック機能の一人として申し上げておるわけだよ。

だから、それに対して、あなたは報告する義務はないんですか、どうですか。

【中尾総務部長】 縷々地公法上の問題を考える中で、私ども人事当局としても事実を確認するということが必要ですので、その旨をご説明申し上げているところでございます。

その上で、どのような形でお示しできるかは、様々総合的に考えて検討はしてまいりたいと考えております。

【吉村委員】 この前は露払いと言っておりましたけれども、今度は後から言うから、牛のふん取りぐらいですかね。

今聞きよってね、3点、質問しようかなと思っておったけど、やっぱり総務部長、議会には報告義務がありますよ。中身がどういう形であるかということはあってもね。だから、報告はしますと、中身はまた考えてやってもらうということになるわけよ。僕らもそこまで強制はできん。でも、執行部と議会の関係を見ると、報告は義務よ。わかっておりますか、それでお願いします。

それと、やっぱりもう内部調査に入っと思うとったけど、びっくりしたね、今日聞いて、全然。総務の集中審査でも出て、参考人で来て、こうや、ああや言うとのに、そういうのがあっても何もしよらんやったというのは、非常にびっくり、がっかりするんじゃないけど、そこら辺

は執行部として、それぐらいの、何というかね、構え方でいいんですかね、いかがですか。

【中尾総務部長】 当然ながら、総務委員会の集中審査の中で本件についても議論になっているということは、先ほど申し上げたとおり、拝聴していたところでございます。

それを踏まえまして、今議会におきまして、その集中審査の報告といったものもなされました。私どもとして、その中身も拝見した上で、総務委員会でどういう議論があったかを改めて精査といいますか、どういうことがご指摘があったかということを整理した上で事実確認をするべきだということでございまして、今、その準備を進めておりまして、決して、このまま遅々として進めないということでは考えておりません。

【吉村委員】 決してございませんなら、改めてという接頭語は要らんのよね。やっておりますやね、ちょっと時間がかかりよりますと言わんばさ、取りかかっておるんですと、取りかかっていなかったわけじゃないんやろうと、今の答弁を解釈したけど、そう信じてね。

それと、早急に取りかかって早く答えを出していくという作業をやってください。

今さっきね、小林委員からも・・・料亭の話なんてさ、これ、今聞いただけで私も事実かどうか確認できとらんけんわからんけど、これやったらもう会費払うとらんなら、知事は収賄罪じゃないの、県議は斡旋収賄じゃないの。業者が金を出しておれば、これは贈賄じゃないの。成り立ってしまうたい。予約も大瀬良秘書課長がしとるなら、もうこれは全部ぐるみでやっとな、斡旋贈収賄罪で全部ひきとられるという話になるわけですよ、これ、ちょっと。大きなことですよ、この一つだけでも。

だから、ここら辺もようっと調べて、秘書課長に、この予約の時の状況、そういうこともきちっと調べて報告をお願いしますよ。

別の観点からもう一つ聞きます。知事がね、よく土日を利用して部外者と会うとったと、こういう話があるんですよ。これもわかりません、大分昔の話ですから。今頃も会いよるとか知らんです。知事室を使ったと。土日に知事室を簡単に使えるのかというのを聞いたんやけど、なかなかちゃんとした答えが返ってこない。

まず、トータルで県庁舎の管理、それも休日、祭日、こういう時の県庁舎の管理、誰でも出入りができるか。ロビーはできりますよ、ロビーとかロビーのトイレとか図書コーナーとか。でも、それ以外のところ、いわゆる執務室、そういうところに誰でも自由に出入りできるのかどうか、そこら辺ひっくるめて答弁をお願いしますと思います。

【中尾総務部長】 まず、庁舎という観点から、管財部門も所管しておりますのでご説明いたします。

委員ご指摘のとおり、ロビーといいますか、一般の方が入れるエリア、1階から3階のスペースまでは土日も開放しているところでございます。一方で職務スペース、私どもが通常執務を行う空間といったものはセキュリティがかかっておりまして、身分証といいますか、カードキーによって入ることができるような形になっております。その意味では職員以外の人間が執務スペースに入るということはございません。

【吉村委員】 そうやろうと思う。今の答弁は最低限ね、最低限の話よ。私は、この前、休みの日に県庁で挨拶をせんばいかんというので来て、その挨拶文を部屋に置いとった、副議長室に。そうすると、鍵は守衛室にありますからと、こ

う聞いとったもんだから、守衛室に行ったら、いや、議会事務局の秘書課の入口、そういうところの鍵は守衛室では預かっておりませんという話でした。困ってね、入られんたいと思って、いろいろしよったら、結局、入られんやったのよ。それぐらいしとかんといかんわけよね。カードがあれば入れるんですと、職員の人たちはね、全部それで入れるけんが、いいかもしれんけど、私どもは控室のカードだけしか持たないので入れない、職員の皆さんは入れる。だから、知事は知事室に自分のカードを持っとけば入れる、ですよ。土日でも、祭日でも自由に、どうですか。

【黒島秘書課長】 委員お話のとおり、知事も自分のカードで秘書課内知事室に入ることが可能です。

【吉村委員】 可能ですよ。そうすると、その知事が入った時の部屋の中の管理というか、そこら辺はどうなっとるのかなと。例えば、知事が一人で行きました、知事室に入りました、後ろからこそっについて行ってさ、誰か包丁持って行って後ろから知事ば刺してみんね、どがんなるねという・・・。

だから、そういうのを防止するいろんな方策が取られとるのかなと思うけど、その点についてはどうですか。

【黒島秘書課長】 土日、祝日など、そうした中で公務の場合は、通常、秘書がついておりますので、秘書と一緒に登庁されるという形でございますが、公務以外の場合は、例えばお一人で来られる場合につきましては、秘書等ついておりませんので、そのあたりのセキュリティの対策というところでは、特段私どもで対応していないところが実情でございます。

【吉村委員】 対応しとらんじゃ駄目でしょう。

誰かからちょろっと聞いたんじゃないけど、いや、カメラがついとるんじゃないですかと。カメラはついておりますか、知事室にカメラは、24時間、動作しよりますか。それぐらいしとかんとセキュリティーが保てんでしょう、いかがですか。

【黒島秘書課長】 知事室内には、カメラは設置されてないという状況です。

【吉村委員】 入口と言いますが、入口にあると、出入りは監視しとると、教えてください。

【黒島秘書課長】 出入り口の方にはカメラはございます。

【吉村委員】 そしたら24時間、出入りは全部わかっとるわけね。誰かが見とらすわけですか、お願いします。

【森管財課長】 秘書課への出入は、中央監視室で24時間監視しております。

【吉村委員】 それは保存期間とかはあるんですかね。気になるんじゃないけど、知事がね、土日を使って自分の知った人を知事室に入れて話をしよったという話があるもんだから気になるんじゃないけど、そういった場合に中央監視室では、そこら辺、これは誰ですかとか知事に確認したりとかはないのかなと思って、いかがですか。

【森管財課長】 保存期間は、うろ覚えで申し訳ありませんが、2週間程度は保存していたかと思えます。ただし、設置しておりますのは防犯カメラでありまして、人を特定するためのカメラではないので、どれだけ鮮明に、例えば吉村委員なのか、違う方なのかというところまでを特定できるか判りません。

【吉村委員】 例の取り方には気をつけてくださいよ。俺もすねに傷があるんじゃないけん。

やっぱりそこら辺ね、そうやって結局、自由度が上がる。そして、職員の人に見られんよう

に土日を使ってやるとかね、そういうのがね、なんか、私からすれば姑息に見えてくるんじゃないけど、そういうところで話す話というのは何かと、こうなるけど、平日に堂々と話せばいいのになと思うけど。

それで、大概のところは知事一人で行くという事は、そうそうなくて、やっぱりそこに秘書がついておるんじゃないかろうかと思うけど、やっぱり知事単独で、まあそれはプライベートな時間もあるやろうけど、知事室に出てくるとい時には秘書に連絡はあるものか、ないものか、そこら辺どうですか、秘書課長。

【黒島秘書課長】 公務の場合は、当然、秘書がついておりますので、秘書と一緒に登庁されるというところが普通でございます。また、公務外の場合におきましては、知事がこれまでも秘書等に連絡をされずに一人で登庁されたということの実績といいますか、そうしたこともあったということで承知しております。

【吉村委員】 さっきの質疑の中で、元の秘書課長ね、これがスケジュール管理もしよったと。恐らくこれは土日も含めて1年365日のスケジュール管理やろうと思うね。土日もないけんね、言うてみれば。だから、そこら辺は、秘書課長というのは、大概中身を全部知っとるんじゃないかなと思うけど。

それで、さっきあった、知事室に入って借用書に判こを打ったわけよね。これは秘書課長は知らんと、中身を見とらんと言うけど、見とらんとかもしれん、そのくらいの軽い書類さ。だって、偽造した、嘘の書類やけんね。判こが違うのよ、本当の借用書と後援会に貸し付けた借用書と、判こが全部違うのよ。ええ加減な借用書を作るよなと思って見ました。これも集中審査の時にも言うたけどね、全部、判こが違う。

でも、やっぱり鏡ぐらいはわかるよ、判こを打つ時に見るとやけん、誰に対しても見るとやけん。（発言する者あり）割り印も押してあるとって。

そいけん、そういうところの管理というのを、やっぱりもっとぴしっとせんといかとやろうというふうに。これはその時の秘書課長というのに、状況というのは一緒に内部調査をしてもらってね、やっぱり具体のところを解明してもらいたいと思いますので、本当に早急にやってください。お願いします。

ここに直接関係あつとかなと思うけど、駅周辺を長崎市が都市計画変更して容積率緩和したね、いつやったかな。それで、何のために容積率を緩和したのかなと思う。何も目的もなしにさ、容積率を緩和するって、自治体だよ、行政だよ、するかなと思うんじゃないけど。ここら辺、全部民地よね、県の土地じゃないよね、市の土地もないよね、あんまりね、ちょっとぐらいあるかもしれんけど。

そういうところの容積率を緩和するというのは、どういうことかなと。やっぱりそこに利益が生まれるというふうに考えんと合わんわけよね。利益が生まれるということは、市の財政にも寄与するということになるわけよね。そういう説明があれば、まだわかるんじゃないけど、ここら辺、市に聞いてよと県に言うたら、あんまりわからんごた話で、何で容積率を緩和さしたかわからんですと言う。ここからずっと港のpromenadeまでね。図面を見ると、・・・ぐらいのね。

そしたらさ、容積率を多分600を800にしたのかな。そうすると、それだけ高さが取れるね、床面積が増えるね、その床でもうかるわね。それで、高い建物を海べたに建てられると景観は

悪くなるわね、向こうにもともと住んどる人は、文句言うわね。そこら辺の調整もせんままに容積率を緩和してさ。

今度は逆に、これは都市部じゃないけど、佐世保市、市街化調整区域、これを厳しくしたね、佐世保市は。市街化調整区域には触れんようにしたわけよ、ここは開発がもうできなくなった。いわゆるコンパクトシティーで言うんじゃないけど、コンパクトシティーの意味がね、どういう意味なんじゃろうと。例えば、中心街の核があつて、その周りに衛星みたいにあつて、昔、パリがしたやつ、そういう感じをイメージしたりすればわかると思うけど。

一方では、そうやって市街化調整区域をもう触れんようにする、一方では、訳もわからんで容積率を緩和する、どこに利益がつきよるのか。民間の土地だったら、その上に民間のビルが建てば、その民間がもうかるわけね。行政がその民間のためだけに容積率を緩和したら、おかしいなとなるよね、やっぱり。それを行政が活用できるようにすればウィン・ウィンになるっちゃけどね。そこら辺がはっきりしとらん。

そういう意味で、県内のそういう基礎自治体やりよることについて、県はどういうふうに日頃から関心を持つとるのかなと思うんじゃないけど、直接やるのは基礎自治体であるにしても、そこをきちっと誘導をして長崎県のためになるようにするというのが県の役割やろうと思うけど、その点について、ちょっと前置きが長うなったけど、どのように考えておられるか、お知らせいただきたいと思います。

【中尾総務部長】委員の問題意識に直接お答えできているかというところはございますが、先ほどおっしゃっていた容積率ですとか、それから市街化調整区域についてどう考えるか、これ

はやはり一義的にはまちづくりの観点だというふうに思われます。

ですので、まちづくり、例えば駅周辺ということであれば県としてもこの地域がにぎわうということは、人の面からも、また、そこから出てくる様々な収益の面からも有利なことだということですので、まちづくりの観点から、担当の、恐らく土木部になろうと思いますが、そちらが知事とよく協議しながら仕事を進めているものだというふうに思います。

私どもとしては、それだけでなく県への波及効果といったもの、それは雇用であったり産業であったり、それから、いやらしい言い方でございますけれども、税収であったりといったところにもはねてくるので、その辺の動きというのは、我々としても特に管理部門としてアンテナを高くもっておきたいというふうに考えます。

【吉村委員】それを本当にアンテナを伸ばして、やっぱりひいては県全体の利益につながるようにせんばいかんとさね。勝手にされたって困るのよ。宿泊税でも一緒よ。県が関与してね、やっぱり宿泊税を3%取ってもよかさ、払うんじゃけん、誰でも。そのうち、県が半分、市が半分とかね、県が取った分は宿泊者が少ない自治体とかにね、やっぱり配分して、それを地域振興策にするとかね、やっぱりそういうのを常に考えとってもらいたいと、県は県だからとかじゃなくてね、つながっとるんだから、全部が。お願いします。

最後にもう一つだけ、これ、委員長が松浦市なのでお助けで言うときますけど、ここ1~2日のニュースで、国がエネルギー政策を変えて原子力を減らさないと、一定割合、原子力を持っておくんだという方向に変わってきたね。やっぱり原子力は危ないけど、これを使わんとCO₂

削減とか、いろいろ安定したベースロード電源になり得るものがないわけよね、再生可能エネルギーだけでは。

それで、松浦の鷹島は玄海原発から8キロのところなのよね。それでもその範囲に松浦が入っとらん。それで大きくいろいろいっぱい国の補助金とか交付金とかあるけど、総じて電源三法交付金とかで話をするけど、そういうのは原子力と火力と水力といろいろあって、原子力のあるところが、そういう交付金とかいっぱい来るわけよね。

だから、反対とは松浦も声を上げようさんわけだから、やっぱり交付金を引っ張ってくる、国から。続くのであれば続かせる。そういうことをやっぱり働きかけをせんばいかんやろうなと思っているのが一つです。

それから、原子力というと、玄海原発から吉井、江迎はぎりぎり30キロ圏内、UPZ圏内に引かかる、そこだけなのよ。でも、佐世保港には時々原子力潜水艦が来る。これが移動系の原子力発電所たいね、小さいけど。これ、佐世保市が避難訓練はしよるけど、それが入ってきた時には、例えば玄海原発がそこにある、これは固定型だから。移動型でも港内に1泊、2泊すると、1泊、2泊の固定型の原子力発電所と考えられるよねと。それについて国は何にも言わん。また、米軍も何日に入ってきますとかいうのをこの頃言わんごとなった、昔ちょっと言うたりしよったけど。

そこら辺を意見を、議論を深めていって、やっぱり九州防衛局でも、防衛省でも、そういうところに長崎県の防衛ということで佐世保に入る原子力潜水艦の移動系原子力ということについて、もっと対策を打ってもらわんばいかん。それについても入って来た時には、これこれこ

ういう交付金事業も併せてやっていいですよとか、米軍も一緒に訓練に参加してくださいということをもっと強く言ってかんばいかんとよねと思うけど、危機管理部長、いかがですか。

【今富危機管理部長】アメリカの原子力艦の寄港に関する諸問題についてのご質問だと思います。

佐世保市からは3点、県の方への要望として上がっておりまして、一つは、原子力艦の事故が発生した際に速やかに港外に移動させること。2つ目が原子力艦の原子力防災訓練に対しまして米軍が参加をすること。3点目に米国原子力潜水艦寄港における事前通報の非公表措置を解除していただきたい。この3点が県に要望として上がっております。

県としましても、このうち政府施策要望として佐世保市とも協議をしながら、限られた要望項目の中で最初に申しあげました原子力艦の移動の件、もう一つが防災訓練への米軍の参加、この件について政府施策要望として国に要望させていただいております。

【吉村委員】もう通り一遍の答えは要らんちゃけど、もっと積極的に、もう尻をたたくぐらい、金子容三も防衛政務官になったんじゃけんが、こらっと言うてから、まだ息子じゃけん・・・。

それと最後に・・・で言うときます、総務部長。田中愛国議員が一般質問しないと、この2,000万円の問題も出なかったわけよ、わからなかったわけよ。でも、既に実行されたものとして2回、償還を受けとるわけよね、後援会から、知事は。だから、それはわかったので戻したけど、わかったから戻したのよ、結果論よ。わからんやったら戻しとらんのだから。そしたら、これは何かとなる。うそついて金ば引っ張り出したら、これ詐欺横領よ、罪はもっと重くなる。だ

から、そういうことを思って、ちゃんとこれを調べて内部調査を進めていただきたいということ要望して終わります。

ありがとうございました。

【石本委員長】ほかに。

【まきやま委員】お疲れさまです。知事がつまんないことをやって、皆さん、とぼっちりを食らって、心中お察し申し上げます。

能登半島地震を踏まえた本県の防災対策の見直しについて。6の防災・減災対策の（3）海底活断層に係るアセスメント調査についてお聞きします。

令和6年度に予備調査が行われたそうですが、我が県にはどのような断層があって、来年度にはどの断層について調査をされますか。

【飛永防災企画課長】令和4年3月に政府の地震調査委員会が公表いたしました長期評価の中に、本県近海に9つの海域活断層があるということが明らかになっております。そのため、それらの活断層について各断層ごとの震動分布であったりとか、津波浸水予測などを今年度行っております。

【まきやま委員】陸地の断層について調査が行われるかどうかについてもお聞きします。

【飛永防災企画課長】陸域の活断層につきましては、本県では平成17年に地震アセスメント調査を実施しており、その際に雲仙地溝南縁断層帯など6つの陸域断層の被害調査などを行っております。

なお、本年度実施しております先ほどの海域活断層の予備調査を受けまして、来年度以降に被害想定など詳細調査を実施することにしておるわけですが、この陸域の平成17年に実施した調査からも20年が経過しておりますので、人口減少ですとか建物の耐震化などが変

化しておりますので、平成17年の地震アセスメント調査についても、人口の減少、耐震化、国土強靱化などの経過を踏まえた見直しを行うことを検討しております。

【まきやま委員】 能登半島地震では最大4メートルの隆起が見られました。また、先日、熊本の防災センターへ行き、実際に断層のずれをこの目で見てきましたが、長さ34キロにわたって地表地震断層も見られました。

そこで、今回の本県の防災対策を考える上で大事なことが一つ抜けています。それは、本県では、今、原発と同じ安全性が求められているBSL-4施設の稼働が進められています。そして、ビッグNスタジアム付近まで小江原断層が来ていることが確認されていますが、この小江原断層の調査がなされておりません。BSL-4施設のすぐ近くです。エボラウイルスのような治療薬も今はない、最も危険なレベルの病原体を扱うことになりますので、原子力防災と同じ重要性があります。

危機管理部は、この重要性についてしっかり把握されているでしょうか。

【飛永防災企画課長】 BSL-4施設のリスク、重要性については、認識させていただいておりまして、過去の経過を申しますと、これまで長崎大学や、県、長崎市などの三者連絡協議会を設置した後、地域住民の代表ですとか学識経験者などを加えた地域連絡協議会を設置して、大学から施設に関する情報を共有の上、運用状況や安全対策を協議してきております。

また、長崎大学は、施設運用時のリスクを想定した安全管理規則を制定し、緊急事態発生時の情報伝達方法などについて明記したほか、長崎市は地域防災計画の中にBSL-4施設に係る事故災害等対策計画を追加しております。

小江原断層についてでございます。小江原断層につきましては、先ほど申しました平成17年のアセスメント調査では、県内に被害を及ぼす地震の震源となる断層につきましては、基準を申しますと、過去の調査で活断層であることが確実であるもの及び推定されるもの、それから、断層の延長が10キロメートル以上で、マグニチュード6.5以上の震源となり得るものにつきまして、選定を行っておりますが、その際に小江原断層は調査の対象にはなっていないものと認識しております。

今回、平成17年のアセスにつきましても一定の見直しをするということで考えておりますが、その際に新たな活断層を追加してアセスメントをするということにつきましては、現時点においては考えておりませんが、見直しをするに当たりましては、有識者の方などに改めて確認をしながら進めてまいりたいと思っております。

【まきやま委員】 地震によってエボラウイルスが漏れたとなれば、本県どころか、全国かつ近隣諸国まで及ぶ大問題になります。BSL-4施設から半径何キロを封鎖してというような対応になってまいります。この県庁ですら機能不全になります。そうなれば防災対策すらできなくなってまいります。

この断層の調査は必須だと考えますが、いかがでしょうか。

【今富危機管理部長】 最終的には専門家の方にご意見を聞きながら進めていきたいと思っております。今の時点で考えていることについてお答えしますと、もともとの平成17年でのアセスメント調査は、先ほど課長が申したとおり、有識者の知見等を踏まえまして、先ほど申し上げた基準でやっております。その基準の設定の仕方として、各地域における最も高くなるような地

震ということでの設定になっておりますので、基本的には今の長崎市で申し上げますと、雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯が連動した地震が一番大きな震度になるのではないかとこのように考えています。そうした時の想定というものが震度4から強の揺れになります。

そうした時に、このBSL-4施設の耐震化を見えますと、今、震度7を想定した設計になっておりますので、今の考えで申し上げますと、耐震性については問題ないと考えております。ただ、そうしたことについての考え方については、調査を行う際には、また専門家の方にもご意見をいただきながら進めていきたいと考えております。

【まきやま委員】 震度7の地震を想定した建物になっているということですが、長周期震動については対応されてますか。

【飛永防災企画課長】 BSL-4施設につきましては、免震構造を採用して震度7に達する大地震でも、地震の揺れを吸収して施設の損傷や実験機器の転倒を防止すると聞いております。

すみませんが、長周期震動につきまして対応しているかどうかにつきましては、承知しておりません。

【まきやま委員】 熊本の震災では長周期震動で免震に対応した建物が倒れております。今回の見直しは、能登半島地震で得た教訓から本県の対策を強化するまたとない機会です。

実は、今、特定第一種病原体を所持してよい法人に長崎大学を指定することについての可否について、国がパブリックコメントを行っておりまして、なんと、既に異例の約4万件の申請が上がっています。つまり全国から今注目というか、懸念を示されていますので、今後、県は何をやっているんだという指摘が舞い込んでく

ると思いますが、最後に部長の答弁を求めます。

【今富危機管理部長】 様々なそうし状況に合わせて近隣の住民の方々が不安に思われる、こうしたお気持ちは十分に認識しておりまして、そこについては県としてもしっかりと対応していかなければならないというふうに思っております。そこへの対応につきましては、先ほど来、課長から申し上げました地域連絡協議会、こういった場を活用しながら、そういう事態にならないように県としてもしっかりと対応してまいりたいと思います。

【まきやま委員】 1つ忘れていました。長周期震動に対する対応についての確認をお願いいたします。

続きまして、同じ対策の1番の被災地の情報収集と侵入対策についての（5）の通信対策についてですが、能登半島地震で地面が4メートルぐらい隆起したということを考えますと、海底ケーブルでは障害が生じる可能性が大きいので、コストもほとんどかからない衛星通信を使用した通信手段の確保に早急に取り組んでいただきたいと要望します。

以上です。

【飛永防災企画課長】 能登半島地震におきましては、委員ご指摘のとおり、通常の通信手段が断線等により使えなくなるという状況が非常に広範囲において起きまして、最大で能登半島の70%において通信ができないという状況になったとも聞いております。

こうした状況を受けまして、本県といたしましては、防災対策の見直しを行う際に、こうした通常の地下の回線等を使わない衛星通信を使ったインターネット機器による通信手段の確保について、ぜひとも必要ではないかというふうに考えております。

【石本委員長】 ほかにご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】 ほかに質問がないようですので、秘書・広報戦略部、総務部及び危機管理部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

— 午後 3時19分 休憩 —

— 午後 3時19分 再開 —

【石本委員長】 委員会を再開します。

これをもちまして、秘書・広報戦略部、総務部及び危機管理部関係の審査を終了いたします。

引き続き、委員間討議を行います。

理事者退席のため、しばらく休憩いたします。

— 午後 3時20分 休憩 —

— 午後 3時21分 再開 —

【石本委員長】 委員会を再開します。

閉会中の委員会活動について協議したいと思いますので、しばらく休憩します。

— 午後 3時21分 休憩 —

— 午後 3時22分 再開 —

【石本委員長】 委員会を再開します。

閉会中の委員会活動について、何かご意見はございませんか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】 それでは、正副委員長にご一任願いたいと存じます。

なお、委員改選前の定例会における委員会は、本日が最後となりますので、閉会に当たり、理事者の出席を求めています。

理事者入室のため、しばらく休憩いたします。

— 午後 3時22分 休憩 —

— 午後 3時25分 再開 —

【石本委員長】 委員会を再開いたします。

委員改選前の定例会における委員会は、これで最後となりますので、閉会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

昨日もご挨拶の中で申したことでダブるかもわかりませんが、ご挨拶申し上げます。

本年2月から総務委員会の委員長を仰せつかりまして、今日まで委員会審査及び現地調査などを実施してまいったところでございます。この間、富岡副委員長をはじめ、各委員の皆様には熱心にご協議を賜るとともに、理事者の皆様方にも誠意あるご対応をいただき、誠にありがとうございます。

おかげをもちまして、総務委員長としての重責を何とか果たすことができたのではないかなと思っております。この場をお借りしまして、改めて心からお礼を申し上げます。ありがとうございました。

また、この委員会の中で、これまで審査におきましては、新技術実装連携“絆”特区の指定、株式会社ポケモンとの連携協定締結、特定利用空港・港湾の指定、県北地域の振興対策、能登半島地震の課題を踏まえた防災対策の見直しなどについて、熱心に論議を交わされたところでございます。

また、IR区域整備計画の審査結果への対応に伴う参考人招致や、大石知事の政治資金等に関する集中審査を実施するなど、県政にとっては大変重要な事柄について協議をいただいた期間でもございました。残念ながらとい

うか、総務委員会集中審査の報告としては、皆さんの貴重なご意見を基に報告いたしましたけれども、現時点でも、なお疑義が残っているという状況でございます。

今後は、議会全体として、この大石知事の疑義について、今後ともしっかりと調査といいますか、真相究明に向けた対応を今後行っていただくことになりますけれども、総務委員会としては、ここまでできることはやったということでございますが、今後ともよろしくお願いしたいと思います。

また、総務委員会の所管におきましても、いまだ多くの懸案事項が山積しております。引き続き、理事者、県議会及び関係団体が一体となって、県民の皆様が安心して暮らせる長崎県づくり、社会の実現に向けてしっかり取り組んでいかなければならないと思っております。

今後とも、皆様方の力強いご協力、そして県政に対するお力をお借りして、よりよい長崎県づくりに取り組んでいっていただきたいと思いますと思っております。

最後になりましたけれども、今後、県勢のますますの発展と、委員皆様、そして理事者皆様方の今後ますますのご活躍、ご健勝を心から祈念いたしまして、委員長としてのご挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

次に、理事者を代表して総務部長よりご挨拶を受けたいと思います。

【中尾総務部長】 閉会に当たりまして、総務委員会所属の各部局を代表いたしまして御礼のご挨拶を申し上げます。

石本委員長、富岡副委員長並びに各委員の皆様方におかれましては、多くの部局が属す

る総務委員会において、幅広い分野にわたり、終始熱心にご審議をいただき、大変貴重なご意見、ご提言を賜りましたことに対しまして、厚く御礼を申し上げます。

この間、「新しい長崎県づくり」のビジョン、デジタル化、DXの推進、UIターンの促進、ジェットfoil更新の支援、九州新幹線西九州ルートを整備促進、県庁舎跡地の活用、SNS型投資・ロマンス詐欺被害防止対策、人身安全関連事案対策などについて、熱心なご議論を賜りました。

その中でも、デジタル化、DXの推進につきましては、本年6月、地理的に離れた複数の自治体が連携して共通の課題解決に取り組む「新技術実装連携“絆”特区」に長崎県と福島県が全国で初めて区域指定されたところでもあります。

ドローンのレベル4飛行等による市街地でのオンデマンド配送などの実現に向け、引き続き、関係自治体や民間事業者と連携しながら、特区制度を活用した利便性の高いドローンサービスの実装を推進してまいります。

また、去る1月に発生した能登半島地震では、半島において道路が寸断された場合の救助や支援など、様々な課題が生じました。離島や半島の多い本県におきましては、こうした課題にしっかりと対応できるように防災対策の見直しを行いました。今後は、市町や防災関係機関をはじめ、NPOやボランティア、民間事業者など様々な団体等にご協力をいただきながら、着実に推進してまいります。

さらに、西九州新幹線（長崎―武雄温泉間）につきましては、開業後2年間で約496万人にご利用いただいておりますが、本年10月の長崎スタジアムシティの開業により、駅周辺に

新たな賑わいがもたらされているところであり
ます。

引き続き、県内外の多くの方々に利用して
いただけるように、市町や関係団体としま
り連携を図りながら、新幹線効果の波及・拡
大を図ってまいります。

九州新幹線西九州ルート（新鳥栖―武雄温
泉間）の整備の在り方につきましては、国土
交通省と佐賀県との幅広い協議や、与党PT
「九州新幹線（西九州ルート）検討委員会」
等で議論が続けられております。県としては、
こうした議論が進展するよう、政府・与党に
働きかけるとともに、関係者と様々な意見交
換を積み重ねるなど、今後も全線フル規格に
よる整備の実現に向けて力を注いでまいり
ます。

このほかにも課題は山積しておりますが、
本委員会において賜りました貴重なご意見、
ご提言を今後の施策に活かしながら、県民の
皆様に具体的な成果をお示しできるよう、職
員一丸となって取り組んでまいります。

最後になりますが、委員の皆様方のますま
すのご発展、ご活躍をご祈念申し上げて、簡
単ではございますが、お礼のご挨拶とさせて
いただきます。本当にありがとうございました。

【石本委員長】 ありがとうございました。

以上をもちまして、総務委員会及び予算決
算委員会総務分科会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

— 午後 3時33分 閉会 —

1 2 月 1 9 日
(追加上程予算議案審査)

1、開催年月日時刻及び場所

令和6年12月19日

自 午前10時 8分
至 午前11時30分
於 委員会室1

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	石本 政弘 君
副委員長(副会長)	富岡 孝介 君
委 員	小林 克敏 君
〃	浅田ますみ 君
〃	松本 洋介 君
〃	吉村 洋 君
〃	坂本 浩 君
〃	大場 博文 君
〃	宮本 法広 君
〃	まきやま大和 君
〃	湊 亮太 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

企 画 部 長	早稲田智仁 君
企 画 次 長	川端 博子 君
政 策 企 画 課 長	内田 正樹 君
政策企画課企画監 (総合計画・総合戦略担当)	小柳 正典 君

危機管理部長	今富 洋祐 君
危機管理対策監	池田 聡 君
消防保安室長	松尾 健自 君

地域振興部長	小川 雅純 君
地域振興部次長兼 交通政策課長	鳥居 祐輔 君
土地対策室長	吉田 良則 君

総 務 部 長	中尾 正英 君
総 務 部 次 長	猿渡 圭子 君
財政課長(参事監)	苑田 弘継 君

6、審査事件の件名

○予算決算委員会（総務分科会）

第117号議案

令和6年度長崎県一般会計補正予算（第5号）
（関係分）

7、審査の経過次のとおり

— 午前10時 8分 開会 —

【石本分科会長】 おはようございます。

ただいまから、予算決算委員会総務分科会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

本日、上程されました予算議案につきまして、予算決算委員会に付託されておりますので、予算議案の関係部分を総務分科会において審査することとなっております。

本分科会として審査いたします議案は、第117号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分であります。

次に、審査順序につきましては、総務部長が文教厚生分科会の審査に出席する必要があることから、先に企画部、危機管理部、地域振興部関係の審査を行い、終了後、総務部関係の審査を行うこととしたいと存じますので、ご了承を

お願いします。

なお、理事者の出席につきましては、付託議案に係る範囲とし、お手元に配付しております配席表のとおり決定したいと存じますので、ご了承をお願いいたします。

また、本日、審査する議案は、国の国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策に伴うものであり、明日の予算決算委員会及び本会議において審議することとなっておりますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、これより企画部、危機管理部、地域振興部関係の審査を行います。

予算議案を議題といたします。

企画部長より予算議案の説明を求めます。

【早稻田企画部長】企画部関係の議案についてご説明いたします。

「予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料 企画部」をお開き願います。

今回、ご審議をお願いいたしますのは、第117号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分であります。

歳入予算は、35億8,236万円の増となっております。

今回の補正予算は、国において決定された「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」に沿った国の補正予算に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものであり、他部局で歳出予算を計上しております物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業に対応して、政策企画課において歳入予算を計上するものであります。

なお、その内訳については、別紙の補足説明資料「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金充当事業一覧」のとおりであります。

以上をもちまして、企画部関係の説明を終わ

ります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【石本分科会長】次に、危機管理部長より予算議案の説明を求めます。

【今富危機管理部長】おはようございます。

危機管理部関係の議案についてご説明いたします。

「予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料」の2ページをお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第117号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分であります。

今回の補正予算は、国において決定された「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」に沿った国の補正予算に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものであり、歳出予算で防災費4億4,935万3,000円の増を計上いたしております。

これは、LPガス一般消費者料金高騰対策支援事業で、LPガス料金上昇の影響を受ける県内一般消費者の負担軽減を図るため、LPガス販売事業者が行う使用料金の値引きを支援する経費を計上いたしております。

次に、繰越明許費についてご説明いたします。

LPガス一般消費者料金高騰対策支援事業は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、経済対策補正により実施する事業であり、年度内に適正な事業期間を確保できないため、防災費4億4,935万3,000円について繰越明許費を設定しようとするものであります。

以上をもちまして、危機管理部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【石本分科会長】次に、地域振興部長より予算議案の説明を求めます。

【小川地域振興部長】 おはようございます。

地域振興部関係の議案についてご説明いたします。

「予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料」の2ページをお開き願います。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第117号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分であります。

今回の補正予算は、国において決定された「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」に沿った国の補正予算に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものであります。

歳入予算は、国庫支出金2億5,082万5,000円の増、歳出予算は、企画費9億9,376万1,000円の増となっております。歳入予算の内容は、地籍調査費負担金であります。歳出予算の内容は、災害時の迅速な復旧に資するため、土砂災害特別警戒区域等を含む地域において、長崎市など県内5市が実施する地籍調査事業に対する補助金の増、燃料費等の価格高騰による経費増の影響を受けている公共交通事業者及び貨物運送事業者への支援に要する経費を計上いたしております。

次に、繰越明許費については、地籍調査に要する経費の補助金であります。年度内に適正な事業期間を確保できないことから、3億7,623万8,000円について繰越明許費を設定しようとするものであります。

なお、国からの追加予算の内示については、資料では12月中旬と記載しておりますが、国の補正予算が17日に成立し、同日に内示をされております。

以上をもちまして、地域振興部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い

申し上げます。

【石本分科会長】 次に、補足説明を求めます。

【松尾消防保安室長】 それでは、危機管理部の分科会補足説明資料をお開き願います。

LPガス一般消費者料金高騰対策支援事業についてご説明申し上げます。

予算要求額は、4億4,935万3,000円としております。

まず、1の背景をご覧ください。

(1) 都市ガスを使用している一般消費者については、国において令和6年8月から10月の酷暑対策、令和7年1月から3月の総合経済対策として、都市ガス事業者を通じて値引きを実施することとなっております。

(2) LPガス使用世帯については、国が臨時交付金の追加を11月22日に閣議決定し、LPガス使用世帯への給付など支援を明示しております。

(3) 県内約28万世帯で使用されているLPガスの一般消費者の負担を軽減することが必要なため実施する事業となります。

2、事業概要をご覧ください。

LPガスを使用している県内一般消費者に対し、その価格上昇分の一部について、LPガス販売事業者を通じて都市ガスの値引率に準じた金額を支援する事業となります。

3、事業内容をご覧ください。

(1) 支援対象は、県内LPガス利用世帯、約28万世帯としております。

(2) 支援単価ですが、1世帯当たり1,400円の定額としております。1,400円の根拠でございますが、点線の四角囲みの中に記載しております県内の標準世帯におけるLPガスの過去3年間の価格上昇額、令和3年8月と令和6年8月の差が843円となっており、これに国の都市ガス支援

の補助率に準じた27.4%を乗じた額が①の230円となります。この230円の6か月相当ということで、②の1,400円としたところでございます。

6か月の考え方でございますが、国が都市ガスに対して既に実施しました令和6年8月から10月までの酷暑対策の3か月分と、今回、総合経済対策で実施される令和7年1月から3月の3か月分を合わせた期間としております。

本事業の支援対象世帯が約28万世帯であることから、支援総額は3億9,200万円となります。

次に、（3）支援方法ですが、県内のLPガス販売事業者約330事業者に一般消費者のLPガス料金から1,400円を値引きしていただき、当該額をLPガス販売事業者に補助することとしております。

ご参考といたしまして、四角囲みの中に支援手続の流れを記載しております。今回で3回目の支援事業となりますが、過去2回においても同様の支援手続としております。

最後に、一番下のスケジュールでございますが、議決後、速やかにLPガス販売事業者へ事業開始の周知を行った後、料金値引きと支援金支払いを実施する予定としております。

なお、繁忙期である年度末や年度初めに対応できないLPガス販売事業者への負担を軽減するため予算を繰り越させていただきまして、LPガス販売事業者が料金の値引きを実施する期間を長めに確保いたしまして7月までとする予定としております。

以上をもちまして、私からの説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【吉田土地対策室長】 私から、補正予算のうち土地対策について説明させていただきます。

資料は、補足説明資料、土地対策室の事業説明書をご覧ください。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、土地対策費の地籍調査費であります。

国の総合経済対策において、地籍調査事業が3つの柱のうち、国民の安心・安全の確保施策として位置づけられ、迅速な災害復旧など防災・減災の基盤となる事業として盛り込まれたことから、国の補正予算を活用し、県内の地籍調査事業の推進を図ろうとするものであります。

具体的には4の事業概要等に記載しておりますが、現在、地籍調査事業を実施している10市に対し、令和7年度の事業計画を含めたヒアリングを行い、そのうち事業の前倒しが可能な実施箇所について、国に対して要望を上げていた結果、今回、土砂災害特別警戒区域などを中心に、そこに記載しております長崎市など5市に対して補助金の内示があったことから、補助金としての3億7,623万8,000円を補正予算として要求させていただいております。

また、国からの補助金の内示が、一昨日、12月17日にあり、本年度内に適切な事業期間を確保できないことから、併せて繰越明許費の設定についてもご承認をお願いしたいと思います。

なお、最後に参考として記載しておりますが、現在の進捗状況といたしましては、令和6年度末の進捗見込みとしては70%であります。今回の補正予算も活用しながら、さらなる推進、加速化を図り、災害復旧の迅速化や公共事業等の社会資本整備の基盤づくりにつなげてまいりたいと考えております。

以上で土地対策室からの補足説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【鳥居次長兼交通政策課長】 続きまして、私か

ら、物価高騰に係る交通事業者、貨物運送事業者に対する支援についてご説明いたします。

補足説明資料をご覧ください。

県内の交通事業者及び貨物運送事業者は、地域住民の移動手段、生活物資の輸送など重要な役割を担っておりますが、燃料価格等の高止まりの状況が続いており、各事業者の経営は依然として厳しい状況にあります。

燃料費等の高騰に係る交通事業者等の支援につきましては、昨年度も実施しておりましたが、今後も引き続き事業を継続し、地域住民の移動手段、生活物資の輸送などの役割を果たしてもらうため、今回、2つの事業を補正予算として計上しております。

事業の概要についてご説明します。公共交通事業継続緊急支援費については、燃料価格等の高騰の影響を受けている公共交通事業者の事業継続のための支援として、各事業者の使用する車両数等に応じた支援金を交付することとし、予算額は3億6,222万4,000円を計上しております。

次に、貨物運送事業継続緊急支援費についてです。燃料価格高騰の影響を受けている一般貨物自動車（トラック）運送事業者及び本土から離島へ生活物資を輸送する貨物航路事業者の事業継続のための支援として、各貨物運送事業者の使用する車両数または船舶数に応じた支援金を交付することとし、予算額は2億5,509万9,000円を計上しております。

なお、交通貨物事業者に対する支援単価は、燃料価格高騰による影響額をベースに、運賃値上げ等による価格転嫁の動きなどを考慮した上で設定しております。

なお、今回の支援に係る財源につきましては、国の重点支援地方交付金を活用することとして

おります。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【石本分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【宮本委員】おはようございます。幾つか質問させていただきます。

まず、企画部からです。

これは初歩的な質問になるかもしれませんが、そして、私の認識が間違っていればご指摘いただきたいんですけど、今、企画部長から説明がありまして、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業を35億8,236万円、約36億円でやりますということでご説明がありまして、これを各部局に振り分けるということでありました。

12月18日に政策企画課から交付限度額というのが送られてきてまして、長崎県は全国22位で58億8,282万円、約59億円、推奨事業メニューというのが来たんですね。これ、ちょっと教えていただきたいんですが、約59億円あって、今回の補正で約36億円使うということなんですか。残りがあるんですが、これはとりあえず36億円をまず使って、残りは随時、今年度で使っていくという認識でいいのか。

私の認識が間違っていればご指摘いただきたいんですが、これについてご説明いただければと思います。

【苑田財政課長】予算の執行の関係ですので財政課からご答弁させていただきます。

委員からお話がありましたように、今回の国の経済対策に伴います物価高騰対応の重点支援地方交付金につきましては、本県に58億8,000万円の交付があったところでございま

す。そのうちお話にありましたように、今回、35億8,000万円ほどを使い、対策を講じさせていただいているところでございます。

この考え方でございますけれども、今回、補正予算の編成につきましては、国会の審議の状況などを見据えながら準備を進めてきたところでございまして、正式な通知がまいったのが12月18日といったような状況でございました。

過去の配分の状況なども踏まえながら整理しつつ組んできたところでございますが、今回の35億8,000万円の配分の考え方といたしましては、そうした中で国の通知文にもありますけれども、困難な状況にあります生活者や事業者の皆様を支えるといった緊急的に措置が必要だと考えます給付的な事業を中心にまず予算を組ませていただいたところでございます。

ご指摘がありましたように、残り23億円ほどございますけれども、これについては引き続き、例えば過去に実施いたしました事業者ですとか生産者の皆様の生産性の向上につながる設備等の支援ですとか、そうしたところも含めて検討を深めさせていただいております。今後の補正予算による対応を含めて、速やかに対応を検討してまいりたいと考えているところでございます。

考え方は、以上でございます。

【宮本委員】 そうするならば、もう1回確認です。残り23億円は今年度に使わなければいけないという認識なのか、来年度に繰り越していいのかということを確認させてください。

【苑田財政課長】 ここは繰越しを今回お願いしている分もございますけれども、繰越しを含めて対応可能でございます。ただ、予算の措置については、速やかな執行という話を国からもいただいておりますので、補正予算による計上を

含めて早急に検討を進めてまいりたいと考えております。

【宮本委員】 緊急的な措置として、今回、約36億円で経済対策をすると、物価高騰対策をします。生活者支援と事業者支援ということでやっていくということと、残りは順次やっていく。これは要は残りの約23億円は、今後、各部局に振って、まだやるべきメニューがあるならば2月議会で補正を組んで当然やっていくという考え方でいいのか、もう一回確認させてください。

【苑田財政課長】 お見込みのとおりで結構でございます。各部局には今回の対策と併せまして、今回の正式な通知を見据えて、これまで行ってきた取組の中で、ほかにも実施する必要があるのではないかと検討を進めていただいております。現在、そうしたものを含めて検討を既に進めさせていただいているところでございます。速やかな補正予算への対応を含めて検討してまいりたいと考えております。

【宮本委員】 ちょっと難しいかもしれません。ざっくりわかれば結構ですけれども、残り、こういったものが必要なのか、出てくるのか。例えば今回は中小企業者などにいくような政策というのが、そう見受けられないような気がするんですが、残り、こういったものに配分が予想されるのか。そういったことがわかれば、ざっくりでいいんですが、教えてください。

【苑田財政課長】 具体については、引き続き検討してまいりたいと考えております。大きな、基本的な考え方としましては、先ほど委員からもございましたように、今回措置しました予算の内容といいますのは、LPガスの支援ですとか、電気代などのエネルギー価格の高騰への支援、また、農林水産業の飼料や燃油等の支援といった、そうした給付的な内容のものが中心で

ございます、公共交通事業等も含めてですね。

ですので、今、検討を深めておりますのは、そうした中で過去にも実施してきた中でございますと、例えば、将来に向けて効果が持続するような省エネにつながるとか、デジタル化によって生産性が向上するとか、そうしたような視点で将来に効果が続くようなものも含めて今後検討を深めていければと考えているところでございます。

そうしたものを中心に、今後、補正予算を含めて検討を進めていければと考えております。

【宮本委員】 DXというのが事業になかったかなと思ったので、ちょっと確認をさせていただいたところであります。省エネ対策も随時取り組んでいくということで一定の確認をさせていただきました。ありがとうございます。

次に、地域振興部の交通政策課に質問いたします。

今、物価高騰に係る交通事業者、貨物運送事業者に対する支援ということでご説明いただきました。公共交通事業者、そして貨物運送事業者について、国の重点支援地方交付金を活用して支援するというものであります。おっしゃっていただいたとおり、昨年も実施されております。私もつぶさに確認しておりますが、昨年と比べて今回どうだったのかということをお教えいただければと思います。

【鳥居次長兼交通政策課長】 昨年度と今年度の支援内容の違い、それから現在の状況でございますが、まず、支援の目的、背景は昨年度と同様の考え方でありまして、先ほど補足説明の中でも少しご説明しましたが、県内の公共交通機関の状況を述べますと、まず、地域住民の生活等の移動手段、それから貨物、生活物資の輸送といった重要な役割を果たしていただいているこ

とは前提として変わりがないところでございます。

令和6年度に入って利用者数に関してはコロナ前の水準に戻りつつありますが、今回、対象としております燃料価格の部分については、高止まりの状況が続いており、昨年度と比べても変わっていない状況でございます。

そういう意味で、運行経費の増加というところは、引き続き大きな影響を与えているところでございます。一部、運賃上げ等による価格転嫁等も進んでおりますが、それでもまだ転嫁しきれていないということもございまして、各交通事業者の経営状況は厳しいと認識しております。

今回、国の重点支援交付金の追加支援ということが決まったため、同じような考え方で事業を実施しようと考えております。

昨年度との変更部分は支援単価でございます。支援の単価については、先ほど申し上げたように厳しい経営状況は変わっておりませんが、一部、価格転嫁等もなされているというところを踏まえまして、昨年度の支援単価よりも少し減額させていただいております。

具体的に申し上げますと、6月、11月補正で実施した支援単価の3分の2程度に減額をさせていただいております。

その考え方についてですが、燃料価格の高止まりは続いているものの、一部、公共交通事業者、貨物事業者においては運賃値上げ等によって価格転嫁ができている部分があること。それから、国のガソリン価格への支援として激変緩和支援がありますけれども、そちらも今月から段階的に縮小されていきます。要するに、出口に向かって戦略的に縮めていくという動きもあるため、県としても、その動きにも合わせてい

く必要もあろうかと考えております。また、コロナ禍から利用者数も確実に回復傾向にあるとあったところ等を踏まえますと、昨年度と同様の考え方で支援を実施するものの、支援単価については少し減額したうえで今回実施しようと考えております。

【宮本委員】各事業者の賃上げによる価格転嫁ができています。しかしながら、燃料は高止まりしているということ。経営が厳しいということは変わらないんですよ。3分の2減額ということであります。国と合わせて出口戦略ということで前年度よりは減額ということをお聞きいたしました。

思いとしては、昨年度と同程度でいいんじゃないかという思いもあって、経営状態は非常に厳しい。運賃値上げによる価格転嫁は一定あるものの、燃料も高止まり、19日から上がるということも言われており、状況は厳しいので、前回と同じというのが妥当じゃないかなと思うんですが、一定理解はするものの、理解に苦しむところもあるかなと思います。もちろん、こういったので国の支援があるというのはありがたいことなので、県としても対応していただくということは非常に重要なので、一定理解をするところでもあります。

引き続き、公共交通事業者の経営状況もつづさに確認していただきながら、県もいろいろ連携を取っていただいて状況を確認していただきたいということを併せて要望させていただきます。

【石本分科会長】ほかにございませんか。

【松本委員】先ほど、土地対策費の地籍調査費の説明がございました。こちらを質問させていただきます。

今回、地籍調査事業で3億7,623万8,000円の

補正予算が要求されています。これは本当に広い範囲で毎年必要になってくるので、特に災害復旧や防災・減災の基盤となる事業ですが、例年と比べての規模感や対象市町数がどうなっているのか、お尋ねいたします。

【吉田土地対策室長】例年と比べての規模感がありますけれども、今回の規模感といたしましては、昨年度の補正額1億7,176万円より2億円ほど多く、また、令和3年度、4年度、5年度の直近3か年の平均補正額2億850万円に対しても1億6,000万円ほど多くなっております。

今回の補正額は、国による国土強靱化対策で補正予算が強化された令和2年度以降、最も多い要求レベルとなっております。

また、対象市町数も、昨年度は2市でありましたけれども、今回は事業の前倒しに積極的な市も多く、結果的に内示を受けた市が5市に増えたことで要求額も増えているという状況であります。

【松本委員】補正予算も大分増えているということ。そしてまた、昨年度の2市から今回はさらに事業の前倒しに積極的で内示を受けた市が5市に増えたということですが、この要因をどのように認識しているのか、お尋ねいたします。

【吉田土地対策室長】増えた要因でありますけれども、地籍調査事業を実施している市においても、近年の自然災害の激甚化等を受けて、国土強靱化の観点から土砂災害特別警戒区域等の災害危険区域の地籍関係にいち早く着手したいという市が増えているということ。あと、我々としましても、経済対策の補正は予算がつきやすいということ、あるいは工期を長く確保しやすいなど、補正予算活用のメリットや事業を効率的、計画的に進めることができる旨を機会あるごとに市町に対して説明してきた結果、相ま

って今回のような結果になっているものと分析しております。

【松本委員】 今後、これをどんどん進めていただきたいんですが、最後の参考のところに進捗率が、11月末時点で令和6年度末見込みで約70%ということでございます。今回の補正で5.64平方キロメートルの計画でございますが、次年度事業を含めて令和7年度末にどこまで伸ばしていこうとしているのか、お尋ねいたします。

【吉田土地対策室長】 今回の補正対応分では、資料にも記載していますとおり、5.64平方キロメートルありますが、次年度の事業計画としては、この5.64平方キロメートルを含め、29.13平方キロメートルを計画しており、令和7年度末での進捗率を今現在の70%から市町と一緒になって70.7%まで引き上げていきたいというふうに考えております。

【松本委員】 0.7%といっても、時間はかなりかかると思いますが、やはり選択と集中というか、土砂災害が発生する可能性が高いエリアをまずは重点的にしっかりと進めていただきたいと思います。

以上です。

【石本分科会長】 ほかにご質問はございませんか。

【坂本委員】 私からも1点、宮本委員の質問の関連ですが、交通事業者への支援についてです。

宮本委員が最後に指摘されたように、私も去年並みぐらい、よかったんじゃないかなというふうに思いましたし、それから、先ほどの財政課長とのやり取りを聞いても、23億円、国の限度額で、余剰と言ったらおかしいですけども、残っていて、今後、それは給付的なものじゃな

くて、省エネとかデジタルとか将来につながる事業と、それはそれで理解するんですけども、私も交通事業者の方からいろいろお伺いする限り、非常に厳しい状況は変わりません。それから、先ほどの補足説明資料の中でも、現状については、これは去年の現状と一言一句変わらないですね。去年の11月の補正予算と、いわゆる交通事業者を巡る現状というのは、本当に一言一句変わってないわけですから、額は3分の2ということで、去年との比較について答弁がありまして、それはそれで一定理解はするんですけども。

そこで、質問ですが、去年は2回、補正をしてこういう支援をやりましたよね。今年は1回ですよね、今回の支援ということですね。そうすると、去年に比べて今回3分の2ぐらいに単価が減額されているということですけども、去年は2回やりまして、今回は1回。もちろん、それぞれ事業者の方に一定聞き取りもして今回の額になっているんだろうと思うんですけども、去年はそういう意味では2回やって今回は1回で、しかも3分の2ということで、そこら辺の認識について、もう1回聞かせていただければと思います。

【鳥居次長兼交通政策課長】 昨年度2回支援を実施していたのに、今年度は1回かつ額が少なくなっていることについての認識、考え方に関するお尋ねでございます。

委員ご指摘のとおり、昨年は2回、6月補正、11月補正で実施してきたところでございます。まず、1回当たりの考え方、支援単価については、去年の支援単価と比べて3分の2というふうに申し上げましたが、もともと去年の設定の段階でも事業者燃料高騰による影響額を聞き取ったうえで、年間の影響額をベースに支援単価

を設定しております。その設定の際に影響額の2分の1を支援するという考え方で支援単価を設定し、結果的に国から財源を確保できたため2回支援を実施することになりました。

今回も燃料高騰の影響額について事業者に聞き取りをさせていただいておりまして、その状況というのは、確かに高い状況でありました。

ただ、今回、昨年度は年間影響額の2分の1で考えていたところ、3分の1にしたというところで、結果的に額的には3分の2程度になっております。

支援を昨年度は2回できたので、結果、2分の1が2回あったので、1年分ほぼ支援できた形になっておりますが、今回はその3分の1というところでありまして、昨年度の合計と比べると3分の1になっているという状況でございます。

ここの考え方については、先ほど申し上げたとおり、燃料価格等の高止まりの状況はあるものの、価格転嫁、それから利用者の回復、出口に向けた段階的な対応というところも勘案して今回設定しているところでございます。

委員ご指摘のとおり、引き続き、交通事業者、貨物事業者の厳しい状況というのは変わらないところでございますので、構造的に収入を増化させていく、それから費用をなるべく削減していくといった構造転換を含めて対応していく部分も必要かと思っておりますので、そういった事業者の経営状況についてしっかり把握してまいるとともに、先ほど財政課長からも答弁があったように、燃料高騰への給付的な支援だけではなくて、何か構造転換につながるような支援ができないかというのは引き続き検討してまいりたいと考えております。

【坂本委員】わかりました。いわゆる今後の課題については、デジタル化だとか構造転換だと

かいろいろあるかというふうに思いますけれども、交通事業者の場合は、キャッシュレス化とかそういうことを含めて、この間、コロナ禍の支援も含めて結構やってきているところは、やってきているんじゃないかなというふうに思っているんですよね。その上で、そういうことをさらに進めるということも大事だというふうには思うんですけども、キャッシュレス化を含めたデジタル化というのは、それなりに進んできていて、これは事業者によっても温度差といいますか、どれぐらいやっているかというはあるんだろうと思うんですけども、そういう意味でいくと、今回のような直接的な給付ということも重要ではないかと思っておりますので、ぜひ両にらみで今後とも継続した支援対策を私の方からも改めて要望させていただきます。

以上です。

【石本分科会長】ほかにご質問はございませんか。

【小林委員】重点支援地方交付金の交付限度額についてですが、県分が58億8,200万円、市町分が39億4,100万円と。これは市町の分は、ここに資料が来ているけれども、この分ですか、長崎市から始まって21市町になっているけれども。

【小柳政策企画課企画監】市町の分の交付金でございますが、委員ご指摘のとおり39億4,100万円余りということでございます。

【小林委員】それは、ここに資料がありますが、この内容ですか。

【小柳政策企画課企画監】今、委員のお手元にお配りしている市町別の金額でございます。

【小林委員】国からいくんですか、県からいくんですか。

【小柳政策企画課企画監】お金につきましては、国の方から直接市町の方に流れるようにな

っています。

【小林委員】 そうしますと、まず、低所得者支援枠で住民税非課税世帯、1世帯当たり3万円を基礎として算定と。それから、住民税非課税世帯のうち子育て世帯は、子ども1人で2万円と。こういうことは全部、市町で扱うんですか、県は全然関係がないんですか。

【小柳政策企画課企画監】 今、委員からお話がありました低所得者支援枠ということで3万円、2万円ということ、これは市町から各世帯にお配りすることになっております。

【小林委員】 そうすると、この3万円、2万円については、おおよそ何人ぐらいかというのは、県ではわからないわけですか。

【小柳政策企画課企画監】 すみません。その内訳については、把握をしておりません。

【小林委員】 そうすると、この3万円、2万円についての申請の仕方、どうすれば3万円、2万円が対象の方々に届くのか、どういう申請の方法をやるのか、これはどういうふうになっていますか。

【小柳政策企画課企画監】 市町ごとに各対象の方々にお伝えをして、それで申請を頂戴するという形になろうかと思っております。

【小林委員】 そうというのが一つのルールだろうと思うけれども、どんな申請の仕方をやっているのか。実際に対象者でも申請をしなくて、もらえるのにもらっていないというようなケースがあるかないか、この辺はどうですか。

【小柳政策企画課企画監】 対象となる方で実際申請されていない方については、すみません、私どもの方は直接把握をしていないところでございます。

【小林委員】 市町の仕事だから、そのところは理解をせんといかんと思うが、実際的にそう

いう対象で3万円、2万円というのは、大変ありがたい給付だと思うんです。

そういう点から考えていけば、そういう申請をするべき人が申請を面倒くさくて、あるいは知らなかったということで、気づかなかったということで申請をしてないと。せっかくのこれだけの交付金が、いわゆる空振りに終わるようなことがあってはならないと。

この点について県の方から市町に対して、そんなことがないようにというようなことを話し合うとか、指示を出すとか、そんなことはやるつもりはありませんか、ありますか。

【小柳政策企画課企画監】 直接的に何かということではありませんが、機会あるごとに市町の方には確実に個人のお手元に届くようにお話をしたいと思っております。

【小林委員】 そうしますと、3万円、2万円がいち早く対象の方々に、もちろん申請をしなければ届かないわけでしょうから、ぜひ一日も早く届くように市町にぜひとも取組を強化してもらうことを重ねてお願いをしたいと。そうせんとせっかくのこれだけの血税が生かされないということになりますから、お願いをしたいと思います。

それから、交通政策の方だけでも、いわゆる燃料費高騰によって影響を受けているところの公共交通事業者、それから貨物運送事業者、こういう方々に対して、これまで数回にわたって支援をしてきているけれども、この総額は大体どのくらいになってますか。

【鳥居次長兼交通政策課長】 交通事業者、それから貨物事業者に対するこれまでの支援の総額についてのお尋ねでございますが、こういった形の支援を入れるかによって総額の計算の仕方も変わってきますが、いわゆる交通事業者、貨

物事業者への事業継続の支援という形で集計しますと、令和2年度から新型コロナウイルス感染症の影響で輸送人員が大きく低下をしてしまい、収入が落ち込んでしまったところへの事業継続の支援ということで始めたところでございます。

その後、令和4年度の6月補正からは、コロナ禍に加えて燃油高騰に係る支援を行っておりまして、令和4年度の9月補正から貨物事業者に対しても実施しているというところで、その後、令和4年度の10月補正、それから令和5年度の6月補正、11月補正というところで交通事業者、貨物事業者に支援をしてきたところでございます。

そういったことで4年間支援してきております。その額を総計で申し上げますと、約75億4,000万円という状況でございます。

【小林委員】 この総額75億4,000万円ということが2回にわたって、それぞれ対象の事業者に渡っているわけだけでも、それは効果はどうですか、生きてますか。

【鳥居次長兼交通政策課長】 支援金という形でお渡ししているので、なかなか具体的に効果というのを申し上げるのは難しいところがございますが、我々の政策の目的、支援の目的が、事業継続支援金という形で実施させていただいておりますので、まさに事業が継続できているかというところが一つの指標になってこようかと考えております。

そういったところで申し上げますと、この支援金を始めた令和2年度の事業者からの申請件数、それから直近の令和5年度の11月補正で行った際の申請件数といったところを一つの指標として見てみますと、路線バス、貸切バス、鉄軌道、それから航路・航空路の対象事業者の申

請者数が、令和2年度は76事業者から申請がありまして、直近の令和5年度11月の補正予算では75事業者から申請があったというところでございます。タクシーと運転代行は数が多いので除いていますが、それ以外のところで申し上げますと76事業者だったのが75事業者というところで、一定程度、公共交通事業者の事業継続ができているというところで成果があったのではないかと考えているところでございます。

【小林委員】 今ご説明があったように、要は、これだけの例えば75億4,000万円、これまで2回の実績を、こういう金額で明らかになっているけれども、要は、そのお金は事業が継続しておけば、一応それは効果があったと、こういう受け止め方で進めていると。経営の内容がどうなっているかということについては、それは今言うように、ざっくり見て事業が倒産してないと、継続できているということであれば、その効果があったと、こういう受け止めでいいのか。もう一回、その点はどうですか。

【鳥居次長兼交通政策課長】 事業継続、それから経営内容というところまで成果として見るかというところのお尋ねと認識しております。

まず、大きくは公共交通事業者・貨物事業者の事業継続がしっかりできれば成果であると考えております。というのも、公共交通事業者、それから貨物事業者は、先ほどから申し上げているとおり、県民の生活の足、移動手段、それから生活物資の輸送を担っていただいているというところで、生活を支えていただく部分、まさに公共とついておりますので、公共の交通事業者としてサービスを提供し続けていただかなければいけないというところがありますので、事業者が無くなってしまつては、そのサービスが提供できなくなるので、とにかく事業を維持

してもらおうことがやっぱり一丁目1番地、どうしてもやっていかなければいけない部分という意味で、そこが維持できているということは、成果であると考えております。

経営内容はどうでもいいのかというところは、そこは結果的に事業が継続できるかどうかというところに直結してくる話かと思いたすので、そこは坂本委員からも、宮本委員からもお話があったように、しっかりと経営が続けられるよう安定させていくということが必要だと思いたす。

今回の支援金で十分にカバーできているかというのは、少し不十分な部分もあったかと思いたすけれども、今後、構造改革等も含めてしっかりと事業者の状況を見ながら必要な支援等を検討してまいりたいと考えております。

【小林委員】 課長、不十分とか、そういうような考え方じゃなくて、しっかりやってもらっているというありがたい気持ちは、我々も変わらんわけだよ。要は、業者の方々が、あるいは団体等、これは公共交通事業者、貨物の事業者の方々は助かっていると思うんだよ。これをいただいて助かりましたとか、もっとこうしてくださいとか、そういうような要望とか、その効果について、それぞれお話があっているのか、あっていないのか、そういうところを前回も聞いたけれども、さっきの坂本委員の質問を聞いておったら、なんか資料の文言が前回と全く一緒と、一字一句変わってないと、これは何じゃということになるわけだ。

だから、金は配るけれども、その効果を、事業が継続すればいいと、こういう見方は大したものだと思うけれども、やっぱりもうちょっと相手方も、これは国民の血税だから、そういう面から燃油の高騰といえども、事業継続を願っ

て、そういう血税が流れていると。そういう意味でどれだけの効果があったかとか、そういうところの意見の交換とか、そういうことが全くできてないような感じがするわけだよ。

だから、そういう点から考えてみても、効果はそれなりに上がっているといえども、中身については、もう少し感謝をしながら、やっぱり意見の交換をして、内容もそれなりの効果を、あるいは成果を十分把握してもらうようにぜひ要望しておきたいと。頑張ってもらっていることはわかっているから、そういうことを前回も申し上げたけれども、そのことを申し上げておきたいと思いたす。

以上です。

【石本分科会長】 ほかにございませんか

【吉村委員】 説明を受けて大体わかってはおるんですが、この構造も、もう何回目かだからわかっちゃおるんですけど、この11月補正、緊急経済対策445億円、このうちの国庫支出金が244億2,500万円、それから県債が180億9,600万円ということは、国は445億円の全額を出すからやってくれと、こう言うんじゃないくて、そのうちの約4割、180億円は県債で賄ってくれという話になるのかなと思って見とるんですが、そこら辺はどうですか。それと、この県債のその後の取扱いについても併せて答えていただければと思いたす。

【苑田財政課長】 ご指摘のとおり、今回の追加補正予算につきましては、国庫支出金約244億円以外のところで県債で180億9,000万円ほどの発行を予定いたしているところでございます。

この県債につきましては、補正予算に伴います地方債については、いわゆる補正予算債というのが活用できまして、通常、公共事業とかで

ありますと、いわゆる地方債の償還に対する交付税の戻りが18%ほどしかないんですけれども、この補正予算債につきましては、50%の交付税措置の戻りがございますので、非常に有利な形で、かつ事業が早期に執行できる形になっております。

今後の交付税の毎年度の決定の中で、こうしたものを含めてお願いをしまいたいですので、その見合いの分が国から後年度に措置される形となっております。

【吉村委員】 構造はわかりましたが、一緒に聞けばよかったんですけど、今年度の445億円と比較して、昨年度の総額は幾らで、その時の県債の額をお知らせいただきたいと思います。

【苑田財政課長】 今年度の445億円のうち県債が180億9,600万円でございます、昨年度の、令和5年度の同じく11月の追加補正をお願いしました時には、全体総額が455億円でございます、そのうち県債が176億4,900万円ということで、規模感としては、ほぼ同様の状況でございます。

【吉村委員】 規模感としては、ほぼ同額だけど、10億円多いわけね、総額で、昨年度がね。そして、県債が少なかった、今年度が増えておるわけね。ということは県債の負担率が上がったということになるんじゃないかなと思うけど、そこら辺は県としてはどういうふうに見ておりますか。

【苑田財政課長】 今回は、全体の補正予算の内訳のうち、いわゆる地方債を活用します公共事業費が383億円に對しまして、昨年度の11月補正の段階では公共事業が370億円といった状況でございました。こうした全体の事業費の関係もございまして、今回、県債が昨年度よりも5億円ほど増額されているという状況がございま

す。

【吉村委員】 よくわかりました。周りの状況というのは見えてきたんですけど、今日質問があった中で、まず、公共交通機関が何社、去年と比較して同じ数が残っておれば維持できたんだ、それが一つの成果だというふうに聞いてとったんですけど、それだけで成果、評価をされるのかというふうに考えるわけです。

なぜそう言うかというのと、この頃、新聞に何回も載りましたので皆さんも見ておられると思いますけど、営業路線の廃止がどんどん、どんどん進んでおります。これで非常に不便になっているわけですね。街中は不便にならないけど、外れたところは不便です、バスが来ません。会社自体は存続しています。しかし、その血管に当たる営業路線がだんだんと短くなっているわけです。それについて今後どのようにしていかなばいいかな、それと評価という点で、そこをどのように評価されるか、お尋ねしたいと思います。

【鳥居次長兼交通政策課長】 事業は継続しているけれども、路線廃止等が出ていることについての今後の対応、それから評価に関してのお尋ねでございます。

委員ご指摘のとおり、報道等もされておりますが、来年4月から西肥バスが一部の路線を廃止する予定となっております。西肥バスのケースで申し上げますと、運転士不足により路線の維持ができないということで、路線廃止あるいは減便等に踏み切る形になっているというふうにお伺いしております。

事業継続ができていても、サービスが提供できなくなってしまうのは公共路線として不十分ではないかというご指摘は、ごもっともかと考えております。

路線廃止、運転士不足に対しては、別途、今年度の当初予算でも事業費を計上しておりまして、運転士確保に向けた合同企業説明会、利用者の少ない路線バスについてコミュニティ交通への転換を図っていく市町へのイニシャルコストの支援といった施策を通じて運転士確保対策を講じているところでございます。

そういったところも併せて、今回の支援金で事業を継続していただきつつ、運転士不足に伴う路線廃止といったところには、運転士確保策を打ってしっかりと対応してまいりたいと考えております。

【吉村委員】まあまあわかりましたとも言えんことやけど、この緊急経済対策と、いわゆる当初予算、そこの考え方の構築の仕方が違うので、緊急経済対策では、そこら辺に踏み込んでやるということはできないということは、よくわかります。しかし、そこは頭に入れとってもらわんと、緊急経済対策の予算の中での独立した考え方での予算配分ということについては、やっぱり落ち度があるんじゃないか。そこら辺を、営業路線を短くしないための当初予算、いわゆる長崎県独自の考え方というのを説明の中にも当然入れておってほしいなというふうに思ったところです。

そこで、今度は3分の2の話になりますが、先ほど緊急経済対策の補正予算総額で昨年度と比較して10億円減額しておりますと。10億円、減額はしとるわけね。そして、県債は約5億円ぐらい増えとるわけね。この厳しい実情はわかるけど、先ほどからの説明を聞いとると、事業者の自助努力、これも当然やっていかんと、補助金頼りでは事業はうまく継続していかんわけですね。

ですから、やっぱりそこは促す意味も込めて

というふうなことは、わからんこともないけど、いきなり3分の2に減らします、考え方はこうですと言われても、それは辛さがありますよ、事業者もね。今回まではこうですけど、次の回はこうなりますから十分考えてくださいね、私たちも一緒に考えますからと、こういうふうな言い回しでやっていただくと事業者は非常にありがたい喜んでくれるんじゃないだろうか、また、準備も進むんじゃないだろうかと思うんじゃないけど、その点についていかがですか。

【鳥居次長兼交通政策課長】今回の支援単価の前回からの減額に関しての事業者への影響、急に減額することに関しての影響に関してのお尋ねでございます。

今回の減額に関しての考え方は、先ほど説明したとおりでございますので追加して説明することはございませんが、事業者に対しても、これまで業界団体の方と意見を交換する機会がありまして、そういった中でも支援金、給付金の形で支援ができるのは国の財源があるからこそであって、なかなか継続的にできるものではありませんよというところはお伝えはしてきたところでございます。

そういう中で、今回、国から補正予算という形で財源が確保できたというところで、引き続き、単価は減りますけれども、実施できたというふうに考えております。

そういった意味で支援金の減額についてはある程度、事前のアナウンス等はできてきたのかなと考えております。

【吉村委員】あなたの答弁は長いなと思って聞いている。答弁が長い時は言い訳なのよ、わかりますか。どうかして言い訳をせんばいかんと思うから答弁が長くなる。

そこを正として聞きますけど、やっぱり事業

者の育成というのも当然考えていかんばいかんとやから、そういうことで、そんなら来年度もまた経済対策が来た時には3分の2にしますからねとは言うとらんやっただろうと思います。

だから、そういうところの丁寧さを欠くと、せっかくもらっても喜んでくれらっさんという場面も出てきたりするわけけよ。せっかくなら、ありがたいと思ってもらう方が一番いいわけですから、そのためにやりよる事業ですから、そこを心がけてやってもらいたい。

最後に1つ、前から何回も言うんですが、貨物航路に1隻当たり5,800円、1,400円と支援金が出るのはありがたい。でも、貨物航路自体が非常に、ここも減ったりしとるわけよ。佐世保―上五島航路がまだまだ復活せんままだに現状に至っておるわけね。そして、その上五島のいわゆる小規模事業者である地域の小売店とかそういうところ、こういう支援金とかなんかで多少は潤うと言うたらなんか語弊があるけど、助かる面もあるけど、全体的には運賃が上がってきよる。それをどこがしわ寄せを受けるかというたら、そういう地方の小売店となるわけね。

だから、部局は違うけど、一緒になってそこら辺まで考えた一体的な政策というか、そういうのも産業労働部とかと一緒にやって地域振興部も考えてほしいなと思いますが、いかがでしょう。

【小川地域振興部長】交通事業者への支援につきまして、先ほどから各委員からご意見をいただいておりますが、私自身も各事業者の代表者の方とか、もしくは業界団体の皆様と色々な意見交換する中で、これまでの支援について大変ありがたかったというご意見もいただきながら、令和5年度の時点では、いわゆる翌年度以降の交付金等の見通しがなかったもので、多分これ

で終わりですよというようなお話を、あとは自分の力でしっかりと進めていってほしいというようなお話をさせていただいたところでございます。

そういう中で、当然、事業が継続できているかというだけじゃなくて、いわゆる単年度の収支の状況がどうなのかというのも数字としてもしっかりと押さえながら、私どもとしても支援を行ってきているという状況でございます。

もう1点が、いわゆる産業労働部との連携というお話がございましたが、今回の部分については各部局での給付的な事業というところで補正予算を計上させていただいていますので、今後の事業展開の中で、そういう要素についても産業労働部局とも話をしながら、どういう形ができるのかというのは協議してみたいと考えております。

【石本分科会長】ほかにご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第117号議案のうち関係部分は、原案のとおり、可決することにご異義ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【石本分科会長】ご異義なしと認めます。

よって、第117号議案のうち関係部分は、原案のとおり、可決すべきものと決定をされました。

しばらく休憩いたします。

— 午前11時20分 休憩 —

— 午前11時20分 再開 —

【石本分科会長】 分科会を再開いたします。

以上をもちまして、企画部、危機管理部、地域振興部関係の審査を終了いたします。

引き続き、総務部関係の審査を行います。

しばらく休憩し、11時30分より再開します。

— 午前11時20分 休憩 —

— 午前11時27分 再開 —

【石本分科会長】 分科会を再開いたします。

これより総務部関係の審査を行います。

予算議案を議題といたします。

総務部長より予算議案の説明を行います。

【中尾総務部長】 おはようございます。

総務部関係の議案についてご説明いたします。

総務部の「予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料」をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第117号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分であります。

今回の補正予算は、国において決定された「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」に沿った国の補正予算に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものであります。

歳入予算は、地方交付税1億5,787万2,000円の増、県債180億9,620万円の増、合計182億5,407万2,000円の増となっております。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【石本分科会長】 以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本分科会長】 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了します。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第117号議案のうち関係部分は、原案のとおり、可決することにご異義ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【石本分科会長】 ご異義なしと認めます。

よって、第117号議案のうち関係部分は、原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

— 午前11時29分 休憩 —

— 午前11時29分 再開 —

【石本分科会長】 分科会を再開します。

以上で本分科会関係の議案審査は、全て終了いたしました。

これ을もちまして、予算決算委員会総務分科会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

— 午前11時30分 閉会 —

総務委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

令和6年12月12日

総務委員会委員長 石本 政弘

議長 徳永 達也 様

記

1 議 案

番 号	件 名	審査結果
第 96 号 議 案	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例（関係分）	原 案 可 決
第 97 号 議 案	長崎県手数料条例の一部を改正する条例	原 案 可 決
第 98 号 議 案	長崎県税条例の一部を改正する条例	原 案 可 決
第 99 号 議 案	長崎県警察関係手数料条例の一部を改正する条例	原 案 可 決
第 102 号 議 案	当せん金付証票の発売について	原 案 可 決
第 103 号 議 案	契約の締結について	原 案 可 決
第 104 号 議 案	契約の締結について	原 案 可 決
第 105 号 議 案	契約の締結について	原 案 可 決
第 106 号 議 案	権利の放棄について	原 案 可 決
第 107 号 議 案	権利の放棄について	原 案 可 決
第 108 号 議 案	和解及び損害賠償の額の決定について	原 案 可 決

計 11件（原案可決 11件）

委 員 長 石 本 政 弘

副 委 員 長 富 岡 孝 介

署 名 委 員 小 林 克 敏

署 名 委 員 吉 村 洋

書 記 川村 恵

書 記 阿比留 祐太郎

速 記 (有)長崎速記センター